

国内競技規則 細則

国内競技規則 細則

目 次

自動車競技の組織に関する規定	96
名称に関する細則	117
公認競技会開催の手続きについて	119
J A F スポーツ資格登録規定	123
国際モータースポーツ競技規則付則 L 項	146
F I A 国際ドライバーライセンス規定の補足事項	203
アンチ・ドーピングに関する規定	207
国内スポーツカレンダー登録規定	216
自動車競技に関する申請・登録等手数料規定	221
全日本選手権競技会等の競技会審査委員に関する規定	232
2020年日本レース選手権規定	234
グランプリレース開催規定	244
2020年日本ラリー選手権規定	250
2020年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定	260
2020年 J A F カップオールジャパンジムカーナ／ ダートトライアル規定	274
2020年日本サーキットトライアル選手権規定	279
自動車登録番号標付車両によるレース開催規定	285
ラリー競技開催規定	293
ラリー競技開催規定 細則：ラリー競技会の組織許可に関する細則	299
細則：第 1 種アベレージラリー開催規定	303
細則：第 2 種アベレージラリー開催規定	311
細則：スペシャルステージラリー開催規定	321
スピード競技開催規定	369
スピード競技開催規定 細則：クローズド競技会開催要項	375
細則：サーキットトライアル競技開催要項	377

細則：ツイントライアル競技開催要項	379
細則：ドラッグレース競技開催要項	381
細則：ドリフト競技開催要項	392
細則：オートテスト開催要項	397
細則：ヒルクライム競技開催要項	400
スピード競技における旗信号に関する指導要項	404
講習会開設規定	405
J A F 登録車両規定	419
J A F 国内サーキットの公認に関する規定	421
J A F 国内スピード競技コースの公認に関する規定	430
J A F 登録クラブ地域協議会連絡会議	441

ただし下記の諸規則は別途発行しています。

- ・ J A F 国内競技車両規則
- ・ F I A 国際モータースポーツ競技規則・和訳版
- ・ F I A 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項・和訳版
- ・ F I A 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項・和訳版
- ・ J A F 国内カート競技規則集
- ・ 全日本レース選手権統一規則（各カテゴリー別）
- ・ 全日本ラリー選手権統一規則
- ・ 全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則
- ・ 全日本／地方／ジュニアカート選手権統一規則

自動車競技の組織に関する規定

1964年10月1日制	定	1994年5月20日改定施行	2006年10月4日改	正
1967年3月1日改	定	1994年10月13日改定施行	2006年12月1日施	行
1968年1月1日改	定	1994年10月13日改	2008年7月31日改	正
1970年1月1日改	定	1995年4月1日施	2009年1月1日施	行
1971年1月1日改	定	1996年2月6日改	2009年11月26日改正施行	
1974年7月1日改	定	1996年3月1日施	2014年1月30日改	正
1975年12月8日施	行	1996年5月21日改定施行	2014年4月1日施	行
1976年3月12日改	定	1996年12月3日改定施行	2014年7月31日改	正
1977年7月26日施	行	1997年7月24日改	2014年8月1日施	行
1978年9月27日改	定	1997年11月27日改	2018年3月22日改	正
1981年7月22日改	定	1998年1月1日施	2018年12月1日施	行
1985年5月8日改	定	1998年7月27日改		
1987年2月12日改	定	1999年1月1日施		
1990年1月1日改	定	1999年7月28日改		正
1990年10月23日改	定	1999年12月13日改		正
1991年10月23日改	定	2000年3月28日改		正
1992年7月21日改	定	2000年4月1日施		行
1992年9月1日施	行	2001年1月1日施		行
1993年7月21日改	定	2002年7月31日改		正
1993年9月1日施	行	2003年1月1日施		行

第1条 総則

一般社団法人日本自動車連盟(以下「J A F」という。)は、J A F 公認の下で行われる自動車競技会全般を統轄し、その組織に関し本規定を制定する。

第2条 クラブおよび団体の登録

- 自動車による競技会を開催しようとするクラブおよび団体は、F I A の国際モータースポーツ競技規則およびそれに基づいた J A F の国内競技規則ならびに諸規則を遵守する条件の下に、J A F に登録されなければならない。
- 登録クラブおよび団体は次の通りとする。
 - 1) 準加盟クラブ
 - 2) 加盟クラブ
 - 4) 準加盟団体
 - 5) 加盟団体
 - 7) 特別団体

3) 公認クラブ 6) 公認団体

3. すべての J A F 登録クラブおよび団体（特別団体を除く）は、当該地域の J A F 登録クラブ地域協議会に加盟することができる。
4. 登録に当たっては以下の事項に従って J A F に登録申請を行うものとする。ただし、J A F において不適当と判断した場合には、理由を示すことなく登録を拒否することがある。

本規定の各条件を満たしていない場合、あるいは諸規則に違反した場合は J A F の決定により登録を取り消される場合がある。

なお、J A F に登録を認められたクラブまたは団体には登録章を交付し、当該年度に有効な登録印が貸与される。

登録クラブまたは団体は、J A F への諸届出、諸申請等にはこの登録印による押印を必要とする。

当該クラブまたは団体が登録を取り下げ、または取り消されたときは、本登録印を速やかに J A F に返却しなければならない。

5. 申請後（登録後を含む。）、クラブ代表者を変更する場合およびクラブ代表者がクラブの申請資格に定めるクラブ代表者の要件（以下「代表者の要件」という。）を備えなくなった場合には、速やかにその旨を届け出ること。この場合において、新たにクラブ代表者となる者は、代表者の要件を備えていること。

クラブ代表者が代表者の要件を備えなくなった場合において、速やかに新たなクラブ代表者を届け出ることができない事情があるときは、その届け出を行うまでの間の当該クラブの運営の責任者を届け出ることにより、登録の要件を備えているとみなすこととする。この場合において、当該責任者は代表者の要件を備えていること。

1) 準加盟クラブ

〈申請資格〉

- (1) 自動車に関するクラブ活動を行っていること。
- (2) 所属クラブの会員のうち 7 名以上が J A F の国内競技運転者許可証 B 以上もしくは公認審判員許可証 B 3 級以上の所持者であること。

一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員として J A F に届出ることができる。

なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍としてJ A Fに登録されている者を除く。

- (3) クラブ代表者は申請クラブの会員であり、J A Fの国内競技運転者許可証B以上もしくは公認審判員許可証B 3級以上の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。

〈申請手続き〉

- (4) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「名称に関する細則」に従うこと。

① 新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

③ 降格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 加盟申請料
- (e) 年度登録申請料

- ④ 年度の途中で降格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料を必要としない。

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。
また、(c)は準加盟クラブの申請資格を充足させるためのものとする。

- (5) 更新申請は、更新年度の3月31日までに行うものとし、この期限までに更新申請を行わなかった場合は、準加盟クラブに関する一切の権利を消失するものとする。
- (6) 更新申請の際、加盟クラブから準加盟クラブへ降格申請する場合は、別途定める準加盟クラブの加盟申請料を納入すること。

〈登録の有効期限〉

- (7) 新規、更新申請共、準加盟クラブとして登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

〈特典〉

- (8) クローズド競技会を主催することができる。
所属会員は、当該クラブ会員証で所属するクラブが主催するクローズド競技会に参加することができる。
- (9) J A F 国内スポーツカレンダーに記載登録を行うことができる。
- (10) クラブ代表者は国内競技運転者許可証Bおよび公認審判員許可証B 3級を取得する資格を有すると判断した者をJ A F に推薦することができる。
ただし、J A F で審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。
- (11) Bライセンス講習会を開催することができる。
- (12) J A F 国内スピード競技コースの公認に関する規定に則って、競技コースの公認申請をすることができる。
- (13) J A F から自動車スポーツに関する情報を受けることができる。

2) 加盟クラブ

〈申請資格〉

- (1) 自動車に関するクラブ活動を行っていること。
- (2) 所属クラブの会員のうち15名以上がJ A F の国内競技運転者許可証B以上もしくは公認審判員許可証B 3級以上の所持者であること。
一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてJ A F に届出ることができる。

なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍としてJ A Fに登録されている者を除く。

注) 準加盟クラブとして登録していない場合でも加盟クラブの申請を行うことができる。

- (3) クラブ代表者は申請クラブの会員であり、J A Fの国内競技運転者許可証B以上もしくは公認審判員許可証B 3級以上の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。

〈申請手続き〉

- (4) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「名称に関する細則」に従うこと。

① 新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

③ 昇格または降格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 加盟申請料
- (e) 年度登録申請料

- ④ 年度の途中で昇格または降格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料を必要としない。

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

また、(c)は加盟クラブの申請資格を充足させるためのものとする。

- (5) 更新申請は、更新年度の3月31日までに行うものとし、この期限までに更新申請を行わなかった場合は、加盟クラブに関する一切の権利を消失するものとする。
- (6) 申請の際、準加盟クラブから加盟クラブへ昇格申請する場合は、別途定める加盟クラブの加盟申請料を納入すること。

〈登録の有効期限〉

- (7) 新規、更新申請共、加盟クラブとして登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

〈特典〉

- (8) 準加盟クラブの特典のほかに以下の各項の特典がある。
- (9) ラリーおよびスピード競技については国内格式までの公認競技会、レースについては準国内格式までの公認競技会を主催することができる。ただし、J A Fの組織許可を必要とする。

なお、公認競技会を主催するに当たって、すべての経費の支弁能力を有すること。

- (10) クラブ代表者は公認審判員許可証B 2級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。

ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。

- (11) Aライセンス講習会および公認審判員講習会を開催することができる。
- (12) 前記の公認競技会の開催に関して登録クラブおよび団体相互の協力を求めることができる。
- (13) J A F国内レーシングコースの公認に関する規定に則って、競技コースの公認申請をすることができる。
- (14) 実績によって公認クラブへの昇格申請を行うことができる。

3) 公認クラブ

〈申請資格〉

- (1) 加盟クラブとして5年間以上継続して活動しており、かつ国内格式以上の競技会を主催することを目的としている。

自動車競技の組織に関する規定

- (2) 所属クラブの会員のうち50名以上がJ A Fの国内競技運転者許可証B以上または公認審判員許可証B 3級以上の所有者で、そのうち40名以上は、J A Fの国内競技運転者許可証A以上もしくは公認審判員許可証A 2級またはA 1級の所持者であること。

一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてJ A Fに届出ることができる。

なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍としてJ A Fに登録されている者を除く。

- (3) 申請時から遡って3年間以内に、下記①、②の条件を含めて準国内格式以上の公認競技会を10回以上主催した実績があること。

なお、当該クラブを含む3つ以内の登録クラブ（団体を含む）が共催した公認競技会に限り、主催した実績として認める。

① 準国内格式以上のJ A F公認レース競技会を3回以上主催

② J A F選手権競技会を3回以上単独主催

なお、①と②が重複した競技会の場合は1回と数える。

ただし、公認クラブ昇格申請を行い却下されたことがあるクラブの場合は、その却下日から1年間以上経過した後でなければ昇格の再申請はできない。

- (4) クラブ代表者は申請クラブの会員であり、J A Fの国内競技運転者許可証A以上もしくは公認審判員許可証A 2級またはA 1級の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。

〈申請手続き〉

- (5) 昇格申請の場合：

① 昇格申請の提出書類および申請料

(a) 所定の様式による登録申請書

(b) クラブの会則

(c) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
(上記〈申請資格〉(3)の実績を記すこと)

(d) 所定の様式によるクラブ員名簿

(e) 公認クラブ昇格申請料

② 年度の途中で昇格を認められた年度に関しては新たに年度登

録申請料を必要としない。

(6) 更新申請の場合：

① 更新の成立条件

更新申請の前年度の1月から同年12月の間に、下記(a)～(c)のいずれか一つの実績があること。

(a) 準国内格式以上の公認競技会を2回以上単独主催

(b) 全日本レース選手権競技会もしくは国際格式のJ A F 公認競技会を2回以上主催

(c) 準国内格式以上の公認競技会を単独主催1回と全日本レース選手権競技会もしくは国際格式のJ A F 公認競技会を1回主催

なお、(b)と(c)については、当該クラブを含む3つ以内の登録クラブ（団体を含む）が共催した公認競技会に限り、主催した実績として認める。

② 更新申請の提出書類および申請料

(a) 所定の様式による登録申請書

(b) クラブの会則

(c) 前年度の活動実績（上記①の実績を記すこと）

(d) 所定の様式によるクラブ員名簿（上記〈申請資格〉(2)の条件を満たすこと）

(e) 年度登録申請料

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。
また、(d)は公認クラブの申請条件を充足させるためのものとする。

③ 更新申請に際しJ A Fは、更新の適否を判定するため、下記(9)①②について調査および審査を行う場合がある。

④ 更新申請は、更新年度の3月31日までとし、この期限までに更新申請を行わなかった場合は、公認クラブに関する一切の権利を消失するものとする。

(7) 更新申請の際、公認クラブから、加盟クラブまたは準加盟クラブに降格申請する場合は、別途定める加盟クラブまたは準加盟クラブの加盟申請料を納入すること。

〈登録の有効期限〉

- (8) 昇格、更新申請とも、公認クラブとして登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

〈昇格審査〉

- (9) 昇格申請受付後、J A Fは当該クラブが主催した競技会に関するカレンダー登録申請書、組織許可申請書、競技会審査委員会報告書等を参考として、下記事項についての調査および審査を行う。
- ① モータースポーツ活動全般にわたる諸規則の遵守と義務行為の履行について。
 - ② 国内格式以上の競技会を主催するに当たっての、当該クラブの組織運営能力について。
- (10) 前項による審査の結果、昇格が適切と判断された場合、さらに当該クラブが主催する競技会において前項①②についての現地査察を実施した上で、昇格の適否を最終的に判定する。

〈特典〉

- (11) 加盟クラブの特典のほかに以下の各項の特典がある。
 - (12) すべての公認競技会を主催することができる。ただし、J A Fの組織許可を必要とする。
 - (13) クラブ代表者は、国際競技運転者許可証Aおよび公認審判員許可証1級まで、取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。
- ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。

表1 登録クラブの加盟申請料および年度登録申請料 (消費税込)

	加 盟 申 請 料	年度登録申請料
準加盟クラブ	8,400円	19,100円
加盟クラブ	8,400円	19,100円
公認クラブ	昇格申請料 96,000円	138,800円

4) 準加盟団体 〈申請資格〉

- (1) 自動車スポーツに貢献する事業目的をもつ法人または J A F が認めた団体であること。
- (2) 責任者は J A F の個人会員であること。

〈申請手続き〉

- (3) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

① 新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 自動車スポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注）(b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

- ③ 更新申請は、更新年度の3月31日までとし、この期限までに更新申請を行わなかった場合は、準加盟団体に関する一切の権利を消失するものとする。

〈登録の有効期限〉

- (4) 新規、更新申請とも、準加盟団体として登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

なお、当該法人または団体の解散および組織が消滅した場合は一切の権利も消失するものとする。

〈特典〉

- (5) J A F から自動車スポーツに関する情報を受けることができ

る。

- (6) 自動車競技に関する各種用品、備品の公認申請をすることができる。
- (7) J A F 登録車両規定に定める登録車両の申請をすることができる。

5) 加盟団体

〈申請資格〉

- (1) 自動車スポーツに貢献する事業目的をもつ法人または J A F が認めた団体であること。
- (2) 公認審判員許可証 2 級以上もしくは国内競技運転者許可証 B 以上の所持者が 1 名以上所属していること。また、責任者は J A F の個人会員であること。

〈申請手続き〉

- (3) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

① 新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 自動車スポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注) (b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

- ③ 更新申請は、更新年度の 3 月 31 日までとし、この期間までに

更新申請を行わなかった場合は、加盟団体に関する一切の権利を消失するものとする。

〈登録の有効期限〉

- (4) 新規、更新申請とも、加盟団体として登録された年度の12月31日までを有効期限とする。なお、当該法人または団体の解散および組織が消滅した場合は一切の権利も消失するものとする。

〈特典〉

- (5) 準加盟団体の特典のほかに次の各項がある。
- (6) J A F国内スポーツカレンダーに記載登録を行うことができる。
- (7) 準国内競技までの公認競技会を主催することができる。
ただし、公認競技会を主催するに当たっては、すべての経費の支弁能力を有すること。
- (8) 実績によって公認団体への昇格申請を行うことができる。
- (9) 代表者は、公認審判員許可証B 3級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。
ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。
- (10) J A F国内レーシングコースの公認に関する規定およびJ A F国内スピード競技コースの公認に関する規定に則って、競技コースの公認申請をすることができる。
- (11) Bライセンス講習会、Aライセンス講習会および公認審判員講習会を開催することができる。

6) 公認団体

〈申請資格〉

- (1) 加盟団体として自動車を通じてスポーツ活動を行っている法人また団体であり、かつ国内格式以上の競技会を開催することを目的としていること。
- (2) 公認審判員許可証Aもしくは国内競技運転者許可証A以上の所持者が1名以上所属していること。また、責任者はJ A Fの個人会員であること。
- (3) 申請時から遡って3年以内に、国際格式のJ A F公認競技会もしくは全日本レース選手権競技会を3回以上主催した実績を含み、準国内格式以上のJ A F公認競技会を10回以上主催した実績があ

ること。

なお、当該団体を含む3つ以内の登録団体（クラブ含む）が共催した公認競技会に限り、主催した実績として認める。

ただし、公認団体昇格申請を行い、却下されたことがある団体の場合は、その却下日から1年間以上経過した後でなければ昇格の再申請はできない。

〈申請手続き〉

(4) 昇格申請の場合：

- ① 昇格申請の提出書類および申請料
 - (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) 当該団体の経歴書（上記〈申請資格〉(3)の実績を記すこと。）
 - (c) 定款
 - (d) 役員名簿
 - (e) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
 - (f) 自動車スポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
 - (g) 公認団体加盟申請料
- ② 昇格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料を必要としない。

(5) 更新申請の場合：

- ① 更新の成立条件

更新申請前年度の1月から同年12月の間に、準国内格式以上のJ A F 公認競技会を1回以上主催していること。
- ② 更新申請の提出書類および申請料
 - (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) 前年度の活動実績（上記①の実績を記すこと）
 - (c) 定款
 - (d) 役員名簿
 - (e) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
 - (f) 公認団体年度登録申請料

注）(c)・(e)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。
- ③ 更新申請に際しJ A F は、更新の適否を判定するため、下記

(8)①②について調査および審査を行う場合がある。

④ 更新申請は、更新年度の3月31日までとし、この期間までに更新申請を行わなかった場合は、公認団体に関する一切の権利を消失するものとする。

(6) 更新申請の際、公認団体から加盟団体に降格申請する場合は、別途定める加盟団体の加盟・年度登録申請料を納入すること。

〈登録の有効期限〉

(7) 昇格、更新申請とも、公認団体として登録された年度の12月31日までを有効期限とする。なお、当該法人または団体の解散および組織が消滅した場合は一切の権利も消失するものとする。

〈昇格審査〉

(8) 昇格申請受付後、J A Fは当該団体が主催した競技会に関するカレンダー登録申請書、組織許可申請書、競技会審査委員会報告書等を参考として、下記事項についての調査および審査を行う。

① モータースポーツ活動全般にわたる諸規則の遵守と義務行為の履行について

② 国内格闘以上の競技会を主催するに当たっての、当該団体の組織能力の有無について

(9) 前項による審査の結果、昇格が適切と判断された場合、さらに当該団体が主催する競技会において前項①②についての現地査察を実施した上で、昇格の適否を最終的に判定する。

〈特典〉

(10) 加盟団体の特典のほかに次の各項がある。

(11) すべての公認競技会を主催することができる。ただし、J A Fの許可を必要とする。

(12) 代表者は公認審判員許可証1級まで、取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。

ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければ発給されない。

7) 特別団体

〈申請資格〉

(1) 公認競技会を主催する目的以外の自動車スポーツの発展に寄与・貢献することを趣旨とし、自動車を製造もしくは販売する業

者。

〈申請手続き〉

- (2) ① 新規申請の場合：所定の様式による登録申請書に加盟申請料および年度登録申請料を添えて申し込むこと。
- ② 更新の場合：所定の様式による登録申請書に年度登録申請料を添えて申し込むこと。
- (3) 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効とし、更新の申請手続きは原則として3月31日までにを行うものとする。
- (4) 新規登録申請および更新の申請手続きに当たっては次の書類を提出すること。
 - ① 定款
 - ② 役員名簿

注) 更新申請においては従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

〈特典〉

- (5) 記録挑戦をはじめとするテストおよびトライアルを主催する資格を有する。
- (6) J A Fから自動車スポーツに関する情報を受けることができる。
- (7) 代表者は国際競技運転者許可証Aまでの取得有資格者を推薦することができる。ただし、国際競技運転者許可証については、J A Fで審査を受け、承認された者でなければ発給されない。
- (8) 車両公認および登録車両の申請をすることができる。
- (9) 更新登録を行わなかった場合は、加盟に関する一切の権利も消失するものとする。

表2 登録団体の加盟申請料および年度登録申請料

(消費税込)

	加 盟 申 請 料	年度登録申請料
準加盟団体	106,700円	160,200円
加盟団体	106,700円	192,000円
公認団体	213,400円	373,600円
特別団体	213,400円	747,400円

第3条 競 技 会

自動車競技会の呼称、格式および競技結果の賞典等は、下記によるものとする

1. 競技会の呼称

日本国内で組織される競技会において、グランプリまたは選手権および全日本または全国の呼称はJ A Fによって統制され、その許可がなければ使用することができない。国際および世界の呼称はF I Aによって統制されている。上記の呼称は英語またはその他の外国語での呼称あるいは同意語、略称などについても同様に許可を必要とする。また、選手権規定に則っていない競技にチャンピオンの呼称を使用する場合は、オーガナイザー一名を冠し、同様に許可を必要とする。

2. 競技会の格式

競技会の格式を下記の通り分類する。

1) 国際競技

国際モータースポーツ競技規則第2条および国内競技規則2-10条に定義された競技。

2) 国内競技

- (1) 国内競技：国内競技規則2-11条に定義された競技で全国規模で開催するもの。全日本および地方選手権競技ができる。
- (2) 準国内競技：国内競技規則2-11条に定義された競技で全国規模で開催するもの。地方選手権競技ができる。
- (3) 地方競技：国内競技参加者許可証および国内競技運転者許可証の所持者のみに参加が許される競技。

ただし、ラリー競技については、国際競技運転者許可証の所持者の参加が許される。

- (4) クローズド競技（国内競技規則2-13）：競技の主催クラブに所属する会員のみに参加が許される競技。なお共催の場合は3クラブ以内とする。

表 3 格式の定義に関する解説表（国内競技）

項目 格式	競 技 種 目	地域区分	ライセンス の制限	競技会の制限 (選手権の対象)
国 内	レ ー ス	全 国	国際・国内	全日本選手権 まで
	ラ リ ー	〃	〃	
	スピード競技	〃	〃	
準 国 内	レ ー ス	全 国	国際・国内	地方選手権 まで
	ラ リ ー	〃	〃	
	スピード競技	〃	〃	
地 方	レ ー ス	全 国	国内のみ	選手権は開催 できない
	ラ リ ー	〃	国際・国内	
	スピード競技	〃	国内のみ	
クローズド	レ ー ス	競技の主催クラブに 所属する会員のみに 参加が許される競技		
	ラ リ ー			
	スピード競技			

3. 制限付競技（国内競技規則 2 - 12）

上記国際競技・国内競技以外の条件を満たす競技をいい、特定の条件に従って行われるもの、例えば特殊構造の車両の参加を制限した競技。またオーガナイザーから招待を受けた競技者のみが参加して行う競技。ただし、特定のクラブを招待して行う場合は、その招待クラブは5クラブを越えてはならない。

4. 競技における賞

国内および国際競技会の場合、原則としてオーガナイザーが授与する賞金、賞品あるいはスターティングマネーなどの総額は、金額にして次の額を下回らないものとする。

競技会の区分	レース	スピード競技およびラリー
国 内	総 額 50万円	総 額 10万円
国 際	〃 300万円	〃 30万円

第 4 条 競技会の組織許可

1. 自動車競技とは、自動車が参加して行う競技的な性格をもつ行事、

あるいは成績の発表をすることによって、競技的な性質をもつ行事であるが、F I Aの国際モータースポーツ競技規則およびJ A Fの国内競技規則に自動車スポーツとして定義される以下の各行事は、すべてJ A Fの組織許可を必要とする。

ただし、J A F登録クラブが主催するスピード競技のクローズド格形式競技は、J A Fに届出を行うことにより、組織許可は免除される。

- 1) 国内競技規則2-14条第1)項第1類ラリー
 - 2) 国内競技規則2-16条のレース
 - 3) 国内競技規則2-17条のスピード競技(クローズドを除く)
2. 以下の各行事はJ A F国内競技規則の特別除外例として組織許可は必要としない。
- 1) 国内競技規則2-14条第2)項のツーリング集会
 - 2) 順位の判定に速度を要素としない行事
 - 3) エコノミーラン
 - 4) 交通安全コンテスト
 - 5) その他娯楽的な要素を主目的とした行事等

ただし、上記各項に該当すると思われる行事でもJ A Fにおいて競技と判定されるものを除く。

3. 組織許可を必要とする行事はJ A Fの国内競技規則および諸規則に準拠して作成された競技会特別規則書に従って開催されなければならない。
4. 競技会の審査：組織許可を必要とする行事は、2名以上の競技会審査委員の任命を必要とする。

競技会審査委員長は、主催するクラブまたは団体の所属員であってはならず、その資格は次に掲げる各項のいずれかに該当している者でなければならない。

- 1) 公認審判員1級の資格所持者
 - 2) モータースポーツ審議会委員およびモータースポーツ専門部会委員
 - 3) スポーツ資格登録者で、J A Fが特に認めたもの
5. 無線機器の使用
- 1) 競技会参加者またはオーガナイザー等が無線機器を使用する場合は、電波法に従った無線機器を使用しなければならない。
 - 2) 違法無線機器を使用した者は、国内競技規則4-3の違反として

罰則が適用される。

- 3) 競技会オーガナイザーは、当該競技会特別規則に上記1) および2) の条文を記載するとともに、競技会開催に当たっては電波法に従った無線機器を使用するよう管理すること。

第5条 競技日程

競技会の日程はすべてJ A Fによって承認され、かつJ A F国内スポーツカレンダーに登録されねばならず、国際競技はF I A国際スポーツカレンダーに登録されねばならない。登録申請はJ A Fが指定する日時までに所定の方法でJ A Fに提出するものとする（J A F国内スポーツカレンダー登録規定を参照）。

第6条 競技日程の調整

国内にて各登録クラブおよび団体が開催する競技日程の割り振りについてはJ A Fが調整する。

第7条 提出書類

競技を主催する登録クラブおよび団体はJ A Fに下記の書類を提出しなければならない。競技場の使用許可証の提示を要求された場合には競技場所有者の使用許可証の写しを提出しなければならない。

1. 準国内競技、地方競技のすべて、およびクロズド競技のレースの場合には次の書類を提出する。
 - 1) 所定の様式の組織許可申請書と特別規則書の草案1部を競技開催日の1ヵ月前まで。
 - 2) J A Fが許可した特別規則書の印刷したもの1部を参加受け付け開始の2日前まで。
2. 国内競技の場合には次の書類を提出する。
 - 1) 所定の様式の組織許可申請書と特別規則書の草案1部を競技開催日の2ヵ月前まで。
 - 2) J A Fが許可した特別規則書の印刷したもの1部を参加受け付け開始の2日前まで。
3. 国際競技の場合には次の書類を提出する。
 - 1) 所定の様式の組織許可申請書と特別規則書の草案1部を競技開催

日の４ヵ月前まで。

- 2) J A Fが許可した特別規則書の印刷したもの１部を参加受け付け開始の２日前まで。
4. ラリー競技会の場合は、ラリー競技会組織に関する規定に従うこと。
5. 記録挑戦を含む競技のときには、前項１、２、３項の書類のほかに挑戦種目の明細書を添えて提出する。
6. 競技会の終了後14日以内に次の書類を提出する。
 - 1) 公式プログラムまたは競技参加者名簿および競技役員名簿各１部
 - 2) 公式通知、ロードブックまたはルートカードなど各１部
 - 3) 暫定または最終決定の成績表１部

第８条 保 険

1. レース競技に関する保険

レース競技会のオーガナイザーは、保険に関し、下記の措置をとらなければならない。

またオーガナイザーは、下記の保険の加入について競技会審査委員会に報告しなければならない。

1) 観客に対する保険

オーガナイザー（または施設所有者）は、競技会開催期間中、観客に対し、競技の事故による観客の死亡あるいは傷害について、最低１人当たり500万円以上の傷害保険を付保しなければならない。

2) 競技者に対する保険

(1) オーガナイザーは、競技会に出場するドライバーおよびピット要員に対し、１人当たり100万円以上のレース傷害保険を付保しなければならない。

(2) 競技参加者は、ドライバーおよびピット要員が、上記の規定によりオーガナイザーが付保するレース傷害保険を含め、ドライバーに対しては総額1,000万円以上、ピット要員に対しては総額500万円以上の有効な保険に加入していることを大会事務局に申告しなければならない。

3) 競技役員に対する保険

(1) オーガナイザーは、競技役員のうち、コース上またはこれと類似の場所で役務につく役員に対し、１人当たり100万円以上のレ

自動車競技の組織に関する規定

ース傷害保険を付保しなければならない。

- (2) 競技役員は、上記のオーガナイザーが付保するレース傷害保険を含め総額500万円以上の有効な保険に加入していることを、大会事務局に申告しなければならない。

2. スピード競技に関する保険

スピード競技会（クローズド格式は除く）のオーガナイザーは、保険に関し、下記の措置をとらなければならない。

またオーガナイザーは、下記の保険の加入について競技会審査委員会に報告しなければならない。

1) 観衆に対する保険

オーガナイザー（または施設所有者）は、競技会開催期間中、観衆に対し、競技の事故による観衆の死亡あるいは傷害について、最低1人当たり300万円以上の傷害保険を付保しなければならない。

2) 競技役員に対する保険

オーガナイザーは、競技役員のうち、コース上またはこれと類似の場所で役務につく役員に対し、1人当たり100万円以上のスピード競技に有効な傷害保険を付保しなければならない。

第9条 本規定の施行

本規定は、2018年12月1日より施行する。

名称に関する細則

1969年5月22日制定
1979年12月21日改定
1981年3月13日改定
1990年10月23日改定施行
2011年11月24日改正施行
2012年3月29日改正施行

第1条

クラブおよび団体が、J A Fに新規登録する名称を以下の通り規定する。

第2条

原則として、次の各項に該当する名称では申請することができない。

1. F I AおよびF I A加盟のA S Nの名称および略称など。
2. J A Fに登録済みのクラブおよび団体の名称および略称。
ただし、当該クラブおよび団体の同系であり、支部地名等の属称を付し、かつ名称使用の同意を得た場合は、この限りでない。
3. 著名な商品名、会社名およびその他これに類似の名称。ただし、当該会社と直接または間接に関係があり、かつ名称使用の同意書があれば、この限りではない。
4. 連盟 (Federation)、協会 (Association)、組合 (Union) など、およびこれとの同義語など。
5. 日本、世界、国際、アジア、極東、ナショナル、ロイヤル、インペリアル、太平洋などの誇大名称、およびこれとの同義語など。

第3条

1. 新規登録の場合、第2条の各項に該当する以外の名称であっても社会通念上奇異に感じられる名称、ならびに実質と内容が伴わない名称については、登録を認めない場合がある。
2. 第2条の各項に該当する名称であっても、当該クラブまたは団体の

名称に関する細則

実績および活動内容等を審査のうえ登録を認める場合がある。

3. 更新登録の場合、既登録クラブまたは団体において、名実が相反する場合は、改称を求める場合がある。

第4条

クラブおよび団体の名称は、漢字、片仮名、平仮名、ローマ字および数字のいずれかをを用いた組み合わせによって表示されなければならない。

なお、略称はローマ字で示すこととし地名を付記するものはこの限りでない。

第5条

クラブ、団体が新規に登録する際は、名称の由来についての説明書を添付しなければならない。

第6条

J A Fに登録済みのクラブ、団体の名称変更の申請があれば、これを審査し、実績ならびにその内容が伴うものと判断した場合は、これを許可することがある。

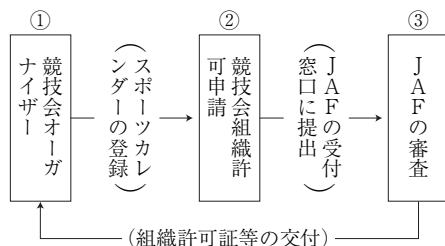
第7条

本細則は、2012年3月29日より施行する。

公認競技会開催の手続きについて

J A F の公認競技会を主催しようとするクラブ、団体は、前もって J A F の組織許可を受けなくてはならない。この競技の組織許可の申請手続きについては、「自動車競技の組織に関する規定」、また、この規定と合わせて、ラリー競技については「ラリー競技開催規定」、スピード競技については「スピード競技開催規定」に定められた規則に従って行うことになっているが、その申請手続きの要点を下記にまとめて示したので、上記規定と合わせて参照のこと。

なお、スピード競技のクローズド格式の競技会は「届出競技」のため、J A F スポーツカレンダー登録ならびに組織許可申請を必要としない。



J A F の公認競技会を主催するにはあらかじめ J A F に登録されているクラブ、団体に限られる。登録クラブ、団体は、表 1 に示したその登録種別に応じた格式の競技会を開催する資格がある。

〔ラリーについては、「ラリー競技開催規定・細則：ラリー競技会の組織許可に関する細則」を参照のこと。〕

表 1

登録クラブ団体の種別	開催できる競技会の格式
準加盟クラブ	クローズド
加盟団体	準国内、地方
加盟クラブ	準国内、地方、クローズド、 国内(レースを除く)
公認団体	すべての格式の競技会 (クローズド競技を除く)
公認クラブ	すべての格式の競技会

① → ②

競技会のオーガナイザーである当該登録クラブ、団体は競技会の組織許可申請を J A F に提出する前に、あらかじめその競技会が J A F スポーツカレンダーに登録してあることが必要である。(国内スポーツカレンダー登録規定参照)

② → ③

組織許可申請は表 2 の通り組織許可申請書 (J A F 所定の用紙) と競技会特別規則書の草案と組織許可申請料を添えて J A F の窓口に提出すること。

表 2 競技会を主催する場合の提出書類一覧表
(各提出書類を 1 部ずつ提出のこと)

競技の格式	提 出 書 類	提 出 期 限
(1)準国内競技 地方競技 クローズド (注1)	組 織 許 可 申 請 書	開催日の1ヵ月前
	特 別 規 則 書 (草 案)	開催日の1ヵ月前
	コース許可証、コース図、査察報告書の写し (スピード競技のみ)	開催日の1ヵ月前
	特 別 規 則 書	参加受け付け開始の2日前
(2)国内競技	組 織 許 可 申 請 書	開催日の2ヵ月前
	特 別 規 則 書 (草 案)	開催日の2ヵ月前
	特 別 規 則 書	参加受け付け開始の2日前
(3)国際競技	組 織 許 可 申 請 書	開催日の4ヵ月前
	特 別 規 則 書 (草 案)	開催日の4ヵ月前
	特 別 規 則 書	参加受け付け開始の2日前
前記各項に該当	公式プログラム(または参加者名簿)、役員名簿、公式通知、ロードブック(またはルートカード)、成績表	競技会終了後14日以内
スピード競技のクローズド	開 催 届 け	開催日の14日前

注1) スピード競技のクローズド格式競技会を除く

注) その他

- 全日本および地方選手権については、日本選手権規定を参照のこと
- 〈道路を使用する競技〉◎権威ある機関で測定した地図に基づくコース測定値
 〈テストを含む競技〉◎テスト種目の詳細書
 〈公道を使用する競技〉◎道路使用に関する警察当局の許可書の写し
 〈リブレ車両の競技を含む場合〉◎リブレ車両規則の草案を1部、所定の組織許可申請提出期限のさらに2ヵ月前に提出のこと。

表3 日本選手権競技会の組織許可申請提出期限

レース：

(1)全日本選手権（国際競技）	開催日の4ヵ月前
(2)〃（国内競技）	開催日の3ヵ月前
(3)地方選手権	開催日の2ヵ月前

ラリー：

(1)全日本選手権	開催日の3ヵ月前
(2)地方選手権	開催日の2ヵ月前

スピード競技：

(1)全日本選手権	開催日の3ヵ月前
(2)地方選手権	開催日の2ヵ月前

J A F スポーツ資格登録規定

1977年 9 月27日制	定	2000年 4 月 1 日施	行	2014年 4 月 1 日施	行
1978年 9 月27日改	定	2000年 8 月 1 日改正	施行	2014年11月27日改	正
1980年12月 2 日改	定	2000年10月26日改	正	2014年12月 1 日施	行
1981年 7 月22日改	定	2000年11月 1 日施	行	2015年 7 月30日改	正
1982年11月24日改	定	2001年 1 月 1 日施	行	2015年11月 1 日施	行
1983年 2 月17日改	定	2001年 3 月30日改	正	2017年 7 月27日改	正
1984年 2 月16日改	定	2001年 5 月 1 日施	行	2017年11月 1 日施	行
1984年 7 月18日改	定	2001年10月19日改	正	2018年 7 月25日改	正
1990年 1 月 1 日改	定	2001年11月 1 日施	行	2019年 1 月 1 日施	行
1990年10月23日改	定	2002年 7 月31日改	正		
1993年10月20日改	定	2003年 1 月 1 日施	行		
1993年12月 2 日施	行	2004年 8 月 3 日改	正		
1994年10月13日改	定	2004年10月 1 日施	行		
1995年 4 月 1 日施	行	2005年 8 月 2 日改	正		
1995年10月 5 日改	定	2005年11月 1 日施	行		
1996年 1 月 1 日施	行	2006年 8 月 6 日改	正		
1996年12月 3 日改	定	2006年11月 1 日施	行		
1997年10月23日改	定	2006年11月30日改正	施行		
1997年11月27日改	定	2008年11月27日改正	施行		
1998年 1 月 1 日施	行	2011年 1 月 1 日改正	施行		
1998年 7 月27日改	定	2011年11月24日改	正		
1999年 1 月 1 日施	行	2012年 4 月 1 日施	行		
1999年 7 月28日改	正	2012年11月29日改	正		
1999年10月22日改	正	2013年 1 月 1 日施	行		
2000年 3 月28日改	正	2014年 1 月30日改	正		

第 1 章 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、自動車競技に参加する参加者および運転者ならびに審判員のために国際自動車連盟（以下「F I A」という。）の国際モータースポーツ競技規則および J A F の国内競技規則に準拠して J A F スポーツ資格登録規定を定め、許可証を発給する。

本規定に基づき許可証の発給を受ける者は、J A F の個人会員でなければならぬ。ただし、本規定に基づき満18歳未満の者が許可証の取得を認

められる場合は、この限りではない。

なお、国際競技運転者許可証の発給を受ける者は、F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則L項に従うものとする。

第2章 許可証の種類

J A Fは、次の許可証を本規定に従って発給する。

1. 競技許可証
2. 公認審判員許可証
3. エキスパートライセンス

第3章 競技許可証

第1条 競技許可証の種類と有効な競技会

1. 競技許可証の種類は、次の通りとする。

1) 国際許可証

- (1) 国際競技運転者許可証（A、B、C、R、ドラッグレース、ソーラーカー）
- (2) 国際競技参加者許可証

2) 国内許可証

- (1) 国内競技運転者（兼参加者）許可証（A、B）
- (2) 限定国内競技運転者許可証A
- (3) 国内競技参加者許可証

なお、許可証上の所持者名は、国際許可証の場合はローマ字を用い、国内許可証の場合はカタカナ、またはローマ字を用いる。

また、競技運転者許可証について、国内競技規則8-11により仮名の使用が認められた場合でも、本名を併記しなければならない。

2. 競技許可証ごとに有効な競技は、別に定める場合を除き、次の通りとする。

なお、競技運転者許可証の等級は、国際スーパーライセンス（F I Aが発行する）を最上位とし、以下、国際A、B、C、R、国内A、Bの順とし、上位の許可証は下位の許可証が有効なすべての競技に有効である。

1) 国際競技運転者許可証

許可証の種類	有効な競技 (FIAによる分類)
スーパーライセンス	F1世界選手権
A	パワーウェイトレシオが1 kg/hp以下のすべての車両に必要。
B	パワーウェイトレシオが1 kg～2 kg/hp間のすべての車両、および F I A W T C C 選手権に必要。
C	パワーウェイトレシオが2 kg～3 kg/hp間のすべての車両 (上述の車両を除く)、および F I A オートクロス、ラリークロス、トラック選手権に必要。
R	国際格式のラリー、クロスカントリー、ヒルクライム
ドラッグレース	国際格式のドラッグレース (参加できる車両タイプごとに5種類の許可証がある。本規定第4条参照)

2) 国際競技参加者許可証

F I A 国際スポーツカレンダーに登録された競技会および J A F 公認の国内格式以下の競技会に競技参加者として有効である。

3) 国内競技運転者許可証

A : J A F 公認の国内格式以下の競技会に競技運転者および競技参加者として有効である。

B : レースを除く J A F 公認の国内格式以下の競技会に競技運転者および競技参加者として有効である。

4) 限定国内競技運転者許可証A

本規定第2条2. 項に定める J A F 公認の国内格式以下のレース競技会に競技運転者として有効である。

5) 国内競技参加者許可証

J A F 公認の国内格式以下の競技会に競技参加者として有効である。

なお、J A F 発給の競技運転者許可証の所持者本人が競技運転者として J A F 公認の国内競技に参加する場合に限り、その競技運転者許可証は競技参加者許可証を兼ねることができるものとする。

第2条 競技許可証の新規申請**1. 競技運転者許可証**

1) 新たに競技運転者許可証を申請する者は、日本の普通自動車以上

の運転免許証または外国のこれに相当する免許証の所有者でなければならない。

ただし、本規定に基づき満18歳未満の者が許可証の取得を認められる場合は、この限りではない。

身体の障がいのある者は、許可証を取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得なければならない。

2) 上記 1) の要件を満たし、かつ次の(1)～(6)のいずれかの条件を満たしたものは、各項に定める国内競技運転者許可証の新規申請を行うことができる。

(1) クローズド競技参加によるもの。

J A F 登録クラブが開催するスピード競技またはラリーのクローズド競技会に 1 回以上出場した者：

・国内 B を申請することができる。

ただし申請の際に当該クラブの代表者の証明を必要とする。

(2) J A F 認定の講習会の受講によるもの。

①「B ライセンス講習会」を受講した者：

・国内 B を申請することができる。

②講習会開設規定第19条2. または4. の受講資格を満たし、「国内 A ライセンス講習会」を受講し合格した者：

・国内 A を申請することができる。

(3) 推薦によるもの。

① J A F 準加盟、加盟、公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者：

・国内 B を申請することができる。

② J A F 公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者：

・国内 A 以上を申請することができる。

ただし国際競技運転者許可証については、J A F で審査を受け、承認された者でなければ発給されない。

(4) C I K - F I A カート国際ドライバーライセンス C 以上の所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内 A 以下の許可証を申請できる。

(5) 申請の前年、または前々年にカートの C I K 世界選手権、あるいは C I K ワールドカップの最終認定順位（シリーズランキング）

にて3位以内の者は、競技運転者許可証国際B以下の許可証を申請できる。

- (6) 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証、またはカート国内Aライセンスの所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内Bの許可証を申請できる。

J A Fは申請に基づき、審査のうえ当該申請者に対し、所定の自動車競技運転者許可証の発給を行うこととする。

以上のいずれかの条件を満たした者は、所定の申請書に記載の「健康管理事項」を確認の上で必要事項を漏れなく記入の上写真1枚を添付し、J A Fの各地方本部事務局あてに提出するものとする。

なお、上記(1)～(3)の条件を満たした者の申請については、申請資格取得後30日以内に申請しなければならない。

2. 限定国内競技運転者許可証 A

- 1) 年齢が満16歳以上18歳未満で、次の(1)、(2)および(3)の条件を満たす者は、以下の競技車両による J A F 公認の国内格式以下の競技会のレースのみに参加できる限定国内競技運転者許可証A（以下「限定Aライセンス」という。）を申請することができる。

- ①フォーミュラ J 1600（F J 1600）
- ②スーパー F J（S - F J）
- ③フォーミュラ 4（F 4）
- ④上記①、②または③と同等性能であると J A F が特に認めたフォーミュラカー

- (1) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、申請するライセンス有効年の前年または前々年に、次のいずれか1つ以上の実績を満たしていること。

- ①全日本カート選手権において、年間総合順位6位以内に入賞
ただし、F P - 3部門は、年間総合順位2位以内に入賞とする。
- ②日本国内において開催された国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞
- ③国内外を問わず、C I K - F I Aのタイトルのかけられた国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞
ただし、J A Fは、上記①から③の条件に準ずる者からの申請

について、審査のうえ参加できるレースを制限して認める場合がある。

- (2) ＪＡＦ認定のＡライセンス講習会の座学を受講し、かつその筆記試験に合格すること。
 - (3) 限定Ａライセンス取得に関する親権者の同意を得ること。
- 2) 限定Ａライセンスを取得しようとする者は、所定の申請書に記載の「健康管理事項」を確認の上で下記(1)の証明を取り付けた上、下記(2)から(4)までの書類を添付して、ＪＡＦの地方本部に申請すること。
- (1) ＪＡＦ認定のＡライセンス講習会受講および筆記試験合格証明（上記の所定の申請書に講習会の証印押印の欄がある）。
 - (2) 前項(1)の実績を証明する書類
 - (3) 限定Ａライセンス取得に関する親権者が自署・捺印した同意書、親権者であることを証する書類（公的な書類）および印鑑証明
 - (4) 写真１枚
- 3) 限定Ａライセンスの有効期間は発給された年の12月31日までとし、その許可証料は国内競技運転者許可証Ａの許可証料と同一とする。
- 4) 限定Ａライセンスは競技参加者許可証を兼ねないものとする。限定Ａライセンスを所持する者は、競技参加者許可証を所持するクラブ・団体または法人（以下「チーム」という。）に所属し、そのチームが参加する１）項のレースに当該チームの競技運転者として参加すること。
- 5) 限定Ａライセンスを所持する者が満18歳に達した後の取扱いは、以下の通りとする。
- (1) 限定Ａライセンスを年度更新することにより、満19歳に達する年の限定Ａライセンスを取得することができる。
 - (2) 満19歳に達するまでに、普通自動車運転免許証を取得し、ＪＡＦ個人会員となることにより、限定Ａライセンスから国内競技運転者許可証Ａへの移行申請（以下「移行申請」という。）を行うことができる。
もし、上記期限までに手続しない場合は、移行申請の資格を失う。
 - (3) 移行申請により、所持する限定Ａライセンスと同一年の国内競技運転者許可証Ａを取得する場合は、新たな許可証料の支払を必

要としないが、翌年の国内競技運転者許可証Aを取得する場合は、国内競技運転者許可証Aの許可証料の支払を必要とする。

- 6) 限定Aライセンスによる出場実績は、国際競技運転者許可証への上級申請時の実績とする。
- 7) J A F登録クラブまたは登録団体からの推薦による限定Aライセンスの取得申請は認められない。
- 8) 限定Aライセンスを所持する者が、本条2.1) ①～④の競技車両による地方選手権または国内シリーズにおいて、年間総合順位3位以内に入賞した者は、翌年、限定Aライセンスでスーパーフォーミュラ・ライツ (SFL) による国内格式以下のレースに参加することができる。

ただし、J A Fは、上記の成績に準ずる者からの申請について、審査のうえ参加を特に認める場合がある。

3. 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証

- 1) 本規定においてソーラーカーとは、車両に搭載したソーラーパネルから蓄電池を介し直接的に駆動力を得る競技用車両をいう。
- 2) 次の(1)または(2)の条件を満たす者は、クロズドコースにおいて開催されるJ A F公認のソーラーカー競技（国際格式以下）にのみ参加できる、限定国際ソーラーカー競技運転者許可証（以下「国際ソーラーカーライセンス」という。）を申請することができる。
 - (1) 満16歳以上でJ A F認定の国際ソーラーカーライセンス講習会を受講し、かつ筆記試験に合格した者
 - (2) 国内競技運転者許可証Aの所持者
- 3) 国内競技運転者許可証BまたはAの所持者が、国際ソーラーカーライセンスを取得する場合は、既に所持する許可証と併せて所持することができる。
- 4) 国際ソーラーカーライセンスを取得しようとする者は、所定の申請書に記載の「健康管理事項」を確認の上で下記(1)から(2)までの書類を添付して、J A Fの地方本部に申請すること。
 - (1) J A F認定の国際ソーラーカーライセンス講習会受講および筆記試験合格証明（上記の所定の申請書に講習会の証印押印の欄がある）、または所持する国内競技運転者許可証A。
 - (2) 写真1枚

なお、満16歳以上18歳未満の者が国際ソーラーカーライセンスを取得しようとする場合は、上記(1)から(2)までの書類の他に、国際ソーラーカーライセンス取得に関する親権者の自筆による同意書、および印鑑証明を添付して申請すること。

- 5) 国際ソーラーカーライセンスの有効期限は発給された年の12月31日までとし、その許可証料は国際競技運転者許可証Cの許可証料と同一とする。
- 6) 国際ソーラーカーライセンスは競技参加者許可証を兼ねないものとする。

国際ソーラーカーライセンスを所持する者は、競技参加者許可証を所持するクラブ・団体または法人(以下「チーム」という。)、もしくは個人に所属し、そのチームもしくは個人が参加するソーラーカー競技に当該チームの競技運転者として参加すること。

- 7) 国際ソーラーカーライセンスを所持する満16歳以上18歳未満の者が満18歳または19歳に達する年の取扱いは、以下の通りとする。
 - (1) 国際ソーラーカーライセンスを年度更新することにより、満18歳に達する年の国際ソーラーカーライセンスを取得することができる。
 - (2) 満19歳に達する年の国際ソーラーカーライセンスを取得する場合は、年度更新に際してJ A F 個人会員となること。
- 8) 国際ソーラーカーライセンスによるソーラーカー競技会への出場実績が無くても、年度更新することにより、国際ソーラーカーライセンスを所持することができる。
- 9) J A F 登録クラブまたは登録団体からの推薦による国際ソーラーカーライセンスの取得申請は認められない。

4. 競技参加者許可証

国内または国際の競技参加者許可証は、個人、法人、クラブまたは団体名で申請し、交付を受けることができる。

ただし、法人、クラブまたは団体の場合は、そのしかるべき責任者の名前によって申請しなければならない。

第3条 競技許可証の上級申請

競技許可証の上級申請は、次の条件を満たした者でなければならない。身体の障がいのある者は、許可証を取得する適性についてJ A F の審

査を受け、承認を得なければならない。

なお、上級申請条件として規定されている「競技会出場実績」とは、そのつど競技長により成績（順位）認定され「競技記録カード」に証印されたものをいう。（リタイア、ミスコース等は実績として認められない。）

注）「日本選手権」とは、J A Fの全日本選手権または地方選手権をさす。

1. 国内Bから国内Aへの申請：

Aライセンス講習会受講前24ヵ月以内に次のa.～c.のいずれかの実績を有し、同講習会を受講し、合格した者。

- a. J A F公認競技会（クローズドを除く）に1回以上出場
- b. J A F公認のレーシングコースにおいて25分以上のスポーツ走行の経験（走行したコースからの走行証明を所持していること）
- c. J A F公認ソーラーカーレースに出場

2. 国内Aから国際Rへの申請：

国内Aの所持者で、申請前24ヵ月以内にラリーおよびスピード競技（いずれも日本選手権競技会に限る）に6回以上の競技会出場実績がある者。

3. 国内A、限定Aまたは国際Rから国際Cへの申請：

国内A、限定Aまたは国際Rの所持者で、申請前24ヵ月以内にJ A Fの公認レースに少なくとも5回以上の競技出場実績がある者。
（ドラッグレーシング競技に対する国際競技運転者許可証の上級申請については別途に定める。）

4. 国際Bへの申請：

国内A、限定A、国際R、または国際Cの所持者で、申請前24ヵ月以内に次の1）または2）のいずれかを満たした者。

- 1）J A Fの公認レースにおいて10回以上の競技会出場実績がある者。
- 2）J A Fの日本選手権が懸けられたレースまたは国際格式のレースに7回以上の競技会出場実績がある者。

5. 推薦による申請：

J A F公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者。
ただし、国際競技運転者許可証については、J A Fで審査を受け、承認された者でなければ発給されない。

第4条 国際ドラッグレース許可証

国際モータースポーツ競技規則付則L項第1章9「ドラッグレーシングライセンス」に基づき、下記の通り国際ドラッグレース許可証（以下“DR”と略す）を発給する。

1. 許可証の種類：

下記の通り5種類の許可証を発給する。なお、同一車両カテゴリー（タイプ）に限り上位の許可証は、下位の許可証のすべてに有効である。

1) タイプAクラス1（A, 1）：

車両タイプAのすべてのクラスに有効。

2) タイプAクラス2（A, 2）：

車両タイプAのうち、クラス2以下のすべてのクラスに有効。

3) タイプBクラス1（B, 1）：

車両タイプBのすべてのクラスに有効。

4) タイプBクラス2（B, 2）：

車両タイプBのうち、クラス2以下のすべてのクラスに有効。

5) タイプCクラス1（C, 1）：

車両タイプCのすべてのクラスに有効。

（注）車両のタイプ

タイプA	タイプB	タイプC
トップフューエル（TF） トップアルコールドラッグスター（TAD） トップガスドラッグスター（TGD）等	ファニーカー（FC） トップアルコールファニーカー（TA/FC）等	プロストックカー（PS）等

2. 申請条件：

国内競技運転者許可証A以上の所持者であること。なお、国際ドラッグレースライセンスは、常に国内Aライセンス以上のサーキットドライバーズライセンスに追加して発給される（国際ドラッグレースライセンスは単独で発給されない）。

3. 許可証の申請：

1) 国内A以上のライセンスからの取得条件：

(1) DRクラス2への新規申請：

①（A, 2）への申請：

当該申請12ヵ月以内にJ A F公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプA車両で2回以上完走（成績認定を受

ける)した者。

② (B, 2) への申請:

当該申請12ヵ月以内にJ A F公認国内ドラッグレース競技会(地方格式以上)にタイプB車両で2回以上完走(成績認定を受ける)した者。

(2) D Rクラス1への新規申請:

① (A, 1) への申請:

当該申請12ヵ月以内にJ A F公認国内ドラッグレース競技会(地方格式以上)にタイプA車両で4回以上完走(成績認定を受ける)した者。

② (B, 1) への申請:

当該申請12ヵ月以内にJ A F公認国内ドラッグレース競技会(地方格式以上)にタイプB車両で4回以上完走(成績認定を受ける)した者。

③ (C, 1) への申請:

当該申請12ヵ月以内にJ A F公認国内ドラッグレース競技会(地方格式以上)にタイプC車両で2回以上完走(成績認定を受ける)した者。

2) D Rクラス2からD Rクラス1への上級申請:

(1) D R (A, 2) からD R (A, 1) への申請:

当該申請12ヵ月以内に、J A F公認国内ドラッグレース競技会(地方格式以上)にタイプA車両で2回以上完走(成績認定を受ける)するか、国際格式のドラッグレース競技会にタイプA車両(2クラス以下)で1回以上完走(成績認定を受ける)した者。

(2) D R (B, 2) からD R (B, 1) への申請:

当該申請12ヵ月以内に、J A F公認国内ドラッグレース競技会(地方格式以上)にタイプB車両で2回以上完走(成績認定を受ける)するか、国際格式のドラッグレース競技会にタイプB車両(2クラス以下)で1回以上完走(成績認定を受ける)した者。

注) 1. 「成績認定を受ける」とは、競技区間のタイム計測を受け競技結果にて競技長から成績認定された者。失格、リタイアの場合は、実績とはみなさない。

2. 競技出場の実績はそのつど競技長によって成績認定され、

運転者の「競技記録カード」（ＪＡＦ所定）に証印を得なければならない。

4. 他のタイプの許可証の併有

個別にライセンスを取得していない限り、他のタイプの車両で出場することはできない。

他のタイプの許可証の併有については、取得を希望するタイプのライセンスに要求される上述の条件を個別に満足すること。

5. 推薦による申請：

ＪＡＦ公認クラブまたは特別団体の代表者の推薦を受け、ＪＡＦ審査の結果承認された者は国際ドラッグレースライセンスを取得できる。

6. 国際ドラッグレース許可証料：

国際ドラッグレース許可証料は、10,500円（国際運転者Ｃの許可証料）とする。国内Ａの所持者は現有許可証料との差額とし、国際Ｃ以上の所持者はあらためて許可証料を必要としない。

また、２種目以上を併用する場合もあらためて許可証料を必要としない。

7. 補足：

- 1) 以下の車両については、国内競技会ドラッグレースにおいても、次のライセンスが必要とされる：

車両	TF	TAD	FC	TA/FC	PS
ライセンス	国際ドラッグ A, 1	国内A以上	国際ドラッグ B, 1	国内A以上	国内A以上

第5条 競技許可証の有効期間と年度更新申請

競技許可証の有効期間は、許可証の発行日よりその年度の12月31日までとする。（国内競技規則 8－5 参照）

ただし、競技運転者許可証の発行日以後に、身体の障がいや自動車の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたときは、許可証を所持する適性についてＪＡＦの審査を受け、承認を得なければならない。

また次年度内に更新手続きを行わない場合はその資格を失う。なお更新手続きは所定の申請書に必要事項を記入し、ＪＡＦ各地方本部あて提出するものとする。

なお、国際A・B許可証については国際モータースポーツ競技規則付則L項に定められている更新の条件にも従うこと。

第6条 競技許可証の適用を免除される競技会

J A Fの登録クラブが主催し、J A Fに届け出たクローズド競技会（レースを除く）においては、当該クラブの会員証をもって競技許可証に代用することができる。（国内競技規則2-13および8-1参照）

第7条 競技許可証の申請に際しての要項と発給後の遵守事項

1. J A Fは他のA S Nによって発給され、かつ有効期間中の競技許可証の所持者に対しては、競技許可証を発給しない。（国内競技規則8-3参照）

他のA S N発給の競技運転者許可証からJ A Fの許可証に国際モータースポーツ競技規則に則って切り替える場合、当該A S Nから当該ライセンスを返却した証明を必要とする。（前年度まで認める。）

2. J A F発給の競技許可証の所持者は日本国外の競技会に参加する場合は、海外競技会出場証明書にて必ずJ A Fの承認を予め得なければならない。
3. すべての競技許可証は国内競技規則による資格停止または資格取り消し処分をされた場合、その許可証は、直ちにJ A Fに返上しなければならない。
4. 競技運転者許可証の発給を受けた者は、同時交付される健康管理カードに必要事項を記入、署名して許可証と共に携行すること。

○F I A国際競技運転者許可証の上級申請について

国際C許可証へ上級申請する場合、申請前24ヵ月以内の競技会出場実績が義務付けられているが、当該上級申請資格を満たした場合は、当該24ヵ月以内期間終了から許可証申請事務取扱期間として30日以内に申請を行うこと。

○競技参加者および運転者許可証料

「競技参加者および運転者許可証料」は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

(消費税込)

種 別	区 分	許可証料	種 別	区 分	許可証料
国内運転者 A および限定 A	新 規 更 新	4,100	国際運転者 A	新 規 更 新	14,800
	再発行	2,100		再発行	7,400
国内運転者 B	新 規 更 新	3,100	国際運転者 B	新 規 更 新	12,700
	再発行	1,500		再発行	6,400
国際参加者	新 規 更 新	12,700	国際運転者 C および R	新 規 更 新	10,500
	再発行	6,400		再発行	5,100
国内参加者	新 規 更 新	6,400			
	再発行	3,100			

※国際 R および国際ドラッグレースは、国際運転者 C の許可証料を適用する。

※同一年度内において上位許可証を取得（上級申請）した場合は、その差額の許可証料を必要とする。（ただし、限定国際ソーラーカーと国内 A、または国内 B を併有する場合は、それぞれの料金を必要とする。）

※許可証発給後、競技運転者許可証または競技参加者許可証を所持する者の都合により、同一年内にその資格の降格、または名称の変更を行う場合は改めて発給する許可証の再発行料金を必要とする。ただし、戸籍上の氏名変更によるものは、その料金を必要としない。

なお、競技運転者許可証を降格した後に再度上級申請する場合は、所定の申請条件を満たさなければならない。

第 4 章 公認審判員許可証

第 8 条 公認審判員

J A F の公認競技会には、国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則に精通し、かつ自動車競技に関する総合的知識をもち、判定能力を有し、公平無私である公認審判員が競技の監督および役務を執行するものとする。

監督とは競技長、副競技長、委員長、事務局長をいい、役務とは監督

の指揮下できめられた仕事をするをいう。判定権をもたない補助員は公認審判員でなくともよい。

なお、公認審判員許可証の取得に際して、申請者に対し普通運転免許証以上所持の有無については問わない。

第9条 公認審判員許可証の分類および有効である競技会

公認審判員はその役務別に分類され、かつその経験および能力等によって各級に区分される。審判員許可証の分類およびその許可証で執行できる競技役務は次の通りである。ただし、事務局長についてはいずれの分類の審判員許可証でもよい。

1. 役務の分類

「技術委員」許可証：技術委員、車両検査員、補給監察員、
審判員 (judges of fact)

「コース委員」許可証：コース委員、信号員、スタート審判員、
審判員 (judges of fact)

「計時委員」許可証：計時委員、スタート合図員、決勝審判員

2. 許可証を次の級に区分し競技会の格式別における執行権限を決める

公認審判員許可証 B：レースを除く競技会においてのみ有効であり下記の執行権限をもつ。ただし、「国内競技」までのレースでは役務に限り執行できる。

B 3 級「国内競技」までの役務および「地方競技」までの事務局長の執行ができる。

B 2 級「準国内競技」までの監督およびすべての競技における役務の執行ができる。

B 1 級 すべての競技における監督および役務の執行ができる。

公認審判員許可証 A：レースを含むすべての競技会に有効であり下記の執行権をもつ。

A 2 級「準国内競技」までの監督およびすべての競技における役務の執行ができる。

A 1 級 すべての競技における監督および役務の執行ができる。

第10条 公認審判員許可証の新規申請

新たに公認審判員許可証を申請する者は、次の条件のいずれかを満たした者で、所定の申請書に必要事項を漏れなく記入して J A F 各地方本部事務局あて提出するものとする。

1. **B 3 級への新規申請**

- 1) J A F 競技運転者許可証の所持者。
- 2) J A F 認定の B ライセンス講習会を受講した者。
- 3) J A F 準加盟、加盟、公認クラブおよび加盟、公認団体の代表者の推薦を受けた者。
- 4) J A F 公認競技会において公認審判員役務の補助員を務めた者。
ただし、その競技会主催クラブ代表者の証明を必要とし、申請できる分類は、補助員を努めた役務に限る。

*ただし、2)、3)、4)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付し J A F の各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

2. **B 2 級への新規申請**

- 1) 国際競技運転者許可証 (A、B、C、R) の所持者。ただし、コース委員に限る。
 - 2) J A F 加盟、公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。
- *ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付し J A F の各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

3. **A 2 級への新規申請**

- 1) 国際競技運転者許可証 A、B、C の所持者。ただし、コース委員に限る。
 - 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。
- *ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付し J A F の各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

第11条 公認審判員許可証の上級申請

公認審判員許可証の上級申請に対する許可証の交付は、次の条件のいずれかを満たしたのち J A F の審査を経て行われる。

「当該役務の執行」には、補助員として行った役務も含むものとする。

なお、スピード競技のクロード競技において行ったものは、上級のための役務実績とはみなさない。

*以下それぞれ資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、J A F の各地方本部事務局

宛に提出しなければならない。

1. B 3 級所持者で B 2 級への申請

- 1) B 3 級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内に J A F 公認の競技会で 5 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。
- 2) J A F 加盟、公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

2. B 3 級所持者で A 2 級への申請

- 1) B 3 級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内に J A F 公認の競技会で 7 回以上（うちレース 2 回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。
- 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

3. B 2 級所持者で B 1 級への申請

- 1) B 2 級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内に J A F 公認の競技会で ラリーまたはスピード競技において 6 回以上（うち準国内競技の監督 2 回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。
- 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

4. B 2 級所持者で A 2 級への申請

- 1) B 2 級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内に J A F 公認の競技会で レース 2 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。
- 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

5. B 1 級所持者で A 1 級への申請

- 1) B 1 級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内に J A F 公認の競技会で レース 3 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し所定の試験に合格した者。
- 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

6. A 2 級所持者で B 1 級への申請

- 1) A 2 級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内に J A F 公認の競技会で ラリーまたはスピード競技において 4 回以上（うち準国内競技の監督 1 回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。
- 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

7. A 2 級所持者で A 1 級への申請

1) A 2 級所持者で A 1 級へ申請する者は、A 2 級取得後、申請に先立つ 24 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でレース 3 回を含む 6 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。

2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

8. 監督または役務の執行を行った証明は、その都度、競技会の事務局長が審判員の「役務記録カード」（J A F 所定）に J A F から交付された競技会事務長印の押印によって証明される。

※本項の「申請に先立つ 24 ヶ月以内」とは、J A F 認定の講習会を受講し合格した日から遡る最大 24 ヶ月以内の期間を指す。

第12条 公認審判員許可証の有効期間と年度更新申請

公認審判員許可証の有効期間は、許可証の発行日よりその年度の 12 月 31 日までとする。

なお、更新手続きには所定の申請書に必要事項を記入し J A F 各地方本部事務局あて提出するものとする。

第13条 資格の停止および取り消し

公認審判員の重大な規則違反、または J A F および自動車スポーツ一般の利益を阻害するような行為があった場合、モータースポーツ審査委員会によって資格停止および資格取り消しの処分に付することがある。

（国内競技規則 11-1、11-11、11-13 参照）

○公認審判員許可証料

「公認審判員許可証 A および B の許可証料」は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

（消費税込）

種 別	区 分	許可証料
審判員 1 級	新 規 更 新	5,100
	再 発 行	2,600
審判員 2 級	新 規 更 新	4,100
	再 発 行	2,100
審判員 3 級	新 規 更 新	3,100
	再 発 行	1,500

ただし、次の場合は別途手数料を必要とする。

- ◎同一年度内において上位クラスを取得した場合……その差額とする。
- ◎同一年度内においてB 2級（B 1級を含む）からA 2級を取得した場合またはB 1級からA 1級を取得した場合……500円（消費税込）
- ◎公認審判員許可証を2種目以上併有の場合……最上級の許可証料を基本として計算し、2種目めより1種目につき500円（消費税込）を加算する。

第5章 エキスパート・ライセンス

モータースポーツ競技の普及、指導、運営にあたる有識者に対し、J A Fはモータースポーツ審議会に諮り、審査の上で「エキスパート・ライセンス」を発給する。

第14条 資格権限

1. 国内で有効なすべてのスポーツ資格登録許可証の資格権限を有する。
2. 大会審査委員長に指名される資格を有する。
3. 講習会主任講師に指名される資格を有する。
4. J A Fの特認事項に関し適格者として年度登録される。
5. J A Fの委嘱があった場合、国内で開催される公認競技会を査察し、現況を報告できる。

第15条 資格登録者の義務

1. 本資格審査は年度毎に、所定の時期に行われ、資格を認められた者は年次登録を行うものとする。
継続して登録する者は更新手続きを行う。
1年以上登録をしなかった場合は再度審査を必要とする。
2. 本資格登録者は、年度に有効な国内諸規則に精通するとともに、競技会、講習会において模範的な運用に努力しなければならない。
3. 本資格登録者は、J A Fから要請を受けた場合、国内モータースポーツに関する提言を行う。

第16条 新規申請の条件

1. J A F会員であること。
2. J A F競技運転者許可証国内A以上の所持者または公認審判員許可証1級以上の所持者。
3. モータースポーツ活動についての30年以上の経験者。

4. 後進の指導・育成、地域での貢献等、モータースポーツ全般に貢献してきた者で、本資格登録の審査に十分な自らの活動実績を提出できること。

第17条 申請および審査

本資格登録の新規申請は毎年5月末日までとし、その審査は原則として毎年1回とする。

登録は許可証の発行日よりその年度の12月31日まで有効である。

第18条 許可証料

新規登録申請料……………31,900円（消費税込）

年度更新申請料……………15,800円（消費税込）

第6章 本規定の施行

第19条 本規定の施行

本規定は、2019年1月1日より施行する。

競技運転者許可証の有効一覧表

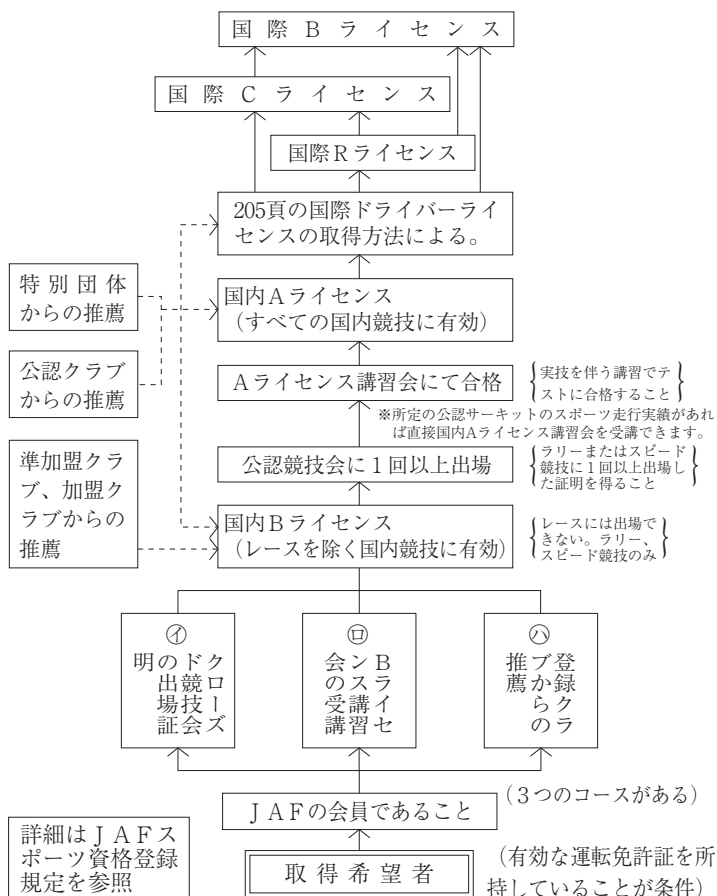
◎印有効

競技会 許可証	国際のライセンス種別に該当するレース	国際のラリー、スピード競技	国内競技以下のレース（クロウズドを含む）	国内競技以下のラリー	国内競技以下のスピード競技
F I A 国際競技許可証 A、B、C	◎	◎	◎ (地方競技を除く)	◎	◎ (地方競技を除く)
F I A 国際競技許可証 R	——	◎	◎	◎	◎ (地方競技を除く)
J A F 国内競技許可証 A	——	——	◎	◎	◎
J A F 国内競技許可証 B	——	——	——	◎	◎

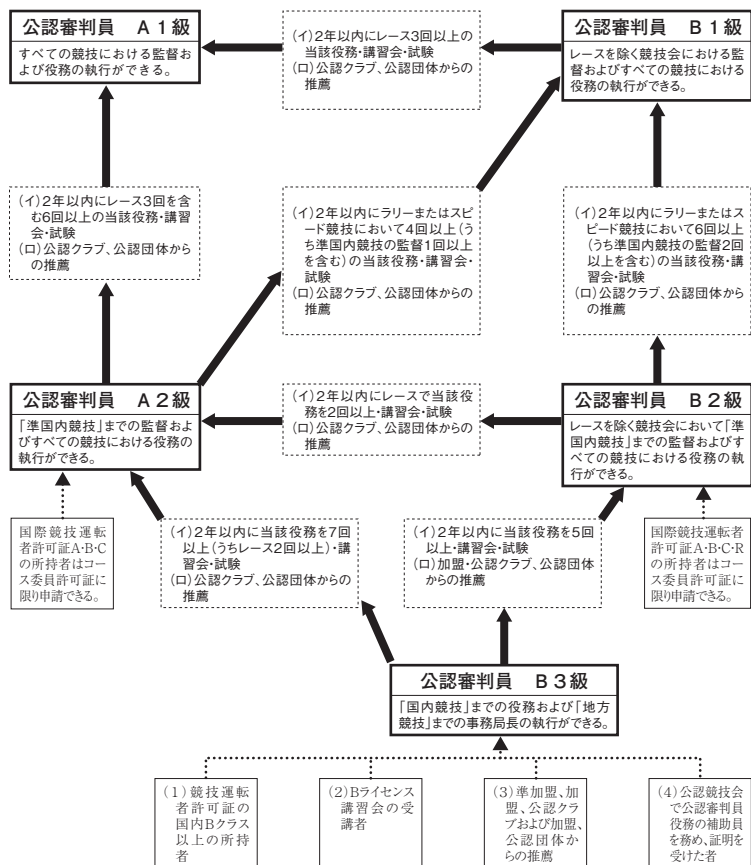
コンペティション・ドライバーズ・ライセンス

競 技 運 転 者 許 可 証の取得方法

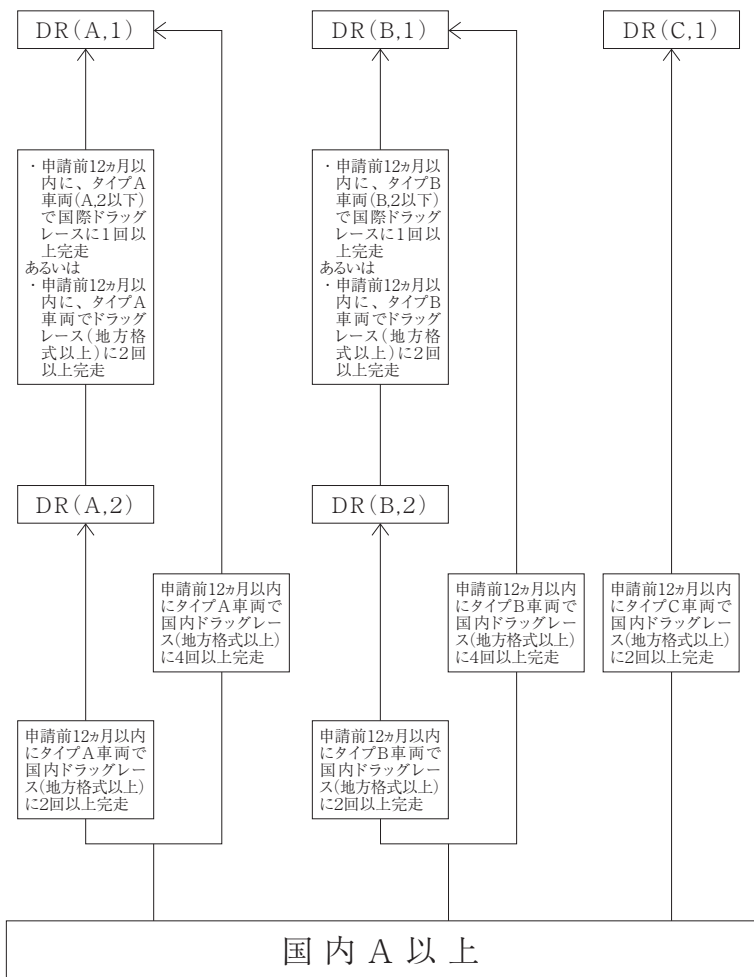
競技許可証（通称ライセンスという）には、参加者（エントラント）と運転者（ドライバー）用とがあるが、ここでは、その取得について段階が定められている**ドライバーズライセンスの取得方法**を、下記のプロセスチャートによって示す。



「公認審判員許可証 B」・「公認審判員許可証 A」 の取得方法および役務執行権限



国際ドラッグレースライセンスの取得方法



国際モータースポーツ競技規則付則L項

(国際ドライバーライセンス、身体検査、ドライバーの装備および行為)

公認のF I A規定の各国語訳に用いられる術語に関して、解釈の相違がある場合には、仏文のみが正式のものとみなされる。

本書に収められているF I Aにより制定された各種の規定の条文（国際モータースポーツ競技規則およびその付則と、F I A国際選手権の規定）は、2019年12月10日から適用されるものである。それ以降の改訂はF I A公式ブルテンに発表される。

第1章 F I A国際ドライバーライセンス

第1条 総則

1. 1) すべてのF I A国際ドライバーライセンスの発給は国際モータースポーツ競技規則、とりわけ9条および20条に統括される。付則L項の本章ではサーキットおよび公道における競技、ヒストリックカー競技、ドラッグレーシング、および身体上障がいを持つドライバーとナビゲーターに対してのライセンスの等級、資格の必要条件、記載内容、効力性を定める。
本章で使用される「選手権」という用語にはトロフィー、カップおよびチャレンジを含むものとする。
1. 2) F I A国際ドライバーライセンスの申請者は、以下の条項で特に別途年齢が要求される場合を除き、16歳に達していなければならない。（生年月日が拘束される）
1. 3) F I A国際ドライバーライセンスの申請を行う際に、申請者はWADB（ワールドアクシデントデータベース）同意宣言を「受け入れる」あるいは「受け入れない」のいずれかを表明しなければならない（WADB内の個人データ処理）。WADB同

意宣言は、本付則 L 項の付則 2 に記載されている通り、すべてのライセンス申請書式および手順に含まれていなければならない。申請者は表示される通りに自身の選択を表示し、その選択を確認するために申請書に署名しなければならない。

1. 4) F I A 国際ドライバーライセンスの記載内容
 - 「国際自動車連盟」の表記および A S N 名称
 - 「F I A 国際ライセンス」の表記
 - ライセンス番号
 - ライセンスグレード
 - ライセンスの有効開始日と有効期限（第 9 条 7 参照）
 - ドライバーの最近の写真
 - ドライバーのフルネーム
 - ドライバーの生年月日（任意）
 - 健康診断の結果に基づき、次の文言：

「F I A の医療基準に準じ、モータースポーツをするに適している。
日付
眼鏡等（眼鏡またはコンタクト） あり／なし
特別な医療管理事項 あり／なし」
 - ライセンス申請にて、義務付けられる W A D B 同意宣言に関してなされた選択に従い、以下の文言：

「W A D B 内での個人データの処理についての同意：はい／いいえ」

第 2 条 F I A 国際ドライバーライセンスの等級およびその有効な競技 (注：ドラッグレーシングを除く)

2. 1) スーパーライセンス：フォーミュラ 1 世界選手権のドライバーに必要。
2. 2) グ レ ー ド A：パワーウェイトレシオが 1 kg/hp 以下のすべての車両に必要。
2. 3) グ レ ー ド B：パワーウェイトレシオが 1 kg～2 kg/hp 間のすべての車両に必要。
2. 4) グ レ ー ド C：パワーウェイトレシオが 2 kg～3 kg/hp 間のすべての車両(上記の車両を除く)、および

F I A オートクロス、ラリークロス、トラック選手権に必要。

また、パワーウェイトレシオに関係なく、ヒストリックフォーミュラ 1 車両 (G 期以降)、フォーミュラ 2 車両 (H 期以降)、インディカー (G 期以降)、フォーミュラ 5000 およびフォーミュラ A 車両 (すべての)、グループ C 車両 (すべての)、カンナム車両 (すべての)、付則 J 項第 251 条 1 項 1 に規定されるカテゴリー II のグループ C N、D および E 2 ヒルクライム車両、および 2 リッターを超えるスポーツプロトタイプ車両 (G 期以降) に必要。

2. 5) グレード R : F I A 国際カレンダーに記載されたすべての「公道」で開催される競技 (ラリー、クロスカントリーラリー、ヒルクライム、その他競技者が別々にスタートする競技)

F I A 付則 J 項第 251 条 1 項 1 に規定されるカテゴリー II のグループ C N、D および E 2 ヒルクライム車両には、グレード R ライセンスは有効でない。

2. 6) グレード D : パワーウェイトレシオが 3 kg/hp を超えるすべての車両 (上記の車両を除く)、および、パワーウェイトレシオが 3 kg/hp 未満の車両があるか否かに関わらず、F I A により登録されたすべてのクラブおよびブロンズ・インターナショナル・シリーズ、およびパワーウェイトレシオが 3 kg/hp 未満の車両があるか否かに関わらず、サーキットにおけるすべてのヒストリックカーレーシングイベントに必要 (上記の車両を除く)

2. 7) ヒストリックモータースポーツと現代のモータースポーツを区別した価格体系を維持するため、A S N は、H のグレードと「ヒストリックモータースポーツイベントのみ」と記すか、H

REGのグレードと「ヒストリックレギュラリティモータースポーツイベントのみ」と記した、C、DおよびRライセンスの発給承認することがある。

(平均速度が最大50km/hである競技)

グレード D 1: 通常では競技ライセンスを保有していない者に対して、複数国から参加を募る特定の性格を有する競技に参加することを許すためのライセンスである。本ライセンスは、FIAによってグレードD 1ライセンス所持者が参加できる競技として個々に承認され、かつ、その旨がFIA国際カレンダーに記載された国際競技会についてのみ有効である。

2. 8) グレードFIAジュニア・Dオフロード: ライセンス発給される年齢が13歳(その年に13歳に達する者)から16歳未満のドライバーであり、FIAによって指定されたジュニアカテゴリーの車両のみのもの。および年齢が14歳(競技参加の年に14歳の誕生日をむかえる者)から17歳未満(ライセンスが発給された日)のラリークロスに出場するドライバーのもの。

指定された部門:

オートクロス: FIAジュニアバギーカップ

ラリークロス: FIAが承認したすべての国際シリーズで、対象となる車両はすべての安全項目が付則J項の必要条件を満たし、且つパワーウェイトレシオが5 kg/hp(ドライバー搭乗時の車両重量)以上とする。

2. 9) 記されている車両のカテゴリーにおいて、グレードFIAジュニア・Dオフロードを除くいずれのサーキットレースライセンス等級もバンクを有するオーバルスピードウェイでのレースに有効である。

しかしながら、オーバルコースでのレース経験のないドライバーには、参加許可を得るため、適切な技量と一定のテストを満足することを求めるよう、そのようなコースを有する国のASNが要請することを推奨する。

第3条 グレードジュニア・Dオフロード、D、C、およびRの取得資格と発給条件

3. 1) グレードジュニア・Dオフロードライセンスは、申請者の所属するASNから発給され、その条件として申請者の親権者の承諾書、ならびにASN公認の競技において少なくとも2年間定期的に競技していることを確認できることが要求される。
3. 2) グレードDのライセンスは、申請者のASNによって発給される。グレードDを取得するには、申請者はまず試行期間を経なければならない。

申請者は暫定ライセンスを取得した上で、この試行期間の間、かつ申請前2年以内に少なくとも5回、ASN公認サーキットでの自動車レースに出場し、十分に競技を行うことができると評価されるか、CIK国際ナショナルBライセンスを所持していなければならない。

この試行期間の間、申請者の管轄ASNあるいはFIAは事前に通告することなくライセンスを取り下げる権限を有する。

グレードD1のライセンスは、申請者の所属するASNによって発給され、取得に当たって試行期間が必要とされることはない。グレードD1は1競技についてのみ有効であり、当該競技会の名称と日付が、発給ASNによってライセンス上に記載されていなくてはならない。

本ライセンスには、当該競技における本ライセンス所持者の役目および走行許可の有無が明記されていなければならない。競技が公道で行われる場合には、(当該公道が閉鎖されるか否かを問わず)、グレードD1ライセンス所持者は、当該競技が開催される国で有効な運転免許証を所持していなければならない。個々のドライバーに対してこのライセンスの発行回数に制限はない。

3. 3) グレードCライセンスは、申請者のASNによって発給される。グレードCを取得するには、申請者はまず国内最高グレードまたはCIK国際BあるいはDライセンスのいずれかを取得した上で、試行期間を経なければならない。

グレードCライセンスの申請者は、この試行期間の間、かつ申請前2年間以内に少なくとも5回、ASN公認サーキットでの自動車レースに出場し、十分に競技を行うことができると評価されるか、グレードDライセンスを所持していなければならない。

例外的に、FIAがこの目的のために特に指定した国際シリーズの一部のレースに、1シーズンに限り国内ライセンスを所持する希望者の参加が許される。この場合、申請者は16歳に達していなければならない。（生年月日が拘束される）

3. 4) グレードRのライセンスは申請者の所属するASNによって発給される。

グレードRを取得するためには、申請者はまず国内最高グレードのライセンスを取得した後試行期間を経なければならない。申請は、この試行期間においてASN公認競技に出場し、十分に競技を行うことができると評価されなければならない。

また、申請者の成績は参加した競技の競技長によって成績が承認されなければならない。

第4条 グレードBおよびAに対する取得条件

4. 1) グレードBまたはAのライセンスは、ドライバーの所属するASNがドライバーの成績、能力および品行が納得いくものであると確認してから、そのASNによって発給される。

4. 2) グレードBを取得するためには、

- 1) ドライバーの管轄ASNは申請者が18歳を超えていることを確認しなければならず、ドライバーは申請前2年間以内に少なくとも10回、国内あるいはASN公認国際レースに出場し、十分に競技を行うことができると評価されなければならない。

または、

- 2) ドライバーはグレードCライセンスを所持し、少なくとも7回、国内選手権あるいは国際レースに出場し十分に競技を行うことができると評価されなければならない。付則L項第1章第1条2の最少年齢が遵守されなければならない。
- または、
- 3) 申請者が、C I K世界選手権あるいはC I Kワールドカップの最終認定順位にて上位3位で完走していること。付則L項第1章第1条2の最少年齢が遵守されなければならない。
4. 3) グレードAライセンスをドライバーが申請する場合、以下が適用される：
4. 3. 1 ドライバーは、現行のF I A国際グレードBライセンスの所持者でなければならない。
4. 3. 2 ドライバーはグレードC選手権で6つの競技会に出場完了していなければならない。
4. 3. 3 ドライバーは少なくとも17歳でなければならない（生年月日が拘束される）。
4. 3. 4 ドライバーは少なくとも累計14ポイントを獲得していなければならない。A S Nは次のいずれかで累積したポイント数のいずれか高い方を考慮する（a）申請日直前の3カレンダー年間、あるいは（b）申請の年に完了した選手権で累計したポイントに加えて申請日直前の2カレンダー年間。選手権およびポイントは付則1に掲載される。A S Nはこれらを考慮するにあたり4. 3. 6および4. 3. 7に認められる一切のポイントを含める。
4. 3. 5 ドライバーは、付則1にあるいずれかの選手権での、2つのフルシーズンにおいて、各々少なくとも80%に参戦していなければならない。
4. 3. 6 グレードB選手権、あるいはF I A F 3レジョナル選手権にて2つのフルシーズンを完了したドライバーには、一回限り追加の5ポイントが与えられる。これらの追加ポイントはグレードAライセンスの必要条件についてのみ数えられる。

4. 3. 7 管轄のASNにより、適切な技能と経験を有していると考えられたドライバーには、ライセンス発給ASNの裁量にて、1～最大5ポイントの追加点が与えられる。これらの追加ポイントはグレードAライセンスの必要条件についてのみ数えられる。
4. 3. 8 国際モータースポーツ競技規則の最重要項目について、ドライバーは管轄のASNによって実施される質問セッションを成功裡に終了させなければならない。
4. 4) グレードAまたはBライセンスに対する資格を維持するためには、そのドライバーは12ヵ月毎に適切なカテゴリーの国際格式競技に最低1戦出場しているか、またそうでない場合には国際格式競技の練習走行期間の間、ライセンスを発給しているASNが納得するまで、再審査されなくてはならない。

第5条 スーパーライセンスの資格と発給条件

FIAフォーミュラワンスーパーライセンスはFIAによって発給される。

5. 1) 資格

5. 1. 1 ドライバーは、現行のFIA国際グレードAライセンスの所持者でなければならない。
5. 1. 2 スーパーライセンスの初回申請の際、ドライバーは有効な運転免許証の所持者でなければならない。
5. 1. 3 ドライバーは、最初に参加する週末のF1レースの開始時点で少なくとも18才でなければならない。
5. 1. 4 a) スーパーライセンスの初回申請の際、または本条項 5. 1. 6 c) に基づきスーパーライセンスを申請する際は、ドライバーは国際スポーツ競技規則、およびF1競技規則の最重要事項に関する質問セッションを成功裡に修了しなければならない。
b) すべてのF1スーパーライセンスの要請においては、当該F1チームは、国際モータースポーツ競技規則およびF1競技規則の最重要事項についてのブリーフィングをドライバーとともに開催したことをF1スーパー

ーライセンス申請書を介して証明しなければならない。

5. 1. 5 ドライバーは、付則 1 にあるいずれかのシングルシーターの選手権での、2つのフルシーズンにおいて、各々少なくとも80%に参戦していなければならない。
5. 1. 6 更にドライバーは、以下の必要条件の少なくとも1つを満たさなければならない：
 - a) 少なくとも40ポイントを累積する。F I Aは次のいずれかで累積したポイントのいずれか高い方を考慮する（a）申請日直前の3カレンダー年間、あるいは（b）申請の年に完了した選手権で累計したポイントに加えて申請日直前の2カレンダー年間。選手権大会とポイントは付則 1 に掲載される。
 - b) 過去 3 シーズンの間にスーパーライセンス（練習専用のスーパーライセンスは除く）が与えられたことがある。
 - c) 過去 3 シーズンの間より前にスーパーライセンス（練習専用のスーパーライセンスは除く）が与えられたことがある。この場合、ドライバーは、シングルシーターのフォーミュラ車両において、近年中に一貫して突出した才能があると F I A で判断されなければならない。当該 F 1 チームは申請に先立つ180日以内に申請者が相当とするフォーミュラワンの車両(1)で、最低300kmをレーシングスピードで最大 2 日間の間に走行していることを、テストを行った国の A S N から証明されるか、F I A フォーミュラワン世界選手権ドライバー部門対象のイベント中に申請者が行ったことを示さなければならない。ドライバーがヒストリックカーで最低300kmを走行したという場合、当該 F 1 チームは、F 1 スーパーライセンス申請書式にて、当該ドライバーがすべての関連する現行車両の制御とシステムについて正しく習熟するためのブリーフィングを行ったことを証明しなければならない。
- (1) 現行車両、以前の車両あるいはヒストリックカーは F 1 競技規則で定められたもの。
5. 2) フリープラクティス専用のスーパーライセンスの取得要件
5. 2. 1 ドライバーは現在有効な F I A 国際グレード A ライセンス

を保有していなければならない。

5. 2. 2 フリープラクティス専用のスーパーライセンスの初回申請の際、ドライバーは有効な運転免許証の所持者でなければならない。

5. 2. 3 ドライバーは、最初に参加する週末の F 1 レースの開催時点で少なくとも 18 才でなければならない。

5. 2. 4

a) フリープラクティス専用のスーパーライセンスの初回申請時ドライバーは F I A フォーミュラ 2 選手権の 6 つの競技会を完了しているか、前の 3 年以内に累積 25 ポイントを獲得していなければならない。さらにドライバーは国際モータースポーツ競技規則および F 1 競技規則の最重要項目に関する質問セッションを成功裡に終了させなければならない。

b) すべてのフリープラクティス専用のスーパーライセンスの要請においてドライバーは、F I A フォーミュラ 2 選手権のフルシーズンを完了しているか、前の 3 年以内に累積 25 ポイントを獲得していなければならない。さらに、当該 F 1 チームは、国際モータースポーツ競技規則および F 1 競技規則の最重要事項についてのブリーフィングをドライバーとともに開催したことを、F 1 スーパーライセンス申請書を介して証明しなければならない。

5. 2. 5 ドライバーは、シングルシーターのフォーミュラカーで突出した才能があることを示し、F I A により全員一致で認められた者。

当該 F 1 チームは、申請に先立つ 180 日以内に申請者が相当とするフォーミュラワンの車両(1)で、最低 300km をレーシングスピードで最大 2 日間の間に走行していることを、テストを行った国の A S N が証明していることを示さなければならない。ドライバーがヒストリックカーで最低 300 km を走行したという場合、当該 F 1 チームは、F 1 スーパーライセンス申請書式にて、当該ドライバーがすべての関連する現行車両の制御とシステムについて正しく習熟するためのブリーフィングを行ったことを証明しなければならない。

ない。

5. 2. 6 ドライバーは12カ月は試行期間とされ、フリープラクティス専用のスーパーライセンスは仮所持であり、いつでも再審査を受けることになる。

(1) 現行車両、以前の車両あるいはヒストリックカーはF1競技規則で定められたもの。

5. 3) 申請手順

- a) 申請者が参戦しようとする最初のFIAフォーミュラワン世界選手権競技の車両検査の14日前までに申請を完了しなければならない。やむを得ない理由により選手権のドライバー交代をする場合は、その競技の最初の車両検査が始まる48時間以上前にFIAに申請が受理されていなければならない。
- b) 現有の競技ライセンスを発給したASNは、ドライバーの競技記録、現有の国際Aライセンスナンバーとともに特別な推薦状と一緒に提出しなければならない。
- c) ドライバーは、完璧なスーパーライセンス申請書をFIAに提出しなければならない。
- d) 年間のスーパーライセンス料金がFIAに支払われていなければならない。

5. 4) 発給条件

5. 4. 1 5. 1) あるいは5. 2) および5. 3) の条件を満たしていれば、FIAはスーパーライセンスを発給する。
5. 4. 2 スーパーライセンスは発給した年の末日まで有効である。
5. 4. 3 スーパーライセンスを取得したドライバーについては、見習い期間である初のフォーミュラワンレースの後12カ月の間は、いつでも再審査が行われる。

第6条 e ライセンスの取得資格と発給条件

6. 1) e ライセンスの取得資格

6. 1. 1 ドライバーは、有効なFIA国際グレードBライセンス許可の所持者でなければならない。
6. 1. 2 ドライバーは、競技にかかる電氣的な安全面、技術面、競技面についての最重要事項のトレーニング過程を成功裡に

修了しなければならない。

6. 1. 3 ドライバーは、国際スポーツ競技規則と F I A フォーミュラ E 選手権の競技規則の最重要事項の質問セッションを成功裡に修了しなければならない。
6. 1. 4 ドライバーは、以下の必要条件の少なくとも 1 つを満たさなければならない：
- a) 前年に F I A フォーミュラ E 選手権のドライバーとして少なくとも 3 つのレースに出場しているか、3 年以内に 10 回出場。
 - b) 少なくとも 20 ポイントを累積。F I A は次のいずれかで累積したポイントのいずれか高い方を考慮する (a) 申請日直前の 3 カレンダー年間、あるいは (b) 申請の年に完了した選手権で累計したポイントに加えて申請日直前の 2 カレンダー年間。選手権およびポイントは付則 1 に掲載される。
 - c) 過去に F 1 スーパーライセンスを所持。
 - d) 上記 a) から c) の資格要件を満たす機会がないが、単座席のフォーミュラカーにおいて顕著な才能を一貫して示したと F I A に判断された者。

第 7 条 世界および国際スピード記録挑戦のためのライセンス

7. 1) ドライバーライセンス発給
7. 1. 1 10km または 10 マイルのクローズドトラックまたはオープントラックで開催される距離、時間、またはワールドクローズドコース絶対記録挑戦に参加するすべての車両についてのライセンス要件
- 10km または 10 マイルのクローズドトラックまたはオープントラックで開催される距離、時間、またはワールドクローズドコース絶対記録挑戦（国際モータースポーツ競技規則付則 D に定義されている）では、F I A 国際ドライバーライセンスが必要とされる。要求されるライセンスは、表 1 で指定されているように、記録挑戦の間に達する最大速度により異なる。

表 1

ライセンスタイプ	最大速度
最低グレードD	250 kph 以下
最低グレードC	250 kph 超

7. 1. 2 公認されたドラッグレーシングトラック、または複線路で同方向から成る他のトラックで行われるスタンディングスタートによる加速記録挑戦のためのライセンス要件

ドラッグレーシングカーおよび他の車両により、公認ドラッグレーストラックおよび1/4マイル以下の他のオープントラックで行われるスタンディングスタート加速記録挑戦（付則Dに定義されている）は、国際モータースポーツ競技規則付則L項第I章「F I A国際ドライバーライセンス」の第9条「ドラッグレースのためのライセンス」に規定されているドラッグレーシングドライバーライセンス規定に適合しなければならない。

7. 1. 3 記録バックアップ路が反対方向にて必要とされる1マイル以下の距離記録挑戦のためのライセンス要件

L S Rドライバーライセンスの資格は、スピードの段階的増加または以前の経験に基づくことができる。ライセンスは、特定の車両タイプに紐付けされている。

7. 2) スピードの段階的増加に基づく資格

7. 2. 1

a) 記録バックアップ路が反対方向にて必要とされるスタンディングまたはフライングスタートによる1マイル以下の距離記録挑戦のためのドライバーライセンス要件はスピードの段階的増加に基づいている。

b) 特定のL S Rライセンスレベルの要件は、以下の表に示すように、すべての低いレベルライセンスの要件に追加されて用いられる。

c) ドライバーは、希望のレベルの仮ライセンスの申請をA S Nに提出する。ドライバーが成功的走行のための要件を完了すると、F I A審査委員によってアップグレードが認証される。そ

の認証には、ライセンス発給要件を満たすために使用された車両に関する情報（名前、番号、画像）が含まれる。要件が満たされ A S N に提出すると、A S N は完全なライセンスを発行する（表 2 参照）。

表 2

段階的速度増加についての基準		
ライセンスレベル	記録挑戦の間のどの時点でも認められる最大速度	要件
L S R D	200kph以下	最低16歳（ジェットエンジン動力車両の場合は18歳）。グレードD以上の競技ライセンスを所持するドライバーは、自動的にL S R Dライセンスの資格を取得するが、それでもL S Rライセンスの申請をA S Nに提出しなければならない。一部の競技会場では、政府発行の運転免許証も必要になる場合があることに注意。
L S R C	300kph以下	最低18歳。250kphと299kphの間の少なくとも1回の成功した単走。 グレードC以上の競技ライセンスを所持するドライバーは自動的にL S R Cの資格を取得するが、それでもL S Rライセンスの申請をA S Nへ提出しなければならない。
L S R B	400kph以下	最低18歳。350kphと399kphの間の、同じ12ヶ月の期間内に実行された、少なくとも2回の成功した単走を完走。
L S R A	無制限	最低18歳。450kphと499kphの間の、同じ12ヶ月の期間内に実行された、少なくとも3回の成功した単走を完走。

7. 2. 2 経歴に基づく認定

ドライバーは、経歴に基づいてL S R Cライセンスまたはより高いレベルのライセンスを申請することができる。

上記の要件に相当する経歴証明は、希望レベルのライセンス申請と一緒に提供されなければならない。

- 経歴に基づいてL S R DまたはL S R Cのライセンスを取得するには、F I Aまたは他の団体が認可した陸上速度記録挑戦からの履歴、または現在あるいは以前に保持する陸上速度記録の証拠を提示しなければならない。
- 経歴に基づいてL S R BまたはL S R Aのライセンスを取得するには、ドライバーは上記の証拠を提供しなければならない。その経歴は、記録挑戦で使用される車両または非常に類似

した車両で達成したものでなければならない。

- c) 経歴証明が A S N によって十分であると考えられる場合、非暫定的ライセンスが発行される。
- d) グレード C 以上の競技ライセンスを持っているドライバーは自動的に L S R C の資格を取得するが、それでもなお、A S N へ L S R ライセンス申請を提出しなければならない。
- e) ライセンスはライセンス発行後、不参加競技年 3 年ごとに 1 レベル減少する。

7. 2. 3 車両特有のライセンス

- a) L S R ドライバーライセンスは車両特有のもので、ドライバーに特定の車両で記録挑戦を行うための許可を与えるものであり、名前、番号、写真で識別される。
- b) 車両が変更された場合、ドライバーは新しいライセンスを申請する必要はないが、L S R C レベルから開始される段階的な速度向上の要件に従わなければならない。ドライバーがスピード要件を満たしていれば、それはライセンスに記載される。

第 8 条 トラックレーシングに対するライセンス

すべてのトラックレースについてはグレード C のライセンスが必要とされる。トラックレースで達成した成績はライセンスの昇級資格として必ずしも有効ではない。

第 9 条 ドラッグレーシングライセンス

- 9. 1) F I A 国際ドラッグレーシングライセンスは、ライセンスが発給される各車両カテゴリー内で、F I A が公認するすべてのドラッグレーシング競技に有効であり、かつそのような競技に対して所有が義務づけられる。
- 9. 2) F I A 国際ドラッグレーシングライセンスについては、国際モータースポーツ競技規則 第 9 章および第 20 章に規定される国際ライセンスに関するすべての規定、ならびにドラッグレーシングに関する F I A 一般規定 第 10 条 4 項に従う。
- 9. 3) F I A 国際ドラッグレーシングライセンスは、重ね印刷された“DR”の大文字により識別される。

9. 4) ライセンスを発給する A S N は、個々の等級に対して要求される資格の判断に対して責任を負うものとする。それには次を含む：

すべてのライセンス申請者は、16歳以上でなければならない。プロモディファイド、トップメタノールドラッグスター、トップメタノールファニーカー、プロストック、ファニーカー、トップフューエルのドライバーの最低年齢は、18歳である。

17歳の者は、次のすべての基準が満たされている場合、プロモディファイド、トップメタノールドラッグスター、トップメタノールファニーカー、プロストック、ファニーカー、トップフューエルのライセンスを申請できる。

- 1) ライセンス申請者の A S N がそのライセンス申請を認可している。
 - 2) 申請者の18歳の誕生日が来るシーズンの間になる。
 - 3) 申請者が、A S N ライセンスのある別のドラッグレーシングカテゴリの積極的参加者であった。
9. 5) ドラッグレーシングに適用される国際規則に規定されている通り、ライセンスは下記の車両カテゴリーに対して有効である。

Class	TypeA over 125" Wheelbase	TypeB upto 125" Wheelbase	TypeC bodied
1	Top Fuel	Funy Car	Pro Modified
2	TM/D	TM/FC	Pro Stock
3	*ET6.0-7.49	*ET6.0-7.49	*ET6.0-7.49
4	*ET7.50-9.99	*ET7.50-9.99	———

トップフューエル、ファニーカー、プロモディファイド、プロストック、トップメタノールドラッグスターおよびトップメタノールファニーカーのライセンス申請者は、要求されたクラス（含複数）の最小 E. T. 以下および要求されたクラス（含複数）の m p h 標準以上で 2 回走行を完了しなければならない。

*E T = 4 分の 1 マイル経過時間（402.33m）

クラス標準は次の通り：

トップフューエル

5.40あるいはそれより早い 2 回の 4 分の 1 マイル（402.33m）の

走行、および260mph (415km/h) あるいはそれより早い 1 回の走行 – または – 4.70 あるいはそれより早い 2 回の1,000' (304.8m) の走行および240mph (386km/h) の 1 回の走行。

ファニーカー

5.70 あるいはそれより早い 2 回の 4 分の 1 マイル (402.33m) の走行、および250mph (400km/h) あるいはそれより早い 1 回の走行 – または – 4.90 あるいはそれより早い 2 回の1,000' (304.8m) の走行および230mph (370km/h) の 1 回の走行。

プロストック

7.60 あるいはそれより早い 2 回の 4 分の 1 マイル (402.33m) の走行、および170mph (270km/h) あるいはそれより早い 1 回の走行。

プロモディファイド

7.40 あるいはそれより早い 2 回の 4 分の 1 マイル (402.33m) の走行、および180mph (280km/h) あるいはそれより早い 1 回の走行。

TMD / TMF C

6.40 あるいはそれより早い 2 回の 4 分の 1 マイル (402.33m) の走行、および200mph (320km/h) あるいはそれより早い 1 回の走行。

9. 6) すべてのライセンス申請者は、一切のテスト走行を行う前に A S N の身体検査を受けることが求められる。身体検査書式およびライセンス申請書は A S N 所定のものを利用可能とする。国際ライセンスの標準医務要件については付則 L 項第 II 章第 1 条を参照のこと。同様にテスト走行に使用される車両は、申請されるクラス / ライセンスの規則および規定について最新のものでなければならない。
9. 7) 特定のクラスのライセンス所持者は、同タイプの下位のクラスに出場しても良い。(例えば、Type A の Class 1 のライセンス所持者は Type A の Class 2 および 4 に出場することが認められる。) さらに、他のすべての F I A ドライバーライセンスは Class 4 のドラッグレーシングライセンスに代えることができるものとする。

9. 8) 以前に競技者ライセンスを所持したことの無い新規ドライバーには、特別なコクピット適応（目隠し）テストが実施され、コミッティ監視の下で最低 6 回の走行を実施することが求められる。すべてのライセンス申請者は一切のテスト走行を実施する前に身体検査を行うことが求められる。完全な指示事項はライセンス申請書式の裏面を参照のこと（F I A A S N より入手可能）。F I A 選手権競技会においてドライバーに追加の走行が提供されることはない。アップグレードあるいはクロスグレード（ボディタイプカテゴリーからオープンホイールのカテゴリー、またその逆の変更）となるドライバーには、コクピット適応テストの実施と 3 回の走行が要求される（ライセンス申請 1 回につき）。ライセンスが与えられているドライバーは、そのライセンス制限以下にクラス付けされる車両を運転できる。ロングホイールベースカテゴリーからショートホイールベースへ、ドラッグスターからボディタイプへなど、またその逆の枠を越える変更は、それぞれのライセンスに特に定める場合を除き、禁止される。

第10条 障害のある参加者のためのライセンス

10. 1) ドライバー

モータースポーツの実践の妨げとなる慢性疾患および不適格視覚障害によって引き起こされる問題に関係なく、後天性あるいは先天性障害のある者で、当該者の国に設置される国内医療委員会（その設置がある場合）または A S N の指定する医師の意見で、国際ドライバーライセンスを取得する条件を満たさないとされる者（第 2 章第 1 項 5.2 を参照）は、以下の条件をすべて満たす場合に、「障害のあるドライバーの国際ライセンス」の取得を申請することができる。

本ライセンス発給基準は次の 4 段階にて判断される：

- i) 「障害のあるドライバーの国際ライセンス」の取得候補者であるドライバーは、国内医療委員会の設置がされている国にて、その委員会委員により、また設置がない場合には A S N の任命する医師により検査を受ける。

- ii) 申請者は、その運転能力評価のため、自身の競技車両を使用し、できればサーキットあるいはラリーステージにて、ASNから出されるオフィシャルの立会いのもとで、運転技能試験を受けなければならない。当該ドライバーに関するASNからの報告書は、「障害のあるドライバーの国際ライセンス」の申請時に、FIA身障者およびアクセシビリティ委員会に提示されなければならない。
- iii) 申請者は、それと同時に、参加を予定している競技車両（または類似の車両モデル）から、できるだけ早く脱出する能力についても判定される（差し迫った危険、火災の発生などのシミュレーション）。申請者はシートベルトを取り付けレース出走準備を整えた位置から、参加を希望する選手権の時間要件に従い、単独で脱出し、車両から離れなければならない。車両の外に出たら、仰向けになり、その姿勢からうつぶせになること、またその逆ができればならない。申請者が要求される脱出時間を越えた場合FIA身障者およびアクセシビリティ委員会はその事例について分析し当該ドライバーのASNに勧告を発行する。いかなる場合においても、この脱出判定用のビデオは、「障害のあるドライバーの国際ライセンス」の申請時に、FIA身障者およびアクセシビリティ委員会に提出しなければならない。
- iv) ドライバーは自身のASNから身障者用ドライバーパスポート（第10項2を参照）を取得しなければならない。「障害のあるドライバーの国際ライセンス」の申請とともにFIAにこれが提示されなければならない。FIA身障者およびアクセシビリティ委員会は、医学的、技術的および競技的な評価を一旦受領した後、個々の申請者に関するガイダンスをASNに発行する。その身障者およびアクセシビリティ委員会から勧告を受領した後、ASNは、「障害のあるドライバーの国際ライセンス」を許可するか却下するかについて最終的決定を行う。

10. 2) 身障者用ドライバーパスポート

A S Nは、次の情報を詳細に記載したパスポートを競技参加者に発行しなければならない。

- i) マニュアルまたはオートマチック運転免許証
- ii) 競技参加者が自身の競技用車両から自力で脱出するのにかかる時間。
- iii) 競技参加者が競技車両を制御するために必要とする適応の詳細。
- iv) 歩行者または非歩行者の競技参加者。

このパスポートは、「障害のあるドライバーの国際ライセンス」を補足する。

10. 3) 身障者ドライバーの車両に対する適応証明

F I A身障者およびアクセシビリティ委員会のF I A適応ワーキンググループによる評価が達成されたものと判断された後、障害のあるドライバーに必要とされる適応のために、対応する公認および／あるいは技術規則を遵守していない競技車両について、F I Aにより適応証明が提供される。当該競技参加者あるいは当該障害のあるドライバーのA S NはF I A公式テンプレートを使用しF I A適応ワーキンググループに適応証明を要求すること。F I A適応ワーキンググループは、国際スポーツカレンダーに掲載の競技、あるいはF I A適応証明を特に要求する規定の下で行われる競技に参加を予定する車両についてのみ要求を受け入れる。

10. 4) ナビゲーター

同様に、モータースポーツの実践の妨げとなる慢性疾患および不適格視覚障害によって引き起こされる問題に関係なく、国際モータースポーツ競技規則第20条にて定義される通り、スポーツ活動においてラリーのナビゲーターとしての役割に限定される障害をもつ参加者は、国際モータースポーツ競技規則第20条にて定義される通り、「身障者ラリーナビゲーターの国際ライセンス」の申請を行うことができる。

満たされるべき身体的基準は、「身障者ドライバーの国際ライセンス」に求められるものと同様である。申請者がナビゲー

ターを務めることを希望する車両（あるいは類似の車両モデル）から脱出する能力について、身障者ドライバーライセンスに求められる基準と同じ基準に従い評価されなければならない。

さらに、すべての場合において、申請者は以下の行為を記載の順序で実行することに成功しなければならない：

- － 屋根の上に S O S サインパネルを置く；
- － 車両の後方約 50m の箇所に、赤色の三角表示を置く；
- － S O S サインパネルを回収し、車両の後でそれを振って合図する。

身障者ナビゲーターには、運転技能試験および技術的問題への対応は関わりがない。

F I A 身障者およびアクセシビリティ委員会は、医学的、技術的および競技的な評価を一旦受領した後、報告書の形で個々の申請者に関するガイダンスを A S N に発行する。身障者およびアクセシビリティ委員会から報告を受領した後、A S N は、「障害のあるナビゲーターの国際ライセンス」を発給するか却下するかについての最終的決定権を持つ。

第11条 身障者国際ドライバーライセンス保持者のモータースポーツの実践

11. 1) 身障者参加者のライセンス保持者が 1 名また複数ある一切の競技中は、救急サービスにそれらのドライバーのゼッケンが通知されなければならない、身障者用ドライバーパスポートに、ドライバーの身障状況についての情報、特に歩行者あるいは非歩行者であることについての情報が提供されなければならない。
11. 2) 「障害のあるドライバーの国際ライセンス」の所持者で非歩行者の者は、F I A 身障者およびアクセシビリティ委員会によって承認された身障者ドライバー識別のためのユニバーサル・ロゴを表示しなければならない。

そのロゴはレースカー上のゼッケンあるいは名前の横に、競技およびテスト中、常に競技用車両の両側のドアと、前面と後面に貼られること。

ステッカーはゼッケンの少なくとも 50% のサイズ（いかなる

場合も最低 8 cm²の大きさ)とし、後者の隣に貼られる場合には名前と同じサイズであること。

夜間のレースの間でもロゴが見えるように、白の部分はできる限り電界発光素子（あるいはそれと同等のもの）であること。

耐久レース、および同一車両に複数エントラントのある競技については、障害のあるドライバーがレース中であることを特定するために高度な照明装置の使用が求められる。

11. 3) 非歩行である身障者ドライバーは車両に煙または火災が生じた場合にのみ、競技中のサーキットまたはステージ上で停止した車両から自己退避する。また、車両が水域の極近くにあり沈む恐れがある場合にも自己退避する。停車中の車両の身障者ドライバーが安全な場所へサーキットまたはステージを運転して離れることができない場合、ドライバーはケージ、ハーネス、安全装置で保護されたまま車内に留まり、救助されるのを待つ。

第12条 F I A 代替エネルギーカップに該当する競技のためのライセンス

F I A 代替エネルギーカップに該当する競技に必要なライセンスグレードは以下のとおり。

- グレード A、B、C、および D のライセンスは、ソーラーカー競技（カテゴリー I とオリンピッククラス）に有効。
- グレード A、B、C、および D のライセンスは、ドライビングテストおよび「エコラリー」(カテゴリー I、II、III、VI、VII および VIII) などの非スピード競技に有効。
- グレード A、B、および C のライセンスは、スピード競技（カテゴリー II、III、IV、V、VI、VII および VIII）に有効。
- また、グレード R ライセンスは個別にスタートするロード競技（カテゴリー I、II、III、IV、V、VI、VII、VIII およびオリンピッククラス）に有効。

第 2 章 ドライバーの身体検査に関する規則

第 1 条 毎年の医学的適性に関する受診

1.1) メディカルコントロールの適用範囲

本章に記載されている身体検査をすべて受診すること：

- － それは F I A 国際ドライバーライセンスの発給に必要な医学的条件を満たすために必要かつ十分なことである。
 - － それは国内ドライバーライセンスの発給にも強く推奨される。
- この身体検査はライセンスを発給する国において医療資格を有する医師により、ドライバーライセンス申請前 3 ヶ月以内に実施されていなければならない。ただし A S N は適切であると判断した場合に限り特別の条件を付すことができる。

身体検査には以下のものが含まれる。

- － 家族ならびに本人の（内科的、外科的、外傷学的）既往症、付随する病気や伝染病の存在、および薬物の使用に関する質問書
- － 十分な臨床検査。とくに以下を含むこと。
- － 心臓血管の適性検査
- － 視覚検査
- － 運動機能の評価

1.2) 心臓血管の適性検査

- － すべての場合において、血圧は測定される。
- － 45歳以下の場合、12誘導心電図による検査を 2 年毎に行う。
- － 45歳以上は、必要であればそれ以前に、3 年毎に心臓専門医との相談が求められる。この医師が役に立つと判断する場合は、見られる症状や兆候に応じて、ストレステストなどの更なる検査を受けるよう要請する場合がある。

1.3) 視覚検査

国際ライセンスが発給される最初の年には、眼科医または法令でテストを行うための当該国で定める資格を有する者の検査を受け、次の事項が証明されなければならない。

この視覚検査の際にコンタクトレンズを着用する権限は与えられ

ていない。必要な場合、ドライバーは眼鏡を着用しなければならない。

a) 視力：

- i) 矯正前または後の左右の各視力が最低 $9/10$ であるか、一方の視力が $8/10$ である場合、もう一方は $10/10$ であること。
- ii) 一眼だけの視力が極端に弱く改善できない者でも、矯正の有無にかかわらず対眼の視力が $10/10$ 以上であり、次の条件が満たされれば、ドライバーライセンスを取得することができる。：
 - － 下記の b、c および d に適合すること。
 - － 眼底が色素網膜症で無いこと。
 - － 古いかまたは先天的な損傷は確実に一眼に限られる。

b) 色神：正常（検査方法：石原式色覚異常検査表または同様の適格審査テスト）異常の疑いがある場合には Farnsworthtest 「PanelD15」もしくは同様の方式によるものとする。いかなる場合においても、国際競技に使用される信号旗の色の認知を誤る危険性があってはならない。

c) 静止時の視野：最低 120° ；中央の 20° の視野はいかなる部分も損なわれてはならない。視野計による視野計測が実施されていなくてはならない。

d) 立体的視覚：機能すること。疑いがある場合、Wirth、Bagolini（線状レンズ）もしくは同様のテストの実施により評価する。

e) 視力の矯正：コンタクトレンズの使用は次の場合に認められる。：

- － コンタクトレンズを最低12ヵ月使用しており、また毎日相当時間着用していること。
- － それらを供給した眼科技士により、モーターレースに対する適合性が証明されていること。

1.3.1) 長期視覚喪失または長期視野異常を含む視覚における重大な疾患の場合には、ドライバーのさらなる視科学的な所見を考慮するまでに2年以上必要となる。この場合、視野および立体的視野を含む特別な視科学的テストが実施されなくてはならない。これにはサーキットにおけるリアルタイムでのテストを可能な限り実施

することを推奨するものである。

これらの決定は状況に応じて行われるものとする。

1.4) 関節の可動性、動きの幅、切断部位と使用できる人工器官の一覧、知覚と運動の障がいの一覧

以下の場合には国際ライセンスの発給に適合する。

- － 指の切断。ただし、両手の握り機能が損なわれていない場合。
- － 義肢。ただし、結果として機能が正常に等しいか、または正常に近い場合。
- － 手足の自由な動きが50%を超えて阻害されていないもの。

1.5) モータースポーツを行うにあたり不適格とされる、もしくは特定の組織による医学的評価を必要とする疾病および身体障がいリスト

1.5.1) 完全に除外されるもの

- － 治療中であるなしに関わらず、過去10年間に確認された癲癇症状。
- － 突然死の危険性がある心臓血管の問題。
- － 片目の失明（単眼盲）。

現在の国際ライセンスを所持しているドライバーが片眼失明となった場合については、2020年シーズンについてのみ F I A メディカル委員会によりケースバイケースで審査される。しかしながら、2021年シーズン以降、単眼盲のドライバーには一切国際ライセンスが認められない。

なお、前述の例外から起因するすべての問題において、もし強い要望があり、会議資料として提出するためには、F I A メディカル委員会は他の専門委員会の意見を求めることがある。

1.5.2) 標準ライセンスには適合しないが、身体障害のあるドライバーのライセンスの申請を認めることができる場合（本規定の第1章第10条を参照）。

- － 1.4項で定義される基準を満たさない関節のあらゆる制限、切断と義肢
- － 中枢および末梢における知覚運動の重大な異常（片麻痺、半側麻痺、対麻痺等）

1.5.3) A S N が承認した組織による医学的評価を必要とする疾病および身体障がい（当該組織はメディカル委員会または委員会が存在しない場合は A S N が承認した医師とする。）

- － インシュリンまたはスルホニル尿素により治療中の糖尿病。
この場合には、当事者および実際に行われていることを示すその治療について定期的管理を行っていることを証明する内秘書類を A S N により承認された医学的組織に提出し、適性検査に関するメディカルサーティフィケート（1.8 参照）には <medicalsupervisionnecessary> の文言を記すものとする。
- － 心臓または動脈異常すべて。
- － 注意欠陥多動性障害（ADHD）を含む、行動に問題を引き起こす可能性があり、特別なケアを必要とするいずれの精神状態。
- － その性質あるいは治療により、結果として、事故の場合も含んで、モータースポーツに参加するにあたって害を及ぼす可能性のある健康問題。

1.6) メディカル検査フォーム

各々の国において、A S N は自国の法律や慣習に従って、以下のものを作成し印刷しなければならない。

- (i) メディカルクエスチョネア
- (ii) メディカルフォーム

現行規則の要求事項に従い、これらの書類はすべてのライセンス申請者に配布される。

1.6.1) メディカルクエスチョネア

当該ドライバーが署名する。

このクエスチョネアの提案される表記内容は、F I A から入手できる。

1.6.2) メディカルフォーム

メディカルフォームは以下のものを含んでいなければならない。

- － 診察する医師が必要とする情報（提案される表記内容は、F I A から入手できる）。
- － 以下のすべての情報。

- － 受診者の身長と体重。
- － 血液型と R H 因子（法律によって要求される国の場合）。
- － アレルギー（薬物治療またはその他の治療を行っているか）。
- － 最後に抗破傷風ワクチンを接種した日。
- － 数値による筋骨格システムの評価結果。
- － 数値による視覚検査結果。
- － 血圧値と更なる検査（年齢と場合により、心電図または負荷心電図のいずれかになる）が実施されたという言明。

法律または慣習によって要求されている国においては、このメディカルフォームに追加検査項目を規定してよい。A S N のスタンプの上部に医学検査を行なった医師により署名がなされる。

申請者はこのフォームの下部に、次の事項について宣誓する署名を行なわなくてはならない。

- － 医師に申告した現在の健康状態および既往症（病歴）に間違いのないこと。
- － 世界アンチ・ドーピング機構の禁止物質および禁止方法のリストに含まれる、いかなる物質も使用していないこと。

所属する A S N に自身の健康状態に重大な変化がないことを遅滞なく知らせる義務を負う：

- － 医療の観点から、3 週間以上受けているいかなる薬物投与を含む。
- － 外傷学の観点から、事故により一定期間休んだかどうか、また、その事故がモータースポーツの参加に関係したかどうかにかかわらない。

1.6.3) メディカルフォームとメディカルクエスチョネアの用途

これらの書類は A S N によって保管され、A S N は医学的機密の尊重に関する規則を遵守するものとする。

しかしながら、事故や併発性の病気が発生した場合にモータースポーツに携る医師が利用できる確かなコンピュータファイルを作成する目的で、F I A によりこれらの書類のコピーが要求されることがある。該当するドライバーの部門は、F I A メディカル委員会によって適正な方法で決定される。

1.7) 検査を実施する医師の任務

医学的適性検査を行う責務を持つ医師は、申請者により提示されるメディカルフォームを用いることが義務づけられ、必要とされるすべての詳細事項について記入しなければならない。申請者は検査後ただちにこの書類を当該ASNに送付しなければならない。適否の決定は検査を実施した医師によりなされる。

この医師はASNが承認した組織（国内メディカル委員会もしくは承認を受けた医師）に意見を求めてもよい。

1.8) 適性検査に関するメディカルサーティフィケート

それぞれの国際ライセンスは、次の方法で適性検査に関するメディカルサーティフィケートを伴ったものでなければならない。

- ・ライセンスの裏側に記載するか、もしくは
- ・添付書類として別紙に記載する

Apt for the practice of motor sport, according to the FIA medical standards :

Date : _____

Corrected eyesight (glasses or lenses) yes no

Special medical supervision yes no

1.9) 規則の配布

ASNは、自らが管理する書面に加えて、診察する医師に現行規則を配布するか、またはライセンス申請書にそれらの規則が見つけられるコンピュータのウェブサイトを示すことが要求される。

第2条 競技におけるメディカルコントロール

当該競技の医師団長による適性検査に関するメディカルサーティフィケートの確認は、特定の場合に要求される予備的検査に代えることができる。さらにドライバー本人の行動が身体検査の必要性を正当化するか否かに関わらず、競技の期間中もしくはフィニッシュ後いかなるときでも、医師団長、任命されている場合にはFIAメディカルデリゲートあるいは競技長は身体検査を要求することが可能である。当該ASNは医師団長および任命のある場合にFIAメディカルデリゲートの報告を受けて、必要とされるいかなる決定をも下すことができる。それが適当であればアルコール検査も実施され得る。

2.1) 神経測定テスト

F I A 世界選手権に参加するドライバーに神経測定テストを行なう場合がある。そうしたテストの方法については、当該選手権の F I A メディカルデリゲートが責任を負う。得られた個人データは、比較目的のために使用される。

2.2) 事故、身体障害または健康上の問題が発生した後の手続き

2.2.1) 競技中の手順 - 競技中に経験した事故、身体障害または健康上の問題（後の段階で診断が行われた場合、2.2.2）を参照）

a) ドライバーの責任

ドライバー（または不可抗力の場合はその親族）は、シリーズまたは選手権を担当する医師団長および医師に一切の健康問題を（完全に良性でない限り）遅滞なく通知する責任がある。

F I A、W E C、W o r l d R X、および W R C のための特別措置：

さらに、F I A メディカルデリゲート（電子メールによる）および F I A（medical@fia.com）にも通知。

b) 健康診断

次の者により、いつでも健康診断を依頼し、実施することができる：

- 医師団長、または
- シリーズまたは選手権を担当する F I A メディカルデリゲートまたは医師（任命のある場合）。

関係するドライバーがこの検査を受けることは義務であり、ドライバーの所属チームは医師団長または F I A メディカルデリゲート（任命のある場合）からそれについて通知を受ける。

c) 検査後の決定

検査を要請し実施した医師は、以下の事項を決定する：

- ドライバーに対し競技の続行を許可するか、または
- ドライバーに競技続行を禁じ、復帰検査を要求する。

d) 復帰検査が要求された場合に実施されるフォローアップ
事故/問題が発生した競技の医師団長によるもの：

- ドライバーの管轄 A S N に事故/問題を通知し、復帰検

査が要求されたことを知らせる。

- －ドライバーが病院に搬送された場合、ドライバーの管轄 A S N に当該ドライバーの健康状態の変化を知らせる。

F I 、W E C 、W o r l d R X 、および W R C のための特別措置：

さらに、F I A メディカルデリゲート（電子メールによる）および F I A（medical@fia.com）にもリアルタイムで通知。

ドライバー（または不可抗力の場合はその親族）によるもの：

- －ドライバーの管轄 A S N および事故/問題が発生した競技の医師団長と、シリーズまたは選手権を担当する医師に、画像資料を含む明確かつ包括的な情報を記載することにより、当該ドライバーの健康状態の変化について通知する。

- －さらに、このすべての情報を当該ドライバーが次に参加を望む国際競技の医師団長に送付し、復帰検査を実施する必要があることを知らせる。（医師団長の連絡先は、競技が開催される国の A S N、そこで判らない場合 F I A（medical@fia.com）に問い合わせ）。

F I 、W E C 、W o r l d R X 、および W R C のための特別措置：

さらに、F I A メディカルデリゲート（電子メールによる）および F I A（medical@fia.com）にもリアルタイムで通知。

- －復帰検査に合格するまでは、F I A 国際カレンダーに登録されているモータースポーツ競技一切に参加しないこと。

ドライバーの管轄 A S N によるもの：

- －当該ドライバーから受け取った情報と書類に基づき、また必要な健康診断を実施し、ドライバーが十分に回復したと判断した場合は、当該 A S N はその事件を監視し、当該ドライバーの競技への復帰は、次に参加する国際競技の医師団長が実施する復帰検査に合格することを条件

に承認されることを確認する書類を当該ドライバーに提供する。

- 当該ドライバーが参加を予定している次の国際競技の医師団長に健康状態を通知し、復帰検査を実施する必要があることを知らせたことを確認する。
- 重大事故が発生した場合は、世界事故データベース (<http://www.fia.com/fia-world-accidentdatabase>) の医療セクションを記入完了し、その後、ドライバーの健康状態の変化に関する情報を記入完了する。

当該ドライバーが次に参加する国際競技の医師団長によるもの：

- ドライバーの管轄ASNから出される、当該ドライバーが次に参加する国際競技の医師団長が実施する復帰検査に合格することを条件に、競技への復帰を承認することを確認する文書の提示に応じて、当該ドライバーに復帰検査を受けることを要請する。

F1、WEC、World RX、およびWRCのための特別措置：

復帰検査は、FIA世界選手権の対象とはならない国際競技に先立って行われたい限り、FIAメディカルデリゲートの立ち合いの下で実施される。

2.2.2) 競技外の手順 - 競技外で経験した事故（国内事故を含む）、あるいは診断された身体的問題または健康上の問題の後の手順

a) ドライバーの責任

ドライバー（または不可抗力の場合はその親族）は、競技外で診断された身体的または健康上の問題（完全に良性でない限り）および競技外で発生した事故またはその影響が診断されたことを、当該ドライバーの管轄のASNに知らせる責任がある。

F1、WEC、World RX、およびWRCのための特別措置：

さらに、FIAメディカルデリゲート（電子メールによる）およびFIA (medical@fia.com) にも通知。

b) ASNまたはFIAメディカルデリゲートの決定

ドライバーから受け取った情報と書類に基づき、必要な健康診断を行った後、ドライバーの管轄ASNは、復帰検査を受けなければならないかどうかを決定し、ドライバーにその決定を知らせなければならない。

F I 、W E C、W o r l d R X、およびW R Cのための特別措置：

ドライバーの管轄ASNはF I Aメディカルデリゲートにもその決定を遅滞なく伝えなければならない。

F I Aメディカルデリゲートも、正当と判断する場合には、復帰検査を請求する場合がある。その後F I Aはドライバーに知らせる。

c) 復帰検査が要求されたときに実施されるフォローアップ
ドライバーによるもの：

- －自身のASNに自分の健康状態の変化を知らせ、いかなる画像資料も含め、明確で包括的な情報を提供する。
- －さらに、このすべての情報を、自身が参加することを希望する次の国際競技の医師団長に送り、復帰検査を実施する必要があることを知らせる（医師団長の連絡先は、競技が開催される国のASN、そこで判らない場合F I A（medical@fia.com）に問い合わせ）。

F I 、W E C、W o r l d R X、およびW R Cのための特別措置：

さらに、F I Aメディカルデリゲート（電子メールによる）およびF I A（medical@fia.com）にもリアルタイムで通知。

- －復帰検査に合格するまでは、F I A国際カレンダーに登録されているモータースポーツ競技一切に参加しないこと。

ドライバーの管轄ASNによるもの：

- －ドライバーが十分に回復したと判断した場合は、当該ASNはその事件を監視し、当該ドライバーの競技への復帰は、次に参加する国際競技の医師団長が実施した復帰検査に合格することを条件に承認されることを確認する

書類を当該ドライバーに提供する。

- －当該ドライバーが参加を予定している次の国際競技の医師団長に健康状態を通知し、復帰検査を実施する必要があることを知らせたことを確認する。

当該ドライバーが次に参加する国際競技の医師団長によるもの：

- －ドライバーの管轄ASNから出される、当該ドライバーが次に参加する国際競技の医師団長が実施する復帰検査に合格することを条件に、競技への復帰を承認することを確認する文書の提示に応じて、当該ドライバーに復帰検査を受けることを要請する。

F I A、W E C、W o r l d R X、およびW R Cのための特別措置：

復帰検査は、F I A世界選手権の対象とはならない国際競技に先立って行われたい限り、F I Aメディカルデリゲートの立ち合いの下で実施される。

2.2.3) 規定不遵守の場合の制裁

ドライバーが2.2.1) および2.2.2) に定められた手続きを遵守しなかった場合は、イベント中に現地で、またはF I A国際カレンダーに登録されたその後の競技で審査委員会に通知される場合があり、それにより適切な決定を下し、正当と判断された場合には罰則を科すことができる。

第3条 アンチ・ドーピングに関する組織体制

F I Aアンチ・ドーピング規則は、モータースポーツにおけるドライバーの健康、公正、公平および安全性を推進し、ドーピングのないスポーツへ参加する彼らの基本的な権利の保護を目的とする。

本規則は国際モータースポーツ競技規則付則A項に掲載される。

(注. 本訳文では掲載していません。)

第4条 控訴に対する委員会

各国において、ASNによって指名されたメディカル委員会は、本規則の1.3)、1.4) に定められた条件を論争の根拠として、医師とドライバーの間に生じたいかなる論争を解決するために召集されることとす

る。

ドライバーは、医師、メディカル委員会の委員またはASNに承認された医師の立ち合いのもとに試走の実施を要求されることがある。

当該国内委員会により達せられた結論は、FIAの管轄下にあるその他のすべての国によって承認される。

第5条 モータースポーツ競技における生理学的調査の規定

5.1) 概論

生理学的調査は医学の本質であると考えられ、全体または一部で、実施される。

- a) 競技開催場所から離れ、参加者の任意および個人の合意が適用される法律と規則の規定に厳格な一致が得られるなら、実施者は下記の規定(6.2)、(6.3)および(6.4)に従わなくてもよい。
- b) または、実施の競技および／またはプラクティスセッション走行中に、上記の合意の直接的な規定に加えて、この場合は、いかなる時でもどんな理由であろうとも、競技の通常の運営および調査に関係のない競技参加者およびドライバーを妨げるものであってはならない。よって、実施者は下記の規定(6.2)、(6.3)および(6.4)に従わなければならない。

5.2) 調査実施計画

調査実施計画および研究テーマの選択は、

- a) 独立した研究医師、またはその問題に関して有能な医学チームを持つ法人によるもの
- b) ASNメディカル委員会を通じ、ASNによるもの
- c) FIAメディカル委員会によるもの

注：b) またはc) において、関係する委員会は、研究医師（含複数）を任命する。

5.3) 事前合意事項

競技中に行われる予定の実験は、権限のあるメディカル委員会の事前の合意なしでは実施することができない。すなわち：

- 5.3.1) 国内格式競技またはFIA世界選手権以外の国際格式競技、および1つのASNの地理的カバーエリア内で行われる競技において、関係する国内メディカル委員会の合意で必要かつ十分であ

る。

5.3.2) F I A 世界選手権に参加しているドライバーおよびコ・ドライバーが関係するすべての実験、および1つの競技であるがいくつかのA S Nの管轄で走行することが予定されているF I A 世界選手権以外の国際的な実験について、F I A メディカル委員会の合意が義務づけられる。従って、国内メディカル委員会によって委任されているか否かに関わらず、これらの要因の範囲内にかかる、いかなる要請もF I A メディカル委員会に提出しなければならない。

5.4) 競技および／または関連するプラクティスセッション中の生理的実験の「フィールドでの」通常走行に要求される追加条件。

すべての場合において、以下の者の合意が必要とされる。

- 実験が実施される管轄のA S N
- オーガナイザー
- レースディレクター
- 医師団長
- F I A 世界選手権の場合、イベントディレクター

このため、要請書には以下を明記しなければならない。

- 実験に必要な医療機器のタイプ、量および配置
- 実験の場所、必要な時間を明示すること
 - ・サーキット競技の場合、それがプラクティスセッション中または決勝レース自体の中で実施されるか否かに関わらず。
 - ・ラリー競技の場合、それが計時ステージ中またはロードセッション中で実施されるか否かに関わらず。
- 医師人員を含む、医学調査チームを構成する人数

F I A メディカルデリゲートがいる競技では、この要請書は情報としてデリゲートに送られなければならない。

5.5) 調査で得られた科学的データの利用

科学的成果は、研究医師のみが所有するものとなる。または、場合によって、その問題に関して有能な医学チームを持つ法人のみが所有するものとなる。

- a) 実施者の選択により、データを配布することは完全に彼らの自由である。

- b) しかしながら、実施者は結果を管轄の A S N および F I A に知らせることを引き受けること。

第 3 章 ドライバーの装備品

第 1 条 ヘルメット

1. 1) 前頭部保持装置 (F H R) に使用する認定基準

F H R の使用が、次の第 3 条に従って義務付けられている場合、サーキット競技、ヒルクライムまたはラリーのスペシャルステージに参加し、F I A カレンダーに登録されているドライバーは、次のいずれかで公認されたクラッシュヘルメットを着用しなければならない。

F I A 基準：

- － 8858-2002 または 8858-2010 (テクニカルリスト No.41)、
- － 8859 (テクニカルリスト No.49)、
- － 8860-2004 または 8860-2010 (テクニカルリスト No.33)、または
- － 8860-2018 または 8860-2018-ABP (テクニカルリスト No.69)

1. 1. 1) 下記の選手権に参加するドライバーは次のチャートに従って、ヘルメットを着用しなければならない：

選手権	F I A 基準
フォーミュラ 1 世界選手権	8860-2018-ABP
フォーミュラ 2	8860-2018-ABP
フォーミュラ 3	8860-2004, 8860-2010, 8860-2018 または 8860-2018-ABP
フォーミュラ E (シーズン 6 から)	8860-2018-ABP
FIA 世界ラリー選手権で プライオリティ 1 ドライ バーおよびコ・ドライバー である場合	8860-2018 または 8860-2018-ABP
WEC (シーズン 2020/2021 から)	8860-2018 または 8860-2018-ABP
FIA 世界ラリークロス選 手権の全ドライバー	8860-2004, 8860-2010, 8860-2018 または 8860-2018-ABP
FIA GT ワールドカップ	8860-2004, 8860-2010, 8860-2018 または 8860-2018-ABP

世界ラリー選手権のすべてのドライバー、および技術規定に F I A フォーミュラ 1 または F 3000 技術規則のクラッシュ構造体要件が含まれている国際シリーズの全ドライバーは、F I A 基準 8860 (テクニカ

ルリストNo.33またはテクニカルリストNo.69)で公認されたヘルメットを着用することが強く推奨される。

1. 2) 前頭部保持装置 (FHR) なしで使用する認定基準

FHRの使用が義務ではない場合、FIAカレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライムあるいはラリーのスペシャルステージに参加するドライバーは、FIAテクニカルリストNo.25に記載されている基準の1つで公認されたクラッシュヘルメットを着用しなければならない。

1. 3) 使用の条件

オープンコクピット車両に搭乗するドライバーは、チン（顎）バーがヘルメット構造の一体部品となっており、FIA承認基準にのっとり試験を受けたものであるフルフェイスヘルメットを着用しなければならない。これはヒストリックのオープンコクピット車両、およびオートクロスのスーパーバギー、バギー1600およびジュニアバギーにも推奨される。

いかなるtear-offsバイザーもトラック上やピットレーン上に不必要に投げ捨ててはならない。

テクニカルリストNo.33、No.69、No.41およびNo.49に記載されたフルフェイスヘルメットに装着されたフルバイザーにはFIAステッカーが貼付されている。

その施行日は：

- ・2016年1月1日以降に製造されたバイザーにはFIAステッカーが貼付されていなければならない。
- ・2015年12月31日以前に製造されたバイザーにはFIAステッカーの貼付は義務付けられておらず、ステッカーなしに使用されている場合もある。

クローズドコクピット車両に搭乗するフルフェイスヘルメットを着用するドライバーおよびコ・ドライバーは、負傷したドライバーの気道に適切にアクセスできることを保証するために、次のテスト⁽¹⁾に合格できなければならない。

- － ドライバーは、ヘルメットおよびFIA承認の頭部の動きを抑制する装置を正しく着用し、安全ベルトを締めた状態で車両のシートに着座する。

- ー 救助員 2 名の助けを借りて、競技会医師団長（もしくは、もし居れば F I A メディカルデレゲート）が、ドライバーの頭部を中立位置に保ったままヘルメットを脱がせることが可能でなければならない。

もしこれが不可能な場合、ドライバーはオープンフェイスヘルメットを着用することが求められる。

ドライバーは、競技のスタート前に上記テストを実施するために F I A メディカルデレゲートまたは医師団長にコンタクトしなければならない。

⁽¹⁾ ヒストリック車両については、これに適合することが推奨される。

1. 4) 改造

製造者が定めた認めた方法に従う場合を除き、製造された当初の仕様からのいかなる改造も認められない。付属品はヘルメット製造者の指示に従った方法で取り付けられなければならない。F I A により認められた付属品のみが使用されること。その他いかなる改造が施された、あるいは認められていない付属品（ヘルメットカメラ、バイザーなど）の付いたヘルメットも、F I A ヘルメット公認を無効とする。

1. 5) 最大重量およびコミュニケーションシステム

- ー ヘルメットの重量は競技会期間中いかなる時も検査を受ける可能性がありその重量は、すべての付属品および取り付け具を含み、フルフェイス・タイプのヘルメットは1900g、またオープンフェイス・タイプのヘルメットは1700gを超えてはならない。
- ー ヘルメットに取りつけられる無線スピーカーは、ラリークロスおよびオートクロス競技会を除き、すべてのサーキット競技およびヒルクライム競技で禁止される（イヤープラグ・タイプの変換器は許される）。医療的見地からのみ、そのドライバーが所属する A S N のメディカル委員会を通じて、特別措置の申請が行なわれてよい。マイクロフォンの取り付けは、上記 1.4) に従う場合のみ行われてよい。

1. 6) 装飾

塗料はヘルメットの帽体の素材と反応を起こし、その保護能力に影響を及ぼす。ヘルメット製造者によって提供されるガイドラインに従ってヘルメットの塗装を行うのは競技参加者の責務である。塗装に関

するガイドラインはヘルメット製造者のウェブサイトに掲載されているか、製造者に直接請求して取り寄せるヘルメットユーザーガイドラインに掲載されている。

塗料が内側に染み込んだ場合、ヘルメットライナーの性能に影響を及ぼすため、帽体に有効なマスキングを施すこと。

製造者の取扱説明書は、ステッカーや転写の使用についても考慮すべきである。

第 2 条 耐火炎被服

国際スポーツカレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライム、ラリーのスペシャルステージおよびクロスカントリーラリーのセレクトティブセクションにおいては、すべてのドライバーとコ・ドライバーは、F I A 基準8856-2000 (F I A テクニカルリストNo.27) あるいはF I A 基準8856-2018 (テクニカルリストNo.74) に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ (コ・ドライバーについては任意) (F I A テクニカルリストNo.27) を着用しなければならない。

以下の選手権に参加するドライバーは、F I A 基準8856-2018 (テクニカルリストNo.74) に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ (コ・ドライバーについては任意) を着用しなければならない。

* フォーミュラ E (6 シーズン)

* フォーミュラ 1 世界選手権

* W E C (シーズン2020/2021から)

* プライオリティ 1 ドライバーとしてリストされている場合、F I A 世界ラリー選手権

F I A 世界ラリー選手権において、ドライバーは、F I A 基準8856-2000あるいはF I A 基準8856-2018に従って公認され、ヘルメットを取り外す際の首への負荷を軽減するバラクラバ帽として、テクニカルリストに掲載されたバラクラバ帽の着用が推奨される。

きつ過ぎる着衣は保護能力を引き下げてしまうので、着用者は、これらの着衣がきつ過ぎないことを確実にすること。バラクラバ帽はレーシ

ングスーツの下に着用しなければならない。首、手首、足首は、常に少なくとも 2 つの防護服で覆われること。バラクラバ帽と最も外側のアンダーウェアは、最低 3 cm、ドライバーの首まわりに重なるようにすることとし、正面中心線の部分は、少なくとも 8 cm 重なるようにすること。

上半身と下半身のアンダーウェアは、ドライバーの腰の周りで最低 7 cm 重ならなければならない。

正当な医学的理由がある場合には、ドライバーの皮膚と義務付けの F I A 承認のアンダーウェアの間に、F I A 未承認のアンダーウェアを着用することができる。ただし、ドライバーの肌に接触する非難燃性合成素材の使用は許可されない。

オーバーオールの上に着用することが許可されているのは、防炎性で ISO15025 に準拠した膝パッドまたは肘パッドだけである。

オーバーオールに直接なされる刺繍は、より効果的な遮熱のため、最も外側の生地だけにのみ許される。バッジの基部となる生地およびバッジをオーバーオールに縫付ける糸は耐火性でなければならない。糸が防炎性であり、ISO15025 に準拠していれば、バッジの縫い目はすべての層を通過できる。ドライバーの着衣への印刷あるいは転写は製品の製造者のみが行い、基準 8856-2000 または 8856-2018 で定義されているスーツの性能を低下させてはならない（詳細な要件および使用に当たっての指示事項については、F I A 基準 8856-2000 の付則 I または F I A 基準 8856-2018 の付則 F を参照のこと）。

印刷または転写を使用してカスタマイズされた F I A に承認された 8856-2018 衣服には、製造元からの証明書を添付しなければならない。

単座席のレーシングカーでスタンディングスタートを伴う競技に参加するドライバーは、トラブルが発生した場合にレーススターターの注意を引けるよう、車両の主色と対比して、とても見やすい色のグローブを着用しなければならない。

ドライバーが着用するあらゆる冷却システムを循環する物質も、大気圧と等しい圧力の水または空気以外の物質であってはならない。水システムは、それが機能するために衣類に浸透するようなものであってはならない。

酷暑の中で開催される競技においては、冷却システムを使用することが推奨される（例えば、冷却を目的にデザインされ、F I A 基準8856-2000あるいはF I A 基準8856-2018に従って公認されたアンダーウェアに接続する等）。

2. 1) バイオメトリック装置

ドライバーはレース中に生体情報を収集するための装置を着用することができる。

- ー バイオメトリック装置がF I A 基準8856に準拠した防護服に組み込まれている場合、その衣服はF I A 基準8856および8868-2018で公認されること。
- ー バイオメトリック装置がスタンドアロン装置の場合、装置はF I A 基準8868-2018でのみ公認されなければならない。この装置は、F I A 基準8856に準拠した衣服に加えて着用されなければならない。

第3条 前方への頭部の動きの抑制（F H R）

3. 1) 当該装置がF I A 基準8858に従って公認されない限り、国際競技において、頭部や頸部の保護を意図してヘルメットに装置するいかなる装置の着用も禁止される。公認されたF H RシステムはF I A テクニカルリストNo.29に掲載される。H A N S 襟部の最小角度は水平から60° とする。

ドライバーとtheHANS® yoke間に使用されるいかなるパッドも、ドライバーが全てを装備しハーネスを締め車両に着座した時に15mm厚を超えるものであってはならない。パッドはISO15025規格に合致した耐炎性（難燃性）素材で覆われていなければならない。theHANS® yokeの両端から8mmを超える幅があってはならない。

すべての国際格式競技会において、ドライバーおよびコ・ドライバーはF I A 承認のF H Rシステムを着用しなければならない。ただし、下記の例外あるいは規則が適用される。

F I A 承認のF H Rシステムの着用は、

- a) ピリオドG以降のフォーミュラ1車両においては、F I A 安全委員会発行の書面による特別措置を取得している場合を除き、義務づけられる。

- b) その他のヒストリック車両については推奨される。
- c) 代替エネルギー車両の次のカテゴリーについては義務づけられない：Ⅰ、Ⅲ、ⅢA、Ⅳ、Ⅴ電気カート、Ⅶ、Ⅷ
- d) 2006年1月1日以前に発行されたテクニカルパスポートを有するカテゴリーⅡ、Ⅴ、Ⅵの代替エネルギー車両については推奨される。

技術的な理由により、F I A承認のF H Rの着用が不可能なその他の車両については、F I A安全委員会に対し特例を申請することが可能である。

3. 2) 使用の条件

F H Rシステムは、以下の表に従い、F I A承認品とのみ着用されなければならない。

ヘルメット ⁽²⁾	テザーシステム (テザー、テザー留め具、 およびヘルメット固定点)
FIA 8860(テクニカルリストNo.33、 およびNo.69) FIA 8858(テクニカルリストNo.41) FIA 8859(テクニカルリストNo.49)	FIA 8858(テクニカルリストNo.29)

(2) 上記1.1項に従い、各選手権においてヘルメットの着用が義務づけられる。

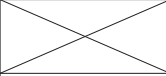
F H R装置は以下に従って装着されなければならない：

- a) 「Guide and installation specification for HANS[®] devices in racing competition (レース競技におけるH A N S[®]装置のガイドと導入仕様)」

または

- b) 「Guide and installation specification for Hybrid & Hybrid Pro devices in racing competition (レース競技におけるHybrid & Hybrid Pro装置のガイドと導入仕様)」

3. 3) F I A基準8858-2002、8858-2010、8859-2015、8860-2004、 および8860-2010適合品との互換性および許される使用

	F H R 8858-2010	テザー (テザー留め具含む) 8858-2010	ヘルメット 固定点 8858-2010	ヘルメット 8858-2010、 8859-2015、 8860-2010、 および8860-2018
H A N S 8858-2002		○	○	○
テザー (テザー留め具含む) 8858-2002	×		機械的に 互換性があ れば	○
ヘルメット 固定点 8858-2002	○	機械的に 互換性があ れば		×
ヘルメット 8858-2002および 8860-2004	○	○	×	

F I A 基準8860-2004 (高度ヘルメット) および F I A 基準8858-2002 (F H R システムおよび適合ヘルメット) は2010年に改訂された。上記の表に示される通りに使用される場合は、F I A 基準8859-2015と共に、改訂前と改訂後の両方とも有効である。

第4条 安全ベルト

ドライバーは、当該車両が関係する付則 J 項の仕様に合致した安全ベルトによって、競技中、サーキット、ピットレーン、スペシャルステージ、または競技コースで車両が動く状態にある時は、常に適切にシートに拘束されていなければならない。

第5条 装身具 (ジュエリー) の着用

身体穿孔または金属ネックレスの形の装身具 (ジュエリー) の着用は、競技中は禁止されているため、競技開始前に確認される場合がある。

第 4 章 サーキットにおけるドライブ行為の規律

第 1 条 信号の遵守

国際モータースポーツ競技規則付則 H 項に詳述される指示内容は、ドライブ行為に関する本規律の一部とみなされる。

すべてのドライバーは、これらを遵守しなければならない。

第 2 条 追い越し、車両のコントロールと走路の範囲

- a) 走路上に他の車両がない場合には当該走路の幅員の全部を 1 台の車両が使用することができる。ただし、その車両を追い越そうとする車両によって追い付かれた時に、そのドライバーは、直ちに最初の可能な機会に自分より速いそのドライバーに追い越させなければならない。

追い迫られている車両のドライバーが、そのバックミラーを十分に使用していないと思われる場合には、旗信号委員は、より速いドライバーがその者を追い越そうとしていることを知らせるために、青旗を振動表示する。青旗を無視したと判断されるドライバーは、大会審査委員会に報告される。

- b) 追い越しは、その瞬間の可能性に応じて、左右のいずれの側でも実施することができる。

ドライバーは正当な理由なく故意に走路を外れてはならない。順位を守るために 2 回以上進行方向を変更することは認められない。

順位を守るためにラインを外れたドライバーがレーシングラインに戻った場合には、コーナーに接近する際に走路の端部と自身の車両の間に少なくとも車両 1 台分の幅をあけること。

ただし、順位を守るための 2 回以上の進路変更、走路端を越え故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為は厳重に禁止される。上述の反則行為をしたと判断されるドライバーは、大会審査委員会に報告される。

- c) ドライバーは常に走路を使用しなければならない。疑義を避けるため、走路端部を定めている白線は走路の一部と見なされるが、縁石は走路の一部とはみなされない。

理由のいかんにかかわらず車両が走路を退去した場合、下記 2. d)

を侵さずにドライバーは再び合流することができる。しかしながら、その再合流は、それを行うことが安全であり、その実施によって優位に立つことがない場合にのみ実施できる。走路に車両の一部分も接触していない状態であれば、ドライバーは走路を退去したものと判断される。

- d) 重大な過誤を繰り返したり、あるいは車両に対するコントロールの欠如（走路から離脱するような）が見受けられるときは、大会審査委員会に報告され、一切の当該ドライバーに対し失格に至るまでの罰則を適用することができる。
- e) いかなるときも、車両を不必要に低速で運転したり、不規則に走らせたり、あるいは他のドライバーにとって潜在的に危険と見なされるような運転をすることは許されない。

第3条 レース中に停止した車両

- a) レース速度を維持することができないという理由で走路を退去する車両のドライバーは、直ちにその退去意志についての合図を行うものとし、かつ、その行動が安全に、また退去地点のできる限り近くで行われるように確保する責任を有するものとする。
- b) 車両がピットレーンの外側で停止した場合には、その車両がそこにあることが他のドライバーの危険とならないよう、あるいは妨げとならないよう、できる限り速やかに移動させなければならない。

ドライバー自身がその車両を移動させることができない場合、そのドライバーを援助することはコース委員の義務とする。このような援助が、結果としてドライバーのレース復帰につながる場合は、いかなる規則違反もせず、かつ利益を受けることなくそれが行われなければならない。

- c) 走路で実行される修理は、ドライバー自身により車載されている工具および部品を用いて行うことのみが認められる。
- d) いかなる種類の補給も禁止されるが、当該車両が自己のピットに停車している場合は除く。
- e) ドライバーと正規に指名された競技役員以外は車両に触れることは認められない。ただし、当該車両がピットレーンにある場合は除く。
- f) 走路上で車両を押すことは禁止される。

- g) レースが中断されている間を除き、それがたとえ一時的にはあっても、サーキット上でドライバーによって放棄された車両は、いかなる車両であっても、当該レースを途中棄権したものと見なす。

第4条 ピットレーンへの進入

- a) ピットレーンへと導く走路区間は「ピット入口」と呼称される。
- b) 競技中、ピットレーンへの進入はピット入口を通じてのみ行うことが認められる。
- c) 走路を離れたり、もしくはピットレーンに進入しようとするドライバーは、その行為が安全であることを確認すること。
- d) 不可抗力（審査委員会によってそのように認められた）の場合を除き、ピット入口と走路の間の区分線は、いかなる方向であっても、ピットレーンに進入する車両が横断することは禁止される。

第5条 ピットレーンからの退去

ピットレーン出口には、緑色灯火と赤色灯火（あるいは類似の合図）が設置される。

車両は、緑色灯火が点灯（あるいは合図が出されている）時に限りピットレーンを離れることができる。

不可抗力（審査委員会によってそのように認められた）の場合を除き、ピットを離れる車両とトラック上を走行する車両とを区分する目的でピット出口のトラック上に引かれているいかなるラインも、ピットを離れる車両のいかなる部分を超えてはならない。

第 5 章 オフロードサーキットにおけるドライブ行為の規律

第 1 条 信号の遵守

国際モータースポーツ競技規則付則 H 項に詳述される指示内容は、ドライブ行為に関する本規律の一部とみなされる。すべてのドライバーは、これらを遵守しなければならない。

第 2 条 追い越し、車両のコントロールと走路の範囲

- a) 走路上に他の車両がない場合には当該走路の幅員の全部を 1 台の車両が使用することができる。ただし、その車両を追い越そうとする車両によって追い付かれた時に、そのドライバーは、直ちに最初の可能な機会に自分より速いそのドライバーに追い越させなければならない。
- b) 追い越しは、その瞬間の可能性に応じて、左右のいずれの側でも実施することができる。

ドライバーは正当な理由なく故意に走路を外れてはならない。順位を守るために 2 回以上進行方向を変更することは認められない。

順位を守るためにラインを外れたドライバーがレーシングラインに戻った場合には、コーナーに接近する際に走路の端部と自身の車両の間に少なくとも車両 1 台分の幅をあけること。

ただし、順位を守るための 2 回以上の進路変更、走路端を越え故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為は厳重に禁止される。永続的な優位性をもたらすプッシュまたはその他の接触は固く禁じられる。上述の反則行為をしたと判断されるドライバーは、審査委員会に報告される。

- c) ドライバーは常に走路を使用しなければならない。

理由のいかんにかかわらず車両が走路を退去した場合、下記 2. d) を侵さずにドライバーは再び走路に入ることができる。しかしながら、その再合流は、それを行うことが安全であり、その実施によって優位に立つことがない場合にのみ実施できる。疑義を避けるために、走路端部は白線、タイヤの積み重ね、マーカーポールあるいは F I A 指名のレースディレクターが居る場合はそれが定める装置、または競技長がブリーフィングで定めることができる。

ラインが走路の端を示しており、走路に車両の一部分も接触していない状態であれば、あるいは車が物理的なマーカーの後ろを通る、または実質的に移動させる場合、ドライバーは走路を退去したものと判断される。

- d) 重大な過誤を繰り返したり、あるいは車両に対するコントロールの欠如（走路から離脱するような）が見受けられるときは、審査委員会に報告され、一切の当該ドライバーに対し失格に至るまでの罰則を適用することができる。
- e) いかなくとも、車両を不必要に低速で運転したり、不規則に走らせたり、あるいは他のドライバーにとって潜在的に危険と見なされるような運転をすることは許されない。
- f) 規則で許可されていない限り、レースの開始前にホイールを回転（スピニング）させることは、指定されたグリッド前エリアでのみ許可されている。
- g) ジョーカーラップがある場合、ドライバーは危険を構成したり他のドライバーを妨げたりしないような方法でジョーカーラップセクションに出入りしなければならない。ジョーカーラップセクションの出口では、主走路上の車が優先される。

第3条 レース中に停止した車両

レース速度を維持することができないという理由で走路を退去する車両のドライバーは、直ちにその退去意志についての合図を行うものとし、かつ、その行動が安全に、また退去地点のできる限り近くで行われるように確保する責任を有するものとする。

第4条 走路から出る

レース中またはチェッカーフラッグが表示された後に走路を離れるつもりであるドライバーは、それを行うことが安全であることを確実にするべきであり、行動が安全に実行されることを確実にする責任がある。

付則 1

次の表に適應するために、関連した選手権は次の基準も合致する必要がある。:

- 最少 5 つの競技で構成されていること。本条項の目的のために、1 つの競技の終了とその次の競技のスタートとの間は最小 72 時間が経過していることを条件としてのみ、競技がその資格を有する。
- 最少 3 つの異なるトラックで開催されること。F I A により認められライセンスを付与される一切の別のサーキット形状をこの目的のためにトラックとみなすことができる。
- F I A 国際スポーツ規則が遵守され、正規に A S N により公認されていること。
- F I A 公認トラックにて開催されること。

F I A カート選手権については、上記に一覧される最初の 2 つの基準は適用されない。

選手権競技の最初のレースでスタートするドライバーが 16 名未満となる場合は、その選手権でドライバーに付与されるポイント数は削減される。減算は、最低 16 名を下回るドライバー数の不足に比例し、最低人数を下回るドライバー 1 名あたり 10% の減算に基づき、この不足に関して増加的に計算される（例: 16 名以上のドライバーがスタートする場合は 100%、15 名のドライバーがスタートする場合は 90% のポイント、14 名のドライバーがスタートする場合は 80% のポイント、など）。選手権の複数競技の最初のレースでスタートするドライバーが 16 名を下回る場合、最初のレースをスタートするドライバーの数が最も少ない競技が上記の目的のために決め手となる。

ペナルティポイントシステムが適用される F I A 選手権において、何のペナルティポイントも受けずに選手権の期間中に競技したドライバーは、次の表によって確立されている競技結果のポイントに加え 2 ポイントが与えられる。

下の表に示されているように、F I A F 3 ワールドカップの勝者には、その競技結果に加えてさらに 5 ポイントが与えられる。

フリープラクティス・オンリー・スーパーライセンス所有者はフリープラクティスセッションの間に少なくとも 100km の完走を成功した後、F I A フォーミュラ 1 世界選手権の大会 1 つにつき 1 ポイントの追加点が

認められるが、ペナルティポイントが一切課されていないことを条件とする。そのような追加点最大10ポイントが1ドライバーにつき3年間に渡りフリープラクティスセッションについて与えられる。

1 カレンダー年から最大2つの選手権の結果を累積することができる。ただし、第2回目の選手権のスタート日が当該年の間で最初の選手権の終了日の後になることを条件とする。

ドライバーはF I Aカート選手権で最大12ポイントを累積することができる。カートからのポイントは5年間有効とする。

2人以上のドライバーが同じ車を共有することで年間総合得点順位が達成されるレース選手権では、次の比率に従って各ドライバーのF I Aドライバー分類に関連してポイントが授与される：

- ・プラチナおよびゴールドランクのドライバー：100%
- ・シルバーランクのドライバー：75%
- ・ブロンズランクのドライバー：50%
- ・F I Aドライバー分類に入らないドライバー：ポイントは与えられない。

- i)：以下のポイント表は2020年以降に適用され、2020年に完了した選手権を考慮する。
- ii)：ポイントは、最終の選手権結果が達成された年に適用された規定文に従って授与される。

表

Position au classement général annuel / Classification in the annual overall points standings	1st	2nd	3rd	4th	5th	6th	7th	8th	9th	10th
Formule 2 de la FIA / FIA Formula 2	40	40	40	30	20	10	8	6	4	3
Indy Car / Indy Car*	40	30	20	10	8	6	4	3	2	1
Formule 3 de la FIA / FIA Formula 3	30	25	20	15	12	9	7	5	3	2
Championnat de Formule E de la FIA / FIA Formula E Championship	30	25	20	10	8	6	4	3	2	1
FIA WEC (LMP1 uniquement) / FIA WEC (LMP1 only)	30	24	20	16	12	10	8	6	4	2
Formule Régionale Europe certifiée par la FIA / Formula Regional European Certified by FIA	25	20	15	10	7	5	3	2	1	0
Japanese Super Formula / Japanese Super Formula	25	20	15	10	7	5	3	2	1	0
FIA WEC - LMP2 / FIA WEC -LMP2	20	16	12	10	8	6	4	2	0	0
DTM / DTM	20	16	12	10	7	5	3	2	1	0
Japanese Super GT / Japanese Super GT	20	16	12	10	7	5	3	2	1	0
F3 Régionale Asie certifiée par la FIA / F3 Regional Asian certified by FIA	18	14	12	10	6	4	3	2	1	0
F3 Régionale Amériques certifiée par la FIA / F3 Regional Americas certified by FIA	18	14	12	10	6	4	3	2	1	0
F3 Regional Japanese Championship certified by FIA	18	14	12	10	6	4	3	2	1	0
IMSA Prototype / IMSA Prototype**	18	14	10	8	6	4	2	1	0	0
FIA WTCC / FIA WTCR	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
International Supercars Championship / International Supercars Championship*	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
NASCAR Cup / NASCAR Cup*	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
Indy Light / Indy Light*	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
W Series / W Series	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
Formula Renault Eurocup	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
Euroformula Open / Euroformula Open	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
Japanese Super Formula Lights	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
Championnats Nationaux de Formule 4 certifiés par la FIA / National FIA Formula 4 Championships	12	10	7	5	3	2	1	0	0	0
Asian/ELMS Prototype / Asian/ELMS Prototype	10	8	6	4	2	0	0	0	0	0
FIA WEC-LMGT-Pro / FIA WEC-LMGT-Pro	10	8	6	4	2	0	0	0	0	0
FIA WEC-LMGT-Am / FIA WEC-LMGT-Am	10	8	6	4	2	0	0	0	0	0
IMSA GTLM / IMSA GTLM*	10	8	6	4	2	0	0	0	0	0
Asian Winter Series	10	7	5	3	1	0	0	0	0	0
Championnats Nationaux de F3 / National F3 Championships	10	7	5	3	1	0	0	0	0	0
Indy Pro 2000*	10	7	5	3	1	0	0	0	0	0
NASCAR National / NASCAR National*	10	7	5	3	1	0	0	0	0	0
Toyota Racing Series New Zealand / Toyota Racing Series New Zealand	10	7	5	3	1	0	0	0	0	0
International GT3 Series / International GT3 Series	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0
Championnat du Monde FIA karting en Cat. Sénior / FIA karting World Championships in Senior Cat.	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0
Championnats Continentaux FIA karting en Cat. Sénior / FIA karting Continental Championships in Senior Cat.	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0
Championnat du Monde FIA karting en Cat. Junior / FIA karting World Championships in Junior Cat.	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0
Championnats Continentaux FIA karting en Cat. Junior / FIA karting Continental Championships in Junior Cat.	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0

- GP2シリーズは2016年のみ

- フォーミュラV8 3.5およびフォーミュラアカデミー (FFSA) 2016年と2017年。

- FIAフォーミュラ3ヨーロッパ、GP3シリーズ、およびフォーミュラ・ルノーユーロカップまたはNECは、2016年、2017年、2018年。

*FIA公認トラックですべてのラウンド (ロードコース) が開催されることを条件とする。

付則 2

W A D B の同意宣言

すべての国際ドライバーライセンス申請書または手順には、モータースポーツ事故の場合の個人の機密データの処理に関する次のテキストを含めなければならない。

この申請の対象であるライセンス保有者がモータースポーツ競技中に事故に巻き込まれた場合、ライセンス機関（ASN）は、事故の状況に関する個人データまたは医療データを F I A ワールドアクシデントデータベース（「WADB」）に提出することを求められる場合がある。

WADB を介して処理する目的で収集された事故データは、データ対象が以下の条件または同等の条件でこれに明示的に同意し、同意がデータ管理者に通知されていない限り、提出も処理もされない。

W A D B の同意宣言

私（署名者）は、モータースポーツの事故または事件への関与に関連し、当該事故または事件の状況および負傷を含むその即時結果のみに関連する、個人情報および機密データ（医療情報など）を含む、FIA または国内スポーツ権能（National Sporting Authority）を代表する適切な権限を与えられた人による、自分に関連するデータの収集、使用、および処理に明示的に同意します。

私（署名者）は、自身のライセンスが失効した後でも電子的にデータを保存し、モータースポーツ競技の安全性を向上させるための研究を唯一の目的として、私のライセンスの有効期間中および失効後にも、世界モータースポーツ事故データベース（"WADB"）でそのデータをいつでも使用できることに同意します。

私（署名者）は、F I A が発行した W A D B ガイドを読み、完全に理解したことを認めます。このガイドは、私が私の個人データへのアクセス、その修正、正当な理由での処理に対する抑制または反対を要求できる条件を含めて、そのようなデータの収集と処理に関する詳細情報を提供します。

このボックス ☐ をチェックすることで、署名者である申請者である私は、現在の W A D B 同意宣言を理解し、同意することを確認します。

2021年の変更**第 1 条 ヘルメット****1. 1) 前頭部保持装置 (F H R) に使用する認定基準**

F H Rの使用が、次の第 3 条に従って義務付けられている場合、サーキット競技、ヒルクライムまたはラリーのスペシャルステージに参加し、F I Aカレンダーに登録されているドライバーは、次のいずれかで公認されたクラッシュヘルメットを着用しなければならない。

F I A基準：

- － 8858-2002または8858-2010 (テクニカルリストNo.41)、
- － 8859 (テクニカルリストNo.49)、
- － 8860-2004または8860-2010 (テクニカルリストNo.33)、または
- － 8860-2018または8860-2018-ABP (テクニカルリストNo.69)

1.1.1) 下記の選手権に参加するドライバーは次のチャートに従って、ヘルメットを着用しなければならない：

選手権	F I A 基準
フォーミュラ 1 世界選手権	8860-2018-ABP
フォーミュラ 2	8860-2018-ABP
フォーミュラ 3	8860-2004, 8860-2010, 8860-2018 または 8860-2018-ABP
フォーミュラ E (シーズン6から)	8860-2018-ABP
FIA世界ラリー選手権でプライオリティ1ドライバーである場合	8860-2018 または 8860-2018-ABP
WEC (シーズン2020/2021から)	8860-2018 または 8860-2018-ABP
FIA世界ラリークロス選手権の全ドライバー	8860-2004, 8860-2010, 8860-2018 または 8860-2018-ABP
FIA GTワールドカップ	8860-2004, 8860-2010, 8860-2018 または 8860-2018-ABP
GT3車両で行われる国際シリーズ	8860-2018 または 8860-2018-ABP
FIA GTネイションズカップ	8860-2018 または 8860-2018-ABP

第 2 条 耐火炎被服

国際スポーツカレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルク

ライム、ラリーのスペシャルステージおよびクロスカントリーラリーのセレクトティブセクションにおいては、すべてのドライバーとコ・ドライバーは、F I A 基準8856-2000（F I AテクニカルリストNo.27）あるいはF I A 基準8856-2018（テクニカルリストNo.74）に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ（コ・ドライバーについては任意）（F I AテクニカルリストNo.27）を着用しなければならない。

以下の選手権に参加するドライバーは、F I A 基準8856-2018（テクニカルリストNo.74）に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ（コ・ドライバーについては任意）を着用しなければならない。

- *フォーミュラ E（6 シーズン）
- *フォーミュラ 1 世界選手権
- *W E C（シーズン2020-2021年から）
- *F I A 世界ラリー選手権、プライオリティ 1 ドライバーとしてリストされた場合。
- *フォーミュラ 2
- *F I A 世界ラリークロス選手権のすべてのドライバー
- *F I A クロスカントリーラリー・ワールドカップ

2022年の変更

第 2 条 耐火炎被服

国際スポーツカレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライム、ラリーのスペシャルステージおよびクロスカントリーラリーのセレクトティブセクションにおいては、すべてのドライバーとコ・ドライバーは、F I A 基準8856-2000（F I AテクニカルリストNo.27）あるいはF I A 基準8856-2018（テクニカルリストNo.74）に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ（コ・ドライバーについては任意）（F I AテクニカルリストNo.27）を着用しなければならない。

以下の選手権に参加するドライバーは、F I A 基準8856-2018（テクニカルリストNo.74）に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ

(コ・ドライバーについては任意)を着用しなければならない。

- *フォーミュラ E (6 シーズン)
- *フォーミュラ 1 世界選手権
- *WEC (シーズン2020-2021年から)
- *FIA 世界ラリー選手権、プライオリティ 1 ドライバーとしてリストされた場合。
- *フォーミュラ 2
- *FIA 世界ラリークロス選手権のすべてのドライバー
- *FIA クロスカントリーラリー・ワールドカップ
- *FIA GT ワールドカップ
- *FIA GT ネイションズカップ
- *GT 3 車両が参加する国際シリーズ

2023年の変更

第 2 条 耐火炎被服

国際スポーツカレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライム、ラリーのスペシャルステージおよびクロスカントリーラリーのセレクトティブセクションにおいては、すべてのドライバーとコ・ドライバーは、FIA 基準 8856-2000 (FIA テクニカルリスト No.27) あるいは FIA 基準 8856-2018 (テクニカルリスト No.74) に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ (コ・ドライバーについては任意) (FIA テクニカルリスト No.27) を着用しなければならない。

以下の選手権に参加するドライバーは、FIA 基準 8856-2018 (テクニカルリスト No.74) に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ (コ・ドライバーについては任意) を着用しなければならない。

- *フォーミュラ E (6 シーズン)
- *フォーミュラ 1 世界選手権
- *WEC (シーズン2020-2021年から)
- *FIA 世界ラリー選手権、プライオリティ 1 ドライバーとしてリストされた場合。
- *フォーミュラ 2
- *FIA 世界ラリークロス選手権のすべてのドライバー

- * F I A クロスカントリーラリー・ワールドカップ
- * F I A G T ワールドカップ
- * F I A G T ネイションズカップ
- * G T 3 車両が参加する国際シリーズ
- * フォーミュラ 3

2024年の変更

第 2 条 耐火炎被服

国際スポーツカレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライム、ラリーのスペシャルステージおよびクロスカントリーラリーのセレクトティブセクションにおいては、すべてのドライバーとコ・ドライバーは、F I A 基準8856-2000 (F I A テクニカルリストNo.27) あるいはF I A 基準8856-2018 (テクニカルリストNo.74) に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ (コ・ドライバーについては任意) (F I A テクニカルリストNo.27) を着用しなければならない。

以下の選手権に参加するドライバーは、F I A 基準8856-2018 (テクニカルリストNo.74) に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ (コ・ドライバーについては任意) を着用しなければならない。

- * フォーミュラ E (6 シーズン)
- * フォーミュラ 1 世界選手権
- * W E C (シーズン2020-2021年から)
- * F I A 世界ラリー選手権、プライオリティ1ドライバーとしてリストされた場合。
- * フォーミュラ 2
- * F I A 世界ラリークロス選手権のすべてのドライバー
- * F I A クロスカントリーラリー・ワールドカップ
- * F I A G T ワールドカップ
- * F I A G T ネイションズカップ
- * G T 3 車両が参加する国際シリーズ
- * フォーミュラ 3
- * F I A ヨーロッパラリークロス選手権のすべてのドライバー

F I A国際ドライバーライセンス規定の補足事項

国際ライセンスの更新条件

国際モータースポーツ競技規則付則L項 第1章 第4条 4. 4)

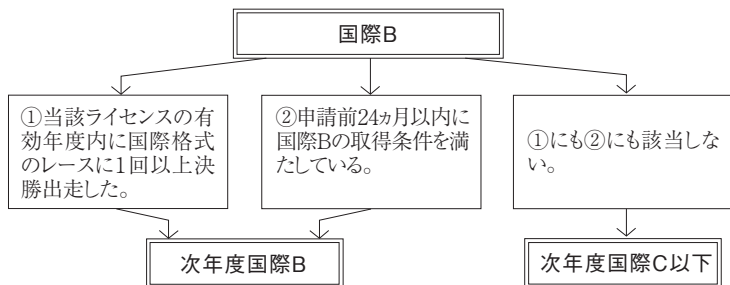
グレードAまたはBライセンスに対する条件を維持するためには、そのドライバーは12ヵ月毎に適切なカテゴリーの国際格式競技に最低1戦出場しているか、またそうでない場合には国際格式競技の練習走行期間の間、ライセンスを発給しているASNが納得するまで、再審査されなくてはならない。

JAFは日本の国際レースの開催状況を考慮して、国際モータースポーツ競技規則から解釈できる範囲において、国際ライセンス取得・更新申請の際の競技会出場実績を下記の通り取り扱うこととする。

国際A・Bライセンスの更新条件である「当該年度に国際格式競技に出場した場合」に加えて、下記条件にても更新申請を認める。

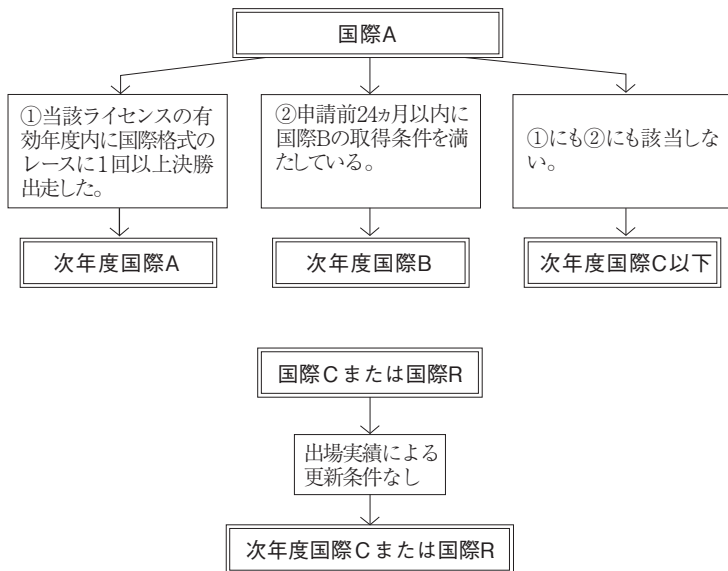
1) 国際Bライセンス更新の場合

国際Bライセンスの取得方法に関わらず(推薦による取得も含む)、国際モータースポーツ競技規則付則L項の記述に従い、申請前の24ヵ月以内に取得条件を満たしている者は更新を認める。



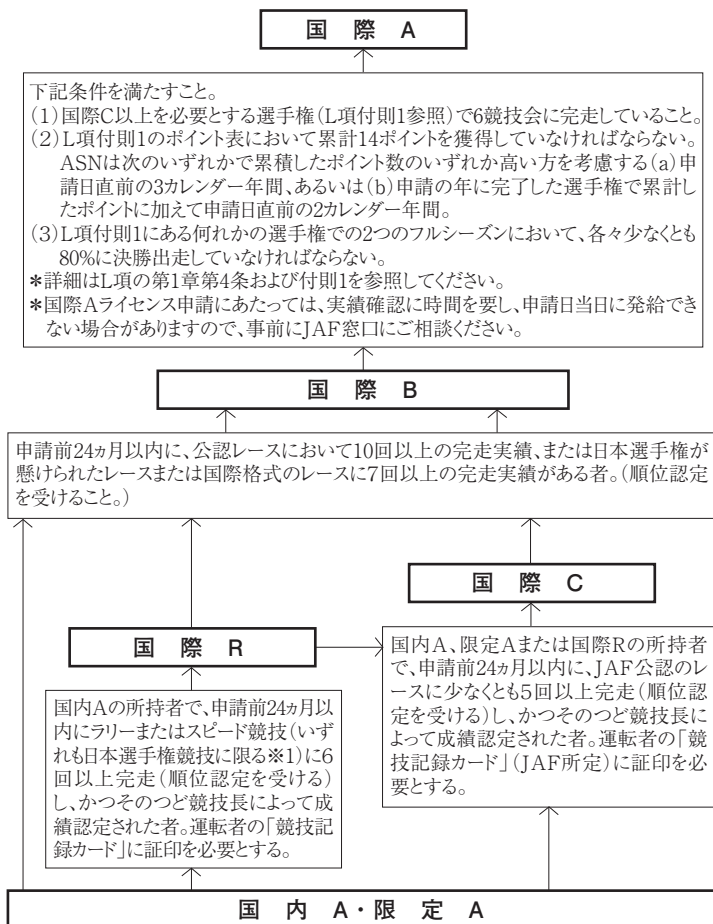
2) 国際Aライセンス更新の場合

国際Aライセンスの取得方法に関わらず(推薦による取得も含む)、国際モータースポーツ競技規則付則L項の記述に従い、申請前24ヵ月以内に国際Bの取得条件を満たしている者は、国際Bライセンスへの降格更新を認める。



※国際A・Bライセンスの更新条件にある国際格式レースの決勝出走実績は、当該ライセンスを取得した後の実績である。

国際A・B・C・Rライセンスの取得方法(抜粋)



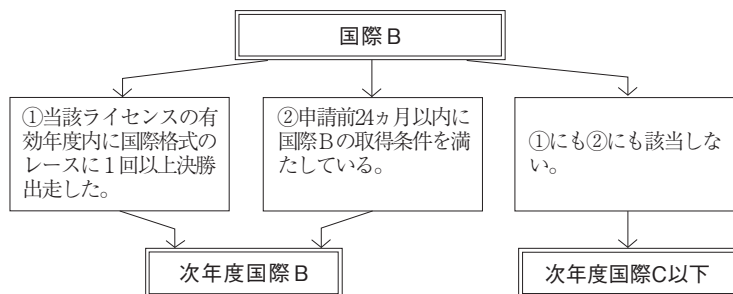
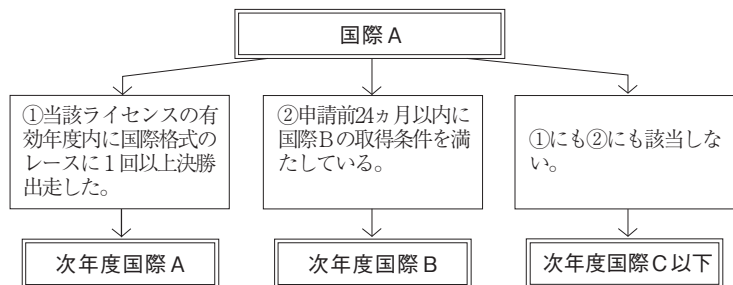
※1. 「日本選手権」とは、JAFの全日本選手権または地方選手権のことをさします。

※2. リタイヤ、ミスコースなどは完走した競技会出場実績として認められません。

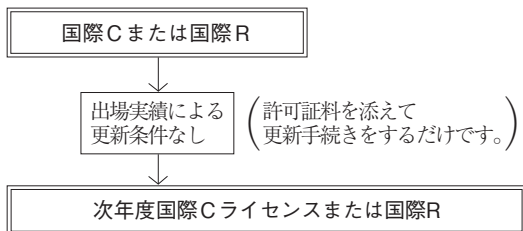
国際A・Bライセンスの更新条件（抜粋）

国際競技運転者許可証（A・B）は“F I A国際ドライバーライセンス規定”に従い発給される。またその更新条件についても明記されており、詳細については同規定を参照のこと。

現在所持しているものの更新条件は下図に要約してあるので、確認の上申請手続きをすること。



注) 更新申請の際、競技会に出走した証明がライセンスの記録カードに証印されていないと、その実績の確認ができないので、必ず該当欄に捺印を受けること。



アンチ・ドーピングに関する規定

2000年8月1日	制 定
2000年10月1日	施 行
2001年8月1日	改正施行
2002年10月18日	改 正
2002年11月1日	施 行
2004年8月3日	改 正
2005年1月1日	施 行
2009年11月26日	改 正
2010年1月1日	施 行
2015年11月26日	改 正
2016年1月1日	施 行

第1章 総則

第1条 目 的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、F I A 国際モータースポーツ競技規則付則A項（以下「付則A項」という。）および世界アンチ・ドーピング規程（以下「W A D A 規程」という。）ならびに日本アンチ・ドーピング規程（以下「J A D A 規程」という。）に基づき、競技運転者の健康を保護し、競技会が公平・公正に行われることを保証する目的により本規定ならびに細則ドーピング防止規定を制定する。

第2条 ドーピングの定義

ドーピングとは、付則A項第2条およびW A D A 規程第2条ならびにJ A D A 規程第2条に抵触する行為をいう。

第3条 規則の適用

F I A が検査管轄機関となりドーピング検査を実施する場合は付則A項が適用され、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「J A D A」という。）が検査管轄機関となり検査を実施する場合はJ A D A 規程が適用される。

第4条 ドーピング検査の対象

J A F 発給の当該年度有効な競技運転者許可証の所持者、あるいは J A F が公認する競技会の競技運転者は、競技会期間中、期間外を問わず、ドーピング検査を受ける義務を負う。

また、J A F 発給の当該年度有効な競技運転者許可証の所持者、あるいは J A F が公認する競技会の競技運転者は本規定ならびに細則：ドーピング防止規定に従う義務を負うものとする。

第5条 ドーピング検査対象者の抽出

ドーピング検査対象者の抽出は、付則A項あるいは J A D A 規程に従って実施されるものとする。

検査対象として抽出された者は、検査を受ける義務を負う。

第6条 アンチ・ドーピング規則違反による制裁措置

ドーピング検査により採取された検体が陽性と判定された者等、アンチ・ドーピング規則違反者に対しては、付則A項あるいは J A D A 規程で定める手続きにより、制裁措置が課せられる。

検体の採取を拒否もしくは検体の採取を行わず、またはその他の手段で検体の採取を回避することは、ドーピング防止規定違反となり、付則A項あるいは J A D A 規程で定める手続きにより制裁措置が課される。また、競技運転者のドーピングを助長する者に対しても同様に制裁措置が課せられる場合がある。

第7条 不服申し立て

課せられた制裁措置に不服がある場合は、付則A項第13条あるいは J A D A 規程第13条で定める手続きによってのみ、不服申し立てをすることができる。

第8条 本規定の施行

本規定は、2016年1月1日より施行する。

細則：ドーピング防止規定

本細則は J A D A の定める競技団体用のアンチ・ドーピング規定に基づき、J A F に合致させたものである。

本細則に記載されていない事項については、付則 A 項、W A D A 規程および J A D A 規程が適用される。

1. W A D A 規程
1. 1 J A F は、J A D A がドーピング・コントロールの開始、実施及び実行することについて支援し、付則 A 項、W A D A 規程および国際基準（以下、「国際基準」という。）並びに J A D A 規程に基づき、すべての義務を履行する責任を担う。
1. 2 W A D A 規程に基づき、J A F は以下の役割および責任等を担うものとする。
 - (1) J A F のアンチ・ドーピングに関する規定が付則 A 項、W A D A 規程、国際基準および本規程並びに J A D A 規程（第 23 条の規程を含む。）を遵守すること。
 - (2) J A D A の自治を尊重し、その運営上の決定および活動を妨げないこと。
 - (3) J A F に登録するクラブ・団体（以下「クラブ・団体」という。）に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報も J A D A および F I A に報告すること、及び、ドーピング捜査を行う権限を有する全てのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力することを、要求すること。
 - (4) J A D A および F I A に協力すること。
 - (5) クラブ・団体に対し、その主催する競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対して、付則 A 項、W A D A 規程及び J A D A 規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること。

アンチドーピング検査に関する規定

- (6) アンチ・ドーピング規則に違反した競技運動者又はサポートスタッフに対し、資格停止期間中、交付金および助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
- (7) 付則A項、WADA規程およびJADA規程に違反したクラブ・団体またはその下部組織に対し、交付金および助成金の交付の全部または一部を停止すること。
- (8) サポートスタッフまたはその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かのドーピング捜査を含む自己の管轄内における全てのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追求すること。
- (9) アンチ・ドーピング教育を推進すること（クラブ・団体に対しJADAと協力してアンチ・ドーピング教育を行うよう求めることを含む。）。
- (10) 関係する国内機関および団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
- (11) 正当な理由によることなく禁止物質または禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技運動者に対して支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設けること。

2. アンチ・ドーピング規程の適用

2. 1 本規定は以下の者に対して適用される。

- (1) JAF
- (2) 競技運動者
- (3) サポートスタッフ
- (4) JAFの権限下にあるその他の人
- (5) クラブ・団体（その下部組織を含む。）

2. 2 アンチ・ドーピング規則違反または本規定のその他の違反に対し、制裁措置が適用される。

3. 義務

3. 1 競技運動者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち、付則A項、WADA規程、国際基準、JADA規程（第

24. 1項を含む。)、本規程並びに J A D A、J A F および F I A の規範および規則を理解し、遵守すること。
- (2) 検体採取にいつでも応ずること。
 - (3) アンチ・ドーピングと関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
 - (4) 医療従事者に、禁止物質および禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、自己に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
 - (5) J A D A および F I A に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされた競技運転者に対する決定を開示すること。
 - (6) アンチ・ドーピング規則違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。
3. 2 サポートスタッフは、以下の義務を負うものとする。
- (1) 自らにまたは支援する競技者に適用されるアンチ・ドーピング規範および規則、すなわち付則 A 項、W A D A 規程、国際基準、J A D A 規程（第24. 2項を含む。）、本規程並びに J A D A、J A F および F I A の規範および規則を理解し、遵守すること。
 - (2) 競技運転者の検査プログラムに協力すること。
 - (3) 競技運転者の価値観および行動に対する自己の影響力を行使しアンチ・ドーピングの姿勢を育成すること。
 - (4) J A D A およびサポートスタッフが所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされたサポートスタッフに対する決定を開示すること。
 - (5) アンチ・ドーピング規程違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。
 - (6) 正当な理由なくして、いかなる禁止物質または禁止方法も使用しないこと。

3. 3 J A Fは、以下の義務を負うものとする。

- (1) 付則A項、WADA規程、国際基準および本規定並びにJADA規程（第23条の規程を含む。）を遵守すること。
- (2) JADAが付則A項、WADA規程およびJADA規程に基づく義務を遂行することに協力し、かつ、これを援助すること。
- (3) アンチ・ドーピング規則違反を示唆するまたは当該違反に関連するいかなる情報もJADAに報告すること、および、ドーピング捜査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力すること。
- (4) 付則A項、WADA規程及びJADA規程に準拠するアンチ・ドーピング規範を採択し、実施すること。
- (5) FIAが日常的なアンチ・ドーピングプログラムを実施することに協力し、かつ、これを援助すること。
- (6) 全ての競技運転者、およびJAF又は登録クラブ・団体が主催する競技会または活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師または医療従事者として参加する各サポートスタッフに対し、付則A項、WADA規程及びJADA規程に適合するアンチ・ドーピング規則および結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。
- (7) JAFの権限の範囲内で、正当な理由によることなく禁止物質または禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技運転者に対して支援を提供することを防止すること。
- (8) 登録条件として、登録クラブ・団体の方針、規則およびプログラム等が付則A項、WADA規程及びJADA規程に準拠することを義務付けること。
- (9) 付則A項、WADA規程およびJADA規程の違反を防止するために適切な措置を講じること。
- (10) 聴聞を要求することなく、FIA、JADAまたはその他の署名当事者によるアンチ・ドーピング規則違反の認定を承認し、かつ尊重すること。ただし、その認定が付則A項、WA

DA 規程および JADA 規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

- (11) JADA 以外のアンチ・ドーピング機関により、JAF の競技運転者、サポートスタッフに対するアンチ・ドーピング規則違反の認定およびこれに対する制裁措置が行われた場合、JADA に速やかに通知すること。
- (12) JADA と協力してアンチ・ドーピング教育を推進すること。

4. 相互承認

- 4. 1 JAF は、付則 A 項、WADA 規程に整合しかつ署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定を承認する。
- 4. 2 JAF は、付則 A 項、WADA 規程を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則が WADA 規程に適合している場合には、これを承認する。

5. 本規定違反

- 5. 1 アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規定に違反する。
- 5. 2 競技運転者、サポートスタッフ、その他の人又はクラブ・団体が本規定に基づく JAF に対する義務に違反することは、本規定に違反する。

6. JAF が課す制裁措置

- 6. 1 アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判定された人は、FIA もしくは日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定を受けて、別途 JAF の決定により、付則 A 項、WADA 規程及び JADA 規程違反の重さに従って、日本代表またはその選考の資格、JAF からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、JAF で役職に就く資格を失う。
- 6. 2 制裁措置の期間は、付則 A 項、WADA 規程および JADA 規程の各第10条および第11条に従って決定される。
- 6. 3 JAF は、違反が1回目か2回目か3回目かを判断するにあたり、いかなるアンチ・ドーピング機関によって課された以前の制裁措

置をも承認する。

7. 規律手続

7. 1 アンチ・ドーピング規則違反が問われる全ての事件は、付則A項、WADA 規程および JADA 規程に従って判断され、付則A項、WADA 規程及び JADA 規程の条項に従って認定され、付則A項、WADA 規程及び JADA 規程の条項に従って不服申立がなされるものとする。
7. 2 付則A項第8条、WADA 規程第8条及び JADA 規程第8条に従って規律手続は遂行されるものとする。

8. 通知

本規定に基づいて制裁措置が課せられた場合には、JAF は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) WADA 規程第14.1条および JADA 規程第14.3条に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (2) FIA
- (3) 関係する登録クラブ・団体
- (4) JAF が通知を必要と考えるその他の人又は組織

9. 不服申立て

不服申立てについては、付則A項第13条もしくは JADA 規程第13条の規定に従うものとする。

10. アンチ・ドーピング規則違反の審査

アンチ・ドーピング規則違反を行ったとして記録された人が後日、当該アンチ・ドーピング規則違反を犯していないことが判明した場合、またはその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所(CAS)、日本スポーツ仲裁機構またはアンチ・ドーピング機関により明らかになった場合、JAF はアンチ・ドーピング規則違反およびそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第8条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

11. 解釈

本規定において使用された語は、付則A項、WADA規程および国際基準（以下、「国際基準」という。）並びにJADA規程に従い解釈されるものとする。付則A項、WADA規程および国際基準（以下、「国際基準」という。）並びにJADA規程は、本規定の一部とみなされるものとし、矛盾が生じた場合は、付則A項、WADA規程および国際基準（以下、「国際基準」という。）並びにJADA規程が自動的に適用され、本規定に優先するものとする。

12. 規定の施行

本規定は、2016年1月1日から施行する。

以上

国内スポーツカレンダー登録規定

1965年12月2日制定	1997年10月23日改定	2004年1月1日施行
1984年7月18日第15次改定	1997年12月1日施行	2007年1月5日改正施行
1987年1月1日改定	1998年1月1日施行	2008年1月1日改正施行
1990年1月1日改定	2000年5月11日改正	2014年3月25日改正施行
1990年10月23日改定施行	2000年7月1日施行	
1997年7月24日改定	2003年12月3日改正	

第1条 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）に登録のクラブおよび団体が行うすべての競技会は、JAF国内スポーツカレンダー（以下カレンダーという）に登録されていなければならない。ただし、国際の格式の競技会は、さらに、国際モータースポーツ競技規則付則G項に基づき、国際スポーツカレンダーに登録されることを必要とする。JAFは、国内スポーツカレンダーに登録された競技会の内容を公示する。

なお、本規定はスピード競技のクロズド競技には適用しない。

第2条 登録の方法

1. JAF公認競技会を行うクラブおよび団体は、所定のカレンダー登録申請書をもって、次の登録申請締切日までに、JAF本部に提出しなければならない。

（登録申請締切日）

- 1) すべての国際選手権競技……………前年の1月15日まで
- 2) すべての国際競技……………前年の6月30日まで
- 3) JAFが制定した選手権競技
 - (1) 全日本および地方レース選手権……………前年の9月15日まで
 - (2) 全日本および地方ラリー選手権……………前年の9月15日まで
 - (3) 全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権……………前年の7月15日まで
 - (4) 地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権……………前年の9月15日まで
 - (5) 地方サーキットトライアル選手権……………前年の9月15日まで

- 4) 前項3) 以外の国内競技以下の競技
- (1) レース……前年の10月15日まで
 - (2) ラリー……前年の10月31日まで
 - (3) スピード競技……前年の10月31日まで
2. レースのカレンダー登録は、開催場所の所有者の「同意書」を添付すること。
3. クローズド競技として登録された競技は、格式についての変更はできない。

第3条 カレンダーの調整

1. 国際競技およびJ A F が制定した選手権競技会に限り、お互いの開催間隔は、中10日間以上あいていなければならない。
2. 申請された競技会の開催日程が競合した場合、カレンダーの調整はJ A F が行い、表1に示された1、2、3、の順序に基づいて優先が考慮される。ただし、順序が同格の場合は、(a)、(b)、(c)による優先順により調整する。

なお、表中の①、②は優先順位を表す。

3. 特別な事情が生じた場合はJ A F によって調整される。

表1

優先順位決定項目 \ 順位	第 1 位	第 2 位	第 3 位
(a) タイトル	グランプリ	J A F の制定による選手権競技	過去3年以上同一タイトルまたは同一内容で開催された競技会
(b) 格 式	国 際	国 内	準国内以下
(c) 組 織 者	J A F	①公認クラブ ②公 認 団 体	①加盟クラブ ②加盟団体

第4条 登録の変更および追加

1. 登録済みのカレンダーは下記の条件を満たさない限り変更できない。
2. すでに登録されたカレンダー登録申請書の記載事項を変更する場合は「国内スポーツカレンダー登録変更申請書」を提出すること。
3. 競技会の日程、格式、車種、開催場所（スポーツカレンダー登録時に未定で、後日確定した場合、同一地方内——別表による——の同一日のオーガナイザーの同意書が必要）の変更および新規追加登録を申請するオーガナイザーは、前後中13日以内に登録されている同一競技種目のオーガナイザーの同意書を下記の条件に従い必要とする。

——この場合の競技種目とは、レース、ラリー、舗装路面におけるスピード競技、未舗装路面におけるスピード競技とする。

- 1) すべてのレース競技および国内格式以上のラリー、スピード競技オーガナイザーは、
 - (1) 全域の国内格式以上
 - (2) 同一地方内（別表による）の準国内格式以下の同一競技種目競技オーガナイザーの同意書を必要とする。
 - 2) 準国内格式以下（クローズドを含む）のラリー、スピード競技オーガナイザーは、同一地方内（別表による）の（クローズドを除く）同一競技種目競技オーガナイザーの同意書を必要とする。
4. オーガナイザーの変更および追加
 - 1) オーガナイザーを変更する場合は、すでに登録済みの競技会のカレンダー登録の取り消しを行った後に、新オーガナイザーによる競技会のカレンダー登録追加申請を行うこと。（第4条3項参照）
 - 2) 共催のため、オーガナイザー数を変更する場合は、カレンダー登録変更申請を必要とするが、改めてカレンダー登録は必要としない。
 5. JAFが特に認めた場合は変更または追加できる。

また、国内競技規則3-7により競技会審査委員会が競技会の延期を決定した場合、延期された日程がもとの日程の13日を超えるときは新たに競合するオーガナイザーの2/3以上の同意書をもってJAFの承認を必要とする。

ただし延期された日程が13日以内の場合は前段の同意書を必要としない。

第5条 登録の取り消し

カレンダー決定後に競技会の開催を取り止める場合は、カレンダー取り消し申請書に所定の手数料を添えてJAF本部に提出しなければならない。

ただし、天災地変その他不可抗力により、JAFが開催不能と認めた場合は取り消し手数料は免除される。

第6条 登録・変更・追加・取り消しの手数料

カレンダーにおける登録・日程・格式・車種・開催場所・競技会名称に関する変更・追加・取り消しの手数料は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

格式の変更は、申請書記載中の上位の格式で取り扱う。

ただし、第4条5項に該当する場合は手数料は必要としない。

第7条 本規定の施行

本規定は、2014年3月25日より施行する。

別表 行政区画における地域別

1. ラリー・スピード競技：

北海道地方－北海道全域

東北地方－青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県

関東地方－新潟県、長野県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

中部地方－富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、
三重県

近畿地方－滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国地方－鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国地方－徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方－福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県、沖縄県

2. レース：

十勝インターナショナルスピードウェイ（TIS）：北海道地方

ス ポ ー ツ ラ ン ド S U G O（SG）：東北地方

エ ビ ス サ ー キ ッ ト（EB）：東北地方

ツ イ ン リ ン ク も て ぎ（MO）：関東地方

筑 波 サ ー キ ッ ト（T）：関東地方

袖ヶ浦フォレストレースウェイ（SO）：関東地方

富 士 ス ピ ー ド ウ ェ イ（F）：中部地方

ス パ 西 浦 モ ー タ ー パ ー ク（SN）：中部地方

鈴 鹿 サ ー キ ッ ト（S）：近畿地方

セ ン ト ラ ル サ ー キ ッ ト（CE）：近畿地方

岡 山 国 際 サ ー キ ッ ト（O）：中国地方

阿 讃 サ ー キ ッ ト（AS）：四国地方

オ ー ト ポ リ ス（AP）：九州地方

自動車競技に関する 申請・登録等手数料規定

1981年 7 月22日制	定	1997年 2 月 4 日改	定	2010年 3 月 1 日改正施行
1983年 5 月10日改	定	1997年 4 月 1 日施	行	2010年10月 8 日改正施行
1986年10月23日改	定	1997年10月 3 日改	定	2012年 2 月 2 日改 正
1987年 1 月 1 日改	定	1998年 1 月 1 日施	行	2012年 4 月 1 日施 行
1990年10月23日改	定	1999年 7 月28日改	正	2014年 1 月30日改 正
1991年10月23日改	定	2000年 3 月28日改	正	2014年 4 月 1 日施 行
1992年 1 月 1 日改	定	2000年 4 月 1 日施	行	2019年 5 月30日改 正
1993年 9 月 1 日改	定	2000年 8 月 1 日施	行	2019年10月 1 日施 行
1994年10月13日改	定	2006年 4 月 1 日改正施行		
1995年 4 月 1 日施	行	2008年 2 月 8 日改正施行		

「自動車競技に関する申請・登録等手数料」の表示について

「消費税込の金額」を表示し、これにその内訳(本体価格+消費税10%)を付記しています。

第 1 条 クラブおよび団体の登録申請料

J A F に登録申請を行うクラブおよび団体の加盟申請料および年度登録申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入された申請料については、加盟（昇格を含む）申請が認められない場合であっても加盟（昇格を含む）申請料は返還されない。また、登録を取り消された場合、年度登録申請料は返還されない。（国内競技規則 4 - 2 参照）

自動車競技に関する申請・登録等手数料規定

クラブ・団体	種別	申請料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
準加盟クラブ	加盟	8,400	(7,636 + 764)
	年度登録	19,100	(17,364 + 1,736)
加盟クラブ	加盟	8,400	(7,636 + 764)
	年度登録	19,100	(17,364 + 1,736)
公認クラブ	昇格	96,000	(87,273 + 8,727)
	年度登録	138,800	(126,182 + 12,618)
準加盟団体	加盟	106,700	(97,000 + 9,700)
	年度登録	160,200	(145,636 + 14,564)
加盟団体	加盟	106,700	(97,000 + 9,700)
	年度登録	192,000	(174,545 + 17,455)
公認団体	加盟	213,400	(194,000 + 19,400)
	年度登録	373,600	(339,636 + 33,964)
特別団体	加盟	213,400	(194,000 + 19,400)
	年度登録	747,400	(679,455 + 67,945)

注1) 準加盟クラブより加盟クラブ、加盟クラブより公認クラブ、準加盟団体より加盟団体および加盟団体より公認団体に昇格申請する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

注2) 公認クラブより加盟クラブ、加盟クラブより準加盟クラブ、公認団体より加盟団体および加盟団体より準加盟団体に降格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

第2条 公認競技の組織許可料

J A F 公認の競技会の組織許可料は下表の通りとする（国内競技規則4 - 6条および自動車競技の組織に関する規定参照）。

競技の格式	種別	組織許可料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
クローズド	レース	15,800	(14,364 + 1,436)
	その他	15,800	(14,364 + 1,436)
地方	レース	26,500	(24,091 + 2,409)
	その他	26,500	(24,091 + 2,409)
準国内	レース	63,900	(58,091 + 5,809)
	その他	58,600	(53,273 + 5,327)
国内	レース	106,700	(97,000 + 9,700)
	その他	69,300	(63,000 + 6,300)
国際 (F I A 料金は別途納入)	レース	843,300	(766,636 + 76,664)
	その他	234,800	(213,455 + 21,345)
国際 (F I A 主要選手権) (F I A 料金は別途納入)	レース	4,271,700	(3,883,364 + 388,336)
	その他	3,844,700	(3,495,182 + 349,518)

※その他＝ラリー、スピード競技

第3条 スピード競技のクローズド競技開催届出料

スピード競技のクローズド競技については、第2条、第4条に定める組織許可料、スポーツカレンダーの登録等手数料は必要とせず、下記の開催届出料を必要とする。

自動車競技に関する申請・登録等手数料規定

内 容	開催届出料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
スピード競技のクロスト競技開催届出料	5,100	(4,636 + 464)

第4条 スポーツカレンダーの登録・変更・追加・取り消しおよび名称変更手数料

カレンダーにおける登録および日程・格式・車種・開催場所・競技会名称に関する変更・追加・取り消しおよび名称変更の手数料は下表の通りとする。

格式の変更は、申請書記載中の上位の格式で取り扱う。ただし、国内スポーツカレンダー登録規定第4条第5項に該当する場合は手数料は必要としない。

1. スポーツカレンダーの登録手数料

競 技 の 格 式	種 別	手数料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
クロスト	——	2,100	(1,909 + 191)
地 方	レース	3,100	(2,818 + 282)
	その他	2,600	(2,364 + 236)
準 国 内	レース	6,900	(6,273 + 627)
	その他	3,100	(2,818 + 282)
国 内	レース	19,100	(17,364 + 1,736)
	その他	6,900	(6,273 + 627)
国 際	レース	86,900	(79,000 + 7,900)
(F I A 料金は別途納入)	その他	53,300	(48,455 + 4,845)

※その他＝ラリー、スピード競技

2. スポーツカレンダーの変更手数料

競 技 の 格 式	種 別	手数料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
クロスト	——	3,100	(2,818 + 282)
地 方	レース	5,100	(4,636 + 464)
	その他	4,100	(3,727 + 373)
準 国 内	レース	7,400	(6,727 + 673)
	その他	5,100	(4,636 + 464)
国 内	レース	21,700	(19,727 + 1,973)
	その他	12,700	(11,545 + 1,155)
国 際	レース	213,400	(194,000 + 19,400)
(F I A 料金は別途納入)	その他	96,000	(87,273 + 8,727)

※その他＝ラリー、スピード競技

3. スポーツカレンダーの追加手数料

競 技 の 格 式	種 別	手数料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
クロスト	——	4,100	(3,727 + 373)
地 方	レース	7,400	(6,727 + 673)
	その他	5,100	(4,636 + 464)
準 国 内	レース	8,400	(7,636 + 764)
	その他	7,400	(6,727 + 673)
国 内	レース	27,000	(24,545 + 2,455)
	その他	19,100	(17,364 + 1,736)
国 際	レース	266,900	(242,636 + 24,264)
(F I A 料金は別途納入)	その他	138,800	(126,182 + 12,618)

※その他＝ラリー、スピード競技

自動車競技に関する申請・登録手数料規定

4. スポーツカレンダーの取り消し手数料

競 技 の 格 式	種 別	手数料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
クローズド	—	5,100	(4,636 + 464)
地 方	レース	9,500	(8,636 + 864)
	その他	7,400	(6,727 + 673)
準 国 内	レース	12,200	(11,091 + 1,109)
	その他	9,500	(8,636 + 864)
国 内	レース	33,100	(30,091 + 3,009)
	その他	24,000	(21,818 + 2,182)
国 際 (F I A 料金は別途納入)	レース	320,300	(291,182 + 29,118)
	その他	160,200	(145,636 + 14,564)

※その他＝ラリー、スピード競技

5. スポーツカレンダーの名称変更手数料

競 技 の 格 式	種 別	手数料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
クローズド	—	500	(455 + 45)
地 方	レース	3,100	(2,818 + 282)
	その他	3,100	(2,818 + 282)
準 国 内	レース	3,100	(2,818 + 282)
	その他	3,100	(2,818 + 282)
国 内	レース	10,500	(9,545 + 955)
	その他	10,500	(9,545 + 955)
国 際 (F I A 料金は別途納入)	レース	10,500	(9,545 + 955)
	その他	10,500	(9,545 + 955)

※その他＝ラリー、スピード競技

第5条 選手権カレンダー登録手数料

選手権のカレンダー登録申請を行う場合、第4条に定める登録手数料のほかに選手権競技カレンダー登録手数料を必要とする。1 選手権部門ごとの登録手数料は下表の通りとする。

種 別	登録手数料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
全日本選手権レース	299,000	(271,818 + 27,182)
J A F カップ／トロフィーレース	1,067,900	(970,818 + 97,082)
地方レース選手権	19,100	(17,364 + 1,736)
全日本ラリー選手権	160,200	(145,636 + 14,564)
地方ラリー選手権	19,100	(17,364 + 1,736)
全日本スピード競技選手権	160,200	(145,636 + 14,564)
JAFカップオールジャパンカーナ／ダートトライアル	160,200	(145,636 + 14,564)
地方スピード競技選手権	19,100	(17,364 + 1,736)
F I A 選手権	F1	1,922,200 (1,747,455 + 174,745)
(F I A 料金は別途納入)	F1以外	1,281,600 (1,165,091 + 116,509)

第6条 グランプリタイトル登録料

J A F 公認のグランプリレースのタイトル登録料は下表の通りとする。

種 別	登録料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
F1グランプリタイトル登録料	8,543,600	(7,766,909 + 776,691)
JAFグランプリレース	3,737,700	(3,397,909 + 339,791)

第7条 サーキットまたはコース公認申請料

J A F 公認の競技を行うサーキットまたはコースは、J A F の公認を受けなければならない。

その公認料は下表の通りとする。（新規申請時のみ）

種 別	公認申請料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
国際サーキット (実費別途納入)	1,174,600	(1,067,818 + 106,782)
国内サーキット	587,200	(533,818 + 53,382)
その他の国際コース (実費別途納入)	266,900	(242,636 + 24,264)
国内スピード競技コース (1級～2級)	106,700	(97,000 + 9,700)
国内スピード競技コース (3級)	52,300	(47,545 + 4,755)

第8条 サーキットまたはコース許可証料

コース公認に当たっては新規・更新申請にも下表の許可証料を必要とする。

なお、サーキットにおいては設定されたコース毎に許可証料が必要となる。

種 別	許可証料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
国際サーキット (1年) (実費別途納入)	320,300	(291,182 + 29,118)
国際サーキット (3年) (実費別途納入)	913,000	(830,000 + 83,000)
国内サーキット (1年)	266,900	(242,636 + 24,264)
国内サーキット (3年)	760,600	(691,455 + 69,145)
その他の国際コース (実費別途納入)	128,100	(116,455 + 11,645)
国内スピード競技コース (1級～2級) (1年)	85,400	(77,636 + 7,764)
国内スピード競技コース (1級～2級) (3年)	243,500	(221,364 + 22,136)
国内スピード競技コース (3級) (1年)	41,800	(38,000 + 3,800)
国内スピード競技コース (3級) (3年)	119,400	(108,545 + 10,855)

第9条 査察料

申請者からの要請によるサーキットまたはコースの査察には査察料を必要とする。

その査察料は下表の通りとする。

種 別	査察料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
国際サーキット (実費別途納入)	373,600	(339,636 + 33,964)
国内サーキット	213,400	(194,000 + 19,400)
その他の国際コース (実費別途納入)	213,400	(194,000 + 19,400)
その他の国内コース	なし	(— —)

第10条 記録挑戦組織許可および記録証明料

1. 記録挑戦組織許可料（公認料を含む）

種 別	組織許可料等(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
世界記録挑戦 (F I A 料金別途納入)	2,135,900	(1,941,727 + 194,173)
国際記録挑戦 (F I A 料金別途納入)	1,067,900	(970,818 + 97,082)
国内記録挑戦	10,100	(9,182 + 918)

記録挑戦に立ち会う J A F から派遣する者の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

2. 記録証明料

種 別	記録証明料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
世界記録 (F I A 料金別途納入)	213,400	(194,000 + 19,400)
国際記録 (F I A 料金別途納入)	106,700	(97,000 + 9,700)
国内記録	39,500	(35,909 + 3,591)
地方記録	21,200	(19,273 + 1,927)

第11条 競技参加者および運転者許可証料

種 別	区 分	許可証料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
国際運転者 A	新規・更新	14,800	(13,455 + 1,345)
	再 発 行	7,400	(6,727 + 673)
国際運転者 B	新規・更新	12,700	(11,545 + 1,155)
	再 発 行	6,400	(5,818 + 582)
国際運転者 C および R	新規・更新	10,500	(9,545 + 955)
	再 発 行	5,100	(4,636 + 464)
国内運転者 A および 限定 A	新規・更新	4,100	(3,727 + 373)
	再 発 行	2,100	(1,909 + 191)
国内運転者 B	新規・更新	3,100	(2,818 + 282)
	再 発 行	1,500	(1,364 + 136)
国際参加者	新規・更新	12,700	(11,545 + 1,155)
	再 発 行	6,400	(5,818 + 582)
国内参加者	新規・更新	6,400	(5,818 + 582)
	再 発 行	3,100	(2,818 + 282)

○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。

第12条 公認審判員許可証料

種 別	区 分	許可証料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
審判員1級	新規・更新	5,100	(4,636 + 464)
	再 発 行	2,600	(2,364 + 236)
審判員2級	新規・更新	4,100	(3,727 + 373)
	再 発 行	2,100	(1,909 + 191)
審判員3級	新規・更新	3,100	(2,818 + 282)
	再 発 行	1,500	(1,364 + 136)

○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。

○同一年度内において B 2 級（B 1 級を含む）から A 2 級を取得した場合、または B 1 級から A 1 級を取得した場合…500円（本体価格455円、

消費税45円)

- 公認審判員許可証を2種目以上併有の場合…最上級の許可証料を基本として計算し、2種目めより1種目につき500円（本体価格455円、消費税45円）を加算する。

第13条 エキスパートライセンス許可証料

種 別	区 分	許可証料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
エキスパート	新規登録	31,900	(29,000 + 2,900)
	年度更新	15,800	(14,364 + 1,436)
	再 発 行	7,900	(7,182 + 718)

第14条 許可証推薦申請料

許可証推薦申請の場合には、第11条および第12条に定める許可証料のほかに許可証推薦申請料を必要とする。その申請料は下表の通りとする。

なお、すでに納入された申請料については、許可証推薦申請が認められない場合であっても返還されない。

種 別	区 分	許可証料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
国際競技運転者許可証	A	35,200	(32,000 + 3,200)
	B	31,900	(29,000 + 2,900)
	C	28,800	(26,182 + 2,618)
国内競技運転者許可証	A	12,700	(11,545 + 1,155)
	B	9,500	(8,636 + 864)
公認審判員許可証	1 級	22,400	(20,364 + 2,036)
	2 級	6,400	(5,818 + 582)
	3 級	4,600	(4,182 + 418)

第15条 競技役員の報酬

1. 競技会の役務につく役員の報酬については、前もってオーガナイザーと当該役員とによって定めるものとする。J A F公認の審判員（技術、計時、コース）は、1日当たりの報酬が次の額を超えないものとする。

ク ラ ス	報 酬 額
1 級	8,000円まで
2 級	6,000円まで
3 級	5,000円まで

- ただし、監督の任務を行うものに対しては、9,000円まで増額支給することができる。

2. 競技役員の役務につくための旅費、宿泊費、諸経費および役務遂行に必要な器具、機材、装置などを当該役員によって提供される場合、その賃貸料については、オーガナイザーとの協議のうえ定めるものとする。（国内競技規則10－8参照）

第16条 罰 金

国内競技規則のによって科せられる罰金は、1,000万円を超えないものとする（国内競技規則11－5参照）。

第17条 抗議料

競技会における抗議料は下表の通りとする。

競 技 の 格 式	抗議料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
国際競技の場合	106,700	(97,000 + 9,700)
国内競技の場合	53,300	(48,455 + 4,845)
準国内、地方、クローズド競技の場合	21,200	(19,273 + 1,927)

（国内競技規則12－2参照）。

第18条 控 訴 料

控訴料は次の通りとする。

1. J A Fのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴

競 技 の 格 式	控訴料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
国際競技の場合	266,900	(242,636 + 24,264)
国内、準国内競技の場合	160,200	(145,636 + 14,564)
地方、クローズド競技の場合	106,700	(97,000 + 9,700)

2. J A Fのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴

内 容	控訴料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	534,000	(485,455 + 48,545)

（国内競技規則13－2参照）

第19条 抗議および控訴にかかわる費用

抗議および控訴に関する審査に特別な作業を伴う場合には、申請者はその作業の費用全額を負担することを申請時に保証しなければならない。

この費用は、抗議または控訴が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合当該費用は、被抗議者または、被控訴者が負担するものとする。

第20条 海外競技出場証明料

J A F 発給の国際競技運転者（参加者）許可証所持者が、外国において開催される競技に参加するために必要な出場証明書（国際モータースポーツ競技規則2.3.8または3.9.4、国内競技規則4-13）の申請料は下表の通りとする。

種 別	証明書申請料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
1件につき	8,400	(7,636 + 764)
数次（当該年度有効）	24,500	(22,273 + 2,227)

第21条 外国のA S N発給のライセンス取得のための証明料

J A F 発給の競技運転者許可証所持者が、外国のA S N発給のライセンスを取得するために必要な証明書（国際モータースポーツ競技規則9条3項）の申請料は下表の通りとする。

内 容	証明書申請料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
1件につき	15,800	(14,364 + 1,436)

第22条 車両公認申請料

1. 国内申請

種 別	区 分	申請料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
新 型	基本型	213,400	(194,000 + 19,400)
	割増料	2,100	(1,909 + 191)
変 型	基本型	85,300	(77,545 + 7,755)
	割増料	2,100	(1,909 + 191)
正常進化	基本型	85,300	(77,545 + 7,755)
	割増料	2,100	(1,909 + 191)

2. 国際申請

種 別	区 分	申 請 料
新 型	基本型	上記国内申請料 + FIA 料金 + 郵送料(実費)
	割増料	上記国内申請料 + FIA 料金 + 郵送料(実費)
変 型	基本型	上記国内申請料 + FIA 料金 + 郵送料(実費)
	割増料	上記国内申請料 + FIA 料金 + 郵送料(実費)
正常進化	基本型	上記国内申請料 + FIA 料金 + 郵送料(実費)
	割増料	上記国内申請料 + FIA 料金 + 郵送料(実費)

○国内基本料金および割増料に対する申請書の頁数を下記の通りとする。

申 請 内 容	基本料の頁数	基本料の頁数を超過 1 頁 増すごとに割増料金
新 型	1～16頁まで	
変 型	2 頁まで	
正常進化	2 頁まで	

○国際変型、正常進化に対する割増料はF I A 規定による料金。

注) 再審議申請の場合はさらに国際申請料を徴収する。

第23条 J A F 登録車両申請料

J A F 登録車両規定による、登録車両の申請は国土交通省指定番号を基準として、下表の通りとする。

種 別	申請料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
1 件につき	特別団体以外	128,100 (116,455 + 11,645)
	特別団体	42,600 (38,727 + 3,873)

第24条 計測用具、燃料、油脂、自動車スポーツ用品、部品等認定申請料

内 容	申請料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
1件につき	277,600	(252,364 + 25,236)

第25条

上記第22条、第23条、第24条の申請にかかわる査察、立合等のため J A F から派遣する者の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

第26条 講習会開設申請料および受講料

1. B ライセンス講習会

種 別	申請料、受講料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
開設申請料 1 件につき	3,600	(3,273 + 327)
受講料 1 人 ※	4,100円以内	(3,727円以内 + 373円以内)

※ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

2. A ライセンス講習会

種 別	申請料、受講料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
開設申請料 1 件につき	6,900	(6,273 + 627)
受講料 国内B所持者 および限定A取得希望者 1人 ※	21,200円以内	(19,273円以内 + 1,927円以内)
受講料 国内B非所持者	25,100円以内	(22,818円以内 + 2,282円以内)

※ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

3. 公認審判員講習会

種 別	申請料、受講料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
開設申請料 1 件につき	3,600	(3,273 + 327)
受講料 1 人 ※	12,700円以内	(11,545円以内 + 1,155円以内)

※他の種目を同時に受講する場合は、1種目につき4,100円 (本体3,728円、消費税372円) の割増とする。

ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

4. 国際ソーラーカーライセンス講習会※

種 別	申請料、受講料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
開設申請料 1 件につき	6,900	(6,273 + 627)
受講料 1 人 ※	21,200円以内	(19,273円以内 + 1,927円以内)

※ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

第27条 ヒストリック車両に関する証明書類申請料

F I A国際モータースポーツ競技規則付則K項に定めるヒストリック車両に関する各証明書類の発行申請料は、下記の通りとする。

種 別	申請料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
F I Aヒストリック・テクニカルパスポート (HTP)	37,600	(34,182 + 3,418)
F I Aヒストリック・レギュラリティーカーパス (HRCP)	12,000	(10,909 + 1,091)

附則 第1条 施行日

本規定は、2019年10月1日より施行する。

全日本選手権競技会等の競技会審査委員に関する規定

1998年4月1日制定施行
2003年3月24日改 正
2003年6月1日施 行

第1条 目 的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、全日本選手権競技会等に派遣する競技会審査委員に関し、本規定を制定する。

第2条 競技会審査委員の任命および派遣

1. 全日本選手権競技会

- 1) J A Fは、毎年初め、その年度の全日本選手権競技会の競技カテゴリーごとに必要な人数の競技会審査委員を、有資格者または他の適任者の中から任命し、「J A F スチュワードライセンス」を発給する。

上記の有資格者とは、下記の規定に該当する者をいう。

- (1) 自動車競技の組織に関する規定第4条4項に該当する者
- (2) カート競技の組織に関する規定第8条4項に該当する者

- 2) J A Fは、全日本選手権競技会にそれぞれ2名の競技会審査委員を派遣し、その中の有資格者である1名を競技会審査委員長に任命する。

2. F I A選手権等の国際競技会

- 1) J A Fは、F I Aまたはオーガナイザーの要請に応じて、F I A選手権等の国際競技会に国際競技会審査委員を派遣する場合には、その都度、適任と認める者を任命し、「J A F スチュワードライセンス」を発給する。
- 2) 上記1)の国際競技会審査委員の任期は、任命された日からその競技会終了までとする。

第3条 会 議

- 1) J A F は、競技会審査委員の任務内容の確認、審査状況の報告、申し送り事項の伝達、情報交換などを行うため、競技カテゴリーごとに競技会審査委員を適宜招集し、会議を開催する。
- 2) J A F は、競技カテゴリーごとに競技会審査委員のリーダーを指名し、会議の進行などを委任することができる。

第4条 競技会審査委員の権限等

競技会審査委員の権限、責任、任務、その他は、F I A 国際競技規則および J A F 国内競技規則に拠る。

第5条 本規定の施行

本規定は、2003年6月1日より施行する。

2020年日本レース選手権規定

2019年 7 月25日制定

2019年11月28日改正

2020年 1 月 1 日施行

第 1 章 総 則

第 1 条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、2020年（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。

第 2 条 選手権の区分

日本レース選手権は次の通り区分する。

1. 全日本選手権
2. 地方選手権

地方選手権の呼称は、1 サーキットで1 シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名を付し、また、複数のサーキットで1 シリーズを構成するものについては当該地方名を付する。

第 3 条 選手権の構成

1. 全日本選手権

全日本選手権は、次の2 部門で構成される。

- 1) 全日本スーパーフォーミュラ選手権（以下「S F」という。）
ドライバーおよびチームに選手権を与える。
- 2) 全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権（以下「S F L」という。）

ドライバー、チームおよびエンジンチューナーに選手権を与える。

2. 地方選手権

地方選手権は、次の5部門で構成される。1)、3) および5) は、国内スポーツカレンダー登録規定の別表による地域別にドライバーに選手権を与える。2) および4) は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。

- 1) フォーミュラ4 地方選手権 (以下「F4」という。)
- 2) FIA-フォーミュラ4 地方選手権 (以下「FIA-F4」という。)
- 3) スーパーFJ 地方選手権 (以下「S-FJ」という。)
- 4) フォーミュラリージョナル地方選手権 (以下「FORMULA REGIONAL」という。)
- 5) ツーリングカー地方選手権 (以下「ツーリングカー」という。)

ツーリングカーは、各オーガナイザーにより任意に最大5クラスの設定を行うことができ、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。

ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離 (以下「当初のレース距離」という。) を定める。

区 分	部 門	1 ヒートの競技		2 ヒート以上の競技		
		最 短	最 長	1 ヒートの距離		合 計
				最 短	最 長	最 長
全日本選手権	S F	110km	300km	75km	180km	300km
	S F L	65km	100km	65km	75km	150km
地 方選手権	F 4	30km	100km	45km	75km	150km
	FIA-F4	30km	30分 又は 100km	—	—	—
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	FORMULA REGIONAL	—	35分*	—	—	—
	ツーリングカー	30km	45分 又は 100km	—	—	—

* レース距離は特別規則に明示される

2. 競技会審査委員会は、保安もしくは不可抗力のため、レースがスタートする前に当初のレース距離を短縮することができる。

短縮された距離が前項に定める最短走行距離に満たない場合でも、選手権レースとして認定される。

第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。

ただし、FIA-F4は、7回以上、FORMULA REGIONALは5回以上開催されなければ成立しない。

2. 各部門のレースは、5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。

ツーリングカー地方選手権は、当該クラスが5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。

3. 不可抗力によりレースが中止された場合の取り扱いは次の通りとする。

- 1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、選手権得点は与えられない。

- 2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行した距離が当初のレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。

- 3) 先頭車両が当初のレース距離の75%以上を走行した後でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。

4. 前条2項により当初のレース距離が短縮された場合、前項の2)および3)の75%の計算は短縮された距離に基づく。

第6条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のレースには、次の規則、規定が適用される。

- 1) FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則
- 2) 国内競技規則およびその細則
- 3) 本選手権規定
- 4) 競技会特別規則

2. 全日本選手権のレースには、前項の規則、規定のほか、各部門毎に別に定める次の統一規則が適用される。

- 1) 全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則
- 2) 全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権統一規則

第7条 競技の格式および認定

1. 全日本選手権および地方選手権は、自動車競技の組織に関する規定第3条「競技会」に従った格式の競技とする。
2. 全日本選手権または地方選手権のレースとして申請されたものの中からJ A Fが認定したレースのみが、選手権タイトルの使用を許される。
3. J A Fは、レース終了後、選手権レースとしての要件を満たさなかったと判断したレースを選手権から除外し、そのレースからタイトルを取り消すことがある。

第8条 選手権の登録申請

日本レース選手権の登録申請を行うオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従い、所定の書式により次の事項を記載しJ A Fに申請書を提出すること。

なお、F I A - F 4およびFORMULA REGIONALについては、F I Aライセンス協定に基づきJ A Fが認めたプロモーターまたはオーガナイザーがJ A Fに申請書を提出する。

1. 選手権レースの開催月日、区分、部門
2. 開催場所、1周の距離
3. レースの走行距離（周回数）
4. その他、必要記載事項

第9条 組織許可

日本レース選手権として認定されカレンダー登録が認められたレースのオーガナイザーは、下記の期日までに所定の書式により当該レースの組織許可申請書をJ A Fに提出しなければならない。

- 1) 全日本選手権（国際格式）：開催日の4ヵ月前
- 2) 〃 （国内格式）：開催日の3ヵ月前

3) 地方選手権

: 開催日の2ヵ月前

第10条 日本レース選手権の公示

J A Fは、各年度の初めまでに日本レース選手権として認定したレースを公示する。

第11条 日本レース選手権の延期、中止、非開催

1. 日本レース選手権として認定されたレースの開催を延期し、または開催が不能となった場合、当該レースのオーガナイザーは、その開催予定日の2ヵ月前までに、その理由を付してJ A Fに届け出を行い、承認を得た上、必要な公示を行わなければならない。
2. 日本レース選手権として認定されたレースを、正当な理由なく、中止または開催しなかったオーガナイザーは、次年度の選手権レースの開催を認められない。

第12条 賞の授与

J A Fは、第17条および第21条に定める得点基準に基づき、選手権の各部門の最高得点者をその部門の日本レース選手権保持者として認定し、「J A Fモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第13条 規則違反

1. J A Fは、日本レース選手権に適用される規則または規定に重大な違反を犯した者を選手権から除外することがある。
2. J A Fは、競技会審査委員会により国内競技車両規則違反に起因する失格を宣告された者が当該年度に獲得した選手権得点を遡及して無効とすることがある。

第14条 本規定の特例

やむを得ない事情により本選手権規定を適用できない場合、J A Fがその処置を決定する。

第2章 全日本選手権

第15条 参加車両

選手権に参加できる車両は、部門毎の選手権統一規則にこれを定める。

第16条 ドライバーの参加資格

1. S F

国際競技運転者許可証 B 以上の所持者が参加できる。

2. S F L

国内競技運転者許可証 A もしくはそれと同等以上の所持者または、限定国内競技運転者許可証 A 所持者の内、J A F スポーツ資格登録規定第2条2. 8) に該当する者が参加できる。

国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証 B 以上の所持者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。

- 1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時に F I A スーパーライセンスを所持している者。
- 2) 2018年～2019年の F 2 または S F において、シリーズランキング上位 8 位までの者。

第17条 得点基準

1. 全日本選手権の得点は、所定の書式によりあらかじめ J A F に登録されたドライバー、チームおよびエンジンチューナーを対象とする。
2. 得点の基準および複数の者が同一の得点を得た場合の上位者の決定方法は、各部門の選手権統一規則でこれを定める。

第3章 地方選手権

第18条 参加できる車両

1. F 4 :

当該年の J A F 国内競技車両規則に定めるフォーミュラ 4 (F 4) とし、本選手権に使用するタイヤは、J A F の承認のもとでオーガナ

イザーによって指定されたものを使用しなければならない。

2. F I A - F 4 :

当該年のF I A国際競技規則付則J項に定めるF I A - F 4とし、本選手権に使用するタイヤは、J A Fの承認のもとでプロモーターまたはオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

3. S - F J :

当該年のJ A F国内競技車両規則に定めるスーパーF J (S - F J)とし、本選手権に使用するタイヤは、J A Fの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

4. F O R M U L A R E G I O N A L :

当該年のF I A国際競技規則付則J項に定めるF O R M U L A R E G I O N A Lとし、本選手権に使用するタイヤは、J A F承認のもとでプロモーターまたはオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

5. ツーリングカー :

オーガナイザーからの申請に基づきJ A Fが承認した技術規則に定める車両とする。

第19条 ドライバーの参加資格

1. F 4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。

- 1) 過去のレース出場実績が3回以上。
- 2) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
- 3) 過去にレースの出場実績が1回で、かつJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
- 4) J A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。

2. F I A - F 4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2017年～2019年にF 2、S F、F 3のいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

3. S - F J

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2017年～2019年にF 2、S F、F 3のいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

4. F O R M U L A R E G I O N A L

国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下の所持者が参加できる。

5. ツーリングカー

国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上の所持者が参加できる。

第20条 公式予選

1. 公式予選は、最少15分（赤旗による中断時間は除く）とする。
2. 公式予選は、少なくとも決勝レーススタートの2時間前までに終了していなければならない。
3. ただし、競技会審査委員会がやむを得ない状況であると判断した場合は、この限りではない。
4. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位3位までのタイムを平均し、その130%以内とする。ただし、F I A - F 4およびF O R M U L A R E G I O N A Lは、当該公式予選で達成された1位のタイムの110%以内とする。

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(F I A - F 4およびFORMULA REGIONALについては、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)

ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90% (小数点以下切捨て) 以上の周回数を走行していなければならない。

●得点基準表 (F 4、S - F J、ツーリングカー)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

●得点基準表 (F I A - F 4およびFORMULA REGIONAL)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	18点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	2点	1点

2. ドライバーは、選手権レースによって異なった車両で参加しても、その車が当該部門の参加車両の規則に合致していれば、年間を通してその部門の得点は加算される。
3. ドライバーは、複数の選手権レースに出場して得た得点のうちから、高得点順に次項に定めるレース数の得点を合計して選手権得点とすることができる。
4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。

1) F 4およびS - F J :

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80% (小数点以下四捨五入) とする。

2) F I A - F 4およびFORMULA REGIONAL :

選手権レースとして成立した当該部門のすべてのレースとする。

3) ツーリングカー :

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の70%

(小数点以下四捨五入) とする。

ただし、開催された当該部門のレースの合計数が5回に満たない場合、開催された当該部門のレースのすべてが選手権得点の対象となる。

5. 同一部門で、複数のドライバーが同一の選手権得点を得た場合、次の基準に基づき上位者を決定する。

- 1) 有効得点（上記4. による選手権得点の対象レースで得た得点）の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
- 2) 上記1) の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点の内、高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
- 3) 上記1) および2) の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。

最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

第22条 本規則の施行

本規則は、2020年1月1日より施行する。

グランプリレース開催規定

1979年4月28日制定
1987年5月7日改定
1988年1月1日施行
1994年10月13日改定施行

第1章 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、グランプリの呼称を用いて開催されるレースに関して「自動車競技の組織に関する規定」に従い、以下の規定を定める。

第1条 グランプリレースの制定

J A Fは、グランプリレースを下記の通り認定し、それぞれの優勝者の栄誉をたたえ「グランプリ杯」を与える。

1. 日本グランプリレース
2. J A Fグランプリレース
3. その他のグランプリレース

第2条 グランプリレースの年間開催数

グランプリレースの年間開催数は各1回とする。ただし、本規定に合致する競技会がない場合には開催されない。

第2章 日本グランプリレースの認定条件

第3条 競技会の条件

日本グランプリレース開催の認定条件は次の通りとする。

1. F I A F 1世界選手権レースとして認定されていること。

F I A F 1世界選手権レースは日本グランプリレースとして開催されること。

2. 当該申請者による開催企画は初年度以後も連続して開催し得るものであること。

第4条 オーガナイザーの資格

JAFまたはFIAの関係規則およびJAFの「自動車競技の組織に関する規定」に合致した開催資格を有しかつ、JAFが審査し、認めたものとする。

ただし、競技会の開催については、第5章第13条に従うこと。

第5条 開催場所の資格

FIAにより当該レースを開催し得る国際コース公認を受けたコースであること。

第6条 申請手続

開催のための申請手続は以下の通りとする。

1. 開催企画書の提出

当該レースを開催しようとするものは、そのレースのカレンダー申請締切の2ヵ月前までに開催企画書および所定の日本グランプリタイトル登録申請料を添えJAFに提出すること。

提出する開催企画書には次のものを含むこと。

- 1) 組織許可申請書に準じ競技会の組織体制、参加者確保に関する企画、収支の概算、準備の日程等開催企画を詳細に記載すること。
- 2) コース使用同意書

2. カレンダー申請

JAFの開催承認を得たものは、カレンダー登録申請料を添え所定の手続によりFIA国際スポーツカレンダー登録申請を行うこと。

3. 組織許可申請

カレンダー登録申請が承認された後、「自動車競技の組織に関する規定」による所定の期日までにJAFあて組織許可申請を行うこと。

- 1) 公認競技会組織許可申請書：所定の書式を用いること。
- 2) 添付書類：和文および英文による特別規則書の草案各5部
- 3) 組織許可申請料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。

第3章 J A F グランプリレースの認定条件

第7条 競技会の条件

J A F グランプリレース開催の認定条件は次の通りとする。

1. 格 式：国際競技であること。
2. 参加車両：全日本レース選手権競技車両のうち、J A F が認定したもの。
3. 賞金総額：800万円以上であること。
4. 参加台数：15台以上とし、そのうち外国よりの参加ドライバーが3名以上であること。

第8条 オーガナイザーの資格

「自動車競技の組織に関する規定」に従った当該レースの開催資格を有するもので、かつ下記の条件を満たしたものより、J A F が審査し、認めたものとする。

開催実績：過去において国際格式で当該車両によるレース、あるいはそれと同等の車両によるレースを5回以上開催（共催を含む）した実績を有すること。

第9条 開催場所の資格

F I Aにより当該レースを開催し得る国際コース公認を受けたコースであること。

第10条 申請手続

開催のための申請手続は以下の通りとする。

1. 開催企画書の提出

当該レースを開催しようとするものは、そのレースカレンダー申請締切1ヵ月前までに、J A F に開催企画書の提出を行うこと。

- 1) 組織許可申請書に準じ、参加車両、競技会の組織体制、賞金総額、参加ドライバーの確保を含む準備の日程等開催企画を詳細に記載すること。
- 2) コース使用同意書

2. カレンダー申請

「J A FおよびJ A Fカレンダー登録規定」に従い、カレンダー登録申請料を添えて申請すること。

3. 組織許可申請

カレンダー登録申請が承認された後、「自動車競技の組織に関する規定」による所定の期日までにJ A Fあて組織許可申請を行うこと。

組織許可申請には次のものを提出すること。

- 1) グランプリタイトル登録料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。
- 2) 公認競技会組織許可申請書：所定の書式を用いること。
- 3) 添 付 書 類：和文および英文による特別規則書の草案各5部
- 4) 組織許可申請料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。

第4章 その他のグランプリレースの認定条件

第11条 競技会の条件

日本グランプリ、およびJ A Fグランプリ以外のグランプリレースの認定条件は、日本グランプリレースに準ずるものとする。

また、オーガナイザーの資格、開催場所の資格、申請手続についても、日本グランプリレースに準ずるものとする。

第5章 運 営

第12条 法律および規則の厳守

オーガナイザーは、当該レースを順調に開催し、終了するために社会上、行政上必要とされる届出を行い、許可もしくは、認可（必要とされるならば住民の同意書）等を取得していなければならない。

第13条 競技会の開催

日本グランプリレース競技会は、J A F か、または J A F が特に認めた機関（J A F 登録クラブ団体等）が開催する。

J A F 以外の機関が開催する場合は下記条項に従うこと。

1. オーガナイザーは日本グランプリレース開催に要する一切の費用を負担する。
2. J A F はレース開催に関する一切の監督・指導を行う。
3. 競技の運営
 - 1) J A F は特別規則作成について指導を行う。
 - 2) 主要競技役員の選任は F 1 世界選手権競技標準規則に従う。

第14条 保証金

J A F はオーガナイザーに対し、当該レースの開催企画書の承認時において、賞金相当額以上の保証金を J A F に預託することを求める場合がある。

なお、保証金の預託に関する詳細については、開催企画書の承認時に決定する。

第15条 広 報

1. オーガナイザーは、当該レースの開催および競技運営等に関する広報を行う場合は、その内容について事前に J A F の承認を得なければならない。
2. オーガナイザーは、F I A および J A F 指定のロゴタイプをすべての競技関係書類に記載すること。

第16条 商業広告

1. F I A の広告に関する規定および J A F の広告に関する規制に従うとともに、グランプリレースにサブタイトルの使用を希望する場合オーガナイザーは、開催企画書類提出時に J A F の承認を得なければならない。

2. レース開催に伴う商業的広告権、テレビ、ラジオ、映画、写真等の放映制作権等は原則としてオーガナイザーに帰属するものとする。

ただし、その権利の使用に関しては、開催企画書に明示し、J A F の承認を得なければならない。

第17条 開催義務の履行

グランプリレースの開催を承認されたものは、最善の努力と責任をもって開催することは勿論であるが、もしも何らかの理由により開催が不可能になった場合は、オーガナイザーは、それによって生ずる一切の責務を負うものとする。

第18条 本規定の施行

本規定は、1994年10月13日より施行する。

2020年日本ラリー選手権規定

2019年7月25日制定

2020年1月1日施行

第1章 総 則

第1条 目 的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、2020年（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めたドライバーおよびナビゲーター（ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。）の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。

第2条 日本ラリー選手権の区分

本選手権は次の通り区分し、それぞれにドライバー部門およびナビゲーター部門を設ける。

- ・全日本ラリー選手権（以下「全日本選手権」という。なお、英語表記はJapanese Rally Championshipとする。）
- ・地方ラリー選手権（以下「地方選手権」という。）

第3条 タイトル

JAFは、国内競技規則とその細則、ラリー競技開催規定および本規定に基づいて組織し、開催されるラリー競技会のうちから、第2条に基づき次の2タイトルを付す。

ただし、競技会終了後、選手権競技としての要件を満たさなかったと判断した場合、JAFは当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

1. 全日本選手権として申請された国内格式以上の競技会のうちから、3戦以上10戦以内を「全日本ラリー選手権競技会」として認定する。

2. 各地域から地方選手権として申請された準国内格式以上の競技会のうちから3戦以上10戦以内を当該地域の「地方ラリー選手権競技会」として認定する。

第4条 選手権競技および選手権シリーズの成立

1. 選手権クラスの成立

全日本選手権は、各クラス5台以上のレッキ受付台数を以て、選手権クラスとして成立する。

地方選手権は、各クラス3台以上の参加出走台数を以て、選手権クラスとして成立する。

2. 選手権競技会の成立

全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、選手権競技会として成立する。

なお、全日本選手権と地方選手権が併催される場合は、全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、それぞれ選手権競技会として成立する。

3. 選手権シリーズの成立

全日本選手権、地方選手権のいずれも選手権として成立した競技会数3戦以上を以て、選手権シリーズとして成立する。

第5条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のラリーには、次の規則、規定が適用される。
 - 1) F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則
 - 2) 国内競技規則およびその細則
 - 3) 本選手権規定
 - 4) 競技会特別規則
2. 全日本選手権のラリーには、前項の規則、規定のほか、別に定める「全日本ラリー選手権統一規則」が適用される。

第2章 全日本選手権

第6条 競技形式および走行距離

1. 競技形式はラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーとする。ただし、J A Fが特に認めた場合はこの限りではない。
2. スペシャルステージの総走行距離は50km以上設定されていること。
3. やむを得ない理由により競技が短縮された場合において、それまでに終了したスペシャルステージの総距離が30kmを超えており、かつ競技会審査委員会が適当と認めた場合、当該競技会は選手権として成立したものとする。

第7条 参加車両

当該年のJ A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、4点式以上のF I A公認安全ベルトを装備していること。

1. R :
ラリーR車両。
2. R J :
ラリーR J車両。自動車製造者が当該車両（同一車両型式）の生産を中止（終了）した10年後の当該年末まで資格を有する。
3. R P N :
ラリーR P N車両。同一車両型式の最も古いJ A F登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。
4. A E :
ラリーA E車両。

第8条 クラス区分

参加車両は下表の通りクラス区分される。

クラス6 (JN-6)	気筒容積が1500cc以下のRPN（ATに限定）およびAE（気筒容積別区分なし）
クラス5 (JN-5)	気筒容積が1500cc以下のRJ、RPN
クラス4 (JN-4)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の前輪駆動および4輪駆動のRJ、RPN
クラス3 (JN-3)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の後輪駆動のRJ、RPN
クラス2 (JN-2)	気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のRJおよび2輪駆動のR
クラス1 (JN-1)	気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のRJ、4輪駆動のR

第9条 参加資格

全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。ただし、ドライバーもしくはナビゲーターのうち、いずれかが過去に地方ラリー選手権競技会において、2回以上の順位認定を受けた実績がある場合は、この限りではない。

第10条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

1) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績に基づき、第8条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となるクラスの車両が参加出走した場合において、当該車両は成立しているクラスのうち最上位クラスに区分されるものとし、最上位クラスは、当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
得点	20点	15点	12点	10点	8 点	6 点	4 点	3 点

2) 得点係数

クラス別得点には、実際に行われたスペシャルステージの総距離および路面に従って以下の係数を乗じる。なお、小数点以下の得点もすべて有効とする。

スペシャルステージの距離	舗装(アスファルト、ターマック等) ／積雪(氷結路面を含む)	未舗装 (グラベル等)
50km～100km未満	1.0	1.2
100km以上	1.2	1.5

なお、第6条3. により選手権として成立した場合には、いずれも係数は0.8とする。

3) レグ別得点

選手権として成立した各競技における第8条に定めるクラス別の順位に従って上位3位のドライバーおよびナビゲーターに対し、レグ2以降に下記の表による得点を与える。

なお、当該得点には、上記2) の得点係数は乗じない。

順位	1 位	2 位	3 位
得点	3 点	2 点	1 点

2. 選手権順位の決定

- 1) 選手権として成立した競技会数が8戦以上の場合は高得点順に6戦を、7戦以下の場合は高得点順に5戦を得点合計の対象とする。
- 2) 上記1) に従って各競技者のクラス別得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別選手権順位を決定する。J A Fは、このクラス別選手権順位において第1位となったものを、クラス選手権者として認定する。
- 3) 上記2) において、クラス別得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 4) 上記3) によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得た

すべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

5) 上記4)によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。

- (1) 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に全日本選手権競技に出場した回数の多い順に順位を決定する。
- (2) 上記(1)以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第11条 競技会事務局の設置

全日本選手権競技会を開催するオーガナイザーは、競技会特別規則書に記載された参加受付日から競技会終了までの間事務局を設置し、かつ担当の事務局員1名以上を常駐させなければならない。

第3章 地方選手権

第12条 参加車両

参加できる車両は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるR車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両とする。

ただし、RF車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条RJ車両規定に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクターについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

1. クラス毎にエアリストリクターの装着を義務づけること、または任意とすること。
2. エアリストリクターの装着を義務付ける場合、そのサイズは、クラス毎に最大内径33mm（外径39mm未満）を設定すること。
3. RPN車両における同一車両型式の最も古いJAF登録年の年次制限を設定すること。

第13条 クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記1. または2. のいずれかの方法によりクラス区分される。

1. 全日本選手権と同クラス区分
2. 開催地域別に任意に設定されるクラス区分：

次の1)～3)の要件すべてを満たすことにより、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、1)～3)の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記1. の全日本選手権と同一クラス区分とする。

- 1) クラス区分は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章一般規定第5条に基づき、最大6区分以内とすること。
- 2) 当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得ること。
- 3) 上記1)および2)について、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請すること。

第14条 参加資格

1. 地方選手権の地域区分は、下記の5地区に分割する。

JAF北海道ラリー選手権：北海道

JAF東日本ラリー選手権：青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉

JAF中部・近畿ラリー選手権：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山

JAF中四国ラリー選手権：岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛

JAF九州ラリー選手権：福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

2. 各地方選手権は原則として、上記に区分された当該地区内にすべての行程が設定されなければならない。

第15条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績により、第13条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2. 選手権順位の決定

- 1) 選手権として成立した競技会が7戦以上の場合には高得点順に6戦を、6戦以下の場合には全戦を得点合計の対象とする。
- 2) 上記1)に従って各競技者の得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別の選手権順位を決定する。JAFは、この選手権順位において第1位となったものを、当該地区における各クラスの選手権者として認定する。
- 3) 上記2)において、得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 4) 上記3)によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 5) 上記4)によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。
 - (1) 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に当該クラスの地方選手権競技会に出場した回数の多い順に順位を決定する。
 - (2) 上記(1)以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第4章 一般規定

第16条 ブリーフィング

すべてのクルーおよび競技参加者は、必ずブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。

ただし、ブリーフィングの実施の有無に関わらず、オーガナイザーはすべてのクルーおよび競技参加者に対する指示事項（ブリーフィング資料）を公式通知にて第1回審査委員会終了後直ちに発行するものとする。なお、当該指示事項に追加／変更を生じた場合には、当該競技会審査委員会の承認のもと再度、公式通知にて発表する。

第17条 保険

1. オーガナイザーは保険に関し、ラリー競技開催規定第6条に定める措置を講じること。
2. オーガナイザーは上記1. の保険に加え、当該競技会の参加者に対して傷害保険を付保すること。ただし、参加者自身が傷害保険（または共済等）に加入しており、かつその事実が書面等の確実な手段によって証明される場合はこの限りではない。

第18条 参加申し込み者に対する参加拒否

オーガナイザーは国内競技規則により、参加者に対して理由を示すことなく参加を拒否することができるが、この場合3日以内に当該理由を付してJAFに報告しなければならない。

第19条 選手権競技の延期、中止、非開催

1. オーガナイザーは、選手権競技会の延期、または開催不能の場合、その開催予定日の2ヵ月前までに、JAFにその理由を付して届け出を行い承認を受けたうえ、必要な公示を行わなければならない。
2. 正当な理由なく、認定された選手権競技会を延期もしくは中止した場合、または当該競技会を開催しなかった場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

またJAFは、組織許可申請以前の開催中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第20条 競技規則違反

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定された競技者は、当該年の全得点が無効となる場合がある。
2. オーガナイザーに規則違反または著しい競技運営の不備があったと J A F が判断した場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

第21条 オブザーバーの派遣

1. J A F は、選手権競技会の運営状況を確認するため、必要に応じてオブザーバーを派遣し、その報告に基づき必要な措置を講じることができる。
2. 翌年に新たな全日本選手権競技会（申請時点で当該年の全日本選手権カレンダーに登録されていない競技会）の開催を計画しているオーガナイザーは、カレンダー申請前に候補競技会（原則として地方選手権競技会であること）の運営状況についてオブザーバーによる確認を受けていなければならない。
3. 過去3年以内（3年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に全日本選手権競技会を開催した実績のあるオーガナイザーは、上記2. は適用されない。

第5章 規則の施行

第22条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合は、J A F において、その処置を決定する。

第23条 本規定の施行

本規定は、2020年1月1日から施行する。

以上

2020年日本ジムカーナ／ ダートトライアル選手権規定

2019年3月29日制 定
2020年1月1日施 行

第1章 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、2020年（以下「当該年」という。）のジムカーナ／ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の榮譽をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定を制定する。

日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技は「FIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。

第1条 選手権の種別および区分

1. 日本ジムカーナ選手権

- 1) 全日本ジムカーナ選手権
- 2) 地方ジムカーナ選手権

地方選手権区分は国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による。

ただし、JAFの承認を得て、隣接する行政区画にあるスピード競技公認コースで開催することができる。（例：関東地方選手権を中部地方で開催する場合。近畿地方選手権を中部地方で開催する場合。）

2. 日本ダートトライアル選手権

- 1) 全日本ダートトライアル選手権
- 2) 地方ダートトライアル選手権

地方選手権区分は国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画に

よる。

ただし、J A Fの承認を得て、隣接する行政区画にあるスピード競技公認コースで開催することができる。(例：関東地方選手権を中部地方で開催する場合。近畿地方選手権を中部地方で開催する場合。)

第2条 選手権競技会の格式

全日本選手権競技会の格式は国内競技とする。

地方選手権競技会の格式は準国内競技または国内競技とする。

第3条 選手権競技会の数

1. 全日本ジムカーナ選手権競技会の最大開催数は8大会、全日本ダートトライアル選手権競技会の最大開催数は8大会とする。

なお、国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による地域毎に1競技会の開催を原則とする。

2. 地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会は、各々最大開催数を10大会とする。

第4条 オーガナイザー

全日本選手権：公認団体、公認クラブまたは加盟クラブが組織できる。

地方選手権：公認団体、加盟団体または公認クラブ、加盟クラブが組織できる。

第5条 選手権の申請資格

下記のいずれかの条件を満たすこと。

1. 全日本選手権：

過去5年以内（5年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の全日本選手権、J A Fカップを1回以上、または地方選手権を3回以上開催した実績のあるもの。

2. 地方選手権：

- 1) 上記1. の全日本選手権申請資格のあるもの。

- 2) 過去3年以内（3年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の地方選手権競技会を1回以上開催した実績のあるもの。

- 3) 過去5年以内（5年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に地方格式以上の当該競技種目の競技会を3回以上開催した実績のあるもの。

※共催について

上記1. または2. の申請資格を満たすクラブ（団体）と申請資格を満たさないクラブ（団体）の共催による申請は3クラブ（団体）以内であれば認められる。

この共催によるオーガナイザーの実績は、上記1. または2. に定める開催実績として認める。

第6条 選手権の登録申請

選手権の登録申請は、国内スポーツカレンダー登録規定に従いカレンダー登録申請し、同時にJAF所定の申請書に従って以下の事項を記載ならびに添付して提出すること。

なお、全日本選手権の登録申請は、競技種目毎に1クラブ（団体）1申請までとする。

1. 選手権の開催月日、種別、区分、部門、およびクラス区分
2. 選手権の開催場所
3. コース公認申請者の同意：

カレンダー登録申請時点で当該選手権開催に有効なコース公認許可証を所持しているコース公認申請者の同意を必要とする（カレンダー登録申請者の競技会開催日に関する同意欄を使用することとする）。

4. その他必要事項

第7条 選手権の開催日程

全日本選手権：当該年の1月1日～10月第2日曜日

地方選手権：当該年の1月1日～10月第1日曜日

第8条 選手権の認定

JAFは、当該選手権として申請された中から日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会に適合する競技会を当該選手権競技会として認定する。

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、開催日程を

含め選手権競技会に関する J A F からの指示事項に従わなければならない。

J A F は競技会終了後選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

第9条 選手権競技会の公示

J A F は、認定された選手権競技会を、当該年度の始めまでに公示する。

第10条 選手権競技会の組織許可申請

選手権として認定された競技会は以下の期日までに J A F 所定の書式により組織許可申請書類を J A F に提出しなければならない。

1. 全日本選手権競技会は開催日の3ヵ月前まで
2. 地方選手権競技会は開催日の2ヵ月前まで

第11条 参加車両

1. P N 部門：

P N 部門に参加する車両は、F I A 公認車両、J A F 公認車両または J A F 登録車両で、当該年度 J A F 国内競技車両規則（以下「車両規則」という。）第3編スピード車両規定に定めるスピード P N 車両（P N 車両）に適合したものとする。

2. N 部門：

N 部門に参加する車両は、F I A 公認車両、J A F 公認車両または J A F 登録車両で、当該年度 J A F 車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピード N 車両（N 車両）に適合したものとする。

3. B 部門：

B 部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピード B 車両（B 車両）に適合したものとする。（地方選手権のみに適用）

4. S A 部門：

S A 部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピード S A 車両（S A 車両）に適合したものとする。

5. S A X 部門

S A X 部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車

両規定に定めるスピードS A X車両（S A X車両）に適合したものと
する。

6. S C 部門：

S C 部門に参加する車両は、F I A 公認車両、J A F 公認車両またはJ A F 登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードS C 車両（S C 車両）に適合したものととする。

7. D 部門：

D 部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードD 車両（D 車両）に適合したものととする。

8. A E 部門：

A E 部門に参加する車両は、F I A 公認車両、J A F 公認車両またはJ A F 登録車両で、当該年度車両規則に定める当該車両規定に適合したものととする。

第12条 選手権の部門およびクラス区分

1. 日本ジムカーナ選手権

1) 全日本ジムカーナ選手権：

(1) 部門：

全日本ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、P N 部門、S A ・S A X 部門、S C 部門およびA E 部門の4部門で構成される。

(2) クラス区分：

P N、S A ・S A X、S C、A E の各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードP N 車両部門：

クラス1：気筒容積1600cc以下の2輪駆動（F F、F R）のP N 車両。

クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動（F F、F R）のP N 車両。

クラス3：気筒容積1600ccを超える2000cc以下の2輪駆動（F R）のP N 車両のうち、F I A／J A F 公認発行年またはJ A F 登録年が2012年1月1日以降の車両。

クラス4：クラス1、クラス2およびクラス3に該当しない

P N車両。

スピード S A ・ S A X 車両部門：

クラス 1：気筒容積1600cc以下の前輪駆動の S A ・ S A X 車両。

クラス 2：気筒容積1600ccを超える前輪駆動の S A ・ S A X 車両。

クラス 3：後輪駆動の S A ・ S A X 車両。

クラス 4：4 輪駆動の S A ・ S A X 車両。

スピード S C 車両部門：（クラス区分なし）

スピード A E 車両部門：（クラス区分なし）

2）地方ジムカーナ選手権：

(1) 部門：

地方ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、P N 部門、N 部門、B 部門、S A 部門、S A X 部門、S C 部門、D 部門および A E 部門の中から、下記(2)の①または②のいずれかに区分された部門により構成される。

(2) クラス区分：

下記①または②のいずれかのクラス区分とする。

①全日本選手権と同クラス区分

②開催地域別に任意に設定されるクラス区分

※次の a. ～ c. の要件すべてを満たし、J A F の承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、a. ～ c. の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記①の全日本選手権と同一クラス区分とする。

- a. クラス区分は最大14区分以内とすること。クラス区分に際しては、単一部門内でクラス区分を組み合わせるのみでなく、異なる部門（P N、N、B、S A、S A X、S C、D、A E）を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別（前輪駆動、後輪駆動、2 輪駆動、4 輪駆動等）によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第3編スピード車両規定第3章～第7章、第10章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。
- b. 同一地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同

意を得ること。

- c. 上記 a. および b. について、当該年の前年の11月15日まで
に、その内容を記した書面を J A F に提出すること。

2. 日本ダートトライアル選手権

1) 全日本ダートトライアル選手権：

(1) 部門：

全日本ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」
の分類に基づき、P N 部門、N 部門、S A ・ S A X 部門、S C 部
門、D 部門および A E 部門の 6 部門で構成される。

(2) クラス区分：

P N、N、S A ・ S A X、S C、D、A E の各部門は、下記の
通りクラス区分される。

スピード P N 車両部門：

クラス 1：気筒容積1600cc以下の 2 輪駆動の P N 車両。

クラス 2：気筒容積1600ccを超える 2 輪駆動（F F）の P N 車
両。

クラス 3：気筒容積1600ccを超える 2 輪駆動（F R）の P N 車
両。

スピード N 車両部門：（クラス区分なし）

スピード S A ・ S A X 車両部門：

クラス 1：2 輪駆動の S A ・ S A X 車両。

クラス 2：4 輪駆動の S A ・ S A X 車両。

スピード S C 車両部門：

クラス 1：2 輪駆動の S C 車両。

クラス 2：4 輪駆動の S C 車両。

スピード D 車両部門：（クラス区分なし）

スピード A E 車両部門：（クラス区分なし）

2) 地方ダートトライアル選手権：

(1) 部門：

地方ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の
分類に基づき、P N 部門、N 部門、B 部門、S A 部門、S A X 部
門、S C 部門、D 部門および A E 部門の中から、下記(2)の①また
は②のいずれかに区分された部門により構成される。

(2) クラス区分：

下記①または②のいずれかのクラス区分とする。

①全日本選手権と同クラス区分

②開催地域別に任意に設定されるクラス区分

※次の a.～ c.の要件すべてを満たし、J A Fの承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、a.～ c.の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記①の全日本選手権と同一クラス区分とする。

- a. クラス区分は最大11区分以内とすること。クラス区分に際しては、単一部門内でクラス区分を組み合わせるのみでなく、異なる部門（P N、N、B、S A、S A X、S C、D、A E）を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別（前輪駆動、後輪駆動、2 輪駆動、4 輪駆動等）によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第3編スピード車両規定第3章～第7章、第10章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。
- b. 同一地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得ること。
- c. 上記 a. および b. について、当該年の前年の11月15日まで、その内容を記した書面を J A F に提出すること。

第13条 参加資格

当該年度有効な競技許可証所持者とする。

第14条 参加台数

各選手権競技会の参加台数は原則として制限しない。

第15条 選手権シリーズおよび選手権競技の成立

1. 選手権シリーズの成立

第12条で定められた各選手権競技会が当該年度で本条2. に従って3回以上開催されなければ当該各部門各クラスの選手権シリーズは成立しない。

2. 選手権競技の成立

- 1) 全日本選手権は、各競技会において各部門各クラス5台以上の出走を以って成立する。
- 2) 地方選手権は、各競技会において各部門各クラス3台以上の出走を以って成立する。

第16条 選手権競技会の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、登録された選手権競技会が延期、中止、開催不能の場合、その開催日の2ヵ月前までに理由を付してJ A Fに届出を行い承認を得たうえで、必要な公示を行わなければならない。

正当な理由なく認定された選手権競技会を中止、または開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

また、J A Fは組織許可申請以前の中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第17条 規則違反

1. 選手権競技会に適用されるすべての規則または規定に対する違反があった場合、J A Fは当該違反者に対し罰則を適用する。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定されたドライバーは、当該年度の全得点が無効となる場合がある。

第18条 選手権保持者の認定

1. J A Fは第12条の各部門各クラスの最高得点者を日本選手権保持者として認定する。
2. 得点合計の対象は、選手権として成立した当該クラスの競技会の70%（小数点以下四捨五入）とし、高得点順に合計する。ただし、開催された当該選手権クラスの競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象となる。
3. 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。
 - 1) 有効得点（選手権として成立した当該クラスの競技会数の70%（小数点以下四捨五入）の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順

位を決定する。

- 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち、高得点を得た回数の多い順に順位を認定する。
 - 3) 上記2)の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。
- 例) 2位が複数の場合：1位、2位、2位、4位

第19条 得点基準

各選手権競技会の各クラスごとに競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

得点基準表：

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

第20条 賞の授与

日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権保持者として認定された者に対し、JAFは資格認定証およびJAFが別に定める「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第2章 参加に関する規定

第21条 参加申込に関する規定

1. 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
2. 全日本選手権
 - 1) シードドライバー
 - (1) JAFは前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位6名を当該部門クラスの当該年度シードドライバーとして認定する。
 - (2) シードドライバーは全日本選手権の認定された部門クラスに限り参加を優先的に認められる。
 - 2) 同一車両による重複参加は、同一クラス内に限り2名まで認められる。

3. 地方選手権

- 1) 同一車両による重複参加は2名まで認められる。
- 2) 前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位1名までに認定されたシードドライバーは、地方選手権への参加は認められない。

第22条 参加申込者に対する参加拒否

組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。

第3章 競技会運営に関する規定

第23条 プラクティス（練習）

オーガナイザーがプラクティスを行う場合は、全参加者にそのスケジュールを公開すること。

第24条 ドライバー変更

ドライバー変更は認められない。

第25条 車両変更

1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3. 車両変更申請は当該競技会の公式受付（参加確認受付）終了までとする。

第26条 ドライバーズブリーフィング

1. 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
2. ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。開始から終了まで出席しなかった場合は再ブリーフィングを受けなければならない。

第4章 競技に関する規定

第27条 公式予選

オーガナイザーは、選手権競技会に公式予選を設ける場合は、その実施方法について競技会特別規則に明記すること。

第28条 コースの慣熟

オーガナイザーは、発表したコースについて、参加者のための慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行うこと。

第29条 信号合図

選手権競技会で使用する信号合図は「スピード競技における旗信号に関する指導要項」に従うこと。特別な信号を使用する場合は競技会特別規則に明記すること。

第30条 順位の決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。

同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

1. セカンドタイムの良好な者。
2. 排気量の小さい順。
3. 競技会審査委員会の決定による。

第31条 競技会の成立、延期、中止、短縮

1. 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
2. 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。
3. オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りでない。

第5章 一般規定

第32条 競技車両のパドック待機

1. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所にて保管されているものとする（コースを走行中または走行のための移動を除く）。
2. パドック待機中の競技車両はタイヤ交換および空気圧調整、プラグ交換、Vベルト交換（調整）、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整作業を除き、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。

第33条 参加者（ドライバー）の遵守事項

1. 参加者は、当該選手権への参加に係わるすべての者にすべての法規および規則を遵守させる責任を有する。
2. 参加者は、当該競技期間中、自己の車両が車両規定および安全規定に適合していることを保証すること。
3. 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取等を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。

第34条 保 険

オーガナイザーは保険（共済制度を含む）に関し、自動車競技の組織に関する規定第8条2.に定める措置をとること。

第35条 競技会特別規則

オーガナイザーは、J A Fの承認を得て当該選手権競技会の特別規則を発行すること。

第6章 選手権規定の施行に関する規定

第36条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合には、

J A F がその処置を決定する。

第37条 選手権規定の変更

J A F は年度途中においても本選手権規定を見直す場合がある。

第38条 本選手権規定の施行

本選手権規定は、2020年1月1日から施行する。

ただし、第6条3、第12条1. 2) (2)②c. および第12条2. 2) (2)②c. については、2019年6月1日から施行する。

以上

2020年 J A F カップオールジャパン ジムカーナ／ダートトライアル規定

2019年 3月29日制定
2020年 1月1日施行

第1条 目 的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権上位入賞者を対象として、各地域のモータースポーツの健全な発展および振興を図ることを目的に、年1回開催されるジムカーナおよびダートトライアル競技の祭典に「J A Fカップオールジャパンジムカーナ」「J A Fカップオールジャパンダートトライアル」のタイトルを与える。

第2条 適用規則

J A Fカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技は、「F I A国際モータースポーツ競技規則に準拠したJ A Fの国内競技規則とその細則（本規定ならびにスピード競技開催規定を含む）、2020年（以下「当該年」という。）日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定（第1章および第2章を除く）ならびに当該競技会特別規則」が適用される。

第3条 競技会の認定

J A Fは当該年度全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権、および地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権の上位入賞者を対象として開催されるジムカーナ／ダートトライアル競技を「J A Fカップオールジャパンジムカーナ」「J A Fカップオールジャパンダートトライアル」として認定する。

当該競技会として認定を受けるオーガナイザーは、開催日程を含めJ A Fカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技会に関す

るJ A Fからの指示事項に従わなければならない。

第4条 開催場所

第1条に基づき、J A Fカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技会の開催場所は、原則として暦年毎に異なる開催地域とする。

第5条 参加車両

当該年度日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第11条「参加車両」と同一とする。

第6条 部門およびクラス区分

1. J A Fカップオールジャパンジムカーナ

当該年度日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第12条1.

1) に下記の部門クラスを加え4部門11クラスで構成される。

スピードP N車両部門

クラスWomen：2輪駆動（F F、F R）のP N車両。

2. J A Fカップオールジャパンダートトライアル

当該年度日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第12条2.

1) に下記の部門クラスを加え6部門11クラスで構成される。

スピードP N車両部門

クラスWomen：2輪駆動（F F、F R）のP N車両。

第7条 開催資格

開催資格は、「公認クラブ、公認団体または加盟クラブ」とし、競技会の形式は「国内」とする。

第8条 J A Fカップオールジャパンジムカーナ／ ダートトライアルの申請資格

過去5年以内（5年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の全日本選手権、J A Fカップを1回以上、または地方選手権を3回以上開催した実績のあるもの。

※共催について：

上記の申請資格を満たすクラブ（団体）と申請資格を満たさないクラブ（団体）の共催による申請は3クラブ（団体）以内であれば認められる。

この共催によるオーガナイザーの実績は、上記に定める開催実績として認める。

第9条 参加資格と優先順位

1. 当該年度全日本選手権シリーズの各部門、各クラス10位までの者。
2. 当該年度各地区の地方選手権シリーズの各部門、各クラス6位までの者。
3. 組織委員会の選考に基づく者。

ただし、前項1. および2. に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。

4. 第6条1. および第6条2. のスピードP N部門クラスWomenの参加者は、女性（公的な書類等による性別が女性（FEMALE））とし、且つ前項1. ～3. の何れかを満たさなければならない。

第10条 同一競技会の参加制限

1. 同一運転者は1つの競技会に1クラスしか参加できない。
2. 同一車両による重複参加（ダブルエントリー）は同一クラス内に限り認められる。ただし、P N車両部門クラスWomenは同一部門内に限り認められる。

第11条 参加台数

J A Fカップオールジャパン対象部門およびクラスの最大参加台数は、180台までとする。

第12条 競技会の成立

J A Fカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルは、各クラス毎に5台以上の出走をもって成立とする。

第13条 競技規則違反

1. 認定された競技会に適用される規則または規定に対する違反があった場合、J A Fは当該違反者に対し罰則を適用する。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則違反は失格となる場合がある。

第14条 J A Fカップオールジャパンジムカーナ／ ダートトライアルの開催日程と申請手続き

J A Fカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルを組織しようとする者は、カレンダー登録申請時に、次に定める方法で申請しなければならない。

1. 申請手続き
 - 1) J A Fカップオールジャパンジムカーナ
開催日程：当該年の10月最終週末～11月第2週末（前後日を入れて2日間開催も可）
申請期間：前年の7月15日迄にJ A F各地方本部に直接申請すること。
 - 2) J A Fカップオールジャパンダートトライアル
開催日程：当該年の10月最終週末～11月第2週末（前後日を入れて2日間開催も可）
申請日程：前年の7月15日迄にJ A F各地方本部に直接申請すること。
2. 組織許可申請
J A Fカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの組織申請は開催日の3ヵ月前までに行わなければならない。
3. 成績報告
オーガナイザーは、成績を「J A F公認競技会・競技結果成績表」に記載し、競技終了後、直ちにJ A F本部に報告しなければならない。

第15条 賞の授与

J A Fカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの各部門各クラスで1位となったものに対し、J A Fカップを授与し、また2位～6位となった者に対し賞典を与える。

第16条 延期、中止、非開催

1. オーガナイザーは、J A Fカップオールジャパンジュニア／ダートトライアルの延期、または開催不能の場合、その開催予定日の2ヵ月前までに、J A Fにその理由を付して届け出を行い承認を受けなければならない。
2. 正当な理由がなく、本競技会を開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度以降の本競技会の開催を認めない場合がある。また、J A Fは組織申請許可以前の開催中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第17条 本規定の特例

やむを得ない事情または重大な規則違反により、本規定を適用できない場合は、J A Fにおいてその処置を決定する。

第18条 本規定の施行

本規定は、2020年1月1日から施行する。

以上

2020年日本サーキットトライアル選手権規定

2019年 7月25日制 定
2020年 1月 1日施 行

第 1 章 総則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）は、2020年（以下「当該年」という。）のサーキットトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本サーキットトライアル選手権規定を制定する。

日本サーキットトライアル選手権競技は「F I Aの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJ A Fの国内競技規則とその細則（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。

第 1 条 選手権の区分

日本サーキットトライアル選手権は次の通り区分する。

地方選手権

地方選手権の呼称は、1 サーキットで1 シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名およびオーガナイザー名を付し、また、複数のサーキットで1 シリーズを構成するものについては当該地方名を付する。

第 2 条 選手権競技会の格式

準国内競技または国内競技とする。

第 3 条 選手権競技会の数

各々最大開催数を10大会とする。

第 4 条 オーガナイザー

公認団体、加盟団体または公認クラブおよび加盟クラブが組織できる。

第5条 選手権の申請資格

第4条の団体またはクラブのみ申請することができる。

第6条 選手権の登録申請

選手権の登録申請は、国内スポーツカレンダー登録規定に従いカレンダー登録申請し、同時にJAF所定の申請書に従って以下の事項を記載ならびに添付して提出すること。

1. 選手権の開催月日
2. 選手権の開催場所
3. コース公認申請者の同意：

カレンダー登録申請時点で当該選手権開催に有効なコース公認許可証を所持しているコース公認申請者の同意を必要とする（カレンダー登録申請者の競技会開催日に関する同意欄を使用することとする）。

4. その他必要事項

第7条 選手権開催日程

2020年1月1日～2020年12月31日

第8条 選手権の認定

JAFは、当該選手権として申請された中から日本サーキットトライアル選手権競技会に適合する競技会を当該選手権競技会として認定する。

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関するJAFからの指示事項に従わなければならない。

JAFは競技会終了後選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

第9条 選手権競技会の公示

JAFは、認定された選手権競技会を、当該年度の始めまでに公示する。

第10条 選手権競技会の組織許可申請

選手権として認定された競技会は以下の期日までにJAF所定の書式により組織許可申請書類を開催日の2ヶ月前までにJAFに提出しなければ

ならない。

第11条 参加車両

当該年度 J A F 国内競技車両規則第3編スピード車両規定に適合したものであるとする。

第12条 選手権の部門およびクラス区分

1. 部門：

第11条に基づき、下記2. の何れかに区分された部門により構成される。

2. クラス区分：

- 1) クラス区分は最大9区分以内とすること。クラス区分に際しては、単一部門内でクラス区分を組み合わせるのみでなく、異なる部門（P、PN、N、SA、SAX、B、SC、D、AE）を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また駆動輪別（前輪駆動、後輪駆動、2輪駆動、4輪駆動等）によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。さらに選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。
- 2) 当該シリーズを構成するオーガナイザー全ての同意を得ること。
- 3) 上記1) および2) について、当該年の前年の11月15日までに、その内容を記した書面を J A F に提出すること。

第13条 参加資格

当該年度有効な J A F 競技許可証所持者とする。

第14条 参加台数

各選手権競技会の参加台数は原則として制限しない。

第15条 選手権シリーズおよび選手権競技の成立

1. 選手権シリーズの成立

第12条で定められた各選手権競技会が当該年度で本条2. に従って3回以上開催されなければ当該各部門各クラスの選手権シリーズは成立しない。

2. 選手権競技の成立

各競技会において各部門各クラス3台以上の出走を以って成立する。

第16条 選手権競技会の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、登録された選手権競技会が延期、中止、開催不能の場合、その開催日の2ヶ月前までに理由を付してJ A Fに届出を行い、承認を得たうえで、必要な公示を行わなければならない。

正当な理由なく認定された選手権競技会を中止、または開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

また、J A Fは組織許可申請以前の中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第17条 規則違反

1. 選手権競技会に適用されるすべての規則または規定に対する違反があった場合、J A Fは当該違反者に対し罰則を適用する。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定されたドライバーは、当該年度の全得点が無効となる場合がある。

第18条 選手権保持者の認定

1. J A Fは第12条の各部門各クラスの最高得点者を地方選手権保持者として認定する。
2. 得点合計の対象は、選手権として成立した当該クラスの競技会の70%（小数点以下四捨五入）とし、高得点順に合計する。ただし、開催された当該選手権クラスの競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象となる。
3. 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。
 - 1) 有効得点（選手権として成立した当該クラスの競技会数の70%（小数点以下四捨五入））の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
 - 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち、高得点を得た回数の多い順に順位を認定する。

3) 上記2)の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。

ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

例) 2位が複数の場合：1位、2位、2位、4位

第19条 得点基準

各選手権競技会の各クラスごとに競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

得点基準表：

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

第20条 賞の授与

日本サーキットトライアル選手権保持者として認定された者に対し、JAFは資格認定証およびJAFが別に定める「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第2章 競技に関する規定

第21条 順位の決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

1. セカンドタイムの良好な者。
2. 排気量の小さい順。
3. 競技会審査委員会の決定による。

第22条 競技会の成立、延期、中止、短縮

1. 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、

短縮を行う場合がある。

2. 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。
3. オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第3章 一般規定

第23条 保険

オーガナイザーは保険（共済制度を含む）に関し、自動車競技の組織に関する規定第8条2.に定める措置をとること。

第24条 競技会特別規則

オーガナイザーは、J A Fの承認を得て当該選手権競技会の特別規則を発行すること。

第4章 選手権規定の施行に関する規定

第25条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合には、J A Fがその処置を決定する。

第26条 選手権規定の変更

J A Fは年度途中においても本選手権規定を見直す場合がある。

第27条 本選手権規定の施行

本選手権規定は2020年1月1日から施行する。

以上

自動車登録番号標付車両による レース開催規定

1999年12月13日制定
2000年1月1日施行
2008年7月31日改正
2008年10月1日施行
2009年11月26日改正
2010年1月1日施行
2011年11月24日改正
2012年1月1日施行

第1条 目 的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）は、自動車レースの健全な発展を図るため、自動車登録番号標付車両を使用するレース（以下「本レース」という）に関して本規定を定める。

第2条 参加車両

1. 本レースに参加する車両は、国内競技車両規則第3編第5章スピードS A車両規定または第7章スピードB車両規定に適合したものである。
2. 上記1. に加え、6点式以上のロールケージおよび4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。

第3条 開催資格

本レースを開催できる者は、「公認クラブ」または公認モーターレーシングコース所有者である「公認団体」および「加盟団体」とする。

第4条 競技の格式

本レースの格式は、「国内」、「準国内」または「地方」のいずれかとする。

第5条 組織許可申請

本レースを開催しようとする者は、競技の格式に関わらず競技会開催日の2ヵ月前までに、所定の書式に参加車両規則案および「自動車登録番号標付車両によるレースの車両検査体制表」（別紙1）を添付して、組織許可申請を行うこと。

第6条 車両検査

1. オーガナイザーは、競技に先立ち車両検査を実施し、排出ガスの検査をはじめ保安基準およびスピードS A車両規定またはスピードB車両規定への適合の確認を行わなければならない。
2. 参加者は、出走可能な状態で車両検査を受けなければならない。車両検査を受けない場合、車両検査で不合格の場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は、競技に参加することはできない。
3. 車両検査に車両を提示することは、当該車両が適用規則のすべてに適合していることを申告したものとみなされる。
4. オーガナイザーは、競技会での車両故障あるいは損傷等を誘因とした車両事故等を未然に防止するため、本規定細則「自動車登録番号標付車両によるレースの車両検査および安全対策」（別紙2）に基づく車両検査体制を構築すること。

第7条 競技終了後の搬送

1. 競技会公式車両検査終了後すべての参加車両は、車両故障あるいは損傷の有無にかかわらずオーガナイザーまたは当該参加者が用意した車両運搬車等の自走しない手段により、整備工場等に搬送され、一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を受けなければならない。オーガナイザーは、その結果についての検査票を全参加車両について作成すること。
2. 競技に参加した車両が、前項に従って整備工場等に搬送されなかった場合は、その競技成績は抹消され、かつ、その競技参加者、競技運転者および車両の以後の本レースへの参加は認められない。

入賞した車両の競技成績が本項によって抹消された場合、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。

第8条 参加車両の履歴

本レースに参加した車両の履歴については、J A Fおよびオーガナイザーにより管理され、第7条の検査票で不具合を指摘された車両については、必要な手続きが完了しない限り、本レースの参加が認められない。

第9条 保 険

自動車競技の組織に関する規定第8条1を適用する。

第10条 競技規則

1. 最大決勝出走台数：

J A F国内モーターレーシングコース許可証に記された台数とする。

2. 燃 料：

1) 本レースに使用できる燃料は、石油会社で生産され一般に市販されている無鉛ハイオクガソリンまでとする。オクタン価を増すことのない通常のオイルあるいは水ぬき剤は使用できるが、他の添加剤の使用は禁止される。

2) オーガナイザーは、燃料を指定してはならない。

3) フリー走行、公式予選および決勝レース等の競技中の燃料補給は許されない。

ただし、競技中以外に燃料補給を行う場合は、エンジンを停止し、ドライバーはシートを離れなければならない。ピット内に燃料を保管する場合は、最大20ℓまでとし、消防法に適合した金属製の携行缶に保管しなければならない。

3. 信号合図：

国際モータースポーツ競技規則付則H項に従うこと。

第11条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本規定を適用できない場合には、J A Fがその処置を決定する。

第12条 本規則の施行

本規定は、2012年1月1日より施行する。

自動車登録番号標付車両によるレース開催規定の統一解釈

1. 第2条 「参加車両」について：

本規定第2条 「参加車両」 1. に基づき本レースに参加する車両は、国内競技車両規則第3編第1章一般規定第2条に定義されるスピードS A車両またはスピードB車両に適合したものとする。

統一解釈：

1) 消火器：レース車両規定に基づく消火器を装着することが推奨される。

2) 最低重量：ジムカーナ競技における最低重量を適用する。

ただし、規定に適合できない場合は、オーガナイザーからの申請に基づきレースシリーズ毎にJ A Fが決定する。

3) タイヤ／ホイール：規定に適合できない場合、スピードS A車両は、2002年国内競技車両規則第4編スピード車両規定第2章スピードA車両9. 3. 13) タイヤおよびホイールを限度とし、オーガナイザーからの申請に基づきレースシリーズ毎にJ A Fが決定する。

またスピードB車両は、オーガナイザーからの申請に基づきレースシリーズ毎にJ A Fが決定する。

2. 第7条 「競技終了後の搬送」について：

統一解釈：

1) オーガナイザーは、「指定自動車整備事業規則」第4条に定める自動車検査員（以下、「自動車検査員」という。）をレース開催場所（サーキット）に派遣して、レース後に参加車両が一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を行なわせることができるものとし、これを本規定に定める整備工場等での確認とみなす。

2) 上記の検査で、一般の交通の用に供するのと判定された参加車両については本規定第2項を適用しないが、一般の交通の

用に供するのに適しないと判定された参加車両については、自走しない手段により整備工場等に搬送の上、必要な修理を受けるものとし、もし整備工場等に搬送されなかった場合は、本規定第2項を適用する。

3. 自動車登録番号標付車両によるレースにおいて「指定自動車整備事業規則」第4条に定める自動車検査員をレース開催場所（サーキット）に派遣して、レース後に参加車両が一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を行う場合、「決勝レースの正式結果」は、車両保管解除後、競技に参加した全車両が本確認を受けるための、受付を完了した時点で発表することができる。

なお、決勝レース終了後に行われる再車両検査において、本確認で行われる検査項目を実施することができる。

別紙 1

自動車登録番号標付き車両によるレースの車両検査体制表

競 技 会 名 称		
参加車両名 (型式)	車 両 名	型 式
開 催 場 所		
開 催 日	年 月 日 () ~ 月 日 ()	
オーガナイザー		
技 術 委 員 長	氏 名	許 可 証 No.
車 両 検 査 補 助 員 (有資格者が従事する場合)	氏 名	自動車整備士の種類
競技会場周辺の搬入 可能な整備工場等	整備工場等の名称	
	所 在 地	電 話 番 号
車 両 運 搬 車	台 配 備	
交 換 用 部 品	応急作業用の部品として用意するものに○を付し、 表記以外に用意する部品等があれば、記載する	
	灯火類	
	灯火類のレンズ	
	ブレーキシュー(パッド)	
	Vベルト	

参加車両の型式、車両検査補助員、搬入可能な整備工場等が複数の場合、別紙に貼付すること。

本書類は、オーガナイザーが作成し、組織許可申請に添付して J A F に提出すること。

自動車登録番号標付車両によるレース開催規定 細則 自動車登録番号標付車両によるレースの車両検査および安全対策

1. レース開催前：

- 1) 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）は、オーガナイザーから本レース組織許可申請書の提出を受けた後、当該オーガナイザーに対し、それまでに提出された参加車両履歴一覧表を開示する。
- 2) オーガナイザーは、上記 1) による参加車両履歴一覧表に基づき、過去の本レースにおける競技会終了後の整備工場等における車両検査で不具合を指摘された車両の参加について、以下の措置を講じること。
 - (1) 指摘された不具合箇所に対する整備作業等が完了している車両：
当該参加者に対し、整備作業等が完了していることがわかる書面、資料、写真等を提示させることにより、その確認が取れた場合は、参加を受理することができる。
 - (2) 指摘された不具合箇所に対する整備作業等が完了していない車両：
参加を受理することはできない。

2. レース開催中：

- 1) オーガナイザーは、参加車両の応急作業、整備工場等への搬送および整備作業を遺漏なく行うことができるよう以下の措置を講じること。
 - (1) 運輸省令自動車整備士技能検定規則の規定による 3 級以上の有資格者をつとめて 1 名以上車両検査補助員として従事させること。
 - (2) 競技会場周辺に、搬入可能な整備工場等を確保すること。
 - (3) 競技会場に車両運搬車を配備し、参加者の希望により便宜を図ること。車両運搬車は、「自動車登録番号標付車両によるレース開催規定」の第 7 条によるすべての参加車両の整備工場等への搬送が円滑に行うことができる台数を配備しなければならない。
- 2) オーガナイザーおよび競技参加者は、参加車両の応急作業等の円滑化を図るため、つとめて以下のものを用意しなければならない。
 - (1) 灯器類（前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯、方向指示器）、灯火類の交換用レンズおよび交換用ヒューズ

自動車登録番号標付車両によるレース開催規定

- (2)ブレーキシュー（パッド）等の制動系消耗部品
- (3)Vベルト
- (4)牽引用ロープ

3. レース終了後：

- 1) オーガナイザーは、上位入賞車両に対し最終車両検査を実施すること。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。

なお、本車両検査を以って競技における公式車両検査結果とする。

- 2) 正式結果発表後、すべての参加車両は、一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を受けるため、オーガナイザーまたは当該参加者が用意した車両運搬車等の自走しない手段により、整備工場等に搬送されなければならない。

ただし、順位が認定されない車両は、正式結果発表前に整備工場等での確認を受けることができる。

- 3) 整備工場等への搬送後、すべての参加車両は、競技役員立会いのもと競技会での車両故障あるいは損傷の有無にかかわらず「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票（以下「検査票」という）」による確認を受け、競技参加者および競技運転者は、「自動車登録番号標付車両によるレース開催規定」の第8条に基づき、同検査票の誓約文に署名しなければならない。

- 4) オーガナイザーは、上記3)による確認結果を記載した検査票をすべて回収し、「自動車競技の組織に関する規定」の第7条6に規定された書類とともに、競技会終了後14日以内にJAFに提出しなければならない。

以上

ラリー競技開催規定

1974年10月29日制定	1998年10月29日改定	2005年1月1日施行
1982年11月24日改定	1999年1月1日施行	2006年3月28日改正
1986年10月23日改定	1999年10月22日改正	2006年6月1日施行
1988年2月10日改定	2000年1月1日施行	2007年8月1日改正
1988年10月18日改定	2000年8月1日改正	2008年1月1日施行
1989年1月1日改定	2001年1月1日施行	2008年7月31日改正
1990年10月23日改定	2001年3月30日改正	2009年1月1日施行
1992年7月21日改定	2001年4月1日施行	2012年7月26日改正
1993年1月1日施行	2002年7月31日改正	2013年1月1日施行
1993年12月2日改定	2003年1月1日施行	2014年11月27日改正
1994年1月1日施行	2003年7月28日改正	2015年1月1日施行
1997年7月24日改定	2004年1月1日施行	2017年7月27日改正
1997年9月1日施行	2004年8月3日改正	2018年1月1日施行
1997年10月23日改定	2004年9月1日施行	
1998年1月1日施行	2004年12月1日改正	

第1条 総則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、国内競技規則および自動車競技の組織に関する規定に基づき、国内で開催されるJAF公認ラリー競技に適用する規定を以下の通り定める。

第2条 定義

1. タイムトライアル（スペシャルステージ）：あるコース上において個別に速さを競う競技をタイムトライアルといい、ラリー競技においてタイムトライアルを行う区間をとくにスペシャルステージという。
2. 国内競技規則2-14に定める第1類ラリーは以下の通り分類される。
 - 1) 第1種アベレージラリー：各チェックポイント間を指示された平均速度または所要時間に従って走行し、所定の到着時刻に対する早遅誤差の少なさを専ら順位判定の要素とするラリー。本競技の詳細は細則「第1種アベレージラリー開催規定」に定める。
 - 2) 第2種アベレージラリー：各チェックポイント間を指示された平均速度または所要時間に従って走行し、所定の到着時刻に対する早遅誤差の少なさを順位判定の要素とするが、コースの一部にタイムトライアル区間（スペシャルステージ）または参加車両の遅着を想

定した指示速度を与える区間を含むラリー。本競技の詳細は細則「第2種アベレージラリー開催規定」に定める。

- 3) スペシャルステージラリー：1つ以上のタイムトライアル区間（スペシャルステージ）が設定され、当該区間での速さを順位決定の主たる要素とし、それ以外の区間は主として移動を目的とした走行に充てられる形式のラリー。本競技の詳細は細則「スペシャルステージラリー開催規定」に定める。
3. 国内競技規則2-14に定める第1類ラリーで用いる基本事項を以下の通り定める。
 - 1) クルー：参加車両に搭乗する乗員をいい、ドライバーに加え少なくとも1名の乗員（ナビゲーターまたは本細則スペシャルステージラリーにおいてコ・ドライバーという。）で構成される。クルーの中に参加者がいない場合、参加車両に搭乗している間はドライバーが参加者の責任を負うものとする。
 - 2) レストタイム：ラリー競技中、一定の時間停車し休息をとることを目的に、指示書又はアイテナリー等により指示される時間。レストタイムの指示は、「〇〇地点にて〇〇分間のレストタイム」と指示される場合と、レストタイムからの出発時刻を各々に指示される場合がある。
 - 3) チェックポイント：アベレージラリー競技中において、指示書又はチェックカード等による指示に対して正確に走行したか否かを計測する地点。この地点にて渡されるチェックカードにより、新たな走行速度等が指示される。通常この地点での走行結果と指示との誤差は減点として競技成績に反映される。
 - 4) チェックカード：アベレージラリーにおけるチェックポイントにて、チェックポイント通過時刻が記入され、新たな走行指示が記入されるカード。通常クルーに渡されたチェックカードは、各々のコントロールシートに貼付し、自己採点の上、オーガナイザーに提出する。
 - 5) コントロールシート：アベレージラリーにおいて、チェックカードを貼付し、自己採点の上、オーガナイザーに提出することを目的とした用紙。
 - 6) ラジオポイント：スペシャルステージ内走行中の競技車両の走行

状況を把握し、事故発生時の効率的な救助活動を目的に、スペシャルステージ内に設置される地点。この地点では、通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員が配置され、連絡用無線が設置される。また、黄旗が準備され、競技長の指示により黄旗が提示される場合がある。スペシャルステージ内にて黄旗が提示されるのはこの地点のみである。ラジオポイントは約5 km毎に設置される。

- 7) タイムカード：スペシャルステージラリーにおける各タイムコントロールポイントにおいて、競技役員により通過時刻を記入されるカード。
- 8) タイムコントロール：スペシャルステージラリーにおいて、スタートからフィニッシュまで設置され、アイテナリー等によって指示された通りに到着したか否かを計測する地点。通常タイムコントロールへの到着時刻は、次のタイムコントロールへのスタート時刻となるが、スペシャルステージを伴う場合、スペシャルステージのスタート時刻が当該タイムコントロールのスタート時刻となる。

第3条 ラリー競技会組織に関する公認基準

1. ラリー競技会を組織するオーガナイザーは、別掲の「ラリー競技会組織に関する公認基準の表」に従わなければならない。
2. JAFが特に認めた場合を除き、同一オーガナイザーが同一日に複数のラリー競技会を開催することはできない。

第4条 組織許可手続きおよび報告義務

オーガナイザーは、細則「ラリー競技会の組織許可に関する細則」に従い、開催日前の定められた期限までに組織許可申請を行わなければならない。また競技会終了後は、同細則に定められた報告書類を期限までに提出しなければならない。

第5条 道路使用許可

1. 競技が道路を使用して開催される場合には、警察から書面による許可（道路使用許可）を得ていなければならない。
2. タイムトライアル（スペシャルステージ）は、JAF公認コースまたは道路に該当しない場所において行うこと。ただし、以下の場合

この限りではない。

- 1) 一般交通の用に供することを目的としている道路（市町村道等）においては、オーガナイザーが、沿道住民、観客、クルー、競技関係者等の安全性を確実に担保し、一般交通の遮断のための自主警備体制および競技中の事故に備えた緊急医療体制を確立したうえで、地域住民、道路利用者等の合意を形成し、当該道路管理者等から使用承諾書等を、所轄警察署長から道路使用許可を得た場合。
- 2) 1) 以外で実態として一般交通の用に供されている場所（林道、農道等）においては、オーガナイザーが当該場所の管理者等から使用承諾を得たうえで、当該場所を一般交通から遮断する措置をとる場合。この場合、オーガナイザーは、上記1)と同様の安全性の確保ならびに自主警備体制および緊急医療体制の確立を行うこと。

第6条 保険

ラリー競技会のオーガナイザーは、保険に関し、下記の措置をとらなければならない。

またオーガナイザーは、下記の保険の加入について競技会審査委員会に報告しなければならない。

1. オーガナイザーは参加者に対し、対人賠償保険（または共済等）および搭乗者保険（または共済等）の加入を義務づけること。
2. タイムトライアルの会場に観衆（観客）を入れる場合オーガナイザーは、当該競技会開催期間中、観衆（観客）に対し下表以上の当該競技内容に有効となるオーガナイザー賠償責任保険を付保しなければならない。

オーガナイザー 賠償責任保険	対人賠償：1名1億円 1事故3億円 対物賠償：1事故1億円
-------------------	-------------------------------------

3. オーガナイザーは、競技役員のうちコース上またはこれと類似する場所で役務につく者に対し、一人あたり500万円以上のラリー競技会に有効な傷害保険（または共済等）を付保しなければならない。

第7条 罰則

本規定に違反したオーガナイザーおよび競技役員は、国内競技規則11-

3によって罰則の対象となる。

第8条 本規定の特例

本規定に適合しない特殊な組織申請については、その都度JAFの承認を必要とする。

第9条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日から施行する。

ラリー競技会組織に関する公認基準の表

	国際格式 (インターナショナル)	国内格式 (ナショナル)	準国内格式 (セミナショナル)	地方格式 (リストラクティッド)	クローズド格式 (クローズド)
競技会 開催資格	過去に準国内格式のラリー競技会を3回以上単独開催した実績を有する公認団体および公認クラブ	過去に準国内格式のラリー競技会を2回以上単独開催した実績を有する加盟／公認クラブまたは公認団体であること。	過去に地方格式以上のラリー競技会を1回以上開催（共催可）した実績を有する加盟／公認クラブまたは加盟／公認団体であること。 (※注1参照)	過去にクローズド格式以上のラリーを1回以上開催（共催可）した実績を有する加盟／公認クラブまたは加盟／公認団体であること。 (※注2参照)	準加盟クラブ以上（ただし、準加盟クラブはスペシャルステージを開催することはできない。）
参加台数	90台以下		75台以下	60台以下	40台以下
総走行距離 (※注3参照)	制限しない		500km以下	200km以下	
スペシャル ステージの 総距離	制限しない		50km以下 (※注4参照)	10km以下 (※注5参照)	5km以下 (※注6参照)

〔※注1〕 1986年以前に準国内格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。

〔※注2〕 国内スポーツカレンダー登録規定に従い1987年度中に1988年度のラリー競技会カレンダー申請を行ったクラブ、団体ならびに1987年以前にクローズド格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。

〔※注3〕 総走行距離とは、計時・採点の対象となる区間の始点から終点までの距離をいう。

〔※注4〕 J A F公認コースで行うスペシャルステージの距離は含まない。

〔※注5〕 J A F公認コースで行う場合を除き、1つのスペシャルステージの距離が5 kmを超えてはならない。

〔※注6〕 スペシャルステージまたは第2種アペレージラリー開催規定第4条3. に該当する区間の開催場所はJ A F公認コースまたは閉鎖された施設内に限る。また、1つのスペシャルステージまたは第2種アペレージラリー開催規定第4条3. に該当する区間の距離が2 kmを超えてはならない。

|||||

ラリー競技開催規定

細則：ラリー競技会の組織許可に関する細則

2006年 3月28日制定	2012年 7月26日改正
2006年 6月 1日施行	2013年 1月 1日施行
2008年11月27日改正	2017年 7月27日改正
2009年 1月 1日施行	2018年 1月 1日施行

|||||

第1条 組織許可申請

ラリー競技会（クロズド格式を含む）の組織許可は、次の順序を経て行うものとする。

1. オーガナイザーより所轄警察署へ道路使用許可申請を行う。

道路使用許可申請者は、オーガナイザーの代表者もしくは当該競技会の組織委員でなければならない。

1) 提出先

- (1) スタートする地域を管轄する警察署へ道路使用許可申請を行う。
コースが2都道府県以上にわたる場合は、各都道府県ごとに、最初に通過する地域を管轄する警察署に道路使用許可申請を行うこと。
- (2) タイムトライアルを実施する場合は、申請書の方法または形態の欄に「タイムトライアルの実施」が明記されていないといけない。
- (3) タイムトライアルの開催計画にあたり、その場所が道路に該当するか否かについて疑義が生じた場合は、所轄警察署に申し出て判断を仰ぐこと。

2) 添付書類

(1) 特別規則書草案

(2) コース図：国土交通省国土地理院承認済の都道府県地図上に、次の事項を記載すること。

- ① コース全体図：複数のステージまたはレグを設定する競技会についてはステージまたはレグ別コース図
- ② チェックポイントまたはタイムコントロールの位置およびタ

タイムトライアルのスタート／フィニッシュの位置

③休憩所またはサービスパークの位置

④給油所の位置

(3) 区間距離表またはアイテナリー（別紙推奨様式）

(4) その他の添付書類：オーガナイザーの任意により提出するもの（例：道路占用許可書、施設使用承諾書等）

(5) 観衆（観客）導入計画書：J A F 公認レーシングコースおよびJ A F 公認スピード競技コース（2 級以上）以外の場所に観衆を入れる場合。

2. オーガナイザーよりJ A F へ競技会組織許可申請を行う。

1) 提出先：担当地方本部へ提出すること。

2) 提出期限

(1) 国際格式競技：4 ヶ月前まで

(2) 全日本ラリー選手権競技：3 ヶ月前まで

(3) 地方ラリー選手権競技：2 ヶ月前まで

(4) 国内格式競技：2 ヶ月前まで

(5) 準国内格式競技以下：45日前まで

3) 提出書類等：次の書類が提出されない場合、申請は受理されない。

(1) 組織許可申請書

(2) 道路使用許可申請書（写）およびその添付書類一式（前項参照）

(3) タイムトライアル実施予定区間申告書：タイムトライアルを実施する場合は、その競技方法、実施場所ならびに管理方法等について所轄警察署に説明を行い、了解の得られた区間について、所定の「タイムトライアル実施予定区間申告書」をJ A F に提出すること。

(4) 組織許可申請料：自動車競技に関する申請・登録手数料規定第2条参照

3. 警察よりオーガナイザーへ道路使用許可証が交付される。

4. オーガナイザーよりJ A F へ次の書類を提出する。

1) 提出先：担当地方本部へ提出すること。

2) 提出期限

(1) 選手権競技：2 週間前まで

(2) 国内格式競技以上：2 週間前まで

- (3) 準国内格式競技以下：1週間前まで
- 3) 提出書類：次の書類の提出がない場合、公認は行われない。
 - (1) 警察より交付された道路使用許可証（写）：許可条件が明記されている場合はこれも添付すること。
 - (2) 競技長および事務局長の行動予定と連絡先を記した行動予定表
 - (3) セーフティプラン（第1種アベレージラリーを除く）
 - (4) 競技参加者名簿
- 5. J A Fよりオーガナイザーへ次の書類が交付される。
 - 1) 組織許可証
 - 2) J A F公認ラリー競技会之証（別図参照）
 - (1) 競技参加車用：必要枚
 - (2) 競技役員車用：必要枚

上記「J A F公認ラリー競技会之証」を携行しない参加車両は、公認競技会とは無関係のものとして扱われるおそれがあるので、必ず参加車両に貼付させること。
- 6. オーガナイザーは国内競技規則4-10に従い、公式プログラムを発行しなければならない。公式プログラムには、同項に定めるもののほか、観戦場所を設ける場合には観客に対する情報および注意事項を記載すること。

第2条 報告義務

オーガナイザーは、競技会終了後14日以内に次の書類を提出しなければならない。

- 1. 公式プログラムまたは競技参加者名簿
- 2. 競技役員名簿
- 3. 公式通知
- 4. ロードブックまたは指示書・正解表
- 5. 競技結果成績表
- 6. 実際に使用したコース全体図
- 7. 区間距離表またはアイテナリー
- 8. 特別規則書に記載した競技距離と実際の競技距離とが著しく異なった場合には、その理由書および必要書類。

第3条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日より施行する。

J A F 公認ラリー競技会之証

本規定第1条5. 2) に定める競技会之証は、下記の様式によるものとする。

J A F 公認ラリー競技会之証	
	(競技会名) _____ (組織許可番号) _____ (格式) _____
カーナンバー 32	
一般社団法人日本自動車連盟	

ラリー競技開催規定

細則：第1種アベレージラリー開催規定

2006年3月28日制定	2011年1月1日施行
2006年6月1日施行	2012年7月26日改正
2007年8月1日改正	2013年1月1日施行
2008年1月1日施行	2014年11月27日改正
2008年7月31日改正	2015年1月1日施行
2009年1月1日施行	2017年7月27日改正
2010年11月25日改正	2018年1月1日施行

ラリー競技開催規定第2条に従い、第1種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

第1条 特別規則書

特別規則書には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

1. 競技方法
2. 総走行距離
3. 参加車両に搭載しなければならない備品
 - 1) 非常用停止表示板（三角）
 - 2) 非常用信号灯
4. クルーおよび参加車両の変更にに関する下記の事項
 - 1) 正式参加受理後のクルーおよび参加車両の変更は認められない。
ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
 - 2) 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。
5. 参加車両に対する整備作業に関する下記の事項
 - 1) 整備作業の監督を担当する競技役員名
 - 2) 整備作業を行うことができる場所
 - 3) サービスカーの管理方法
 - 4) 整備作業の範囲
 - (1) タイヤの交換
 - (2) ランプ類のバルブの交換

- (3) 点火プラグの交換
- (4) Vベルトの交換
- (5) 各部点検増締め
- (6) 上記(1)～(5)以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲

第2条 参加車両

1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。
 - 1) 国際格式競技：F I A 国際モータースポーツ競技規則付則J 項のグループNまたはグループA 規定に従った車両
 - 2) 国内格式競技以下：
 - (1) J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR車両、R J 車両、R P N 車両、R F 車両、A E 車両またはF 車両
なお、完全なオープン車体構造の車両およびコンバーティブル車体構造の車両は、同規定第1章第1条総則におけるハードトップの装着は免除される。
 - (2) F I A 公認車両またはJ A F 登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年J A F 国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両（R B 車両）
2. F I A またはJ A F の認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。
3. オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。
4. 外国登録自動車を一時輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約（1949年、ジュネーヴ）等で規定されている要件を満たしていること。

第3条 参加確認および参加車両検査

オーガナイザーは、参加確認および参加車両検査に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。
 - 1) ドライバーおよびナビゲーターの自動車運転免許証

- 2) ドライバーおよびナビゲーターの競技運転者許可証
 - 3) 競技参加者許可証
 - 4) 自動車検査証
 - 5) 自動車損害賠償責任保険証
 - 6) 対人賠償保険証（または共済等）および搭乗者保険証（または共済等）
2. 車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、第2条に記載された車両規定への適合性を検査すること。
 3. 競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。

第4条 競技の設定

オーガナイザーは、競技設定に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. 組織許可申請時に設定を明らかにするため、区間距離表を提出しなければならない。区間距離表は、別掲の推奨様式に従うことが望ましい。
2. 指示速度はその道路の速度制限に従い、かつ全競技区間において瞬時的にもその道路の制限速度を超えないように設定すること。
山間部およびカーブの多い道路では、クルーの安全に留意し、ミスコースを誘発するようなコース設定ならびに競技運営を行わないこと。また、要所には中間連絡車または監視役員を配置すること。
3. 参加車両の遅着を想定した指示速度を設定してはならない。
4. 競技中の走行距離最長150kmごとに連続して45分以上のレストタイムを設けなければならない。ただし、150kmの範囲で1回につき10分以上合計45分以上となるよう分割することも可能であり、連続走行2時間を目安にレストタイムを設けることを推奨する。また、500kmを超える競技においては、累計500km以内の地点で連続して10時間以上のレストタイムを設けなければならない。
5. 休憩地点は道路以外で十分な駐車スペースを有する場所に設けること。
6. チェックポイントの位置とその距離の決定は安全を考慮した適切なものとする。

7. 参加車両のスタート方法は原則として、1分間隔とする。
8. 競技の開催前に複数回の試走を行うこと。
9. コースの距離測定に際して、高速自動車国道等の距離表示を基準距離とすること。
10. ラリー競技は最終のコントロールシート提出をもって終了とする。
11. 特別規則書に記載された競技方法は、いかなる場合も競技会審査委員会の承認なしに変更してはならない。

第5条 競技の運営

オーガナイザーは、競技運営に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. 当日の競技会本部および事務局の所在地と電話番号、ならびに競技会全体のタイムスケジュールを参加者に周知徹底させること。
2. 公式通知を発行する場合は、発行日時、通し番号、発行者および宛先を明記し、競技会本部または指定の場所に掲示すること（その場所は予め確実に参加者およびクルーに伝達すること）。状況によっては参加者およびクルーに直接伝達してもよいが、この場合は参加者およびクルーから確認の署名を得ること。
3. 必要な決定を遅滞なく行うため、競技会審査委員と競技長は、適切な通信手段等を用いて常に連絡が取れる状態でなければならず、また競技会審査委員のうち少なくとも1名は競技会本部付近に待機してなければならない。
4. 競技長は競技開始前に競技会審査委員の出席を得てドライバーズブリーフィングを開催すること。すべての参加者およびクルーはドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。
5. 競技中は先行車および追上車を配備して全行程を走行させ、参加車両の安全を確保すること。
6. 競技会における連絡体制は十分なものとし、とくに事故処理、救急に関するものについては万全の措置を講じること。
7. 各々のチェックポイントには2名以上の人員を配置すること。なお、そのうちの1名については公認審判員資格B3級以上の所持者でなければならない。（クロズド格式競技を除く）
8. 計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正

確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。

9. 競技長は競技上のアクシデントを受けたクルーの取り扱いについて、競技会審査委員会の承認を得て適切な措置を講じることができる。

第6条 参加者およびクルーの遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. クルーは、ドライバーに加え、少なくとも1名をナビゲーターとし、当該自動車検査証の乗車定員欄に記載された定員以内であれば、競技会特別規則書に明記することにより乗車することができる。
2. ドライバーおよびナビゲーターはいずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上で当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。
3. 上記2. を除く乗員の最低年齢は6歳とし、且つ身長は140cm以上とする。なお、乗員が20歳未満の場合、親権者または保護者から搭乗に関する同意書を取得しなければならない。
4. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。
5. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
6. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
7. 明らかに追いつそうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
8. 登録したクルー以外は乗車してはならないこと。
9. 競技からリタイヤした場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
10. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
11. 安全ベルトは必ず装着し、オーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
12. オーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。

13. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
14. 整備作業を行うことができる者は、参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
15. 特別規則に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
16. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
17. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
18. オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。

第7条 罰則

1. 参加者またはクルーが下記に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。
 - 1) 交通事故を起こしたとき。
 - 2) 道路交通法に違反したとき。
 - 3) リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
 - 4) 走行マナーおよび態度や品行に問題があるとき。
 - 5) チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
 - 6) 車両規則違反が発見されたとき。
 - 7) 参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手加えられたり、それらが失われたりしたとき。
 - 8) 競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき。
 - 9) 参加者またはクルーおよび関係者間で不正行為があったとき。
 - 10) その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
 - 11) 参加者またはクルーがドライバーズブリーフィングに遅刻または欠席したとき。
 - 12) 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第8条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日から施行する。

以上

1種アベレージラリーの区間距離表推奨様式

CP / PC	コマ図	地名	道標	積算距離	区間距離 (区分1)	区間距離 (区分2)	区間距離 (区分3)	指示速度 (km/h)	所用時間 (分:秒)	通過時刻 (時:分:秒)	備考
スタート	1	Aホテル	40	0.00						19:31:00	
	2	B町C交差点	40	15.15	15.15	27.46	43.59	60分	60:00	20:31:00	時間走行
	3		ナシ	24.64	9.49						
OMCP	4	D村	ナシ	27.46	2.82						
	5		ナシ	40.97	13.51	16.13	28.0	34:34	21:05:34		
	6		ナシ	42.35	1.38						
	7		ナシ	42.77	0.42						
	8		ナシ	43.39	0.62						
1CP		E橋	ナシ	43.59	0.20	5.25	14.15	25.0	12:36	21:18:10	
	9		ナシ	46.73	3.14						
PC	10		40	48.84	2.11						
PC	11		ナシ	49.74	0.90	0.90	25.0	3分	03:00	21:21:10	時間走行
PC	12		50	55.24	5.50	5.50					
2CP		F駐車場	ナシ	57.74	2.50	2.50					

1. CP／PC欄：チェックポイント、速度変更地点（パスコントロールポイント）、補正地点等を記入
2. コマ図欄：コマ図番号を記入
3. 積算距離欄：スタートからフィニッシュまでの積算距離を記入
4. 道標欄：道路標識等による速度制限がある場合にはその数値を記入
5. 区間距離欄：①区分1：各区間の距離を記入
②区分2：チェックポイント／速度変更地点間等の距離を記入
③区分3：チェックポイント間の距離を記入
6. 指示速度欄：チェックポイント／速度変更地点間等の指示速度または指示時間を記入
7. 所要時間欄：チェックポイント／速度変更地点間等の所要時間を記入
8. 通過時刻欄：1号車の通過予定時刻を記入
9. 備考欄：特記事項を記入

ラリー競技開催規定
細則：第2種アベレージラリー開催規定

2006年3月28日制定	2014年11月27日改正
2006年6月1日施行	2015年1月1日施行
2007年8月1日改正	2016年3月24日改正
2008年1月1日施行	2016年4月1日施行
2008年7月31日改正	2017年7月27日改正
2008年11月27日改正	2018年1月1日施行
2009年1月1日施行	2018年7月25日改正
2012年7月26日改正	2019年1月1日施行
2013年1月1日施行	

ラリー競技開催規定第2条に従い、第2種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

第1条 特別規則書

特別規則書には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

1. 競技内容：下記の事項を明記したうえ、競技方法の詳細を記すこと。
 - 1) 指示速度走行区間の有無（第4条3. に該当する区間を含む場合はその旨も記すこと。）
 - 2) スペシャルステージ（タイムトライアル区間）の有無
 - 3) スペシャルステージおよび第4条3. に該当する区間を設定する場合は当該区間の路面の種別（舗装路面、非舗装路面等）も記すこと。
2. 競技距離：総走行距離およびスペシャルステージならびに第4条3 に該当する区間の総距離
3. 参加車両に搭載しなければならない備品
非常用停止表示板（三角）2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品および該当する車両規定に定められている仕様の消火器、表面に赤字で「S O S」、裏面に緑字で「O K」と記されたA3版シート。
4. クルーおよび参加車両の変更にに関する下記の事項

- 1) 正式参加受理後のクルーおよび参加車両の変更は認められない。
ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 2) 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。
5. 参加車両に対する整備作業に関する下記の事項
 - 1) 整備作業の監督を担当する競技役員名
 - 2) 整備作業を行うことができる場所
 - 3) サービスカーの管理方法
 - 4) 整備作業の範囲
 - (1) タイヤの交換
 - (2) ランプ類のバルブの交換
 - (3) 点火プラグの交換
 - (4) Vベルトの交換
 - (5) 各部点検増締め
 - (6) 上記(1)～(5)以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲

第2条 参加車両

1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。
 - 1) 国際格式競技：F I A国際モータースポーツ競技規則付則J 項のグループNまたはグループA規定に従った車両
F I A国際モータースポーツ競技規則地域ラリー選手権規定に従った車両
 - 2) 国内格式競技以下：
 - (1) J A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR車両、R J車両、R P N車両、R F車両またはA E車両
 - (2) F I A公認車両またはJ A F登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年J A F国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両（R B車両）
 - (3) スペシャルステージおよび第4条3. に該当する区間を設定する場合は、上記（1）の車両に対し、J A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章安全規定第2条、第3条および第4条に定められた安全装備を夫々装備しなければならない。
2. F I AまたはJ A Fの認定する選手権競技を除き、オーガナイザー

は特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。

3. オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。
4. 外国登録自動車を一時輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約（1949年、ジュネーヴ）等で規定されている要件を満たしていること。

第3条 参加確認および参加車両検査

オーガナイザーは参加確認および参加車両検査に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。
 - 1) すべてのクルーの自動車運転免許証
 - 2) すべてのクルーの競技運転者許可証
 - 3) 競技参加者許可証
 - 4) 自動車検査証
 - 5) 自動車損害賠償責任保険証
 - 6) 対人賠償保険（または共済等）および搭乗者保険（または共済等）
2. 車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、第2条に記載された車両規定への適合性を検査すること。また、ヘルメット等の安全装備品の装着が義務づけられる競技会においては、クルーがそれらの装備品を所持していることを確認すること。
3. タイヤの本数および仕様を規制するため、あるいは参加車両またはその構成部品の同一性を確認するため、これらにマーキングや封印等を施すことができる。マーキングや封印の実施については、特別規則書に明記しなければならない。参加者はこれらのマーキングや封印等を当初通り保持する責任を負う。
4. 競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。

第4条 競技の設定

オーガナイザーは、競技設定に際し下記の事項を満足しなければならない

い。

1. 組織許可申請時に設定を明らかにするため、区間距離表を提出しなければならない。区間距離表は、別掲の推奨様式に従うことが望ましい。
2. 指示速度はその道路の速度制限に従い、かつ全競技区間において瞬時的にもその道路の制限速度を超えないように設定すること。
山間部およびカーブの多い道路では、クルーの安全に留意し、ミスコースを誘発するようなコース設定ならびに競技運営を行わないこと。また、要所には中間連絡車または監視役員を配置すること。
3. 参加車両の遅着を想定した指示速度を与える区間については、設定区間の管理者等から使用承諾を得て一般交通から遮断するとともに、第6条スペシャルステージの開催運営基準に準じた措置を講じること。
また、チェックポイント地点の安全を確保するため、当該区間では参加車両を、原則として1分間隔で1台ずつ再スタートさせること。
4. 競技中の走行距離最長150kmごとに連続して45分以上のレストタイムを設けなければならない。ただし、150kmの範囲で1回につき10分以上合計45分以上となるよう分割することも可能であり、連続走行2時間を目安にレストタイムを設けることを推奨する。また、500kmを超える競技においては、累計500km以内の地点で連続して10時間以上のレストタイムを設けなければならない。
5. 休憩地点は道路以外で十分な駐車スペースを有する場所に設けること。
6. チェックポイントの位置とその区間距離の決定は安全を考慮した適切なものとする。
7. 参加車両のスタート方法は原則として、1分間隔とする。
8. 競技の開催前に複数回の試走を行うこと。
9. コースの距離測定に際して、高速自動車国道等の距離表示を基準距離とすること。
10. ラリー競技は最終のコントロールシート提出をもって終了とする。
11. 特別規則書に記載された競技方法は、いかなる場合も競技会審査委員会の承認なしに変更してはならない。

第5条 競技の運営

オーガナイザーは、競技運営に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. 当日の競技会本部および事務局の所在地と電話番号、ならびに競技会全体のタイムスケジュールを参加者に周知徹底させること。
2. 公式通知を発行する場合は、発行日時、通し番号、発行者および宛先を明記し、競技会本部または指定の場所に掲示すること（その場所は予め確実に参加者およびクルーに伝達すること）。状況によっては参加者およびクルーに直接伝達してもよいが、この場合は参加者およびクルーから確認の署名を得ること。
3. 必要な決定を遅滞なく行うため、競技会審査委員と競技長は、適切な通信手段等を用いて常に連絡が取れる状態でなければならず、また競技会審査委員のうち少なくとも1名は競技会本部付近に待機してなければならない。
4. 競技長は競技開始前に競技会審査委員の出席を得てドライバーズブリーフィングを開催すること。すべての参加者およびクルーはドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。
5. 競技中は先行車および追上車を配備して全行程を走行させ、参加車両の安全を確保すること。
6. 競技会における連絡体制は十分なものとし、とくに事故処理、救急に関するものについては万全の措置を講じること。
7. 各々のチェックポイントまたはスペシャルステージのスタート／フィニッシュには2名以上の人員を配置すること。なお、そのうちの1名については公認審判員資格B3級以上の所持者でなければならない。（クローズド格式競技を除く）
8. 計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。
9. 競技長は競技上のアクシデントを受けたクルーの取り扱いについて、競技会審査委員会の承認を得て適切な措置を講じることができる。

第6条 スペシャルステージならびに、第4条3に該当する区間の開催運営基準

1. 各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等）、未舗装路面（グラベル等）、または積雪路面（氷結路面を含む）のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は（ミックス路面を含み）、参加者に事前に

情報を告知し、それぞれの路面に適したタイヤを装着できるよう配慮すること。

2. 開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、国際競技については国際モータースポーツ競技規則付則H項にも従わなければならない。

- 1) コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。
- 2) コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。
- 3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に、緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。
- 4) スタートからフィニッシュまでの間に通過確認（SOSトラッキング）連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。このラジオポイントは約5km毎に少なくとも1ヵ所設置しなければならない。
- 5) ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、黄旗を準備しておくこと。消火器（3kg以上）を準備することを強く推奨する。
- 6) スタート地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。
 - 緊急用車両
 - 医師または救急救命措置の行える者
 - 消火器（4kg×2本相当以上）
 - 大会本部との連絡機器コースが15kmを越える場合、中間地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。
 - 緊急用車両
 - 医師または救急救命措置の行える者
 - 消火器（4kg×2本相当以上）
 - 大会本部との連絡機器
- 7) ストップ地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。
 - 消火器（4kg×2本相当以上）
 - 大会本部との連絡機器
- 8) 緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の2台体制であることが

望ましい。

- 9) 開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。
- 10) 開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、J A F 公認レーシングコースおよび J A F 公認スピード競技コース（2 級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならず、J A F の確認（査察等）を受けること。

観客安全・コントロール

- ①観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。
- ②危険な場所はセーフティープランに盛り込むこと。オーガナイザーは、セーフティープランに示されている危険なエリアをはっきりと示すこと。それはまた観客の到着前に行うこと。
- ③競技長は、救急委員長の推奨事項（F I A 国際競技規則 H 項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、先行車の乗員（および競技会審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。
- ④競技中（先行車が通過後、追上車が通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。
- ⑤競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又は警備員を配置しなければならない。
- ⑥オフィシャルは、はっきりと認識できるように、タバード等を身につけること。
- ⑦開催場所は、観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。
- ⑧インフォメーション（安全に対する告知）
観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法で伝える
— パンフレット、チラシ、プログラム
- 11) 上記 1) ～10) に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則 H 項に準拠した準備や対策を追加すること。

第7条 参加者およびクルーの遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. クルーは、ドライバーおよびナビゲーターの2名で構成され、いずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上で当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。クルーの中に参加者がいない場合、参加車両に搭乗している間はドライバーが参加者の責任を負うものとする。
2. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。
3. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
4. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
5. 明らかに追いつそうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
6. 登録したクルー以外は乗車してはならないこと。
7. 競技からリタイヤした場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
8. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
9. 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
10. スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
11. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
12. 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
13. 特別規則に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。

14. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
15. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
16. オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。

第8条 罰則

参加者またはクルーが下記に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。

1. 交通事故を起こしたとき。
2. 道路交通法に違反したとき。
3. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
4. 走行マナーおよび態度や品行に問題があるとき。
5. チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
6. 車両規則違反が発見されたとき。
7. 参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手加えられたり、それらが失われたりしたとき。
8. 競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき。
9. 参加者およびクルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
10. その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
11. 参加者およびクルーがドライバーズブリーフィングに遅刻または欠席したとき。
12. 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第9条 本規定の施行

本規定は、2019年1月1日から施行する。

以上

第2種アベレージラリーの区間距離表推奨様式

CP/PC	コマ図	地 名	道標	積算距離	区間距離 (区分1)	区間距離 (区分2)	指示速度 (km/h)	所用時間 (分:秒)	通過時刻 (時:分:秒)	備 考
スタート	1	Aホテル	40		15.15	27.46	60分	60:00	20:31:00	時間走行
	2	B町C交差点	40	15.15	9.49					
	3		ナシ	24.64	2.82					
OMCP	4	D村	ナシ	27.46	13.51	43.59	44.0	21:59	20:52:59	
	5		ナシ	40.97	1.38					
	6		ナシ	42.35	0.42					
	7		ナシ	42.77	0.62					
	8		ナシ	43.39	0.20					
1CP		Eサーキット	ナシ	43.59	0.20					
SSIS	9		ナシ	43.79	4.50	4.50	SS	04:30	20:59:29	
SSIF	10		40	48.29	1.45	9.45	30.0	13:58	21:13:27	
PC1	11	D村	ナシ	49.74	5.50		45.0			
PC2	12		50	55.24	2.50		40.0			
2CP		F駐車場	ナシ	57.74						

1. CP/PC欄：チェックポイント、速度変更地点（パスコントロールポイント）、タイムトライアルのスタート/フィニッシュ、補正地点等の位置を記入
2. コマ図欄：コマ図番号を記入
3. 積算距離欄：スタートからフィニッシュまでの積算距離を記入
4. 道 標 欄：道路標識等による速度制限がある場合にはその数値を記入
5. 区 間 距 離 欄：①区分1：各区間の距離を記入
②区分2：チェックポイント間等の距離を記入
6. 指 示 速 度 欄：各チェックポイントおよび速度変更地点間の指示速度または指定時間を記入（タイムトライアルの場合にはSSと記入）
7. 所 要 時 間 欄：各チェックポイント間の所要時間を記入
8. 通 過 時 刻 欄：1号車の通過予定時刻を記入
9. 備 考 欄：特記事項を記入

ラリー競技開催規定

細則：スペシャルステージラリー開催規定

2006年 3 月28日制定	2014年11月27日改正
2006年 6 月 1 日施行	2015年 1 月 1 日施行
2007年 8 月 1 日改正	2016年 3 月24日改正
2008年 1 月 1 日施行	2016年 4 月 1 日施行
2008年 7 月31日改正	2017年 7 月27日改正
2008年11月27日改正	2018年 1 月 1 日施行
2009年 1 月 1 日施行	2018年 7 月25日改正
2012年 7 月26日改正	2019年 1 月 1 日施行
2013年 1 月 1 日施行	

ラリー競技開催規定第2条に従い、スペシャルステージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

第1章 総則

第1条 定義

- 1) ラリー競技の開始 (BEGINNING OF THE RALLY) : ラリーは、書類検査あるいはレッキ (いずれか早い方) で開始する。ラリーの競技要素は、最初のタイムコントロールで開始する。
- 2) ラリー競技の終了 (END OF THE RALLY) : ラリー競技は、最終公式順位認定の掲載をもって終了する。ラリー競技の要素は、最終タイムコントロールで終了する。
- 3) 公式通知 (Official Notice) : ラリーの競技会特別規則を修正、明確化あるいは補足完成するための公式な書面による通知。
- 4) コミュニケーション (Communication) : 競技長あるいは競技審査委員会のいずれかにより発行される、情報提供の公式な書面による通知。
- 5) コントロール : 参加車両の通過または通過時刻の確認を行う場所で、下記の種類がある。
 - (1) タイムコントロール : 参加車両の到着時刻を記録する地点。
 - (2) スペシャルステージのスタートコントロール : スペシャルステ

ージのスタート時刻を記入する地点。

- (3) スペシャルステージのフィニッシュコントロール：スペシャルステージのフィニッシュ時刻を記録する地点。ただし、タイムカードへの実際の記入は同じコントロールエリア内にあるストップポイントで行う。
- (4) パッセージコントロール：参加車両の通過確認を行う地点。
- 6) コントロールエリア (CONTROL AREAS)：最初の黄色地の警告サインとベージュ色に3本の横断線の入った最終サインまでの場所がコントロールエリアとみなされる。
- 7) レコナイズンス (RECONNAISSANCE：レッキ)：スペシャルステージの下見のことをいい、ドライバー、コ・ドライバーはレッキスケジュールに従いスペシャルステージを走行すること。
- 8) レグ (LEG)：夜間リグループ (オーバーナイトパークフェルメ)により分けられるラリーの各競技部分。第1レグの前の夜にスーパースペシャルステージが行われる場合、それは第1レグの第1セクションと見なされる。
 - (1) 1つのレグにおける各クルーの運転時間は合計18時間を超えないこと。
 - (2) 1つのレグの終了から次のレグの開始までの間は、6時間以上のレストタイム (停車時間) が設定されなければならない。なお、競技中の連続走行時間 (1回が連続10分以上の運転の中断をすることなく、連続して運転する時間) は、最長2時間を目安とし、設定することを推奨する。
- 9) セクション：リグループで区切られる競技区間の単位。
- 10) ロードセクション：主として移動を目的とした走行に充てられ2つの連続するタイムコントロールで区切られた区間、もしくはスペシャルステージスタートとそれに続くタイムコントロールで区切られた区間を指す。
- 11) リグループ：参加車両の隊列を整えることを目的として設定される停車をいう。リグループを行う場所は、出入り口にタイムコントロールを設けてパークフェルメの状態を保たなければならない。その停車時間はクルーによって異なってもよい。
- 12) ニュートラリーゼーション：何らかの事由によりオーガナイザーが参

加車両を停車させること。この停車時間は競技時間に算入されない。
その場所にはパルクフェルメの規則が適用される。

- 13) パルクフェルメ (PARC FERMÉ) : 車両への一切の作業、検査、調整あるいは修理が、本規則、あるいはラリー競技会特別規則により明確に許されている場合以外許可されず、許可を受けた競技役員だけがその実施を認められる領域。
- 14) 禁止されるサービス (PROHIBITED SERVICE) : 競技車両に車載されている物以外の、製造物 (オーガナイザーにより供給される場合以外の固体あるいは液体)、スペアパーツ、工具あるいは器具をクルーが使用あるいは受領することができない。
- 15) タイムカード (TIME CARD) : アイテナリーの中で予定されている様々なコントロールポイントで記録されたタイムを記入するためのカード。
- 16) メディアゾーン (MEDIA ZONE) : サービスパーク、リモートサービスあるいはリグループパークの入口のタイムコントロール手前で、メディアのために設定されたゾーン。
- 17) テクニカルゾーン (TECHNICAL ZONE) : 2箇所 of タイムコントロールで区切られた、車検員による技術検査を実施する目的のゾーン。
- 18) ラジオポイント : スペシャルステージ内走行中の競技車両の走行状況を把握し、事故発生時の効率的な救助活動を目的に、スペシャルステージ内に設置される地点。この地点では、通過確認 (トラッキング) 要員と緊急時要員が配置され、連絡用無線が設置される。また、黄旗が準備され、競技長の指示により黄旗が提示される場合がある。スペシャルステージ内にて黄旗が提示されるのはこの地点のみである。
- 19) スーパースペシャルステージ (SUPER SPECIAL STAGE) : 本規則に述べられ、ラリー競技会特別規則に詳細のあるスペシャルステージの変化形でアイテナリーに記載される。

第2条 統一書式

オーガナイザーは、アイテナリー、ロードブックおよびタイムカードを作成しなければならず、別添の推奨様式に従うことが望ましい。

1. アイテナリーおよびロードブック : オーガナイザーは、レッキ開始前までにすべてのクルーにアイテナリーが含まれたロードブックを配

布すること。推奨様式については別添3を参照のこと。クルーはアイテナリーとロードブックに必ず従うこと。オーガナイザーは、迂回ルート（オルタネートルート）を予めロードブックに記載しておくか、ロードブックと同時に配布すること。

2. タイムカード：オーガナイザーは、行程上に設けられた各コントロール（第21条、参照）で計時記録の記入および押印または署名を行うためのカードを用意しなければならない。少なくとも各セクションごとに別々のタイムカードのセットを発行することとする。また必要に応じてパッセージコントロールで押印または署名を行ってもよい。

推奨様式については別添4を参照のこと。

第3条 特別規則書

特別規則書には、国内競技規則4－8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

1. ラリー概要：下記の事項を明記すること。
 - 1) 開催日程および開催場所
 - 2) 競技会本部の所在地、レイアウト図、電話番号、開設および閉鎖日時
2. 競技内容：下記の事項を明記すること。
 - 1) 本規定に従ったスペシャルステージラリーであること。
 - 2) スペシャルステージの路面の種別（舗装路面、非舗装路面および積雪路面等）。

なお、第3章で述べられている事項については、特別規則書に改めて記載する必要はないが、記載する場合は文言および内容を変更しないこと。

3. 競技距離：スペシャルステージの合計距離および総走行距離
4. クルーおよび参加車両の変更にに関する下記の事項
 - 1) 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。ただしコ・ドライバーおよび参加車両については、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
 - 2) 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。
5. 整備作業の範囲
 - 1) タイヤの交換

- 2) ランプ類のバルブの交換
- 3) 点火プラグの交換
- 4) Vベルトの交換
- 5) 各部点検増締め
- 6) 上記1)～5)以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲
6. ラリースケジュール：下記の事項を含むこと。
 - 1) 参加申込の開始日時
 - 2) 参加申込の締切日時
 - 3) レッキの受付日時および実施日時
 - 4) 参加確認の日時
 - 5) 公式車検の日時
 - 6) 第一回審査委員会の日時
 - 7) ドライバーズブリーフィングの日時
 - 8) 各レグのスタートリスト発表の日時
 - 9) 暫定結果の発表日時
 - 10) 表彰式の開催日時
7. 暫定のアイテナリー
8. その他当該競技会で適用される追加規則

第4条 公式書類

・公式通知

特別規則書の内容への追加または訂正は公式通知によって行うことができる。公式通知は特別規則書を補完するものであり、特別規則書の一部と見なされる。公式通知を発行する場合は、発行日時、通し番号、発行者および宛先を明記し、定められた場所に掲示すること（その場所は予め確実に参加者またはクルーに伝達すること）。状況によっては参加者またはクルーに直接伝達あるいは配布しても良いが、この場合は必ず参加者またはクルーから確認の署名を得ること。公式通知は掲示する場合も含めてすべて黄色い用紙を使用すること。

・ラリーガイド

このガイドの概念は、メディア、競技役員あるいは競技参加者いずれもが、1つの書類で書類事務作業を済ませられるようにしようとするものである。ラリーガイドは、ラリースタートの少なくとも3週間

前に電子的書類として発表することができる。ラリーガイドの印刷版作成はオーガナイザーの任意である。

・ エントリーリスト

競技会特別規則にあるエントリー締め切り次第、オーガナイザーは、以下の内容を含めエントリーリストとして発表すること。

- 競技車両番号
- 競技参加者のフルネーム
- ドライバー／コ・ドライバーの氏名
- エントリーする車両名と車両型式
- エントリーする車両のクラス

・ スタートリスト

スタートリストは、競技会審査委員会の承認の後、競技長が署名し、競技会特別規則に決められている時刻に発表される。

第5条 参加車両

1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。

1) 国際格式競技：F I A 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項のグループNまたはグループA規定に従った車両

F I A 国際モータースポーツ競技規則地域ラリー選手権規定に従った車両

2) 国内格式競技以下：

(1) J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR車両、R J 車両、R P N 車両、R F 車両またはA E 車両

(2) F I A 公認車両またはJ A F 登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年J A F 国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両（R B 車両）

(3) 上記（1）の車両に対し、J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章安全規定第2条、第3条および第4条に定められた安全装備を夫々装着しなければならない。ただし、スペシャルステージがJ A F 国内スピード競技公認コースにおいて実施される場合はこの限りでない。

2. F I A または J A F の認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改

造範囲をさらに制限することができる。

3. オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。
4. 外国登録自動車を一時輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約（1949年、ジュネーヴ）等で規定されている要件を満たしていること。

第2章 競技運営

第6条 競技会本部（ヘッドクォーター）

1. 競技会期間中は競技会本部（ヘッドクォーター）を設置すること。
2. 競技中はラリーコントロールを中心とした十分な連絡体制を敷くこと。とくに事故処理、救急に関するものについては万全の措置を講じること。
3. 必要な決定を遅滞なく行うため、競技会審査委員と競技長は、適切な通信手段等を用いて常に連絡が取れる状態でなければならず、また競技会審査委員のうち少なくとも1名は競技会本部付近に待機しなければならない。

第7条 競技の設定

1. ロードセクションの目標所要時間の設定は、一般交通の用に供されている道路について、その道路の速度制限に従い、かつ瞬間的にもその道路の制限速度を超えないように設定すること。
山間部およびカーブの多い道路では、クルーの安全に留意し、ミスコースを誘発するようなコース設定ならびに競技運営を行わないこと。また、要所には中間連絡車または監視役員を配置すること。
2. サービスパーク、リググループおよびパルクフェルメは道路以外で十分な駐車スペースを有する場所に設けること。
3. 競技の開催前に複数回の試走を行うこと。
4. コースの距離測定に際して、高速自動車国道等の距離表示を基準距離とすること。
5. 特別規則書に記載された競技方法は、いかなる場合も競技会審査委員会の承認なしに変更してはならない。

第8条 スペシャルステージの開催運営基準

1. クローズド（クローズド格式）、リストラクティッド（地方格式）：
 - （1）各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等）、未舗装路面（グラベル等）、または積雪路面（氷結路面を含む）のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は（ミックス路面を含み）、参加者に事前に情報を告知すること。
 - （2）開催については、下記事項を満足しなければならない。
 - 1）コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。
 - 2）コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。
 - 3）スタートからフィニッシュまでの主要な箇所に通過確認（トラッキング）、連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。
 - 4）ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、黄旗を準備しておくこと。
 - 5）開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。
 - 6）開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、JAF公認レーシングコースおよびJAF公認スピード競技コース（2級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならない、JAFの確認（査察等）を受けること。
- 観客安全・コントロール
- ①観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。
 - ②競技長は、救急委員長の推奨事項（FIA国際競技規則H項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、00カー、0カーの乗員（および審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。
 - ③競技中（00カーが通過後、スーパーカーが通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。

- ④競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又は警備員を配置しなければならない。
 - ⑤オフィシャルは、はっきりと確認できるように、ジャケット等を身に付けること。
 - ⑥観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。
 - ⑦インフォメーション（安全に対する告知）
 - 観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法による
 - －印刷物、呼びかけ、およびテレビ報道
 - －ポスター提示
 - －パンフレットの配布
 - －拡声器装備車両（コースインフォメーションカー）の競技ルート通過により観衆に告知する（最初の車両がスタートする45分から1時間前が推奨される）。この車両は、拡声器装備のあるヘリコプターに替えることができる。この運用は必要に応じて何度も繰り返すことができる。
- 7) 上記1)～5)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。
- (3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づき、下記事項を強く推奨する。
- 1) 国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。
 - 2) ラジオポイントは約5 km毎に設置すること。
 - 3) スタート地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。
 - －緊急用車両
 - －医師または救急救命措置の行える者
 - －消火器（4 kg× 2 本相当以上）
 - －大会本部との連絡機器
 - 4) ストップ地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。
 - －消火器（4 kg× 2 本相当以上）
 - －大会本部との連絡機器
 - 5) 緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載し

た車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の2台体制であることが望ましい。

6) 上記1)～4)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。

2. セミナショナル(準国内格式)、ナショナル(国内格式)またはインターナショナル(国際格式)：

(1) 各コースは、原則として舗装路面(アスファルト、ターマック等)、未舗装路面(グラベル等)、または積雪路面(氷結路面を含む)のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は(ミックス路面を含み)、参加者に事前に情報を告知し、それぞれの路面に適したタイヤを装着できるよう配慮すること。

(2) 開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、インターナショナル(国際格式)については国際モータースポーツ競技規則付則H項にも従わなければならない。

- 1) コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。
- 2) コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。
- 3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に緊急事態に備えた「セーフティプラン(緊急時マニュアル)」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。
- 4) スタートからフィニッシュまでの間に通過確認(トラッキング)、連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。このラジオポイントは約5km毎に少なくとも1ヵ所設置しなければならない。
- 5) ラジオポイントには通過確認(トラッキング)要員と緊急時要員を配置し、黄旗および消火器(3kg以上)を準備しておくこと。
- 6) スタート地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。
 - 緊急用車両
 - 医師または救急救命措置の行える者(全日本選手権では医師が望ましい)
 - 消火器(4kg×2本相当以上)
 - 大会本部との連絡機器コースが15kmを越える場合には中間地点(ミッドポイント)に

は緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 緊急用車両
- 医師または救急救命措置の行える者
- 消火器（4 kg×2 本相当以上）
- 大会本部との連絡機器

7) ストップ地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 消火器（4 kg×2 本相当以上）
- 大会本部との連絡機器

8) 緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の2台体制であることが望ましい。

9) 開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。

10) 開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、J A F 公認レーシングコースおよび J A F 公認スピード競技コース（2 級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならない、J A F の確認（査察等）を受けること。

観客安全・コントロール

- ①観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。
- ②危険な場所はセーフティープランに盛り込むこと。オーガナイザーは、セーフティープランに示されている危険なエリアをはっきりと示すこと。それはまた観客の到着前に行うこと。
- ③競技長は、救急委員長の推奨事項（F I A 国際競技規則 H 項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、00カー、0カーの乗員（および審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。
- ④競技中（00カーが通過後、スウィーパーカーが通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。
- ⑤競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又は警備員を配置しなければならない。

- ⑥オフィシャルは、はっきりと確認できるように、ジャケット等を身に付けること。
- ⑦スペシャルステージは、観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。
- ⑧インフォメーション（安全に対する告知）
観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法で伝える
ーパンフレット、チラシ、プログラム
- 11) 上記1)～10)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。

第9条 競技役員

- 1. 各コントロールのタイムカードの記入者は公認審判員資格B3級以上の所持者でなければならない。（クローズド格式競技を除く。）
- 2. 計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。
- 3. JAFオブザーバーは、ラリーのすべての局面を再考し、適切な報告書式を完成する。
- 4. 競技参加者のリレーションオフィサー（CRO）の第一の任務は、競技参加者／クルーに対し、規定およびラリーの運営に関連する情報あるいは解説を提供することである。CROは、競技参加者／クルーが容易に確認できなければならず、CROスケジュールにしたがっていること。

第10条 参加確認および参加車両検査

- 1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。
 - 1) すべてのクルーの自動車運転免許証
 - 2) すべてのクルーの競技運転者許可証
 - 3) 競技参加者許可証
 - 4) 自動車検査証
 - 5) 自動車損害賠償責任保険証
 - 6) 対人賠償保険証（または共済等）および搭乗者保険証（または共済等）

2. オーガナイザーは、車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、出走前に第5条に記載された車両規定への適合性を検査すること。また、ヘルメット等の安全装備品の確認を行うこと。
3. オーガナイザーは、タイヤの本数および仕様を規制するため、あるいは参加車両またはその構成部品の同一性を確認するため、これらにマーキングや封印等を施すことができる。マーキングや封印の実施については、特別規則書に明記しなければならない。参加者はこれらのマーキングや封印等を当初通り保持する責任を負う。
4. すべての参加車両は、定められた時刻に車両検査を受けなければならない。
5. 参加者は車両検査において自己の参加車両が車両規定に合致していることを証明できる書類を持参しなければならない。これらを持参していない場合、オーガナイザーの判定に対して異議を唱えることはできない。
6. 競技会審査委員会は、規則に不適合な箇所が発見された参加車両に対し、規則に合致させるための限られた修復時間を与えることができる。
7. オーガナイザーは競技会期間中、任意に参加車両の追加検査または追加確認を行うことができる。参加者は競技会期間中、常に各自の参加車両の適合性について責任を持つものとする。
8. 各クルーは、競技の最終コントロール通過後ただちに参加車両をパルクフェルメに進入させ、下記の確認を受けること。
 - ①出走前に車検を受けた車両と同一であること。
 - ②罰則の対象となる要因の有無。
 - ③マーキング、封印等を実施した場合は、それらが保持されているかどうか。
9. 出走前の車両検査において競技の公正性または公平性に関わる箇所の確認を実施しなかった場合、オーガナイザーは競技終了後任意の上位入賞車両についてこれらの箇所に関する検査を行わなければならない。
10. 競技終了後、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、オーガナイザーは分解を伴う再車両検査を行うことができる。
11. オーガナイザーは競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破

損した参加車両を走行させてはならない。

12. 特別規則書に特に記述がない場合、クルーまたはチームで登録されたサービス員が参加車両を車検場に持ち込むことができる。

第11条 レッキ

1. スペシャルステージラリーでは必ず実施されるものとし、具体的な実施方法は特別規則書に明記されなければならない。その方法は、各クルーが公平にコース情報を記録することができるよう配慮したものとし、車両を用いる場合はスペシャルステージ1ヵ所につき、予定されている進行方向で少なくとも2回の走行が可能な設定とすることが望ましい。車両によるレッキが実施できない場合は慣熟歩行等でこれに代えてもよい。レッキ中の車両が相互に対向するようなスケジュール設定をしてはならない。また、オーガナイザーは競技に使用されるロードブックおよびレッキに必要な情報が記載された地図等をクルーに配布するとともに、スペシャルステージのスタート／フィニッシュ、ラジオポイントおよびストップポイントの位置をコース上に示すこと。レッキ実施中はコースに適切に係員を配置しなければならない。
2. オーガナイザーは特別規則書に明記することにより、レッキに使用する車両およびタイヤの仕様を定めることができる。
3. レッキ中のスピード

オーガナイザーはスペシャルステージ内の制限速度を決めても良い。その制限速度は特別規則書に記載し、レッキ中のいかなるタイミングでもチェックすることができる。

第12条 ブリーフィング

オーガナイザーは出走前に参加者、クルー、競技会審査委員会、競技長および主要競技役員が出席するブリーフィングを開催し、競技ならびに救急体制に関する補足説明および質疑応答を行うこと。

すべての参加者およびクルーはブリーフィングに出席しなければならない。

第13条 コースカー（00カー、0カー、スーパーカー）

オーガナイザーは複数台のコースカーを用意しなければならない。これらの車両は「00」、「0」および「スーパーカー」のゼッケンを付け、

すべての行程を、セーフティプランのコースカースケジュールに従って走行しなければならない。

00カーはコースの安全確認、設置物、セーフティカーの配置、計時機器の動作、競技役員の配置、観客およびメディアの安全性等、スペシャルステージを開始するために必要な確認および競技長への報告を主たる役務とする。0カーは参加車両の直前に走行し、コースの最終安全確認およびスペシャルステージの開始が可能であることの確認を主たる役務とする。

00カーおよび0カーのドライバーおよびコ・ドライバーは中程度の速度で完全に安全な走行ができる程度の運転技術および経験があり、ステージ内の必要条件を正確に理解していることに加えて、コース上の状況について適切に報告できなくてはならない。

00カーおよび0カーは、参加車両と同様にすべてのTCにて計時およびタイムカードへの記入を受けること。0カーはスペシャルステージの走行時には警告音および警告灯を作動させること。また、コースの映像を記録することが推奨される。

オーガナイザーは、スリーパーカーを用意し、参加車両が走行後セーフティプランのコースカースケジュールに従ってすべての行程を走行しなければならない。走行中は、離脱・リタイヤ届を提出しようとしているクルーや、走行不能車両、援助を求めている車両、コース上の重大な問題がないかを確認し、競技長に報告すること。

00カーが通過してから、スリーパーカーが通過するまでの間、競技役員は競技体制を維持すること。

第14条 競技結果

1. 競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間と、ロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。競技結果は時・分・秒で表記するものとする。
2. オーガナイザーは競技の進行に従って随時下記の競技結果を発表しなければならない。また、スペシャルステージの所要時間とその他のペナルティタイムの両方が記載されていなければならない。
 - 1) レグ別順位結果: 1つのレグの終了時点で発表される非公式な参考順位記録で、当該レグ終了までの累積結果が記載されるものとする。
 - 2) 暫定最終結果: 当該ラリー終了後発表される暫定結果。

- 3) 正式結果：暫定最終結果発表後、抗議の制限時間が経過し、競技会審査委員会による承認を経た当該ラリーの公式結果。
3. 複数のクルーの最終成績（すべてのスペシャルステージの所要時間とすべてのペナルティタイムを合計した時間）が同じである場合は、最初のスペシャルステージでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。これで順位が決定できない場合は2番目以降のスペシャルステージの結果を順次比較して決定する。この方法は、レグ別順位結果についても適用することができる。

第15条 儀典

フィニッシュ後の表彰ならびに賞の授与は下記に従って実施することができる。

1. セレモニアルフィニッシュ：最終コントロール前に行う形式的なフィニッシュで、暫定結果に基づいたフィニッシュ順としても良い。
2. 暫定表彰：暫定結果に基づく形式的な表彰式を行っても良い。ただし授与されるものは公式なものであってはならない。
3. 表彰式：正式最終結果に基づく公式な賞の授与。

第3章 競技細則

本章は、FIA地域ラリー選手権規定(FIA Regional Rally Championships, Sporting Regulations) に準じた国内規定として定めたものである。

第16条 サービス（整備作業）

1. 競技中は、参加車両のサービスはオーガナイザーが設定したサービスパークでのみ行うことができる。ただし、外部からの援助を受けることなく、クルー自らが車載の道具類のみを使用して作業を行う場合はこの限りではない（コントロールエリアおよびパルクフェルメは除く）。
2. サービスパークまたはリグループへの入場前のタイムコントロールでクルーと書類や飲食物の受け渡しを行うことは認められる。
3. サービスパークは次の規格に沿って設定されるものとする。

各レグの最初のスペシャルステージ前：15分 レグ1については強制ではない。ただしラリーの競技的要素の後およびオーバーナイトリ

グループの後の場合はその限りではない。

2つのステージグループの間：30～45分

最終レグを除く、レグ終了時：45～60分

オーガナイザーにより、ラリーフィニッシュ前に10分間のサービスを設定することができる。

4. サービスパークはアイテナリーに明記され、出入り口にはタイムコントロールを設置すること（ただし、別添2に定める各標識間の距離は5メートルでよい）。
5. サービスパーク内においては、いかなる車両も30km/hを超えて走行してはならない。
6. サービス車両は参加申し込み時に登録され、サービス車両であることを示すプレート等を表示していなければならない。
7. サービス後にタイヤマーキングを行う場合、マーキング作業実施場所はサービスパーク出口のタイムコントロール直後に設置すること。この場合、続くロードセクションの目標所要時間は上記の作業時間を考慮して設定すること。

第17条 タイヤ交換

タイヤ交換はサービスパーク以外で行ってはならない。ただし、クルー自らが車載の道具類のみを使用して車載のスペアタイヤと交換する場合はこの限りではない（コントロールエリアおよびパルクフェルメは除く）。この場合、外したタイヤは必ず車両に積んで持ち帰ること。また、スペアタイヤの搭載は2本までとする。

第18条 燃料補給および充電

オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。燃料補給中はエンジンを停止するとともに、クルーは車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外していなければならない。

第19条 スタートおよび再スタート

- 1) 各クルーのスタート時刻（または再スタート時刻）は、各レグスタート前の指定された時間に競技会審査委員会承認後、競技長が署名したスタートリストによって示される。

2) セレモニアルスタート

セレモニアルスタートはプロモーション等の目的で実施することができる。スタートインターバル及びその順番は、オーガナイザーにより決定される。スケジュールおよび会場は特別規則書に記載すること。クルーがその車両でセレモニアルスタートに参加できない場合であっても、その後のラリーを指定された時間通りにスタートすることは許される。ただし、審査委員会に報告され、車両検査を通過しなければならない。クルーは車両がなくてもセレモニアルスタートに参加しなければならない。

3) スタートの最大遅延

セクションのスタートから15分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。

4) レグ2以降のスタート順

レグ2以降のスタート順は、レグの最終ステージ終了時の成績に準じる。

5) スタート間隔

特別規則書で特に言及されていない場合、全車両のスタート時間の間隔は1分となる。

6) スタート順変更

競技長は安全上の理由、および審査委員会の助言により、クルーのスタート順もしくはスタート間隔の変更を行うことがある。

7) スタートエリア

ラリーの競技要素スタートの前に、オーガナイザーはスタートエリアにすべての競技車両を集合させることができ、そこには競技会特別規則に詳細のあるスタート時刻の前に車両が運転されてこなければならない。スタートエリアへの遅延到着についての罰金のみが、競技会特別規則に明記されなければならない。スタートエリアでは一切のサービスが禁止される。

第20条 タイムカードへの記入

1. ラリーのスタートにおいて、各ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。これらのカードは、1つのセクションを走行するために必要な枚数が支給さ

れるものとし、各クルーはそれぞれのセクションの終了ごとにカードを提出する。タイムカードの提出および記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。時刻の記入は常に00:01-24:00の形式で時・分単位（スペシャルステージのフィニッシュにおける計時記録は秒または1／10秒の単位まで）を明記するものとする。ラリーを通じての公式時刻は特別規則書に明記されること。

2. タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。
3. タイムカードの記入内容の修正はその権限のある競技役員によってのみ行われる。
4. いかなるコントロールにおいても、タイムカードへの時刻の記入、および押印または署名が確実に履行されなければならない。ただし、パッセージコントロールでの時刻の記入は不要とする。
5. タイムカードに記入された時刻および所要時間と当該競技会の公式書類に記録された時刻および所要時間が異なっている場合は、競技会審査委員会がこれを審査し最終判断を行う。

第21条 コントロールの機能

1. すべてのコントロールは以下の方法で示される。
 - (1) コントロールエリアの開始は黄色地の予告標識によって示される。予告標識から約25m先に設置される実際のコントロールの位置は、予告標識と同一の図柄の赤色地の標識によって示される。さらに約25m先に設置されるコントロールエリアの終了はベージュ地（黄色地でも可）に黒の斜線が3本入った終了標識によって示される。
 - (2) コントロールエリアはバルクフェルメとみなされ、いかなる修理も行ってはならない。またいかなる援助も受けてはならない。
 - (3) 参加車両は、タイムカードへの記入等に必要な時間を超えてコントロールエリア内に留まってはならない。
 - (4) タイムコントロールにはクルーが参加車両に搭乗したまま容易に視認できる公式時計を設置することが望ましい。ただしチェックインはクルーの責任で行わなければならない。
 - (5) タイムコントロールに配置されている競技役員は、クルーに対

して正しいチェックイン時刻を示唆したり、それに準じる行動を取ってはならない。

- (6) コントロールの開設は、最初の参加車両の通過予定時刻の少なくとも30分前とする。
 - (7) 競技長が特に規定しない限り、コントロールは最終参加車両の到着予定時刻の15分後に閉鎖する。
 - (8) クルーはコントロールの責任者の指示に従わなければならない。
2. すべてのコントロールは別添1に示す規格に従った標識を使用して示される。

コントロールエリアの標識設定は以下の3種類がある。

- (1) タイムコントロール：黄色地のNo.1の標識はコントロールエリアの開始を示す(予告標識)。そのコントロールの実際の位置は赤色地のNo.1の標識で示される。コントロールエリアの終了はベージュ色地(黄色地でも可)のNo.2の標識で示される(終了標識)。
 - (2) スペシャルステージ：スタート地点は赤色地のNo.3の標識で示される。フィニッシュ地点の予告は黄色地のNo.4の標識で示される。計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地のNo.4の標識で示される。さらにその先(100m以上300m以内)に設置された計時記録記入地点(ストップポイント)は、赤地色に“STOP”と表示された停止標識で示される。さらにエリアの終了はベージュ色地(黄色地でも可)のNo.2の標識で示される。
 - (3) パッセージコントロール：黄色地のNo.5の標識はコントロールエリアの開始を示す(予告標識)。そのコントロールの実際の位置は赤色地のNo.5の標識で示される。コントロールエリアの終了はベージュ色地(黄色地でも可)のNo.2の標識で示される(終了標識)。
3. コントロールの競技役員は一見して識別できるようにすること。とくにコントロールの責任者はそれを示すジャケット等を着用すること。
4. パッセージコントロールでは、競技役員はタイムカードが提出されたら速やかに時刻を記入すること。
5. タイムコントロールでは、競技役員はタイムカードが手渡された時刻を記入する。(計時は分までとする)

第22条 タイムコントロールにおけるチェックインの手順

1. チェックインの手順は、参加車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した時点から始まる。
2. コントロールエリアの開始を示す標識からコントロールを示す標識までの間はいかなる理由でも停車したり、異常な低速で走行してはならない。
3. 実際の計時とタイムカードへの記入は、参加車両とその2名のクルーが当該コントロールエリア内にあり、設置された記入場所に到着した時にのみ行うことができる。何らかの原因によりコントロールエリアが参加車両等で混雑し、目標到着時刻に参加車両がコントロールエリアに進入できない場合は、コ・ドライバーが車両を降りてタイムカードをタイムコントロールに提出することによって、当該参加車両がコントロールエリア内に進入したものとみなす。この場合は車両がコントロールエリア外にあってもパルクフェルメ規制が適用される。
4. コ・ドライバーは、徒歩で自車の目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリア内に進入してもよい。さらに、目標時刻通りに自車をチェックインさせるため、ドライバーにコントロールエリアへの進入の合図を送ってもよい。
5. タイムカードの提出を受けた競技役員は手書きまたは印字装置によって時刻を記入する。その際に記入する時刻は、実際にクルーから競技役員にカードが手渡された瞬間の時刻でなければならない。ただし下記10に該当する場合はこの限りではない。
6. 目標チェックイン時刻とは、ロードセクションを走行するために指定された目標所要時間を当該区間をスタートした時刻に加えたもので、分単位まで表示される。
7. 参加車両が目標チェックイン時刻と同じ分、またはその前の分にコントロールエリアに進入しても早着のタイムペナルティは受けない。
8. 目標チェックイン時刻と同じ分の間にタイムカードを手渡した場合、遅着のタイムペナルティは受けない。

例：目標チェックイン時刻が18時58分の場合、チェックインが18時58分00秒から18時58分59秒の間に行われれば、目標時刻どおりに到着したものと見なされる。

9. タイムコントロールの責任者は、早着した参加車両が当初予定どおりの時刻にコントロールを離れることができるよう、必要なニュートラリーゼーションの時間を設けることができる。
10. オーガナイザーは特別規則書または公式通知に明記することにより、レグの最後のコントロール（その直前にサービスパークが設定される場合はその出口のコントロールも同様とする）については、タイムペナルティを与えることなく目標時刻より前にチェックインさせることができる。この場合、タイムカードには実際のチェックイン時刻ではなく当初予定されていた目標時刻を記入すること。
11. 競技長は競技上のアクシデントを受けたクルーの取り扱いについて、競技会審査委員会の承認を得て適切な措置を講じることができる。
12. 実際のチェックイン・タイムと予定チェックイン・タイムに相違があるときは、以下のペナルティが課されるものとする。
 - 1) 遅着：1分および1分未満につき、10秒（1分10秒の遅着であれば、20秒のペナルティが課される）。
 - 2) 早着：1分および1分未満につき、1分。
13. コントロールエリアへの再入場は禁止される。

第23条 コントロールのスタート時刻

1. 次のロードセクションがスペシャルステージを伴わない場合、タイムカードに記入されたチェックイン時刻がそのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。
2. 次にスペシャルステージのスタートが続く場合は下記の手順が適用される。
 - ①当該タイムコントロールとスペシャルステージのスタートコントロールは同一のコントロールエリアに含まれるものとし、標識は下記の通り示す。
 - 黄色地のタイムコントロール予告標識
 - 約25m先に赤色地のタイムコントロール標識
 - 50～200m先に赤色地に閉じた旗のスペシャルステージスタート標識
 - 約25m先にベージュ色地（黄色地でも可）に3本斜線のコントロールエリア終了標識

- ②当該タイムコントロールにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くスペシャルステージのスタート予定時刻も同時に記入しなければならない。このスタート予定時刻は、クルーのスタート準備に要する時間を考慮してチェックイン時刻の3分後とする。
- ③その後、参加車両は速やかにスペシャルステージのスタートコントロールへ移動する。スタートコントロールの競技役員は、スペシャルステージの実際のスタート時刻（通常は上記②の予定時刻と同じ）を記入する。その後、第25条6に定められたスタート手順に従ってスタートさせる。
- ④スペシャルステージ直前のタイムコントロールに、2組以上のクルーが同じ分にチェックインした場合は、その前のコントロール（タイムコントロールまたはスペシャルステージフィニッシュコントロールのうちいずれか直前のもの）の通過順に従ってスペシャルステージのスタート予定時刻を与える。もし1つ前のタイムコントロールの通過時刻も同じである場合は、さらにその前の通過時刻に従うものとし、以下同様とする。
- ⑤スペシャルステージスタート時刻は、その後に続くロードセクションのスタート時刻にもなる。

第24条 リグループのコントロール

- 1. 競技ルート沿いにリグループを設置することができる。その出入口はタイムコントロールによって規制される。
- 2. リグループの設置目的は、遅着やリタイヤによって発生した参加車両の時間間隔を詰めるためであり、設定にあたっては、エリア内に留まる時間ではなくエリアからのスタート時刻に最も配慮しなければならない。
- 3. リグループのコントロールに到着したら、クルーは競技役員にタイムカードを提出し、スタート時刻の指示を受ける。それから速やかに参加車両をバルクフェルメ内に進入させ、バルクフェルメで指示された場所に停車したらエンジンを停止すること。オーガナイザーはバルクフェルメの入り口か出口で新しいタイムカードを支給してもよい。
- 4. リグループ後のスタート順は、可能な範囲でリグループ到着時点の総合順位に従うべきであるが、この方法を採用することが難しい場合は、

当該リグループのコントロールに到着した順とする。

5. リグループコントロールに到着後、クルーはスタートタイムを指示される。その後、競技役員の指示に従いクルーは車両を移動させる。その後エンジンを停止し、クルーはパルクフェルメ外に出ること。
6. リグループが15分を越えないのであれば、クルーはリグループに留まることができる。

第25条 スペシャルステージ

1. スペシャルステージのコースおよびコースに通行が可能なすべての道は、参加車両および競技役員車両以外が進入しないよう遮断し、競技役員または警備員を配置するなどして厳重に閉鎖されなければならない。オーガナイザーはこの閉鎖措置を確実に履行する責任を負う。また、各スペシャルステージの責任者（ステージコマンダー）は当該スペシャルステージのスタートに常駐し、大会本部と無線、電話等の方法にて連絡が可能な状態であること。
2. スペシャルステージ区間の計時は秒単位で行われるが、オーガナイザーが特別規則書に明記することにより、1／10秒まで計時することができる。
3. スペシャルステージ内ではヘルメット及び安全ベルト着用が義務づけられる。
4. クルーがスペシャルステージを逆走することは禁止される。
5. スペシャルステージのスタートは、スタンディングスタートとする。参加車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図を受ける。合図が出されてから20秒以内にスタートできない車両は離脱となり、当該車両は安全な場所へ速やかに移動される。
6. スペシャルステージのスタート
 - 1) スタートコントロールの競技役員は、クルーから提出されたタイムカードに当該参加車両のスタート時刻を記入し、これをクルーに戻す。その後クルーに充分聞こえる大きな声で30秒－15秒－10秒－5秒－4秒－3秒－2秒－1秒の順にカウントダウンする。これはスタート灯火信号または、カウントダウン表示装置によって行ってもよいが、その場合はスタート位置のクルーからはっきりと見えることおよびスタート30秒前にアナウンスを行うこと。表示方法およ

びそれを含めたスタートの手順に関する事項は特別規則書に明記されていることを条件とする。当該装置はフライング検知装置と連動させてもよいが、設置位置は、スタートラインの先40cmの位置とすること。

- 2) カウントダウンが終了した瞬間に、スタートの合図が出される。
参加車両はこれに従って速やかにスタートしなければならない。
- 3) スペシャルステージにおいて、指示された時刻でのスタートを拒否したクルーは、当該スペシャルステージを走行する、しない、にかかわらず、審査委員会に報告される。
- 4) 反則スタート、特にスタート合図前にスタートする違反については、以下の罰則が課せられる：
第一回目の違反：10秒
第二回目の違反：1分
第三回目の違反：3分

それ以上の違反：競技会審査委員会の裁量に任される。

これらの罰則は、競技会審査委員会が必要と判断した場合に、より重い罰則を課すことを妨げるものではない。タイム算出には、実際のタイムが使用されなければならない。

7. スペシャルステージのスタートは、不可抗力が生じた場合に限り、担当競技役員によってのみ遅らせることができる。
8. クルーまたは参加車両に起因して自己のスタートが遅れた場合は、タイムペナルティが課されたうえで担当競技役員によって新たな時刻が与えられる。
9. スペシャルステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。黄色地の予告標識から停止標識“STOP”までの間は停車が禁止される。計時は印字機能を持つクロノメーターを用いて行うことが望ましい。印字された記録は保管され、競技会審査委員会から求められた場合に提出できなければならない。補助としてストップウォッチを使用することが必要であるが、これには印字機能は義務づけられない。計時を行う競技役員は、フィニッシュライン（赤色地にチェッカーフラッグの図柄の標識＝別添1 No.4 参照＝で示される計時基準線）の延長線上に配置され、車両の先端がフィニッシュラインを横切った瞬間を計時し、その通過時刻をストップポイントの競技役員に伝達する。

10. フィニッシュライン通過後、参加車両はストップポイントまで進み、タイムカードにフィニッシュライン通過時刻（時間、分、秒、および適用される場合は1／10秒）の記入を受ける。
11. スタック等によりスペシャルステージのコース上に停止し、かつ競技役員が後続車両に危険を及ぼすと判断した場合は、基準所要時間内であってもコースから排除されることがある。この場合、当該車両はレグ離脱またはリタイアとなる。
12. スペシャルステージにおいては、いかなる援助（自車のクルー2名以外が行うもの）を受けることも禁止される。ただし、コースを塞いだ車両を排除する場合はこの限りではない。
13. スペシャルステージのスタート間隔は当該レグのスタート間隔と同一でなければならない。ただし、他の諸規則または特別規則書に異なる記述がある場合はこの限りではない。
14. スペシャルステージの黄旗表示
 - 1) スペシャルステージ内で何らかのアクシデントが発生した場合、競技長の指示によりスタートからアクシデントが発生した場所の手前のすべてのラジオポイントにて黄旗が提示される。黄旗を提示した時刻およびアクシデントが発生した場所の手前のすべてのラジオポイントで最初に提示された車両は記録され、競技長を通じ審査委員会に報告されなければならない。
 - 2) クルーは、黄旗を確認したら直ちに減速し、安全な速度にてストップまで移動すること。また、競技役員の指示には必ず従うこと。
この規則に違反した場合、審査委員会の判断により、ペナルティーが課される。
 - 3) レッキ時には、ラジオポイントの位置が解るよう看板等で提示すること。
その看板は小さくてもよいが、レッキを行うクルーがペースノートにその位置を書き込めるように、はっきり認識できること。
 - 4) スペシャルステージ内にて黄旗以外の旗が提示されることはない。
 - 5) スペシャルステージ内にて黄旗が提示されたクルーには、競技長により適正だと判断されたタイムを与える。
 - 6) スペシャルステージの中断
スペシャルステージが何らかの理由で中断もしくはストップした

場合、競技長は各クルーに対し、適正だと判断したタイムを与える。

ただし、ステージストップの原因となったクルーに対しては、これは適用されない。実際にかかった時間が与えられる。

- 7) 各ステージによって異なる無線ネットワーク（約5km毎に設置）チャンネルで設置されるラジオポイントは、車両の追跡、およびラリーの監視が可能であること。各ラジオポイントはロードブック内に示され、背景が青で黒い稲妻マークが入った看板で示されていること。加えて、ラジオポイントの100m手前に背景が黄で黒い稲妻マークが入った看板を設置すること。

ミッドポイントには、追加の看板（青色背景に白の十字）をラジオポイント看板の真下に設置すること。

それは上記と同じデザインとするが、背景を黄色にすること。

15. 競技クルーの安全

- 1) スペシャルステージで参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を車両と同じ側に配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
- 2) 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれたA3判のカードが搭載されており、救急医療措置が不要な場合もしくは消火が必要ない場合は、「OK」ページを少なくとも3台の後続車両に明瞭に提示すること。また他に援助を行おうとしている者（ヘリコプター等）があれば、それらに対しても同様に提示すること。停車車両がコース上の場合、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し、当該区間最終参加車両通過まで合図すること。
- 3) その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
- 4) 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。特に後続車両が接近した場合は作業を中断し安全な場所へ退避すること。
- 5) 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。

- 6) クルーが車両から離れる場合は、後続車にはっきりと見える場所に「OK」ページを提示しておくこと。
- 7) 近接した地点に複数車両が停止した場合、夫々の車両が上記1)～6)を実施すること。
- 8) 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」ページを提示すること。これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。また「OK」「SOS」のどちらの提示もなく、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内にいると思われる場合も同様の手順に従うこと。
 - ① 援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントかストップまで行く。
 - ② それ以降の後続車は緊急車のための車幅をあけて停止し、援助を行う。
- 9) 上記一連の緊急措置はロードブックにも明記されなければならない。
- 10) リタイヤしたクルーは、リタイヤ届を必ずオーガナイザーに提出しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
16. スーパースペシャルステージ
 - 1) スーパースペシャルステージの特徴：2台以上の車両が同時にスタートする場合、各スタート地点の走路設計は類似したものでなければならない。各車両には同様のスタート手順が適用されなければならない。異なるスタート位置からのステージ距離を均衡化するために、車両のスタートラインを互い違いに配列することができる。
 - 2) スーパースペシャルステージの実施：スーパースペシャルステージの実施、スタート順およびタイム間隔についての特別規定は、すべてオーガナイザーの裁量に任される。しかしながら、この情報はラリーの競技会特別規則に含まれなければならない。

第26条 パルクフェルメ

1. 適用

以下の場合、車両はパルクフェルメの規定の対象となる：

- 1) リグループエリアに進入した瞬間から退出するまで。

- 2) コントロールエリアに進入した瞬間から、その退出まで。
- 3) ラリーの終了地点のパルクフェルメに到達した瞬間から、審査委員会がパルクフェルメの解除を宣言した時まで。
2. パルクフェルメに進入が許される関係者
 - 1) 車両をパルクフェルメに停車したらすぐに、ドライバーはエンジンを停止させ、クルーはパルクフェルメ外に出なければならない。特別な作業を行うオフィシャルを除き、いかなる者もパルクフェルメに進入することはできない。
 - 2) クルーは各自のリグループアウト時刻10分前にパルクフェルメに進入できる。

リグループの停車時間が15分以内の場合は、クルーはリグループに留まることができる。
3. パルクフェルメへの進入・退出、およびパルクフェルメ内での移動のために車両を押すことができるのは、担当競技役員および当該クルーのみとする。
4. テクニカルチェック

パルクフェルメ内において、技術オフィシャルによってテクニカルチェックが行われることがある。
5. パルクフェルメ内での修理
 - 1) 車両の損傷が激しく、安全上不適格と技術オフィシャルが判断した場合、当該車両は技術オフィシャルの立ち会いの下、補修を行うことができる。
 - 2) 技術オフィシャルの監視の下クルーは、チーム員を含め3人までがウィンドウスクリーンを交換することができる。
 - 3) 上記の補修作業により、当初のスタート予定時刻よりも遅延した場合、当該クルーには補修作業の終了後、新たなスタート時刻が与えられる。1分及び1分未満の遅れにつき1分のペナルティが課される。
6. パルクフェルメ内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該参加車両にそのバッテリーを搭載してはならない。

第27条 車両の移動

サービスパーク以外において参加車両を牽引または運搬すること、ある

いはクルー以外の第3者が参加車両を押して移動させることは禁止される。ただし、安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

第28条 罰則

本競技については、別添5による罰則が適用される。

第4章 参加者およびクルーの遵守事項

第29条 安全装備

スペシャルステージラリーに参加するクルーならびに車両に対しては、下記の安全装備が義務づけられる。またオーガナイザーは、特別規則書に明記することにより、より高規格の装備品を義務づけたり、追加の安全装備品を義務づけることができる。

1. クルーが着用するもの

- 1) 国内競技車両規則第4編細則に従ったヘルメット
- 2) 国内競技車両規則第4編細則に従ったレーシングスーツ
- 3) 国際格式競技

車両がスペシャルステージを走行中はいつでも、クルーはホモロゲーションが承認されたヘルメット、必要とされる安全衣服や付則L項チャプターⅢ－ドライバーの機材－に定められている機材を装着しなければならない。そして安全ベルトを締めていること。いかなる違反についても競技長よりペナルティが課され審査委員会に報告される。

2. 参加車両に搭載するもの

- 1) 非常用停止表示板（三角）2枚
- 2) 非常用信号灯
- 3) 赤色灯
- 4) 牽引用ロープ
- 5) 救急薬品
- 6) 各車両規定に定められている仕様の消火器
- 7) 表面に赤字で「SOS」、裏面に緑字で「OK」と記されたA3版シート

第30条 一般規定

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
2. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
3. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
5. クルーは指示された行程（サービスパークを含む）を正確に維持しなければならない。特に、ロードセクションにおいてロードブックに記載されたルートから逸脱して走行してはならない。なお何らかの原因でオーガナイザーが迂回を指示した場合はその迂回ルートに従うこと。
6. 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員に離脱、リタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
7. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
8. 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
9. スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
10. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
11. 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
12. 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
13. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
14. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。

第5章 規則の施行

第31条 本規定の施行

本規定は、2019年1月1日から施行する。

別添 1：標識類の標準規格

1. 各標識の図柄は特に指示されたものを除き黒色で表示され、指定された地色とすること。各標識図形の最外側の円直径が70cmであることが望ましい。
2. No.2 は黄色地でもよいが、ベージュ色地であることが望ましい。
3. 図形の外側に余白がある場合、余白部分は白地であることが望ましい。
4. 視認性の良い位置にしっかりと設置、固定されていること。
5. 以下の標識類はいずれも有効である。



タイムコントロールの標識類



地色：黄または赤



地色：ベージュ(黄でも可)



地色：赤



地色：黄または赤



地色：黄または赤



地色：赤

その他の標識類(設置する場合)

給油エリア



開始
地色：青



終了
地色：青

ラジオ(無線)ポイント



地色：黄または青

タイヤチェックエリア



マーキング場所
地色：マーカー部：赤



チェック場所
地色：青、ルーペ部：赤
レンズ部：白

緊急車両待機地点



地色：黄または青
十字内：白

別添 2：標識類設置の標準規格

コントロールタイプ	コントロールゾーン (標識の直径：約70cm)		
走行方向	⇒	⇒	⇒
	黄色地標識 コントロールエリア入口	赤色地標識 停車義務	ベージュ色地標識 コントロールエリア終了
パッセージ コントロール	 ←→ 最短25m	 ←→ 25m PC	
タイム コントロール	 ←→ 最短25m	 ←→ 25m TC	
タイムコントロール サービスパーク入口	 ←→ 5m	 ←→ 5m TC	
タイムコントロール サービスパーク出口	 ←→ 5m	 ←→ 5m TC 通常テクニカルゾーンおよび/ または給油ゾーンに通じる	
タイムコントロール 及びSSスタート	 ←→ 最短25m	 ←→ 50 - 200m TC	 ←→ 25m SS START
SS フィニッシュ	 ←→ 100m 予告標識	 ←→ 100 - 300m フィニッシュライン	 ←→ 25m ストップコントロール
その他のFIA基準ラリー標識 (標識の直径：最小55cm)			
	黄色地に白色標識	黒色地に白色標識	
タイママーキング/ チェック		 すべてのタイヤオバレーション に対し1標識	
給油ゾーン		 すべての給油オバレーションに 対し1標識	
ラジオ ポイント	 ←→ 100m 警告標識	 ラジオポイント	
緊急車両 ポイント	 ←→ 100m 警告標識	 緊急車両ポイント	

距離についてはでき得る限り、遵守すること。

※交換を求められるまでは、以前の色／デザインを使用することができる。

別添 3：ロードブック推奨様式

ロードブック

1. 一般条件

- －ラリー全体で1冊、もしくはレグ毎に1冊のロードブックとすることができる。後者の場合、各レグのロードブックが容易に識別できるようにすること。
- －ロードブックはA 5サイズとし、金属またはそれと同等のバインディングで左側を閉じ、360° 開くように印刷、製本しなければならない。
- －厚さ90kg以上の紙に両面印刷すること。（表紙以外）
- －リエゾンと S S の区別をつけるためにスペシャルステージの Direction欄に網かけを使用する（見本参照）。
- －各区間に認められる時間は「時」と「分」で表すこと。
- －1 ページに7 個以上のコマ図を記載しないこと。（1 ページに6 個のコマ図を配置する場合、ヘッダーは見本よりも小さくすること）
- －ロードブックに落丁がないかチェックできるように、ページナンバーを明記すること。

2. 表紙からコマ図までのページ

- －ロードブックには事故の際の手順を記載したページおよび以下に示した条件を含めること：
 - 病院／医療機関のリスト
 - ラリー H Q および緊急時の電話番号
- －使用する記号の一覧表を、ロードブックのフロントページに記載すること。
- －トリップメーターの補正に関するページを含めること。
- －ラリー全体の、アイテナリーおよびマップ（距離の凡例および東西南北）を、各ロードブックに含めること。レグアイテナリーは当該レグマップと見開きでページ配置されることが望ましい。

3. コマ図のページ

ラリーコースがまったく同じルートで繰返し使用される場合、オーガナイザーは、繰り返される部分を共用することで、印刷を節約することが推奨される。この場合、上部には異なったT C、ステージおよびセクションナンバーを記載すること。複数の走行で何か違いがある場合は、

共用することができない。

- 各ロードブックには少なくとも1つのサービスパークレイアウト図を含めること。サービス毎に、繰り返しサービスパークレイアウト図を入れる必要はない。ただし、TCの位置が変わる場合は必要となる。
- 各ロードセクションもしくはスペシャルステージのスタートは、新しいページから始めること。
- 2つの交差点間の距離が200m以下の場合、ボックスを横線で区切る必要はない。
- 各スペシャルステージの前にステージマップを挿入してもよい。その地図には以下のことが含まれなければならない。
 - スケール
 - 北の方向
 - レッキルート（レッキロードブックを作成しない場合に限り）
 - オルタネートルート
 - スタート／フィニッシュおよびすべての緊急車両ポイント
- コントロールエリアの写真または図面を記載しても良い。
- スペシャルステージのページを容易に探せる様に、SSナンバーをページの横に記載してもよい（見本参照）。両面印刷をする場合、SSナンバーは常にページの外側に記載しなければならない（つまり閉じている方と逆側でロードブックの側面から確認できる様に）。SSに関わるページにのみ、ナンバーを記載すること。
- すべての緊急車両および救急車のミッドポイントは、指定のマークを使ってロードブックに記載しなければならない。
- 道路番号（国道〇〇線等）を記載すること。
- 各ディレクション（コマ地図）の線の太さは、進行方向を太線で表すのではなく、道路幅に合わせて使い分けなければならない。
- 路面がグラベルの場合は、"Direction"欄と"Information"欄の間は、黒い太線を表示しなければならない。ターマックの場合はその線を白いままに残すこと。
- TCからSSスタートまでの距離はインフォメーションボックス内に記載すること（見本参照）。

4. コマ図ページ以降

- ロードブックの後方ページに、オルタネートルートを違う色の紙で含

めることができる。

ーロードブックの最終には以下も含むこと：

- リタイヤ届け
- エンクワイアリシート

ーロードブックに変更がある場合（例：公式通知として）、変更後のコマ図だけでなく変更前のコマ図もそのボックスナンバーと共に掲示すること。

5. その他

- ロータリーのような交差点のコマ図（計測地点が解りづらい場所）には、計測ポイントを記載することが推奨される。
- 他のセクションにて、スペシャルステージへ向かう交差点またはスペシャルステージからの交差点を通過する場合は、その旨を記載すること。
- タイム記録用ページ
- 次のページの交差点が短距離で連続する場合各ページの下部に、次の交差についての情報。

アイテナリー推奨様式

Start Leg 1						Thursday 28 July 2011
TC	LOCATION	SS dist.	Liaison dist.	Total dist.	Target time	First car due
0	Start Leg 1 - (Anytown Pavilion)					18:15
RZ 1	Refuel - All competitors					
	Distance to next refuel	(2.06)	(24.98)	(27.04)		
1		-	10.49	10.49	00:25	18:40
SS1	SSS Trotting Track 1	2.06	-	-	-	19:00
1A	Parc fermé IN	-	14.48	16.55	0:30	19:30
Overnight regroup						
Re-start Leg1						Friday 29 July 2011
TC	LOCATION	SS dist.	Liaison dist.	Total dist.	Target time	First car due
1B	Parc fermé OUT - Service IN	-	0.00	0.00	-	06:00
	Service A - Anytown Pavilion	(2.06)	(24.98)	(27.04)	0:15	
1C	Service - OUT	-	-	-	-	06:15
RZ 2	Refuel - All competitors					
	Distance to next refuel	(50.68)	(99.16)	(149.84)		

SS10	Vesuvius 1	22.80				11:40
10A	Regroup & Technical Zone IN			50.68	73.48	01:25 13:05
10B	Regroup OUT - Service IN					00:15 13:20
	Service E (Football Stadium)	(72.59)	(161.06)	(233.65)	(00:30)	
10C	Service OUT					13:50

SS18	Roja 2	7.25				12:05
18A	Regroup & Technical Zone IN			65.13	81.39	1:15 13:20
18B	Regroup OUT - Service IN					00:03 13:23
	Service J (Football Stadium)	(79.97)	(188.53)	(268.50)	(00:10)	
18C	Service OUT - Finish - PARCFERME IN					13:33
Leg 3 totals		79.97	188.53	268.50		

TOTALS OF THE RALLY				
	SS	Liaison	Total	* %
Leg 1 - 7 SS	136.21	292.98	429.19	31.7%
Leg 2 - 6 SS	145.18	322.12	467.30	31.1%
Leg 3 - 5 SS	79.97	188.53	268.50	29.8%
Total - 18 SS	361.36	803.63	1164.99	31.0%

*% = スペシャルステージ総距離のパーセンテージ

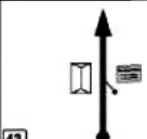
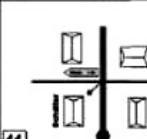
上記テーブルの最終アイテナリーページの巻末に記載すること。

ラリー競技開催規定

- サービスパークを表すボックスは、黒の太線で囲むこと。カラーで印刷する場合は、背景を薄い青色にすること。
- リグループおよびその他のTCを表すボックスは、黒の太線で囲むこと。背景に色を入れないこと。
- リフューエルを表すボックスは、細い黒線で囲むこと。そして背景を黄色にすること。
- レグのトータルおよびラリーのトータルを示すボックスは、細い黒線で囲むこと。そして背景を薄いグレーにすること。
- サービスパークには、A、B、Cの文字を割り当てること。
- ラリーの競技開始は常に、TC0から始まること。
- 右側の余白にセクションナンバーを記載すること。

ロードセクションコマ図推奨様式

リエゾンインフォメーション

TC 7/11 Hermeskeil		DISTANCE: 41,51 km		DAY: 2
TC 8/12 Neunkirchen		AVERAGE 62,27 km/h		SECTION: 3/4
		TIME ALLOWED: 40 min		
DISTANCE		DIRECTION	INFORMATION	DISTANCE REMAINING
TOTAL	PARTIAL			
38,48	3,21		Selbach Gemeinde Nohfelden Landkreis St. Wendel	3,03
39,23	0,75		Nohfelden 16 km Sostalsee St. Wendel 14 km Oberthal 6 km Moley 7 km	2,28
40,53	1,30		Neunkirchen/Nahe Gemeinde Nohfelden Landkreis St. Wendel	0,98
41,10	0,57		(Hirschfelderweg) Eiweiler 4 km	0,41
41,51	0,41		 TC 8/12 NEUNKIRCHEN	0,00

PAGE 2-24

スタートまでの距離

別添 4：タイムカード推奨様式

タイムカード基準

1. 一般

- タイムカードは少なくともセクション毎に発行されなければならない。
- ロードセクションのターゲットタイムは、タイムカードに明記されなければならない。
- 時間は00:01-24:00のように分刻みまで表記すること。経過時刻の分単位のみがカウントされる。
- タイムカードは各セクション終了時に回収、および発行されること。使用したタイムカードはその後、リザルトチームがチェックを行う。理想としては、個別に新しいタイムカードがレグ終了時の45分サービスにおいて使用されること。

2. デザイン

- 印刷デザインは、サンプルを参照すること。
- サイズ：9.9cm×21cm（A 4 の紙 1 枚につき、3 枚のタイムカードが印刷できる）
- ボックスのサイズ：1 cm

ラリー競技開催規定

Logs of Rally		Car No.	Timecard A	WRC	FIA
			15 Jan 2012		
TC 0	Start		ACTUAL START TC 0 TARGET TIME 0110 TC 1 END TIME		COMPLETION USE
TC 1			TC 1 TC 1		
TC 1	SS1 Stage Name 25.76 km		PROPOSED START SS 1 ACTUAL START TARGET TIME 0035 TC 2 END TIME		COMPLETION USE
TC 2			TC 2 TC 2		
TC 2	SS2 Stage Name 11.79 km		PROPOSED START SS 2 ACTUAL START TARGET TIME 0105 TC 3 END TIME		COMPLETION USE
TC 3			TC 3 TC 3		
TC 3	SS3 Stage Name 34.10 km		PROPOSED START SS 3 ACTUAL START TARGET TIME 0130 TC 3A END TIME		COMPLETION USE
TC 3A			TC 3A TC 3A		
TC 3A	Regroup/TechZone		TARGET TIME 0003 PROPOSED START 0013 TC 3B END TIME		COMPLETION USE
TC 3B			TC 3B TC 3B		

Logs of Rally		Car No.	Timecard B	WRC	FIA
			15 Jan 2012		
TC 3B	Regroup/TechZone/OUT/Service/IN		ACTUAL START TC 3B TARGET TIME 0030 TC 3C END TIME		COMPLETION USE
TC 3C			TC 3C TC 3C		
TC 3C	Service/OUT		TARGET TIME 0112 TC 4 END TIME		COMPLETION USE
TC 4			TC 4 TC 4		
TC 4	SS4 Stage Name 20.35 km		PROPOSED START SS 4 ACTUAL START TARGET TIME 0200 TC 5 END TIME		COMPLETION USE
TC 5			TC 5 TC 5		
TC 5	SS5 Stage Name 9.92 km		PROPOSED START SS 5 ACTUAL START TARGET TIME 0047 TC 6 END TIME		COMPLETION USE
TC 6			TC 6 TC 6		
TC 6	SS6 Stage Name 29.90 km		PROPOSED START SS 6 ACTUAL START TARGET TIME 0115 TC 6A END TIME		COMPLETION USE
TC 6A			TC 6A TC 6A		

別添5：スペシャルステージラリーに適用される罰則

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
競技全般	競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき	失格	
	リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき		
	クルーのうち1名が競技から離脱した場合		
	著しく車体、保安部品または排気系を破損して競技役員から競技の離脱を勧告されているにもかかわらず走行した場合		
	タイムカードを改ざんした場合		
	クルーまたは関係者間で不正行為があった場合		
	サービスパーク以外の場所でクルー以外の者から参加車両の整備、修理を受けた場合、また、燃料補給（充電）指定場所以外で燃料補給（充電）を受けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	タイヤの本数または仕様制限に関する違反もしくはタイヤ交換に関する違反があった場合		
	車両規則違反が発見されたとき		
	参加者またはクルーがブリーフィングに遅刻または欠席したとき	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。	
	タイムカードに時刻が記入されていない場合		
	競技中にクルー以外の第3者を参加車両に乗せた場合（負傷者を搬送する場合を除く）		
	定められたアイテナリーから逸脱した場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）		
	サービスパーク内で30 km/hを超えて走行した場合、またはパーク内のものに不安や危険を与える走行をした場合		
	サービスパーク以外で参加車両を牽引または運搬した場合、あるいはクルー以外の第3者が参加車両を押して移動させた場合（安全上やむを得ない場合を除く）		
	道路交通法に違反したり、交通事故を起こしたとき		
	競技役員の重要な指示に従わなかったとき		
	レッキ時を含め、走行マナーおよび競技者としての態度、品行、言動に問題がある場合、またはスポーツマンシップに反する場合		
	競技会期間中、オーガナイザーから指示された時刻や時間制限に従わなかった場合		
	本表に記載されている事項以外で、オーガナイザーから罰則適用の提案があり、競技会審査委員会により当該案件が国内競技規則11に基づく罰則の対象となると判断された場合		

ラリー競技開催規定

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
車両検査	定められた時刻にスタート前の車両検査を受けなかった場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）	スタートが認められない。	
	スタート前の車両検査において規則に適合していないと判断された場合	スタートが認められない。 （ただし、競技会審査委員会は、規則に合致させるための限られた修復時間を与えることができる。）	
	参加者が特別規則書に定められた必要書類を持参しなかったことにより車両検査委員が当該参加車両の適格性について確認できなかった場合	競技会審査委員会の裁定によりスタートの拒否を上限とする罰則が適用されることがある。	
	参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりした場合	失格	
スタートエリア	競技要素スタート前のスタートエリアに遅延到着した場合	特別規則書に記載された罰金に従う。	
コントロール	指示された順序に従い、かつ競技ルートの進行方向に沿ってチェックインしなかった場合	失格	
	コントロールの責任者の指示に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。	
	クルー側の原因でスタートまたは再スタート地点への到着が目標スタート時刻より遅れた場合	タイムペナルティ ただし、15分を超える遅着はレグ離脱またはリタイア。	1分につき10秒
	目標チェックイン時刻への15分以内の遅着	タイムペナルティ	
	目標チェックイン時刻への早着	タイムペナルティ	1分につき1分
	コントロールの手順に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	参加車両が目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリアに進入した場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。	
	各タイムコントロールの目標チェックイン時刻に対し15分を超えて遅着した場合	レグ離脱またはリタイア （ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があればレグ離脱またはリタイアとなる基準時間を延長することができる。）	

ラリー競技開催規定

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
スペシャル ステージ	クルーまたは参加車両に起因して自己のスタートが遅れた場合	タイムペナルティ	1分につき1分
	スタートの合図が出されてから20秒以内にスタートできない場合	レグ離脱またはリタイヤ	
	スペシャルステージを逆走した場合	失格	
	フィニッシュにおいて黄色地の予告標識からSTOP標識までの間で停車した場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	反則スタート（スタート合図よりも先に車両が前進した場合）	3回目までの違反： 右のタイムペナルティが課される。 4回目以降の違反： 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	最初の違反：10秒 2回目の違反：1分 3回目の違反：3分 （ただし、競技会審査委員会が必要と判断した場合はさらに重いタイムペナルティが課されることがある。）
	指示されたスタート時刻またはスタート位置に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。 （ただし、右のタイムペナルティを下限とする。）	10分
	スペシャルステージにおいて何らかの援助を受けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
セクション ／レグ	スペシャルステージ上での停車時に、正当な理由なく「OK」、「SOS」を後続車等に提示しなかった場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	各セクションもしくは各レグのいずれかの終了時点においてタイムコントロールへの遅着時間が合計30分を超えた場合、または競技会全体を通じてこれらの遅着時間および超過時間が合計60分を超えた場合（上記の累計遅着時間は、ペナルティタイムではなく実際の遅着時間を合計して算出する。いかなる場合も遅着時間と早期時間の差し引きは行われず、それぞれが独立してタイムペナルティの対象となる。従って、遅着時間の合計に早着時間は含まれない。）	レグ離脱またはリタイヤ （ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があればレグ離脱またはリタイヤとなる基準時間を延長することができる。）	

ラリー競技開催規定

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
バルクフェルメ	バルクフェルメにおいて整備、修理、燃料補給等の作業を行った場合、またはボンネットを開けた場合 ただし、オフィシャルの監視下の作業を除く	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	特例としてウインドウ交換を実施したことにより予定時刻通りバルクフェルメを退出できなかった場合	タイムペナルティ	1分につき1分
	特例としてウインドウ交換を実施するにあたり、車体またはロールバーの修復作業を行った場合	タイムペナルティ	作業時間1分につき1分 および退出の遅れ 1分につき1分
	破損車両を公道走行可能な状態に戻すための作業を実施した場合		

※失格については、それが発生したセクションまたはレグの終了時点で、公式通知および競技結果(レグ別順位結果または暫定最終結果)をもって発表されなければならない。

なお、審査委員会が失格を裁定する際には、競技役員の報告のみに基づくのではなく、当事者を審査委員会に召喚して説明の機会を与えた後に決定しなければならない。

スピード競技開催規定

1987年 2月12日制定	1997年 1月 1日施行
1990年 7月24日改定	1997年 7月24日改定
1990年10月23日改定	1998年 1月 1日施行
1992年 7月21日改定	1998年 7月27日改定
1993年 1月 1日施行	1998年12月10日改定
1993年 7月21日改定	1999年 1月 1日施行
1994年 1月 1日施行	2007年 8月 1日改定
1994年 7月19日改定	2008年 1月 1日施行
1995年 1月 1日施行	2017年 6月 1日改正
1995年 7月20日改定	2017年 7月 1日施行
1995年12月14日改定	2019年11月28日改正
1996年 1月 1日施行	2020年 1月 1日施行
1996年 7月11日改定	

第1章 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）はスピード競技の健全な発展を図るため、J A F公認のスピード競技に適用するためのスピード競技開催規定を定める。

第2章 競技の種目

第1条 定 義

J A Fは国内競技規則2-17スピード競技を以下の通り分類し定義する。

1. ジムカーナ競技：

硬く表面処理された路面上に任意に設定されたコースで行われる競技。

2. ダートトライアル競技：

未舗装の路面上に任意に設定したコースで行われる競技。

3. サーキットトライアル競技：

J A F公認レーシングコースにおけるタイムトライアル競技。

4. ヒルクライム競技：競技予定区間内にあらかじめ設定された登坂コ

スピード競技開催規定

ースで行われる競技。

5. ドラッグレース：

平坦な舗装路面の直線の一定競技区間を、停止状態から発進してその所要時間あるいは通過速度を争う競技。

6. ラリークロス：

路面が部分的に舗装された永久的なサーキットで行なう競技。

7. オートクロス：

未舗装を有する永久的または臨時的サーキットで行なう競技。

8. ドリフト競技：

車両の進行方向に対して意図的に横滑走状態を発生させ、当該滑走状態を保ちながら規定のコースを走行する競技。

9. オートテスト：

一定区画内に前進、後進、180度ターン等を含む任意に設定されたコースで走行タイムおよび運転の正確さを競う競技。

10. その他のスピード競技：上記の各項に該当しない競技。

第3章 競技会に関する規定

第2条 オーガナイザーおよび競技の格式

	オーガナイザー	競技会の格式
1	公認クラブ	すべての競技
2	公認団体	すべての競技(クローズド競技を除く)
3	加盟クラブ	国内競技 準国内競技 地方競技 クローズド競技
4	加盟団体	準国内競技 地方競技
5	準加盟クラブ	クローズド競技

第3条 競技役員の構成

競技会の役員構成は国内競技規則10. 「競技役員」に従った構成とする。

第4条 競技会の登録

競技会を開催しようとするオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従ってJ A Fにスポーツカレンダーの登録をすること（クローズド競技会を除く）。

第5条 組織許可

オーガナイザーは開催日の30日前までに競技会特別規則の原案他、必要書類を添えて競技会組織許可申請をしなければならない（日本選手権競技会およびクローズド競技を除く。「公認競技会の組織申請の手続きについて」参照）。

第4章 参加に関する規定

第6条 参加資格

競技の格式	ラ イ セ ン ス
すべての競技 (クローズドを除く)	有効な許可証を必要とする。
クローズド	国内競技規則8-1により、許可証の所持を免除する。

第7条 参加車両

J A F国内競技車両規則に従った車両。

第8条 参加制限

競技運転者は、1競技会に1台の車両でのみ参加できる。ただし、同一車両による重複参加は認められるが、この場合同一運転者によって運転されてはならない。

第5章 競技運営に関する規定

第9条 車両変更

1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3. 車両変更申請は当該競技会の公式受付（参加確認受付）終了までとし、競技会特別規則に明記すること。

第10条 運転者の変更

参加者と運転者が異なる場合は、当該競技会の参加確認受付までに競技会審査委員会の承認を得て運転者の変更が認められる。

第11条 競技コースの発表

オーガナイザーは、競技のスタートに先立ち競技コース図を明示すること。

第12条 プラクティス（計時または非計時）、または公式予選

プラクティス、または公式予選を設けることができる。

プラクティス、または公式予選を実施する場合は、その詳細を競技会特別規則に明示すること。

第13条 スタート方式

スタンディングスタート、またはランニングスタートのいずれかとする。

第14条 計 時

計測は、自動計測装置または2個以上のストップウォッチを使用することとし、使用する計測装置がいずれであるか競技会特別規則に明記すること。

計測機器：

1. 自動計測機器を使用する場合は、少なくとも1/100秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
スタートラインとフィニッシュラインの計測地点を分離した場合は、光電管の路面からの高さを同一に設定すること。

計測にはバックアップ体制をとることが望ましい。

2. ストップウォッチを使用する場合は、2個以上で少なくとも1／100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

第15条 順位の決定

順位の決定方法は任意とし、競技会特別規則に明示すること。

- 例) ・ 2 ヒートで行い、2 ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用する。
- ・ 3 ヒートで行い、3 ヒートの合計タイムを採用する。
 - ・ 10 周回走行し、10 周回の合計タイムを採用する。

第16条 信号表示

旗による信号は「スピード競技における旗信号に関する指導要項」に従うこと。

上記以外を規定する場合は競技会特別規則に明示すること。

第 6 章 参加者および運転者の遵守事項

第17条 参加者および運転者の遵守事項

1. 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズおよびレーシンググローブの着用が望ましい。
2. ヘルメットは国内競技車両規則・細則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載されたものを着用すること。

第 7 章 競技コースに関する規定

第18条 競技コース

競技コースは J A F 公認のコースを使用するものとし、別に定める「J A F 国内スピード競技コース公認に関する規定」等に従うこと。

ただし、ジムカーナとダートトライアルのクローズド競技については、この限りではないが、公認コースの使用を推奨する。

1. コース許可証の確認

スピード競技開催規定

オーガナイザーは、競技に先立ち当該コース図および公認条件（確認事項）を競技会審査委員会に提出すること。

2. コースの設定

オーガナイザーは、競技会場の形状等に対して適切なコース設定を行ない、特に観衆に対する安全に十分留意すること。

第8章 救急に関する規定

第19条 救急病院の確認と搬送車両の確保

1. オーガナイザーは、予め所轄消防本部・消防署等に対し、競技会（催物）開催にあたる救急連絡体制について打ち合わせておくこと。また、競技会当日怪我、病気等の患者を会場内で搬送する車両を備えること。
2. 指名された救急委員長は、競技会開催前に最寄りの当該指定病院の所在地を明示した見取り図を用意し、これを競技会審査委員長に報告すること。

第9章 本規定の施行

第20条 本規定は、2020年1月1日より施行する。

スピード競技開催規定

細則：クローズド競技会開催要項

1997年7月24日制定	1999年7月23日改正
1998年1月1日施行	2000年4月1日施行
1998年12月10日改定	2017年6月1日改正
1999年1月1日施行	2017年7月1日施行

スピード競技のクローズド競技会は本開催要項に従って開催すること。

1. 定義：

クローズド競技とは、その競技の主催クラブに所属する会員のみに参加が許される競技をいう。（国内競技規則 2 - 13）

2. 種目：

スピード競技のクローズド競技は下記の通りとする。

- 1) ジムカーナ競技
- 2) ダートトライアル競技
- 3) その他

（注）サーキットトライアル競技については、「サーキットトライアル競技開催要項」に従うこと。

3. 開催資格：

下記の通りとする。なお、共催の場合は3クラブ以内とする。（自動車競技の組織に関する規定第3条2. 2）(4)

- 1) 準加盟クラブ
- 2) 加盟クラブ
- 3) 公認クラブ

4. 開催場所：

- 1) 他の交通を遮断した場所であること。
- 2) 「スピード競技開催規定」および「J A F 国内スピード競技コースの公認に関する規定」を満足したコースで開催することを推奨する。ただし、自動車登録番号標または車両番号標を有する車両以外の車両が参加する場合は、公認コースに限る。

5. 参加資格：

競技の主催クラブに所属する会員のみに参加が許される。

スピード競技開催規定

6. 出場実績：

クローズド競技会に1回以上出場した者は、国内Bライセンスの取得資格を有するものとする。（JAFスポーツ資格登録規定第2条1. 2）(1)）ただしJAFは競技結果成績を記録しない。

7. 参加車両：

「JAF国内競技車両規則」に適合した車両とする。

8. 競技会開催の届出：

所定の届出書により開催日の14日前までにJAFに届出ること（組織許可は免除される）。

9. その他適用が免除される事項：

スピード競技に関する諸規定の適用を免除する。ただし、スピード競技開催規定に準拠することを推奨する。

スピード競技開催規定

細則：サーキットトライアル競技開催要項

1997年7月24日制定	2007年8月1日改定
1997年9月1日施行	2008年1月1日施行
1998年7月27日改定	2010年11月25日改定
1999年1月1日施行	2011年1月1日施行
2002年7月31日改定	2017年3月23日改正
2003年1月1日施行	2017年4月1日施行
2004年8月3日改定	2017年6月1日改正
2005年1月1日施行	2017年7月1日施行

1. 目的： 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は自動車運転技術の向上ならびに高速運転の経験を通じて日常の安全運転に貢献するため、また、モータースポーツの健全な発展を図るため、スピード競技開催規定に従い、J A F 公認レーシングコースで実施されるサーキットトライアルの開催に関し、以下の通り定める。
2. 種 目： サーキットトライアル（J A F 公認サーキットで実施されるラップタイムトライアル。）
3. 開催資格： サーキットトライアルは次のクラブおよび団体のみ開催することができる。ただし、加盟クラブおよび加盟団体については、組織許可申請書の添付書類としてオフィシャル体制表およびポスト配置図を提出し、かつJ A F の承認を必要とする。
 - 1) 加盟・公認クラブ
 - 2) 加盟・公認団体（クローズド競技を除く）
4. 開催場所： J A F 公認のサーキット。
5. 参加車両： J A F 国内競技車両規則第3編スピード車両規定に従った車両で気筒容積別にクラス分けを行う。オープンカーには4点式以上のロールバーが必要。

スピード競技開催規定

6. 競技会組織： 自動車競技の組織に関する規定に準拠。
7. 最大出走台数： レース決勝出走台数。
8. 競技方法：
 - 1) 同時スタートは行わない。
 - 2) コースインはビットロードの出口から車両の間隔を置いて1台ずつコースインを行う。
 - 3) 走行の機会は2回（2ヒート）が望ましい。
9. 信号合図： 国際モータースポーツ競技規則付則H項に従う。
10. 順位決定： ラップタイム（2ヒート制の場合は2ヒート）のうちベストタイムを当該競技者の成績とし、順位を認定する。
11. その他適用される規定：
 - 1) 競技に関する詳細規定は特別規則に定める。
 - 2) 参加者に対する教育（主として安全面）として、走行前のブリーフィングのための統一教材を作成し安全な走行の徹底を図る。（特に国際モータースポーツ競技規則付則H項および同付則L項について）
 - 3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項第2章の4. 信号における其々の旗の意味を大会特別規則に明記すること。
12. 施行：2017年7月1日

スピード競技開催規定

細則：ツイントライアル競技開催要項

1999年7月28日	制	定	2005年1月1日	施	行
1999年10月1日	施	行	2007年8月1日	改	定
2002年7月31日	改	定	2008年1月1日	施	行
2003年1月1日	施	行	2017年6月1日	改	正
2004年8月3日	改	定	2017年7月1日	施	行

スピード競技開催規定に従い、J A F 公認コースで実施されるツイントライアルの開催に関し、以下の通り定める。

1. 種目 : ツイントライアル
2台の競技車両が2つの走路（等距離）を同時に走行して実施されるタイムトライアル。
2. 開催場所 : J A F 公認コース
3. 参加車両 : J A F 国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両で気筒容積別にクラス分けを行う。
オープンカーには4点式以上のロールバーが必要（未舗装路で行う場合、SC・D車両のオープンカーは参加できない）。
4. 競技会組織 : 自動車競技の組織に関する規定に準拠。
 - 1) 開催資格 : 公認・加盟クラブまたは公認・加盟団体
 - 2) 競技会格式 : 地方競技以上
5. 競技形態 :
 - 1) コース設定
 - (1) 独立した2つの走路は等距離に設定する。これらの走路は、立体交差等により1つのコースとして連結して設定するか、あるいは同じレイアウトの走路を2つ設定する。
 - (2) 未舗装路で行う場合にはコース保守のため、スタート、フィニッシュ付近およびタイトコーナーを一部舗装路とすることが望ましい。

スピード競技開催規定

2) スタート方法

スタートはそれぞれ独立した走路に設定された所定の位置より、
1つのスタート合図によって競技が開始される。

3) 順位決定

(1) タイムトライアル方式：

走行回数および順位決定方法を特別規則書に明記すること。

(2) トーナメント方式：

予選を設ける場合は、その方法を特別規則書に明記すること。

6. 信号合図：国際モータースポーツ競技規則付則H項に従う。

7. その他：

1) 競技に関する詳細規定は特別規則に定める。

2) 参加者に対し、コース設定ならびに国際モータースポーツ競技規則付則H項・L項の周知徹底を図るため資料を作成し、ブリーフィングを行うとともに、十分な慣熟走行（歩行）を行うこと。

8. 施行：2017年7月1日

スピード競技開催規定

細則：ドラッグレース競技開催要項

2001年10月19日制	定	2004年8月3日改	定
2002年1月1日施	行	2005年1月1日施	行
2002年7月31日改	定	2017年6月1日改	正
2003年1月1日施	行	2017年7月1日施	行

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、スピード競技開催規定に従い、国内格式以下のJ A F公認のドラッグレース競技会（以下「本競技」という。）の開催要項を以下の通り定める。

なお、国際競技については、F I A国際モータースポーツ競技規則付則ドラッグレース競技規則が適用される。

1. 定義：

参加車両が2台ずつ（例外的に1台で）平坦な舗装路面の直線のコースで、停止状態から発進して1／4マイル（402.336m）または1／8マイル（201.168m）の距離（以下「競技距離」という。）を走行するために要する時間または競技距離の終点（ゴール）における通過速度を争う競技をドラッグレースという。

ただし、J A Fが認めた場合は、競技距離を1／4マイル（402.336m）以下にすることができるが、1／8マイル（201.168m）以下にすることはできない。

2. 開催場所：

J A Fが公認するドラッグレースコース（以下「公認コース」という。）とする。

3. 参加車両：

- 1）本競技に参加できる車両は、F I A国際モータースポーツ競技規則付則ドラッグレース競技規則による下記(1)～(6)の車両およびJ A F国内競技車両規則による下記(7)～(9)の車両に区分する。

スピード競技開催規定

- (1) トップフューエルドラッグスター (TF)
 - (2) トップアルコールドラッグスター (TAD)
 - (3) トップガスドラッグスター (TGD)
 - (4) ファニーカー (FC)
 - (5) トップメタノールファニーカー・トップアルコールファニーカー (TA/FC)
 - (6) プロストック (PS)
 - (7) スピードD車両 (D)
 - (8) スピードSA車両 (SA)
 - (9) 登録番号標付車両 (P.N.B)
- 2) クローズド競技は、参加車両がスピードSA車両 (SA) または登録番号標付車両 (P.N.B) による場合にのみ認められる。
- 3) 競技会特別規則に規定することにより参加車両の区分を細分化することができる。

4. コース公認申請者の同意：

オーガナイザーは、J A Fにカレンダーを登録申請する時に、公認コースのコース許可証取得者の同意を必要とする（カレンダー登録申請書のレース開催日に関する同意欄を使用すること）。

5. 組織許可の条件の通知：

オーガナイザーは、競技に先立ち J A Fによる組織許可の条件を競技会審査委員会に通知すること。

6. 参加資格：

有効な国内Bライセンス以上の所持者とする。

ただし、以下の車両 (TF、TAD、FC、TA/FC、PS) を使用する場合は、J A Fスポーツ資格登録規定第4条7. により、国内格式以下の競技会においても、車両毎に定める次のライセンスが必要とされる。

車 両	TF	TAD	FC	TA/FC	PS
ライセンス	国際ドラッグ A, 1	国内A以上	国際ドラッグ B, 1	国内A以上	国内A以上

7. 車両検査：

- 1) 競技会技術委員長は競技に先立ち車両検査を実施すること。
- 2) 参加者は出走可能な状態で車両検査を受けること。
- 3) 次のいずれかに該当する場合は、当該競技会に参加することはできない。
 - (1)車両検査で不合格の場合
 - (2)車両検査を受けない場合
 - (3)競技会技術委員長の修正指示に従わない場合

8. 競技とスタート方法：

- 1) 競技はトーナメント（ラダー）方式またはヒート制（タイムトライアル）とする。
- 2) すべての車両は自力でスタート位置に着くこと。

9. 安全の確保：

- 1) 競技中は、競技役員および当該ヒートのスタート進行に入った車両のピットクルーならびにメカニックを除き、いかなる者もトラック上に立ち入ってはならない。
- 2) オーガナイザーは、競技会場の形状等に応じて適切なコース設定を行い、特に観衆に対する安全に十分留意すること。

10. スタート合図：

旗による信号をスタート合図に使用する場合は、「スピード競技における旗信号に関する指導要項」に従うこと。

上記以外の信号（クリスマスツリー等の信号灯を含む）を使用する場合は、競技会特別規則にその旨を明記すること。

11. バーンアウト：

車両がスタートラインから発進する前に、タイヤと路面の摩擦係数を高めるため、タイヤに水を散布しタイヤを空転させることによりタイヤの温度を上げ内圧を上げる行為（以下「バーンアウト」という。）を行う場合は、以下に従うこと。

- 1) オーガナイザーは、バーンアウトを行うことのできるエリアを競技会特別規則に明記し、バーンアウトエリアには本開催要項9. の1) に規定された者以外の立ち入りを禁止すること。
- 2) バーンアウトはバーンアウトエリアにおいてのみ行うことができる。また、バーンアウト中はいかなる者も車に触れたり掴まったりしてはならない。
- 3) バーンアウトの際、走路上で競技車両を方向転換（旋回）することは認められない。バーンアウト中の危険と見なされる行為も認められない。
- 4) バーンアウトの際に使用できるのは水のみとし、ファイヤーバーンアウト（裸火や火炎の使用）は厳禁とする。
- 5) スピードSA車両（SA）および登録番号標付車両（P.N.B）は、スタートラインを越えてバーンアウトを行うことが認められない。

12. ステージング：

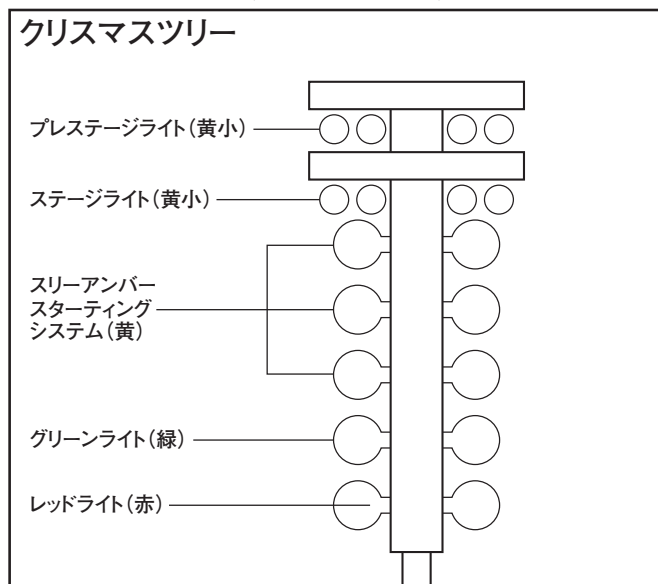
スタート待機状態からスタートラインを発進するまでのスタート準備行為（以下「ステージング」という。）を旗信号によって行う場合は競技会特別規則にその旨を明記すること。

信号灯によるステージングを行う場合は以下に従うこと。

- 1) オーガナイザーは、ステージングエリアを競技会特別規則に明記し、当該エリアには本開催要項9. の1) に規定された者以外の立ち入りを禁止すること。
- 2) トップフューエルドラッグスター（TF）、トップアルコールドラッグスター（TAD）、トップガスドラッグスター（TGD）、ファニーカー（FC）、トップメタノールファニーカー・トップアルコールファニーカー（TA/FC）クラスの車両は一度スタートしてバーンアウトエリアに入った後は、エンジンを再度始動させてはならない。
- 3) ドライバーおよびピットクルーならびにメカニックは、車両が発進のためにバーンアウトエリアに移動した後に、エンジンの始動と出走準備に着手すること。
- 4) すべての車両は、いかなる場合でもステージングを行った後にスタートすること。
- 5) ステージングは、その車両のエンジンの力だけで行うこと。車両をプ

- ッシュしてスタートさせたりステージングさせることは認められない。
- 6) ドライバーが車両とスタートラインとの位置関係を確認する場合は、コース上の装置でのみ確認すること。
- 7) 対戦する2台の車両のドライバーは、双方同時にプレステージライトを点灯することが望ましい。両者ともステージライトを点灯する前にプレステージライトを点灯することとし、相手側のプレステージライトが点灯するまではステージライトを点灯しないこと。
- 8) スタート審判員は、ドライバーがステージングする際に十分な時間が確保されるよう、その制限時間を決定する。スタート審判員の指示を受けたにも拘わらず、ステージングを行わない場合は、当該ヒートが無効になることがある。正しいステージングを行い、スタート審判員の発進の合図が出た後のステージングのやり直しは認められない。スタート装置が作動する前にスタートラインから出たドライバーは、シングル走行のドライバーも含めて、当該ヒートを無効とする。

－信号灯（クリスマスツリー）の例図－



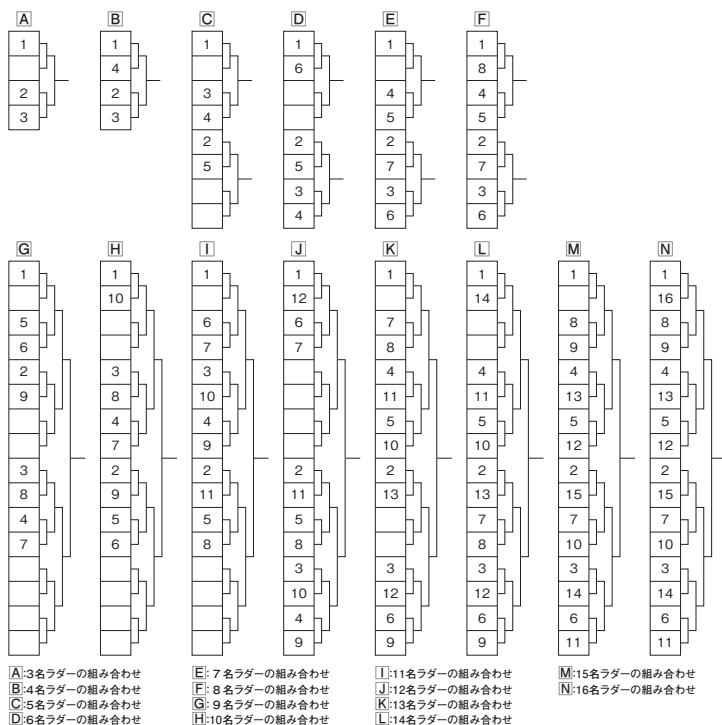
13. 公式予選

- 1) 公式予選を行う場合は、以下に従うこと。
 - (1)全てのドライバーは公式予選に参加しなければならない。
 - (2)公式予選では区間タイムが早い者が上位となる。
 - (3)公式予選の区間タイムが同一の場合は、その公式予選計測区間で記録された最高速度の速い者を上位とする。
 - (4)競技会審査委員会は、参加者の申請に基づき、不可抗力（例えば、公式予選中に計時装置にエラーが発生した場合、反対レーンを走る別のドライバーが車両をコントロールできなくなったことを起因として自車の走行を放棄せざるを得なくなった場合、悪天候により1名あるいは複数のドライバーが公式予選で走行できない場合）により、1名あるいは複数のドライバーが公式予選で走行できない場合、当該ドライバーを公式予選通過者リストの最下位に入れることを認めることができる。
- 2) 公式予選を行わない場合は、トーナメント（ラダー）の決定方法およびレーン選択権を特別規則に明記すること。

14. トーナメント（ラダー）：

- 1) 公式予選結果により上位16位までの車両が成績順に1番から16番までの枠に入ってトーナメントに出場することができる。
- 2) 16台の車両が出場する場合の同一車両区分の対戦相手は、1番対16番、2番対15番、3番対14番、4番対13番、5番対12番、6番対11番、7番対10番、8番対9番の組み合わせとする。
- 3) 決定された対戦相手は、競技会審査委員会が正当な変更理由を認めない限り変更されない。
- 4) 16台分の枠に空き枠があり、枠が完全に埋まらない場合には、以下に示すトーナメント（ラダー）の組み合わせ例に基づき実施する。

トーナメント（ラダー）の図ー



15. シングル走行：

トーナメント（ラダー）へ進出したドライバーの数が奇数の場合、または対戦枠が決定した相手が出走できない場合は、次の要領による1台出走のシングル走行とする。

シングル走行のドライバーがステージングしてスタートの合図を受けた時点、あるいはスタート審判員がそのドライバーを勝者と宣言した時点で勝者とみなされる。ただし、ドライバーがシングル走行中にコースアウトやセンターラインオーバーした場合、当該ヒートは無効とする。

16. 公式予選繰り上げ出場者について：

本開催要項14.1) でトーナメント（ラダー）が組まれた後は、決められた2台1組の組み合わせは変更できない。

ただし、公式予選通過車両またはドライバーが1回戦に出場できない場合は、トーナメント（ラダー）の組み合わせが決定される前であることを条件に、競技会審査委員会の裁定により公式予選繰り上げ出場者を最後尾者の枠に入れることとする。繰り上げ出場の方法は公式予選を通過していない者の中で区間タイムが最も早かったドライバーが最初の枠に入り、次に早かったドライバーが2つ目の枠に入るという順序で進められる。

17. トーナメント（ラダー）におけるレーンの選択権：

- 1) 1回戦：公式予選の上位ドライバーに走行レーンの選択権が与えられる。
- 2回戦：1回戦で区間タイムが早かったドライバーに走行レーンの選択権が与えられる。
- 3回戦：2回戦で区間タイムが早かったドライバーに走行レーンの選択権が与えられる。

以下、上記に準じて走行レーンの選択権が与えられる。

なお、対戦相手同士の区間タイムが同一の場合は、当該計測区間で記録された最高速度の速いドライバーにレーンの選択権が与えられる。

- 2) ヒート制（公式予選を含む）の場合のレーン選択権は、公式通知により指示される。

18. ペナルティ

- 1) 対戦相手同士がファウルスタートの場合は、先にファウルスタートをした者について当該ヒートを無効とする。（信号灯によるスタートでファウルをした場合は、グリーンライトが点灯する前に発進した車両の反応時間により判定する）
- 2) ドライバーの一方がファウルスタートし、もう一方のドライバーが走路の境界線を越えた場合には、後者の違反をより重大なものと見なし、当該ヒートを無効とする。

また、前者のファウルしたドライバーは競技会審査委員会の裁定により競技に復帰できる場合がある。

- 3) 対戦相手双方のドライバーがコースアウトやセンターラインを越えた場合や、スタート装置が作動する前に双方のドライバーがスタートラインを越えた場合等2台の競技車両がともに違反した場合、違反した双方のドライバーについて当該ヒートを無効とする。
- 4) 走路の境界線を越えた違反に関する判定に際して、車両の一部でもラインの塗装面を完全に越えている場合は当該ヒートを無効とする。
- 5) 対戦相手双方の競技車両がセンターラインまたは外側のラインを越えた場合には、双方のドライバーについて当該ヒートを無効とする。
- 6) 競技中に走行ラインを越える違反をしたドライバーについては、当該ヒートを無効とする。
- 7) 急制動により車両を制御できずにガードレールや照明装置に接触したり、中央の境界線を越えた（ゴールラインの通過を含む）と判定された場合には、そのドライバーについて当該ヒートを無効とする。
- 8) ガードレール、防護柵、あるいはトラックに固定されている物体（ゴム製のコーンおよび補助用具を含む）に接触した場合、そのドライバーについて当該ヒートを無効とする。
- 9) 信号灯によるスタート合図で、ステージラインを越え、ステージライトを消灯させてしまう行為は、そのドライバーについて当該ヒートを無効とする。
- 10) 信号灯によるスタート合図で、プレステージライトを点灯させるのが著しく遅い場合や、相手がステージライトを既に点灯させている状態でステージライトを点灯させるのが著しく遅い場合は、そのドライバーについて判定により当該ヒートを無効とする。
- 11) バーンアウト中あるいはバーンアウトエリアを出た後にエンジン停止（セルフスタートによるエンジン再始動を除く）または故障した車両は当該ヒートを無効とする。
- 12) 競技コースから離れるため、あるいはトラックに残っている破片を避けるため等危険回避のために境界線を越えた場合は、当該ヒート無効とはならない。
- 13) スポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいはレースを妨害する行為をした場合は、失格とする。
- 14) 危険、不公平、あるいは秩序を乱すとみなされる行為をした場合は、失格とする。競技において、実際に競技が始まる前に何らかの理由でド

ライバーが失格となった場合、このドライバーは競技に復帰することができない。

19. 順位の決定：

順位は次の優先順位により決定される。

- 1) トーナメント（ラダー）方式
 - (1)ゴールに先着した者。
 - (2)区間タイムが早かった者。
 - (3)ゴール時の通過速度が速かった者。
 - (4)競技会審査委員会の決定。
- 2) ヒート制（タイムトライアル）
 - (1)区間タイムが早かった者。
 - (2)ゴール時の通過速度が速かった者。
 - (3)競技会審査委員会の決定。

20. 参加者およびドライバーの遵守事項：

- 1) すべてのドライバーは、F I A国際モータースポーツ競技規則付則L 項第3章に定める耐火炎レーシングスーツ、グローブ、ソックス、シューズ等を着用すること。なお、スピードSA車両（SA）および登録番号標付車両（P.N.B）により参加するドライバーについては、これを推奨する。
- 2) ヘルメットは国内競技車両規則・細則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載されたものを着用すること。
- 3)トラック内に立ち入るピットクルー、メカニックは、作業着など競技会関係者として適切な着衣が要求され、靴も履くこと。
- 4) 薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 5) トーイングカーとして使用する車両には、ドライバーの競技ナンバーを見え易い形で取付けること。プッシュカーやトーイングカーのクルーメンバーの数はドライバーを含み6名に制限される。クルーメンバーが競技場内でプッシュカーやトーイングカーに乗車する時は車内あるいは荷台に座ることが危険でない場合に限る。テイルゲートに坐ったり、ランニングボードに立ったり、あるいは車内に体の一部だけが入っている状態で乗車しないこと。

21. 施行：

2017年 7 月 1 日

スピード競技開催規定

細則：ドリフト競技開催要項

2012年11月29日制	定
2013年1月1日施	行
2017年6月1日改	正
2017年7月1日施	行

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、スピード競技開催規定に従い、国内格式以下のJ A F公認のドリフト競技会（以下「本競技」という。）の開催要項を以下の通り定める。

1. 定義：

ドリフト競技は、車両の進行方向に対して意図的に横滑走状態を発生させ、当該滑走状態を保ちながら規定のコースを走行する競技。

2. 開催場所：

J A F公認のサーキットおよびスピード競技コースとする。

3. 開催資格：

J A F加盟・公認クラブおよび加盟・公認団体とする。

4. 参加車両：

- 1) J A F国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両で気筒容積別にクラス分けを行う。
- 2) 下記6. の3) による追走走行に自動車登録番号標付車両（P、PN、N、SA、B、AE）が参加する場合は、当該車両規定に規定された6点式以上のロールケージおよびサイドバーの装着が義務づけられる。
- 3) 競技会特別規則に規定することにより参加車両の区分を細分化することができる。

5. 参加資格：

有効な国内Bライセンス以上の所持者とする。

6. 競技方法：

本競技は、以下の走行方法と競技要素により行われる。

- 1) 走行方法は、1台の車両がランニングスタート方式で競技コースを走行する単走走行または2台以上の車両がランニングスタート方式で競技コースを前後に走行する追走走行とする。
- 2) 単走走行は、以下を競技要素とする。
 - (1) 滑走角度：
設定コース上のコーナー走行時の車両軸線上の進行方向に対する角度。
 - (2) 滑走姿勢：
設定コース上のコーナー走行時の姿勢。
 - (3) 滑走速度：
コーナーへの進入速度および任意に設定した区間の通過速度。
 - (4) オーガナイザーは、上記(1)～(3)の競技要素に基づき、判定事項を規定する。
- 3) 追走走行は、以下を競技要素とする。
 - (1) 先行車は、単走走行の競技要素が適用される。
 - (2) 後走車は、単走走行の競技要素および先行車との走行時の距離が適用される。
 - (3) オーガナイザーは、上記(1)～(2)の走行方法および競技要素に基づき、判定事項を規定する。

7. 審判員の判定：

- 1) 判定事項は、競技会特別規則または公式通知に明記し、ドライバーズブリーフィングにおいて説明しなければならない。
- 2) 判定事項の記載例
 - (1) 滑走角度:コーナー進入時の角度の大きさおよび安定性、連続した滑走動作のタイミングおよび安定性。
 - (2) 滑走姿勢:円滑な滑走姿勢を維持するとともにコーナーの指定され

スピード競技開催規定

たポイントに最大限接近すること。

- (3) 滑走速度：競技（判定）区間の全般を通して比較的速い速度を維持すること。
- (4) 先行車に対して後走車は接近して走行すること。
- 3) 競技会に適用する判定事項は審判員が判定を行い、審判員の氏名は公式通知掲示板に掲載されなければならない。
- 4) 審判員の判定は、判定事項に対する加点判定または減点判定とする。
- 5) 審判員が行った判定に対しては、いかなる抗議も許されない。

8. 競技の構成：

本競技は、以下の走行区分から構成される。

オーガナイザーは、以下の走行区分に対応する競技方法について、競技会特別規則に明記すること。

なお、競技の構成は任意に設定することができる。

- 1) 練習走行
- 2) ウォームアップ走行
- 3) 公式予選
- 4) 決勝

9. 競技コース：

オーガナイザーは、競技会場の形状等に応じて以下の走行区間を設定し、競技のスタートに先立ち競技コース図を明示する。なお、追走走行を実施する場合は、2台以上の車両がスタートラインに待機可能なスペースを確保すること。

- 1) スタートライン
- 2) 加速区間
- 3) 1つ以上のコーナー部分を含めた競技（判定）区間
- 4) 減速区間
- 5) フィニッシュライン
- 6) 審判員の位置

10. 順位の決定：

順位の決定方法は任意とし、競技会特別規則に明記すること。

順位の決定方法の記載例

- 1) 走行結果に基づく得点により順位を決定する。
- 2) トーナメントにより順位を決定する。

11. 車両検査：

- 1) 競技会技術委員長は競技に先立ち車両検査を実施すること。
- 2) 参加者は出走可能な状態で車両検査を受けること。
- 3) 次のいずれかに該当する場合は、当該競技会に参加することはできない。
 - (1) 車両検査で不合格の場合
 - (2) 車両検査を受けない場合
 - (3) 競技会技術委員長の修正指示に従わない場合

12. 参加者およびドライバーの遵守事項：

- 1) 全てのドライバーは、F I A国際モータースポーツ競技規則付則L項第3章に定める耐火炎レーシングスーツ、グローブ、ソックス、シューズ等を着用することを推奨する。
- 2) ヘルメットは国内競技車両規則・細則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載されたものを着用すること。
- 3) コース内に立ち入るピットクルー、メカニックは競技会関係者として適切な服装が要求される。

13. 安全の確保：

- 1) 競技中は、競技役員を除き、如何なる者もコース上に立ち入ってはならない。
- 2) オーガナイザーは、競技会場の形状等に応じて適切なコース設定を行い、特に観衆に対する安全に十分留意すること。
- 3) オーガナイザーは、予め所轄消防本部・消防署等に対し、競技会（催物）開催にあたる救急連絡体制について打ち合わせておくこと。
また、競技会当日怪我、病気等の患者を会場内で搬送する車両を備えること。
- 4) 指名された救急委員長は、競技会開催前に最寄りの当該指定病院の所在地を明示した見取り図を用意し、これを競技会審査委員長に報告

すること。

14. 競技会の成立、延期、中止、短縮：

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は、全参加車両が1回以上の走行を終了した時点で成立する。

15. 施行：

2017年7月1日

スピード競技開催規定

細則：オートテスト開催要項

2015年3月25日制	定
2015年6月1日施	行
2017年6月1日改	正
2017年7月1日施	行
2019年11月28日改	正
2020年1月1日施	行

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、4輪運転免許証所持者の自動車運転技術の向上ならびに日常の安全運転に貢献するため、オートテスト（以下「テスト」という。）の開催要項を以下の通り定める。

1 定義：

一定区画内に前進、後進、180度ターン等を含む任意に設定されたコースで走行タイムおよび運転の正確さを競う競技。

2 開催場所：

他の交通を遮断した場所であること（J A F 公認コースを含む）。

3 競技会格式：

クロード、地方または準国内。

4 競技会役員：

少なくとも競技会審査委員2名、競技長、およびコース・計時・技術の各委員、ならびに競技会事務局長を置かなければならない。

5 参加に関する事項：

（1）参加資格

①クロード：4輪運転免許証所持者

スピード競技開催規定

②地方または準国内：国内Bライセンス以上の所持者。

(2) 重複参加

1台の車両で複数のドライバーが参加できる。

(3) 競技同乗者

1名の同乗者が搭乗し、ドライバーに方向等を指示することができる。同乗者はドライバーの横の座席に着座し、シートベルトを正確に締めていなければならない。

(4) 服装および車両装備

自由。

6 参加車両：

保安基準に適合したナンバー（自動車登録番号標または車両番号標）付車両。

7 順位：

(1) 走行タイムおよびペナルティポイントを順位要素とし、ポイント数が少ない参加者がウィナーとなる。

走行タイムは、特別規則書に規定することにより採用しないことができる。

(2) ペナルティポイントは、特別規則書で規定しない限り、別表（※）の通りとする。

8 コース：

コース区画は、最大200m×200mであること。

9 コース設定：

(1) レイアウトは大型の乗用車にも十分な余裕をもたせ、ハンドブレーキ（フットブレーキ含む）等を使用せずに走行できるものとする。

(2) 1回以上4回以内の後退ギアを使用する設定とし、後退ギア使用回数については、特別規則書で規定する。

(3) スタート後、最大でも50m毎にマーカーを設置して方向転換等を行うレイアウトとする。

(4) フィニッシュラインの手前25m以内にマーカーを設置して方向転換

等を行うレイアウトとする。

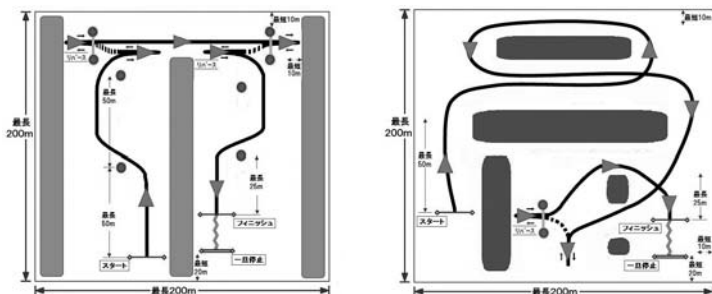
(5) フィニッシュライン後方には一旦停止ラインを設定する。

10 判定事項：

審判員の判定は次の事項を基本とする。

- (1) 反則スタート。
- (2) マーカーライン通過／不通過。
- (3) マーカー移動・転倒およびミスコース。

〈コース設定の例〉



ペナルティポイント表（※）

事 象	ペナルティポイント
(a) スタートあるいは再スタートの遅延（1分ごと）。	5
(b) スタート指示の不遵守（走行を試みなかった、あるいは即座に走行しなかった）。	30
(c) 下記(d)または(e)に該当しないミスコース、未完走、または反則スタート。	30
(d) コースを区画するフェンス等への接触、マーカーの移動・転倒、または走行境界線逸脱（1つの行為ごと）。	10
(e) 設定ラインの不通過あるいは不停止、あるいは特定された位置での不停止（1つの行為ごと）。	5
(f) スタートからフィニッシュに要した秒数（秒未満）。	1

スピード競技開催規定

細則：ヒルクライム競技開催要項

2019年11月28日制 定
2020年1月1日施 行

1 目的：

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、スピード競技開催規定に従い、国内格式以下のJ A F公認のヒルクライム競技会（以下「本競技」という。）の開催要項を以下の通り定める。

2 定義：

ヒルクライム競技は、競技予定区間にあらかじめ設定された登坂コースで行われる競技。

3 開催場所：

他の交通を遮断した場所であること。

- 1) 一般交通の用に供することを目的としている道路（市町村道等）においては、競技予定区間の占用許可（使用許可）を得たうえで、オーガナイザーが、沿道住民、観客、競技運転者、競技関係者等の安全性を確実に担保し、一般交通の遮断のための自主警備体制および競技中の事故に備えた緊急医療体制を確立したうえで、地域住民、道路利用者等の合意を形成し、当該道路管理者等から使用承諾書等を、所轄警察署長から道路使用許可を得ること。
- 2) 上記1)に該当しない場合、競技予定区間の占用許可（使用許可）を得ること。

4 開催資格：

J A F加盟・公認クラブおよび加盟・公認団体とする。

5 参加車両：

- 1) 上記3 1) に該当する場合は、J A F 国内競技車両規則第3 編スピード車両規定に合致した自動車登録番号標（車両番号標）付車両とする。
- 2) 上記3 2) に該当する場合は、J A F 国内競技車両規則第3 編スピード車両規定に合致した車両とする。
- 3) 上記1) および2) に定められた参加車両の内、自動車登録番号標（車両番号標）付車両は、4 点式以上のロールケージおよび4 点式以上の安全ベルトの装着が義務付けられる。
- 4) 競技会特別規則に規定することにより参加車両の区分を細分化することができる。

6 競技会役員：

少なくとも競技会審査委員2 名、競技長、およびコース・計時・技術・救急の各委員、ならびに競技会事務局長を置かなければならない。

7 参加資格：

- 1) クローズド格式競技会の場合：4 輪運転免許証所持者。
- 2) 地方・準国内・国内格式競技会の場合：国内B ライセンス以上の所持者。

8 競技方法：

本競技は、1 台の車両がスタンディングスタート、またはランニングスタート方式で競技コースを走行する。

9 競技コース：

オーガナイザーは、競技予定区間の形状等に応じて以下の登坂コースを設定し、競技のスタートに先立ち競技コース図を明示すること。

- 1) スタートライン
- 2) 競技区間
- 3) フィニッシュライン
- 4) 減速区間
- 5) ポストの位置

10 順位の決定：

順位の決定方法は任意とし、競技会特別規則に明記すること。

11 車両検査：

- 1) 競技会技術委員長は競技に先立ち車両検査を実施すること。
- 2) 参加者は出走可能な状態で車両検査を受けること。
- 3) 次の何れかに該当する場合は、当該競技会に参加することはできない。
 - (1) 車両検査で不合格の場合
 - (2) 車両検査を受けない場合
 - (3) 競技会技術委員長の修正指示に従わない場合

12 参加者およびドライバーの遵守事項：

- 1) 全てのドライバーは、F I A国際モータースポーツ競技規則付則L項第3章に定める耐火炎レーシングスーツ、グローブ、ソックス、シューズ等を着用することを推奨する。
- 2) ヘルメットはJ A F国内競技車両規則・第4編細則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載されたものを着用すること。

13 安全の確保：

- 1) 競技中は、競技役員を除き、如何なる者もコース上に立ち入ってはならない。
- 2) オーガナイザーは、競技会場の形状等に応じて適切なコース設定を行うこと。

また、未経験者や初心者を対象としたクラスを設ける場合は、最大限に安全を考慮したコース設定を行うこと。なお、短縮したコースの設定や、減速区間を設けることができる。

- 3) 原則として観客の導入は認められない。ただし、観客の導入を希望する場合は、J A F公認スピード競技コース（2級以上）に準じた十分な防護対策を講じなければならず、観客導入計画書を作成し、競技会開催日の2ヶ月前にJ A Fに提出すること。J A Fは、当該観客導入計画書を受け、確認（査察等）を実施する。

なお、上記確認（査察等）により観客の導入が認められた場合でも競技会審査委員会が危険と判断した場合、観客導入を認めない場合がある。

- 4) オーガナイザーは、予め所轄消防本部・消防署等に対し、競技会（催物）開催にあたる救急連絡体制について打ち合わせておくこと。
また、競技会当日怪我、病気等の患者を開催場所内で搬送する車両を備えること。
- 5) 指名された救急委員長は、競技会開催前に最寄りの当該指定病院の所在地を明示した見取り図を用意し、これを競技会審査委員長に報告すること。

14 競技会の成立、延期、中止、短縮：

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は、全参加車両が1回以上の走行を終了した時点で成立する。

以上

スピード競技における旗信号に関する指導要項

J A F は、1979年度より、スピード競技における旗信号に関し、以下の指導要項を定める。ここに定めていないものについては、国際モータースポーツ競技規則付則H項に従うことが望ましい。

スタート旗 競技スタートの信号

国旗またはクラブ旗を用いる。

黄 旗 真横または真上に静止して提示——パイロン移動、転倒、脱輪。

黒 旗 ミスコース

赤 旗 危険あり。直ちに停止せよ。

緑 旗 コースがクリアされた。

講習会開設規定	第1章	Bライセンス講習会
	第2章	Aライセンス講習会
	第3章	公認審判員講習会
	第4章	国際ソーラーカー ライセンス講習会

1965年12月2日制定	2000年4月1日施行
1966年1月1日改定	2000年8月1日改正
1967年1月1日改定	2000年10月26日改正
1968年1月1日改定	2000年11月1日施行
1970年1月1日改定	2001年1月1日施行
1973年9月25日改定	2001年3月30日改正
1974年1月1日改定	2001年5月1日施行
1977年7月26日改定	2003年12月3日改正
1984年10月19日改定	2004年1月1日施行
1985年7月29日改定	2006年8月9日制定
1986年1月1日改定	2007年1月1日施行
1990年1月1日改定	2009年7月30日改正
1990年10月23日改定	2009年11月1日施行
1994年10月13日改定	2011年11月24日改正
1995年4月1日施行	2012年4月1日施行
1998年7月27日改定	2012年11月29日改正
1999年1月1日改定	2013年1月1日施行
1999年7月28日改正	2014年1月30日改正
	2014年4月1日施行

第1章 Bライセンス講習会

第1条 目 的

本規定は、J A F 発給の国内競技運転者（兼参加者）許可証B（以下Bライセンスという）および公認審判員許可証B 3級取得希望者のために開催される「Bライセンス講習会」の認定に関する規定である。

第2条 講習会の開設

ライセンス講習会は次のクラブおよび団体のみが開設できる。

1. J A F 本部および地方本部ならびに支部

2. 準加盟・加盟・公認のクラブおよび加盟・公認の団体
3. その他 J A F が特に認めた団体

第3条 講習会の開設場所

主催者は、講習会を行うに適した場所を講習会場として確保しなければならない。

第4条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の2ヵ月前までに所定の書式をもって、J A F 事務局に申請するものとする。
2. 申請の際に開設申請料として1件につき3,600円(消費税込)を必要とする。

第5条 講義科目および教材

講義科目は「自動車スポーツの概要」につき2時間以上とし、教材として次のものを講習時に必携していなければならない。

1. モータースポーツハンドブック

第6条 講師の認定

講師は自動車スポーツの諸規則に精通した者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちからこれを委嘱して J A F の承認を得るものとする。

1. 1級公認審判員許可証の保持者
2. その他 J A F が特に認めた者

注) 講師の補助員の資格については問わない。

第7条 受講者および受講料

1. 受講資格は普通自動車以上の運転免許証の保持者とする。
ただし、身体障がいのある者から受講の申込があった場合、講習会の主催者は、J A F スポーツ資格登録規定第2条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。
2. 受講料は1人4,100円(消費税込)以内とする。ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

第8条 受講者に対する注意事項

ライセンス講習会の主催者は受講者に対し、次の事項を周知徹底させなければならない。

1. ライセンス申請期間について、講習会受講後30日以内にBライセンスの申請手続きを行わないと無効となること。
2. ライセンス申請手続き方法について（すなわち必要とする書式の記載事項、添付書類、J A F会員の資格を必要とすること等）。
3. 上級申請に必要とする条件およびその手続き方法について。

第9条 査察委員の派遣

J A Fは講習会に対し随時査察委員を派遣することができる。査察委員は講習会の運営に対し本規定に基づく指示を行うことができる。

第10条 主催者の報告義務

1. 主催者は講習会終了後7日以内に、次の事項をJ A F所定の書式により、講習会開設申請を提出したJ A F事務所に報告しなければならない。
 - 1) 開催日時および場所
 - 2) 講師の氏名
 - 3) 講義内容および時間
 - 4) 受講者名簿

第11条 講習会の延期、取り止め

主催者が講習会を延期または取り止める場合は、その開設予定日の1週間前（不可抗力の場合を除く）までにJ A Fに理由を付して届出を行わなければならない。

第12条 講習会主催者、講師の遵守事項

講習会主催者および講師は本規定を遵守し、講習会を円滑に運営すること

第2章 Aライセンス講習会

第13条 目 的

本規定は、J A F 発給の国内競技運転者（兼参加者）許可証 A（以下 A ライセンスとする）取得希望者のために開催される「A ライセンス講習会」の認定に関する規定である。

第14条 講習会の開設

A ライセンス講習会は次のクラブおよび団体のみ開設できる。

1. J A F 本部および地方本部
2. 加盟・公認のクラブおよび団体
3. その他 J A F が特に認めた団体

第15条 講習会の開設場所

J A F 公認レーシングコースとする。

公認レーシングコース以外で開設する場合は、J A F の承認を得るものとする。

第16条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の2ヵ月前までに所定の書式をもって J A F 事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請の際に開設申請料として1件につき6,900円（消費税込）を必要とする。

第17条 講習内容および試験

1. 基礎講義 モータースポーツハンドブック……………30分以上
※国内Bを所持しない者が受講するものとする。
2. 講義
 - 1) 国内競技規則……………30分以上
 - 2) 競技車両規則……………30分以上
(国際モータースポーツ競技規則付則 J 項を含む)
 - 3) 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項……………30分以上
 - 4) レーシング講義……………30分以上

5) 筆記試験……………30分

注) 筆記試験問題は J A F が作成し、そのつど提供する。

3. 実技

(1) 基礎実技……………60分以上

(2) 走行実技試験……………60分以上

J A F スポーツ資格登録規定第 2 条 2 項に規定する「限定国内競技運転者許可証 A」の申請条件を満たした者が受講する場合は、基礎実技と走行実技試験は免除する。

4. 筆記試験は、国内競技規則および国内競技車両規則、H 項より抽出した問題とする。ただし受講者は上記の規則書等を試験の際に参照してもよい。

5. 走行実技試験は、国際モータースポーツ競技規則の付則 H 項に基づく信号合図およびレーシングマナー等によるものとする。

6. 試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

第18条 講師の選定

講師は自動車競技の諸規則に精通した者ならびにレーシングの実技経験の豊富な者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちから主任講師 1 名を含みこれを委嘱し、J A F の承認を得るものとする。

1. 国内競技規則の講師：公認審判員許可証 A 1 級の保持者
 2. 競技車両規則の講師：公認審判員許可証技術 A 1 級の保持者
 3. 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項の講師：公認審判員許可証コース A 1 級の保持者
 4. 走行実技の講師：国際競技運転者許可証 A、B、C の資格保持者または国内競技運転者許可証 A の資格保持者で J A F が特に認めた者
 5. レーシング講義の講師：走行実技の講師もしくは主任講師
- 注) 講師の補助員の資格については問わない。

第19条 受講資格および受講料

1. 国内 B を所持する者：

- ① 受講前 24 ヶ月以内に J A F 公認競技会（スピード競技、ラリーあるいはソーラーカーレース）に 1 回以上出場し、競技長によって成績（順位）認定された者。（リタイア、ミスコース等は実績として認

講習会開設規定

められない。)とし、受講料は21,200円以内とする。

- ②受講前24ヵ月以内にJ A F 公認のレーシングコースにおいて25分以上のスポーツ走行経験があり、走行したコースからの走行証明を有する者とし、受講料は21,200円以内とする。

2. 国内Bを所持しない者：

受講前24ヵ月以内にJ A F 公認レーシングコースにおいて50分以上のスポーツ走行の経験があり、走行したコースからの走行証明を有する者とし、受講料は、25,100円以内とする。

3. J A F スポーツ資格登録規定第2条2項に規定する、「限定国内競技運転者許可証A」の申請条件を満たした者が受講する場合は、受講料は21,200円以内とする。

4. 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証を所持し、受講前24ヵ月以内にJ A F 公認のソーラーカーレースの完走実績を有する者とし、国内Bの所持の有無に関わらず受講料は21,200円以内とする。

5. いずれの場合も受講料は消費税込みとし、J A F 指定の教材費は実費とする。

6. 受講者人員は原則として20名以上とし、実技科目の講師1人につき受講者は10名以内を原則とする。

なお、身体の障がいのある者から受講申込があった場合、講習会の主催者は、J A F スポーツ資格登録規定第3条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてJ A F の審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

第20条 合格者に対する注意事項

講習会の主催者は、試験合格者に対し次の事項を周知徹底させなければならない。

1. ライセンス申請期間について、試験合格後30日以内にAライセンスの上級申請手続きを行わないと無効になること。
2. ライセンス申請手続き方法について（すなわち必要とする書式の記載事項、添付書類、J A F 会員の資格を必要とすること等）。
3. 上級申請に必要な条件およびその手続き方法について。

第21条 査察委員の派遣

J A F は講習会に対し随時査察委員を派遣することができる。査察委員は講習会の運営に対し本規定に基づく指示を行うことができる。

第22条 主催者の報告義務

主催者は、講習会終了後7日以内に次の事項を書面により J A F 事務局に報告しなければならない。

1. 開催日時および場所
2. 講師の氏名
3. 講習内容およびその時間割
4. 試験合格者の氏名とその B ライセンス番号

第23条 講習会の延期、取り止め

主催者が講習会を延期または取り止める場合にはその開設予定日の1週間前（不可抗力の場合を除く）までに J A F に理由を付して届出を行わなければならない。

第24条 講習会主催者、講師および受講者の遵守事項

講習会主催者および講師は本規定を遵守し、講習会を円滑に運営することとし、受講者は講習会主催者の指示に従い講義を受講すること。

第3章 公認審判員講習会

第25条 目 的

本規定は、J A F 発給の公認審判員許可証の取得希望者のために開催される「公認審判員講習会」の認定に関する規定である。

第26条 講習会の開設

公認審判員講習会は次のクラブおよび団体のみが開設できる。

1. J A F 本部および地方本部
2. 加盟・公認クラブおよび団体
3. その他 J A F が特に認めた団体

第27条 講習会の開設場所

講習会開設規定

公認審判員Bの講習についてはJ A F 公認スピード競技コース、公認審判員Aの講習についてはJ A F / F I A 公認レーシングコースとする。

第28条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の2ヵ月前までに所定の書式をもってJ A F 事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請の際に開設申請料として1件につき3,600円(消費税込)を必要とする。

第29条 講習会の分類

講習会はAおよびBそれぞれの1級と2級とに分けられ、かつ役務種類ごとに、技術講習会、コース講習会、計時講習会の3種類に分けられる。講習会は、それぞれの分類を組み合わせることで実施することが出来る。

B 3級公認審判員講習会はBライセンス講習会を以てこれに代える。

第30条 講師の選定

講師は次のうちから主催者が、主任講師1名を含みこれを委嘱し、J A F の承認を得るものとする。

1. 各科目ごとに1級公認審判員許可証の保持者
2. その他J A F が特に認めた者

注) 講師の補助員の資格については問わない。

第31条 受講資格

講習会の受講資格は次の通りとする。

なお、受講者は受講する前に現在の審判員許可証を取得してから所定の役務実績を有すること。

1. A 2級の所持者：A 1級およびB 1級の審判員講習課程
2. B 1級の所持者：A 1級の審判員講習課程
3. B 2級の所持者：B 1級およびA 2級の審判員講習課程
4. B 3級の所持者：A 2級およびB 2級の審判員講習課程

第32条 受講料

受講料は1種目につき12,700円(消費税込)以内とし、他の種目を同時に受講する場合は4,100円(消費税込)の割り増しとする。

ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

第33条 受講者に対する注意事項

講習会の主催者は、受講者に対し次の事項を周知徹底させなければならない。

1. 公認審判員規定に基づきそれぞれ定められた役務執行を行い、資格認定試験を受け合格した後でなければ上級申請ができないこと。
2. 申請資格を得た日から30日以内に申請手続きを行わないと無効になること。
3. 公認審判員許可証AおよびBの上級申請資格について

第34条 査察員の派遣

J A F は講習会に対し随時査察委員を派遣することができる。査察委員は講習会の運営に対し、本規定に基づく指示を行うことができる。

第35条 主催者の報告義務

主催者は、講習会終了後7日以内に次の事項を書面により J A F 事務局に報告するものとする。

1. 開催日時および場所
2. 講師の氏名
3. 講習内容およびその時間割
4. 試験合格者の氏名、ライセンス番号

第36条 講習課程

講習課程（科目および時間数）および試験については次の通りとする。講義内容は各等級にふさわしい内容とすること。

講習会開設規定

種 目	コース	コース	技術	技術	計時	計時
科 目	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級
〔講義〕						
国内競技規則	30分以上	30分以上	30分以上	30分以上	30分以上	30分以上
国内競技車両規則			60分以上	60分以上		
付則 J 項			30分以上	30分以上		
付則 H 項	60分以上	30分以上			30分以上	
国際モータースポーツ競技規則		30分以上		30分以上		30分以上
レーシング講義	30分以上	30分以上				
車両公認書			30分以上	30分以上		
計測器具					60分以上	60分以上
〔実技〕						
実技講習(消火救急含む)	60分以上	60分以上	60分以上	60分以上	60分以上	60分以上
研究討論会		30分以上		30分以上		30分以上
講 習 時 間 合 計	3 時間 以上	3 時間 30分 以上	3 時間 30分 以上	4 時間 30分 以上	3 時間 以上	3 時間 30分 以上

筆記試験……60分以上

筆記試験問題は J A F が作成しそのつど提供する。

筆記試験は国際モータースポーツ競技規則とその付則、国内競技規則および国内競技車両規則、H 項より抽出し出題される。ただし受講者は上記の規則書等を試験の際に参照してもよい。

試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

第37条 講習会の延期、取り止め

主催者が講習会を延期または取り止める場合は、その開設予定日の 1 週間前（不可抗力の場合を除く）までに J A F に理由を付して届出を行わなければならない。

第38条 講習会主催者、講師および受講者の遵守事項

講習会主催者および講師は本規定を遵守し、講習会を円滑に運営する

こととし、受講者は講習会主催者の指示に従い講義を受講すること。

第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会

第39条 目的

本規定は、J A F 発給の限定国際ソーラーカー競技運転者許可証（以下「国際ソーラーカーライセンス」という。）取得希望者のために開催される「国際ソーラーカーライセンス講習会」の認定に関する規定である。

第40条 講習会の開設

講習会は次のクラブおよび団体のみ開設できる。

1. J A F 本部および地方本部
2. J A F 公認ソーラーカー競技会を開催または開催を予定している
加盟・公認のクラブおよび団体

第41条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の2ヵ月前までに所定の書式をもってJ A F 事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請の際、1件につきAライセンス講習会と同一の開設申請料を必要とする。

第42条 講習内容および試験

1. ソーラーカーによる競技に必要な内容とし、下記の1)～5)について合計2時間以上とする。
 - 1) モータースポーツの概要
 - 2) 国内競技規則
 - 3) ソーラーカー競技について
 - 4) 国際モータースポーツ競技付則H項
 - 5) レーシング講義
 - 6) 筆記試験……………30分以上

注）筆記試験問題はJ A F が作成し、そのつど提供する。

2. 筆記試験は、上記講義内容より抽出した問題とする。ただし受講者は規則書等を試験の際に参照してもよい。

3. 試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

第43条 教材

教材として、次のものを必携していなければならない。

1. モータースポーツハンドブック
2. 国際モータースポーツ競技規則付則H項
3. その他講習会主催者の定めるもの

第44条 講師の選定

講師はソーラーカー競技に精通した者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちから主任講師1名を含みこれを委嘱し、JAFの承認を得るものとする。

1. 国内競技規則講師：公認審判員許可証各A1級の所持者。
2. 国際モータースポーツ競技規則付則H項の講師：公認審判員許可証コースA1級の所持者。
3. レーシング講義の講師：国際競技運転者許可証A・B・Cの所持者または国内競技運転者許可証Aの所持者。

注) 講師の補助員の資格については問わない。

第45条 受講者及び受講料

下記の1. または2. の事項を満たす者。

ただし、身体の障がいのある者から受講の申込があった場合、講習会の主催者は、JAFスポーツ資格登録規定第2条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

1. 満16歳以上18歳未満の者は、親権者の同意を得ること。
2. 受講料は1人21,200円（消費税込）以内とする。ただし、JAF指定の教材費は実費とする。

第46条 合格者に対する注意事項

講習会の主催者は、試験合格者に対し次の事項を周知徹底させなければならない。

1. ライセンス申請期間について、試験合格後30日以内に申請手続き

を行わないと無効になること。

2. ライセンス申請手続き方法について（すなわち必要とする書式の記載事項、添付書類等）。
3. 満16歳以上18歳未満の者が、満18歳に達した後の手続について。

第47条 査察委員の派遣

J A Fは講習会に対し随時査察委員を派遣することができる。査察委員は講習会の運営に対し本規定に基づく指示を行うことができる。

第48条 主催者の報告義務

主催者は、講習会終了後7日以内に次の事項を書面によりJ A F事務局に報告しなければならない。

1. 開催日時および場所
2. 講師の氏名
3. 講習内容およびその時間割
4. 試験合格者の氏名とそのライセンス番号

第49条 講習会の延期、取り止め

主催者が講習会を延期または取り止める場合にはその開設予定日の1週間前（不可抗力の場合を除く）までにJ A Fに理由を付して届出を行わなければならない。

第5章 本規定の施行

第50条 本規定の施行

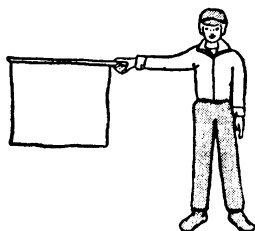
本規定は、2014年4月1日より施行する。

信号旗の表示方法

ドライバーが確認しやすいようにできるだけ大きな動作で明確に表示する。

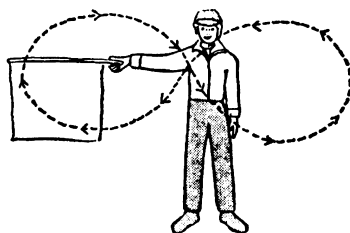
静止状態

(風のあるときは押さえて示す)。



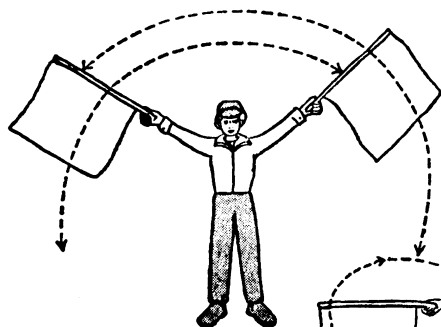
黒・青旗の場合は
対象者を指さす

振動の状態

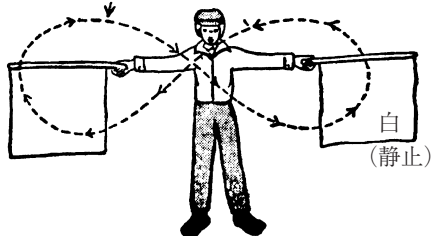


肩のつけ根を中心として
できるだけ大きく

2本の振動状態



2つの異なる旗の表示
(上・下に振ってもよい)



J A F 登録車両規定

1980年9月9日制	定
1981年7月17日改	定
1982年9月29日改	定
1984年10月19日改	定
1994年5月20日改定	施行
2014年3月25日改	定
2014年4月1日施	行

第1条 総 則

登録車両とは、市販車両を対象とし、下記条項に従って J A F に登録された車両をいう。

第2条 登録申請に必要な条件

以下のいずれかの条件を満たしていること。

1. 国土交通省型式認証車両（型式指定自動車または新型自動車）
2. 上記1. の車両を基本として一部の装置を変更、改造して製作された車両で、基本となる車両の型式を含み、かつ以下の条件を満たす車両。ただし、J A F が不適当と認めた場合はこの限りではない。
 - 1) 連続する12ヵ月間に100台以上製作されていること
 - 2) 通常の日本国内販売網を通じ、個々の顧客に対する販売を目的としていること

第3条 登録申請者の条件

1. 国産車については J A F 特別団体とする。
2. 外国車については当該車両の製造者または J A F が認めた当該車両の代理権者でありかつ J A F 登録団体でなければならない。

第4条 登録申請の手続き

J A F 所定の申請書に登録申請料を添えて申し込むこと。

第5条 提出書類

1. J A F 登録車両申請書：2 通
2. 車両カタログ：2 部

第6条 車両検査

当該車両は、自動車検査証に記載された型式指定番号（型式指定自動車の場合）または型式（新型自動車等の場合）により、J A F 登録車両であることを確認すること。

注）当該車両の仕様諸元は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会発行の「年製別型式早見表」および、カタログ、仕様書等を参照のこと。

第7条 参加者の遵守事項

競技会への参加者はオーガナイザーから要求された場合、J A F 登録車両に適合していることをカタログ、仕様書等により、証明しなければならない。

第8条 本規定の適用

本規定はレース、ラリー、およびスピード競技に適用する。

第9条 登録車両の有効期限

有効期限は、登録申請者から登録抹消申請が行われた日から5年で無効となる。

第10条 本規定の施行

本規定は、2014年4月1日より施行する

J A F 国内サーキットの 公認に関する規定

2001年10月19日制	定
2002年1月1日施	行
2002年7月31日改	正
2003年1月1日施	行
2005年8月2日改	正
2005年9月1日施	行
2009年11月26日改	正
2011年1月1日施	行

第1条 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、自動車レース競技の公正と安全を確保するため、国内のサーキットの公認に関し、国際自動車連盟（以下「F I A」という。）の国際モータースポーツ競技規則（以下「国際競技規則」という。）およびJ A F国内競技規則に基づき、本規定を定める。

F I Aによる国際公認に関わる事項については、F I Aの定める規則・基準等に拠るものとする。

第2条 公認および競技の開催

公認レース競技に使用されるサーキットは、F I AまたはJ A Fの公認を必要とする。

F I Aにより公認されたサーキットを「国際公認サーキット」という。J A Fにより公認されたサーキットを「国内公認サーキット」という。

国際公認サーキットでは、国際格式以下の公認レース競技を開催することができる。

国内公認サーキットでは、国内格式以下の公認レース競技を開催することができる。

第3条 種別

国内公認サーキットの種別は以下の通りとする。

1. 常 設：
サーキットの諸設備が常設で、常時使用できるサーキット
2. 準常設：
サーキットの諸設備が部分的に恒久的で、各競技会開催ごとに準備されるサーキット
3. 特 設：
サーキットの諸設備が臨時的で、特定の競技会に使用するために一時的に準備されるサーキット

第4条 公認申請の資格

J A F にサーキットの公認申請を行う者（以下「公認申請者」という。）の資格は、サーキット公認の種類により、以下の通りとする。なお公認後、公認申請者がその資格を失った場合、その時点で当該サーキットの公認は無効となる。

1. 常 設：
申請するサーキットを所有する法人・団体または当該サーキット運営を委任された法人・団体で、J A F 公認団体または J A F 加盟団体
2. 準常設：
 - 1) 申請するサーキットを所有する法人・団体、当該サーキット運営を委任された法人・団体または公認期間を通じ有効な当該サーキットの所有者と使用契約を得た法人・団体で、J A F 公認団体または J A F 加盟団体
 - 2) 申請するサーキットの所有者から公認期間を通じ有効な使用契約を得た J A F 公認クラブまたは J A F 加盟クラブ
3. 特 設：
 - 1) 申請するサーキットを所有する法人・団体、当該サーキット運営を委任された法人・団体または公認期間を通じ有効な当該サーキットの所有者と使用契約を得た法人・団体で、J A F 公認団体または J A F 加盟団体
 - 2) 申請するサーキットの所有者から競技会開催に必要となる期間中

有効な使用契約を得た J A F 公認クラブまたは J A F 加盟クラブ

第 5 条 公認の手続き

国内公認サーキットの公認申請手続きは、以下の通りとする。

1. 申請手続き

公認申請者は、所定の申請書に必要事項を記入し、以下の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の 3 ヶ月前までに J A F に提出すること。

また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の 11 月末日までに所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と所定の申請料を添えて J A F に提出すること。

※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。

その場合は、提出方法について予め J A F に確認すること。

2. 添付書類（各 1 部）

1) 競技内容説明書：（新規または変更のある場合のみ提出）

開催を意図するレース競技およびその参加車両区分を詳細に記入すること。

なお、特設サーキットの場合は当該競技会の特別規則書草案を添付して提出すること。

2) 案内図：（新規または変更のある場合のみ提出）

50,000分の 1 以上の正確な地図に次の所在を記入すること。

(1)サーキットの位置

(2)応需病院（指定の救急病院）の位置

(3)主要道路からの進入路（および／または最寄りの鉄道駅からの進入路）

(4)消防署

(5)警察署

3) サーキットの図面：（新規または変更のある場合のみ提出）

サーキットの図面には次の事項を明記すること。

(1)サーキットの設定

①周回方向

②横断勾配

③縦断勾配

- ④曲率
- (2)ライン
 - ①スタートライン
 - ②フィニッシュライン
 - ③コントロールライン
 - ④赤旗ライン
- (3)競技用施設
 - ①レース管制室
 - ②事務局
 - ③計時室
 - ④審査委員会室
 - ⑤マーシャルポスト
 - ⑥スターターボックス
 - ⑦パドック
 - ⑧車検場
 - ⑨監視カメラ
- (4)設備
 - ①ピット進入警告装置
 - ②監視カメラ
- (5)ピットエリア
 - ①ピット入口ロード
 - ②ピット出口ロード
 - ③ピットレーン
 - ・ファストレーン
 - ・コリドー
 - ・作業エリア
 - ④ウェイングエリア
 - ⑤ペナルティストップエリア
 - ⑥ピット入口および出口灯火信号
 - ⑦ピットガレージ
 - ⑧シグナリングプラットフォーム
- (6)防護体およびトラックサイド
 - ①コンクリートウォール

- ②ガードレール
- ③タイヤバリア
- ④①～③以外の第 1 防護体
- ⑤デブリフェンス
- ⑥⑤以外の第 2 防護体
- ⑥ヴァージ（路側帯）
- ⑦ランオフエリア（退避地帯）
 - ・グラベルベット
 - ・アスファルト
- ⑧カーヴ（縁石）掲載
- ⑨サービスロード
- ⑩アクセスポイント
- ⑪観客席
- ⑫連絡通路
- ⑬橋梁

(7)その他

- ①医務室
- ②ヘリポート
- ③駐車場
- ④ガソリンスタンド
- ⑤メディアセンター
- ⑥ブリーフィングルーム

4) コースおよびその施設の説明書：（新規または変更のある場合のみ提出）

次の事項を詳細に記載すること。

(1)コース

- ①トラックの全長（m）

※トラックの全長は、F I A 国際競技規則付則 O 項に従い、測定されるものとする。

- ②コースの幅員

- ・トラック 最大（m）～最小（m）
- ・ランオフエリア（退避地帯） 最大（m）～最小（m）

- ③サーキット概要：

J A F 国内サーキットの公認に関する規定

- ・総面積 (㎡)
- ・トラック面積 (㎡)
- ・ピット面積 (㎡)
- ・パドック面積 (㎡)
- ・車検場面積 (㎡)
- ・駐車場面積 (㎡)

(2) 灯火信号

- ① スタート灯火信号概要
- ② ポスト灯火信号概要

(3) 救急施設

- ① 医務室概要
- ② 応需病院（指定の救急病院）概要（サーキットからの距離および所要時間を含む）
- ③ 設備・備品
- ④ 救急車保有台数
- ⑤ 救助用車両概要と保有台数
- ⑥ 消火器概要と保有数

(4) 観客用施設

- ① 総収容観客数
- ② 総スタンド席数
- ③ 駐車場収容台数（観客用）

5) その他 J A F の求める資料

第 6 条 サーキットの査察

J A F は、F I A の定める規則・基準等に従い、サーキットの査察を行うが、サーキットの地理、地形等、特殊な条件および開催される競技の特性を勘案して、F I A の定める規則・基準等に記載されていない事項を指示することができる。

なお、本査察は J A F がサーキットの安全事項について勧告指導を行う目的で実施されるものであり、査察を行ったサーキットにおいて事故が発生しても、J A F はなんら責任を負うものではない。

1. 査察

1) 義務づけられる査察

- (1) J A F 公認サーキットとして新規申請および更新申請を行う場合。
 - (2) 既存の J A F 公認サーキットでコースあるいは施設の変更を行い、J A F が必要と認めた場合。
 - (3) 申請時に安全施設が暫定的である場合。
この場合公認申請者ならびに競技会オーガナイザーは競技会前日までに査察を受けなくてはならない。
- 2) 臨時に行われる査察
- (1) 重大な事故が発生した場合。
 - (2) 公認申請者または競技会オーガナイザーより特に要請があり、J A F が必要と認めた場合。(査察にかかる費用は要請者の負担とする。)
 - (3) その他 J A F が特に必要と認めた場合。

2. 査察員

査察は、J A F が指名する J A F 安全部会委員またはその他の適格者によって実施される。査察中、関係者以外の立ち合いは許されない。

3. 査察項目

査察は次の項目について行われる。

- 1) 当該サーキットに適合する最高の公認レースの格式の決定
- 2) 当該サーキットに適合するレース車両の区分と最大出走台数の算定
- 3) ピットレーンの通過速度およびピット設備の決定
- 4) サーキット状況全般の確認
- 5) 観客の防護設備の確認
- 6) 消火および救急医療施設、車両および器具の確認
- 7) 場内通信設備全般の確認

4. 査察実施に関する確認事項と査察に関する経費

J A F は公認申請者との間で査察の日程、経費、およびその他実施に必要な事項について連絡、確認を行う。査察に関する諸経費は原則として公認申請者が負担する。

第7条 査察報告

J A F は、査察終了後、直ちに査察報告書を公認申請者に送付する。

公認申請者は、査察報告書に記載された事項に関して、受領した日から20日以内に意見を申し立てることができる。

この期限内に意見の申し立てがない場合には、その報告書は最終のものとされ、必要とされる改修、その完成期限など、報告書に記載されている事項全てを公認申請者が受け入れたものとする。

査察報告書の内容に関してＪＡＦと公認申請者との間に見解の相違がある場合には、ＪＡＦが検討し、最終決定を行う。

もしサーキットに複数のレイアウトがなされている場合、公認は査察を受けた部分に対してのみ有効である。

第 8 条 許可証の発給

すべての勧告指導および最終査察報告書による必要条件を満たしているサーキットに対し、その時点における安全事項を公認の有効期間中継続して保持することを条件に「ＪＡＦ国内公認サーキット許可証」（以下「許可証」という。）が発給される。

1. 許可証の内容

- 1) 公認の種別
- 2) 有効期間
- 3) トラックの全長
- 4) 周回方向
- 5) ポールポジション
- 6) 最大決勝出走台数
- 7) 開催可能競技会
- 8) 出走可能車両
- 9) ピットレーン通過速度
- 10) その他の条件(競技距離、競技時間、燃料補給を伴う競技の可否など)

2. 公認有効期間

常設および準常設サーキットの許可証の有効期間は、許可証発給日からその年の12月31日までとする。

なお、常設サーキットの公認の有効期間は、申請に基づき許可証発給日から翌々年の12月31日まで認められる。

特設サーキットの公認の有効期間は、原則として当該競技会の開催中に限られる。

第 9 条 本規定の施行

本規定は、2011年 1 月 1 日より施行する。

J A F 国内スピード競技 コースの公認に関する規定

2002年7月31日	制 定
2003年1月1日	施 行
2004年3月22日	改 正
2004年4月1日	施 行
2009年11月26日	改 正
2011年1月1日	施 行
2013年8月1日	改 正
2014年1月1日	施 行

第1条 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、スピード競技の公正と安全を確保するため、国内のスピード競技コースの公認に関し、J A F 国内競技規則に基づき、本規定を定める。

第2条 公認および競技の開催

公認スピード競技に使用されるコースは、J A F の公認を必要とする。
ただし、ジムカーナとダートトライアルのクローズド競技については、公認コースの使用を推奨する。

J A F はスピード競技コースを公認する際、1 級から3 級までの格式を付与する。各級の開催できる競技会の内容および具備すべき要件は次の表2-1の通りである。ただし、臨時コースについては、開催できる競技会の内容および具備すべき要件について個別に審査が行われる。

表 2-1：コース格式と開催できる競技会の内容および具備すべき要件

			1 級	準 1 級	2 級	3 級
	コース格式と開催できる競技会の内容	開催できる競技会の格式	国内競技以下	国内競技以下	準国内競技以下	地方競技以下
		ジムカーナ	P.P.N.N.S.A. S.A.X.B.A.E. S.C.D	P.P.N.N.S.A. S.A.X.B.A.E. S.C	P.P.N.N.S.A. S.A.X.B.A.E. S.C	P.P.N.N.S.A. S.A.X.B.A.E.
		出走可能車両クラス				
		ゲートトライアル	P.P.N.N.S.A. S.A.X.B.A.E. S.C.D	—	P.P.N.N.S.A. S.A.X.B.A.E. S.C.D	P.P.N.N.S.A. S.A.X.B.A.E.
安全体制	観衆導入		○	○	○	×
	防護設備	第9条安全基準に合致した防護設備	○	○	○	○
	消火体制	第9条安全基準に従った消火体制	○	○	○	○
	救急施設	第9条安全基準に従った救急施設（救護室および救急活動専用車両）	○	○	○	○
施設設備	観衆	観衆に対する安全基準を満たした観衆エリアの仕切り設備	○	○	○	×
	バドック	参加台数を取容できるバドックの設置	○	○	○	○
	参加者用掲示板	参加者用掲示板の設置	○	○	○	○
	駐車場	充分な台数を取容できる駐車場の設置	○	○	○	×
	施設案内板	施設案内板の設置	○	○	○	×
	車検場	隔離された車検場の設置	○	○	×	×
	本部建物	競技会の運営、管理を行うための建物の設置	○	○	×	×
	審査委員会室	審査委員会室の設置	○	○	×	×
	放送設備	放送設備の設置	○	○	×	×
	放送管理	コース施設管理責任者の選任	○	○	×	×

第 3 条 コースの種別

国内公認スピード競技コースの種別は以下の通りとする。

1. 常 設：

コースの諸設備が常設で、モータースポーツに供することを主目的として開設される常時使用できるコースであって、かつ原則として競技会開催期間中以外であっても、練習走行等のモータースポーツ関連の目的に使用できる状態であること。

2. 準常設：

常設の条件に準じ、部分的に恒久的な諸設備を有するコースで、モータースポーツに供することを主目的として開設されるコースではないが、当該年の国内スポーツカレンダーに登録された競技会の開催に供することが可能な状態であること。

3. 臨 時：

コースおよび諸設備が臨時的で、特定の競技会に使用するために一時的に準備されるコース。

第4条 公認申請の資格

J A F にコース公認申請を行う者（以下「公認申請者」という。）の資格は、コース公認の種類により、以下の通りとする。なお公認後、公認申請者がその資格を失った場合、その時点で当該コース公認は無効となる。

1. 常 設：

- 1) 申請するコースを所有する法人・団体または当該コース運営を委任された法人・団体で、J A F 公認団体または J A F 加盟団体
- 2) コースの所有者から公認期間を通じ有効となる使用契約を得た J A F 公認団体または J A F 加盟団体で、J A F が審査し認めた者

2. 準常設：

- 1) 申請するコースを所有する法人・団体または当該コース運営を委任された法人・団体で、J A F 公認団体または J A F 加盟団体
- 2) コースの所有者から公認期間を通じ有効となる使用契約を得た J A F 公認団体、J A F 加盟団体、J A F 公認クラブ、J A F 加盟クラブまたは J A F 準加盟クラブ

3. 臨 時：

- 1) 申請するコースを所有する法人・団体または当該コース運営を委任された法人・団体で、J A F 公認団体または J A F 加盟団体
- 2) コースの所有者から競技会開催に必要となる期間中有効となる使用契約を得た J A F 公認団体、J A F 加盟団体、J A F 公認クラブ、J A F 加盟クラブまたは J A F 準加盟クラブ

第5条 公認の手続き

公認申請手続きは、以下の通りとする。

1. 申請手続き

公認申請者は、所定の申請書に必要事項を記入し、下記の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の3ヶ月前までに J A F に提出すること。

また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の11月末日までに所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と所定の申請料を添えて J A F に提出すること。

※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。
その場合は、提出方法について予め J A F に確認すること。

2. 添付書類（各 1 部）

1) 競技内容説明書：

開催を意図するスピード競技およびその参加車両区分を詳細に記入すること。なお、新規申請の場合は最初に開催を予定している公認競技会の開催日を記入すること。

2) 案内図：

50,000分の 1 以上の正確な地図に次の事項を記入すること。

(1)コースの位置

(2)応需病院（指定の救急病院）の位置（距離および所要時間を記入）

(3)主要道路からの進入路（および／または最寄りの鉄道駅からの進入路）

3) 競技コース全体図：

競技コース全体図には次の施設を明記すること。

(1)防護設備

(2)救急施設

(3)パドック

(4)参加者用掲示板

(5)観衆導入エリア（通路を含む）（2 級以上）

(6)施設案内板（2 級以上）

(7)一般駐車場（2 級以上）

(8)再車検場（1 級及び準 1 級）

(9)本部建物（1 級及び準 1 級）

(10)審査委員会室（1 級及び準 1 級）

(11)放送設備（スピーカー設置箇所）（1 級及び準 1 級）

4) コース使用契約書写し：

コースの所有者と公認申請者が異なる場合には、申請する公認期間満了まで有効なコース使用に関する両者間の契約内容を証明する書面の写しを提出のこと。

5) その他 J A F の求める資料。

第 6 条 コースの査察

ＪＡＦ国内スピード競技コースの公認に関する規定

ＪＡＦは、第９条安全基準に従い、コース査察を行い、安全事項に関する勧告指導を行う。

なお、本査察はＪＡＦがコースの安全事項について勧告指導を行う目的で実施されるものであり、査察を行ったコースにおいて事故が発生しても、ＪＡＦはなんら責任を負うものではない。

１．査察

１）義務づけられる査察

- (1) ＪＡＦ公認スピード競技コースとして新規申請を行う場合。
- (2) 既存のＪＡＦ公認スピード競技コースで全日本選手権を開催する場合。（隔年実施）
- (3) 既存のＪＡＦ公認スピード競技コースでＪＡＦが必要と認めた場合。

２）臨時に行われる査察

- (1) 重大な事故が発生し、ＪＡＦが必要と認めた場合。
- (2) 公認申請者または競技会オーガナイザーより特に要請があり、ＪＡＦが必要と認めた場合。（査察にかかる費用は要請者の負担とする。）
- (3) その他ＪＡＦが特に必要と認めた場合。

２．査察員

査察は、ＪＡＦが指名するＪＡＦ安全部会委員またはその他の適格者によって実施される。

３．査察立会人

査察にはコース申請者か管理人、あるいはＪＡＦが認めた代理人が立ち会わなければならない。査察中は認められた者以外の立ち会いは許されない。

４．査察項目

査察は第９条安全基準の各項目について行われる。

５．査察実施に関する確認事項

ＪＡＦは公認申請者との間で査察の日程およびその他実施に必要な事項について連絡、確認を行う。

第７条 査察報告

ＪＡＦは、査察終了後、直ちに査察報告書を公認申請者に送付する。

公認申請者は、査察報告書に記載された事項に関して、受領した日から20日以内に意見を申し立てることができる。この期限内に意見の申し立てがない場合には、その報告書は最終のものとされ、必要とされる改修、その完成期限など、報告書に記載されている事項全てを公認申請者が受け入れたものとする。

査察報告書の内容に関してＪＡＦと公認申請者との間に見解の相違がある場合には、ＪＡＦが検討し、最終決定を行う。

第8条 許可証の発給

すべての勧告指導および最終査察報告書による必要条件を満たしているコースに対し、その時点の安全基準を公認の有効期間中継続して保持することを条件に「ＪＡＦスピード競技コース許可証」（以下「許可証」という）が発給される。

1. 許可証の内容

- 1) コースの種別
- 2) 公認の種別
- 3) 有効期間
- 4) その他条件
- 5) コース図

2. 有効な競技種目

許可証は、当該コースに許された競技種目（ジムカーナ、ダートトライアル等）に対してのみ有効である。他のスピード競技の開催には、別途申請に基づく許可を必要とする。

3. 公認の有効期間

常設および準常設コースの許可証の有効期間は、許可証発給日からその年の12月31日までとする。

なお、常設コースの公認の有効期間は、申請に基づき許可証発給日から翌々年の12月31日まで認められる。

臨時コースの公認の有効期間は、原則として当該競技会の期間中に限られる。

第9条 安全基準

1. 通則

J A F 国内スピード競技コースの公認に関する規定

- 1) 本基準は J A F 公認のスピード競技を開催するコースとして事前に満足しておくべき条件を定めたものである。
 - 2) J A F はコース公認にあたり本基準に従いコース査察を行い、既設のコースについては過去の運営上の経験と実績を考慮し、また新設のコースについてはそのコースの立地条件および運営のための安全面等を調査した後、代案または特例を認めることができる。
2. コースの基準
- スピード競技に使用する競技コースは、競技種別毎に以下に定める基準に従い設定する。
- 1) ジムカーナコース
 - (1)全長：300m以上3,000m以下とする。直線区間は300m以下とする。
 - (2)幅員：3m以上。
ただし高速制限のため限定された個所にゲート幅を設置する場合は、参加車両に応じ3m以下の幅員が許される。
 - (3)路面：コース路面は原則として平坦なこと。軟弱な部分のない、硬く表面処理された路面（ターマック、コンクリート、アスファルト等）とする。
 - (4)フィニッシュエリア：
フィニッシュラインは最終の方向転換から10m以上の位置に設けることとする。
 - (5)減速レーン（ストップレーン）：
フィニッシュラインの前方には安全な直線の減速レーンを設けること。減速レーンの距離は最終方向転換とフィニッシュライン間の距離の1.5倍以上を必要とし、かつ走路と同様の路面であること。
 - 2) ダートトライアルコース
 - (1)全長：500m以上。
 - (2)幅員：2m以上。
 - (3)路面：特に危険な状態でない非舗装路とし、全長の20%以内ならば、舗装路面を含むことができる。
 - (4)フィニッシュエリア：
フィニッシュラインは最終の方向転換から10m以上の位置に設けることとする。

(5)減速レーン（ストップレーン）：

フィニッシュラインの前方には安全な直線の減速レーンを設けること。減速レーンの距離は最終方向転換とフィニッシュライン間の距離の1.5倍以上を必要とし、かつ走路と同様の路面であること。

3) その他のスピード競技コース

下記の競技コースについては、F I A の定める規則・基準または J A F が定める当該公認規定に準拠し、個別に審査される。

- (1)ヒルクライム競技コース
- (2)ドラッグレース競技コース
- (3)ラリークロスおよびオートクロス競技コース
- (4)ツイントライアル競技コース
- (5)上記(1)～(4)以外のスピード競技コース

3. 観衆エリアの設定と防護設備の基準

競技コースの周辺に観客を導入する場合には、安全に十分注意し、下記に示すセーフティゾーンおよび／または防護設備を整えること。ダートトライアルコースについては、想定される競技コースからの飛散物に対し策を講じること。

また、車両がコースを逸脱した場合、重大な危険を招くことのないよう留意し、特に転落の恐れのある箇所についても下記に掲げる防護設備もしくは同等の効果を有する他の防護設備を設置すること。

1) コーナーの外側

- (1)表 9-1 の防護設備を用いる場合は、走路端から防護設備までの間に、少なくとも次に示す計算式によって求められる距離のセーフティゾーンを確保し、さらに防護設備の後方に同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った観衆エリアを設定すること。

$$\text{舗装路：} \frac{V^2 - 920}{230} \text{ (m)} \quad \text{非舗装路：} \frac{V^2 - 920}{130} \text{ (m)}$$

V は参加車両のうち最も速い車両のコーナー進入初速度を km/h で表したものである。

- (2)表 9-2 の防護設備を用いる場合は、防護設備の端から同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った観衆エリアを設定すること。

J A F 国内スピード競技コースの公認に関する規定

- (3)表 9-3 の防護設備は競技運転者、競技参加者その他競技に関わる者のみの防護を目的としたものであり（例：防護設備の開口部を塞ぐ場合等）、少なくとも(1)に示す計算式によって求められる距離のセーフティゾーンを確保し、さらに防護設備の後方に同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った立入り可能エリアを設定すること。

2) コーナーの内側および直線部

- (1)表 9-1 の防護設備を用いる場合は、その後方に同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った観衆エリアを設定すること。
- (2)表 9-2 の防護設備を用いる場合は、防護設備の端から同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った観衆エリアを設定すること。
- (3)表 9-3 の防護設備は競技運転者、競技参加者その他競技に関わる者のみの防護を目的としたものであり（例：防護設備の開口部を塞ぐ場合等）、その後方に同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った立入り可能エリアを設定すること。

表 9-1

防護設備	仕 様	隔離距離
コンクリートウォールまたは石垣	高さ75cm以上、厚さ20cm以上。	3 m以上
仮設コンクリートウォール	高さ90cm以上、厚さ7cm以上、1個あたりの正面幅180cm以上、奥行きは高さの80%以上。	
ガードレール	J I S A 種の仕様が望ましい。ジムカーナD車両が走行する場合は2段ガードレールとする。	
土嚢または土盛	高さ1m以上、上底1.8m以上、下底3m以上。走路に対し60°以上の角度を有すること。	4 m以上

上記以外の防護設備については J A F が査察・検証を行ったうえでこれを代案として認めることがある。

表 9-2

防護設備	仕 様	隔離距離
自然または人工の防護壁の上に観衆を入れる場合	高さ2m以上、2.5m未満の防護壁。走路に対し60°以上の角度を有すること。	1.5m以上
	高さ2.5m以上の防護壁。走路に対し60°以上の角度を有すること。	50cm以上

表 9-3

防護設備	仕 様	隔離距離
車 列	軽自動車およびトラックは使用不可。ジムカーナD車両が走行する場合は前面にタイヤバリアを設置すること。	4 m以上

3) タイヤバリア

ガードレールやコンクリートウォール設置に伴い、衝突する車両の衝撃を和らげるため、タイヤバリアの設置が必要な場合がある。

タイヤバリアは、ガードレール等の後部支持体に堅固に固定されることが望ましい。

4. パドックの基準

パドック（競技車両を保管、待機できる場所）は、前記の表 9-1・表 9-2・表 9-3 により競技コースと明確に仕切ること。また減速レーンから直進してパドックへ進入することなく、パドック入口で必ず一旦停止を要する設定としなければならない。

5. 消火体制の基準

コースのいかなる地点にあっても消火要員は事故発生後实际的に可能な範囲で出来るだけ早く現場に到着し、車両の火災を消火するために適切な方法で介入し得ること。

このため消火要員は常時使用できる内容量 3 kg 以上（ハロンについては 1 kg 以上）の乾性の化学消火器、またはそれと同等の能力を有する消火器を常時 1 本以上携行し待機すること。

また、オーガナイザーは上記消火器を、ジムカーナ競技については競技中少なくとも常時 3 本以上、ダートトライアル競技については各走路監視ポスト毎に競技中少なくとも常時 1 本以上用意すること。また、消火活動専用の車両を用意することが望ましい。

なお、オーガナイザーは競技開始前に消火機材および消火要員の準備体制について確認すること。

6. 救急施設の基準

1) ドライバーの事故の手当てに限らず、参加関係者、役員をも含めて応急手当ができる体制であること。観衆については別途に応急手当ができる体制を備えておくことを推奨する。救急施設（救護室）の設置にあたっては、視覚的隔離に留意のうえ、1 階に置き、衛生管理用給水設備を確保すること。

2) 救急活動専用の車両を複数台用意すること。

第10条 コースの安全確保

1. 公認されたコースについては、第 9 条「安全基準」に従って競技会

開催中の安全性を確保すること。また、公認申請者は、競技会に限らず練習走行またはテスト走行であっても、コースで発生した事故については速やかにＪＡＦに報告すること。

2. 競技会審査委員会は、コースが本規則に定める安全基準に適合していない場合、または査察に基づくＪＡＦ指導勧告、改善指示が実行されていない場合は、コースを修正させ、もしくは競技会を中止させることが出来る。
3. 公認申請者は、公認を取得した後コースレイアウトや安全施設に対する変更、改修を行う場合には、事前にＪＡＦに報告しその指示に従うこと。もしこれを怠った場合は、格式の変更もしくはコース公認の取り消しが課される場合がある。その場合既に支払った公認申請料は返還されない。

第11条 施行年月日

本規定は、2014年1月1日より施行する。

|||||

J A F 登録クラブ地域協議会 連絡会議

1990年10月23日制 定
1990年12月7日改 定
1998年1月1日改定施行

|||||

1. 名 称

J A F 登録クラブ地域協議会連絡会議（以下「連絡会議」という。）とする。

2. 目 的

連絡会議は、次の目的を達成するために開催する。

- (1) モータースポーツに関する J A F との意見交換。
- (2) 各 J A F 登録クラブ地域協議会（以下「地域協議会」という。）間の活動について連携を密にする。
- (3) 各地域内のクラブ間相互の交流推進。
- (4) モータースポーツに関する事業活動の情報交換。
- (5) 競技の安全性に関する研修の推進。

3. 構 成

- (1) 連絡会議の構成は、各地域協議会の運営委員長または当該地域の協議会の運営委員会で選出した代表者、ならびに J A F モータースポーツ部長とする。
- (2) 連絡会議には、J A F 登録クラブ地域協議会の代表者の中から選出された座長および副座長を置く。
- (3) 座長は、互選で選出する。
- (4) 座長の任期は1年とし、重任を妨げない。

4. 会議の開催

連絡会議は、最少年4回開催する。

5. 事務取り扱い

J A F モータースポーツ部が行う。

